

令和元年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 令和元年6月13日(木) 開 会

至 令和元年6月25日(火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第4回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	6
○ 6月13日(議事日程第1号)	7
○ 会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	22
会期を定めることについて	22
議員上里樹君に対する懲罰の件	23
議員上里樹君に対する懲罰動議	34
議員上里樹君に対する懲罰の件	34
議案審議	39
○ 6月19日(議事日程第2号)	51
一般質問	89
我如古 三 雄 君	89
新 里 匠 君	98
前 里 光 健 君	110
島 尻 誠 君	122
下 地 信 広 君	134
○ 6月20日(議事日程第3号)	143
一般質問	146
下 地 勇 徳 君	146
粟 国 恒 広 君	154
上 地 廣 敏 君	167
平 良 和 彦 君	176
高 吉 幸 光 君	186
○ 6月21日(議事日程第4号)	193
議案審議	197
一般質問	199
狩 俣 政 作 君	199
仲 里 夕カ子 君	210
濱 元 雅 浩 君	225
友 利 光 徳 君	239
平 百合香 君	253

○6月24日（議事日程第5号）	261
一般質問	263
砂川辰夫君	263
平良敏夫君	270
眞榮城徳彦君	283
國仲昌二君	293
山里雅彦君	305
○6月25日（議事日程第6号）	319
議案審議	329

宮古島市告示第89号

令和元年第4回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和元年6月6日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 令和元年6月13日（木）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第53号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	市 長	令和元年 6月13日	令和元年 6月25日	原案可決
議案 第54号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第55号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する 条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第56号	宮古島市介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第57号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第58号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第59号	伊良部池間添市営住宅新築工事(建築・屋外整 備)請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第60号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第61号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第62号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第63号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第64号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第65号	損害賠償請求調停事件の調停について	〃	〃	〃	〃
議案 第66号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第67号	財産の取得について	〃	令和元年 6月21日	〃	〃
報告 第5号	平成30年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について	〃	令和元年 6月13日		

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
報告 第 6 号	平成 3 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	市長	令和元年 6月13日		
報告 第 7 号	平成 3 0 年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第 8 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第 9 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	〃	〃		
陳情書 第 9 号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書	沖縄県那覇市古波蔵4-10-53 健康企画ビル3階 沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	〃	令和元年 6月25日	採 択
陳情書 第 1 0 号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号 ハピネス新都心Ⅱ302号 「新しい提案」実行委員会 安里 長従	〃	〃	不 採 択
陳情書 第 1 1 号	全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に上げを求める陳情	沖縄県那覇市奥武山町26-24 奥武山マンションビル201号 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明	〃	〃	採 択

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第12号	公契約条例の制定を求める陳情	沖縄県那覇市奥武山町26-24 奥武山マンションビル201号 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明	令和元年 6月13日	令和元年 6月25日	継続審査
陳情書 第13号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	東京都新宿区四谷二丁目8番地 全国青年司法書士協議会 会長 半田 久之	〃	〃	不採択
陳情書 第14号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番10号 宜野湾市民の安全な生活を守る会 会長 平安座唯雄	〃	〃	採 択
陳情書 第15号	米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情	沖縄県中頭郡北谷町字桑江630-1 米海軍兵による女性殺害緊急追悼・抗議実行委員会 共同代表 瑞慶覧 功	〃	〃	不採択

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
意見書案 第4号	全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める意見書	総務財政委員会	令和元年 6月25日	令和元年 6月25日	原案可決
意見書案 第5号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書	〃	〃	〃	〃
意見書案 第6号	沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書	文教社会委員会	〃	〃	〃
意見書案 第7号	沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書	〃	〃	〃	〃
意見書案 第8号	在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書	議員	〃	〃	〃
意見書案 第9号	米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書	〃	〃	〃	〃
決議案 第4号	在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議	〃	〃	〃	〃
決議案 第5号	米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議	〃	〃	〃	否決
決議案 第6号	沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議	〃	〃	〃	原案可決
	議員上里樹君に対する懲罰の件	議員上里樹君に対する懲罰特別委員会	平成31年 3月28日	令和元年 6月13日	公開の議場における陳謝
	議員上里樹君に対する懲罰動議	議員	令和元年 6月13日	〃	可決
指名 第2号	議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員の選任について		〃	〃	指名
	議員上里樹君に対する懲罰の件	議員上里樹君に対する懲罰特別委員会	〃	〃	3日間 (6月13日から6月15日までの出席停止)
派遣 第1号	議員の派遣について		令和元年 6月25日	令和元年 6月25日	派遣



開会日（令和元年6月13日）に応招した議員

佐久本	洋介	君	國仲	昌二	君
上地	廣敏	〃	友利	光德	〃
新里	匠	〃	上里	樹	〃
平	百合香	〃	下地	勇德	〃
仲里	夕カ子	〃	栗国	恒広	〃
島尻	誠	〃	平良	敏夫	〃
平良	和彦	〃	山里	雅彦	〃
下地	信広	〃	棚原	芳樹	〃
我如古	三雄	〃	砂川	辰夫	〃
前里	光健	〃	濱元	雅浩	〃
狩俣	政作	〃	眞榮城	徳彦	〃
高吉	幸光	〃			

令和元年

# 第4回宮古島市議会(定例会)会議録

6月13日(木) 初日

(議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑(付託))

## 令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第1号

令和元年6月13日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議員上里樹君に対する懲罰の件 (懲罰特別委員長報告)
- 〃 第 4 議案第53号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号） (市長提出)
- 〃 第 5 〃 第54号 令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号） (〃 )
- 〃 第 6 〃 第55号 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について (〃 )
- 〃 第 7 〃 第56号 宮古島市介護保険条例の一部改正について (〃 )
- 〃 第 8 〃 第57号 宮古島市火災予防条例の一部改正について (〃 )
- 〃 第 9 〃 第58号 財産の取得について (〃 )
- 〃 第10 〃 第59号 伊良部池間添市営住宅新築工事（建築・屋外整備）請負契約について (〃 )
- 〃 第11 〃 第60号 字の区域の変更について (〃 )
- 〃 第12 〃 第61号 字の区域の変更について (〃 )
- 〃 第13 〃 第62号 字の区域の変更について (〃 )
- 〃 第14 〃 第63号 字の区域の変更について (〃 )
- 〃 第15 〃 第64号 字の区域の変更について (〃 )
- 〃 第16 〃 第65号 損害賠償請求調停事件の調停について (〃 )
- 〃 第17 〃 第66号 損害賠償の額を定めることについて (〃 )
- 〃 第18 報告第5号 平成30年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (〃 )
- 〃 第19 〃 第6号 平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (〃 )
- 〃 第20 〃 第7号 平成30年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について (〃 )
- 〃 第21 〃 第8号 平成30年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について (〃 )
- 〃 第22 〃 第9号 平成30年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について (〃 )

### ◎会議に付した事件

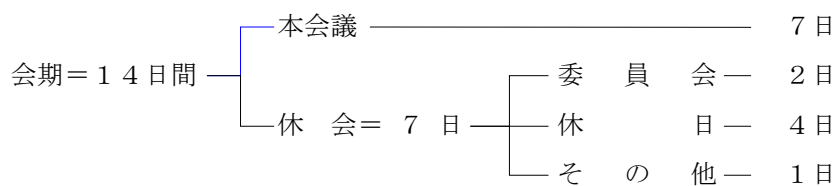
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2		会期を定めることについて	
” 第 3		議員上里樹君に対する懲罰の件	(懲罰特別委員長報告)
追加日程第 1		議員上里樹君に対する懲罰動議	(議員提出)
		議員上里樹君に対する懲罰の件	(懲罰特別委員長報告)
日程第 4	議案第 5 3 号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算 (第 2 号)	(市長提出)
” 第 5	” 第 5 4 号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	( ” )
” 第 6	” 第 5 5 号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	( ” )
” 第 7	” 第 5 6 号	宮古島市介護保険条例の一部改正について	( ” )
” 第 8	” 第 5 7 号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	( ” )
” 第 9	” 第 5 8 号	財産の取得について	( ” )
” 第 1 0	” 第 5 9 号	伊良部池間添市営住宅新築工事 (建築・屋外整備) 請負契約について	( ” )
” 第 1 1	” 第 6 0 号	字の区域の変更について	( ” )
” 第 1 2	” 第 6 1 号	字の区域の変更について	( ” )
” 第 1 3	” 第 6 2 号	字の区域の変更について	( ” )
” 第 1 4	” 第 6 3 号	字の区域の変更について	( ” )
” 第 1 5	” 第 6 4 号	字の区域の変更について	( ” )
” 第 1 6	” 第 6 5 号	損害賠償請求調停事件の調停について	( ” )
” 第 1 7	” 第 6 6 号	損害賠償の額を定めることについて	( ” )
” 第 1 8	報告第 5 号	平成 3 0 年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	( ” )
” 第 1 9	” 第 6 号	平成 3 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	( ” )
” 第 2 0	” 第 7 号	平成 3 0 年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	( ” )
” 第 2 1	” 第 8 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	( ” )
” 第 2 2	” 第 9 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	( ” )

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会期日程計画表

令和元年6月13日（木）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
6月13日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 懲罰特別委員長報告、質疑、討論、表決 議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑（付託）	開 会
6月14日	金	休 会	委員会	通告締切
6月15日	土	〃		
6月16日	日	〃		
6月17日	月	〃	委員会	
6月18日	火	〃		報告書作成
6月19日	水	本会議	一般質問	
6月20日	木	〃	〃	
6月21日	金	〃	〃	
6月22日	土	休 会		
6月23日	日	〃		慰霊の日
6月24日	月	本会議	一般質問	
6月25日	火	〃	〃	
6月26日	水	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会期日程計画表（変更）

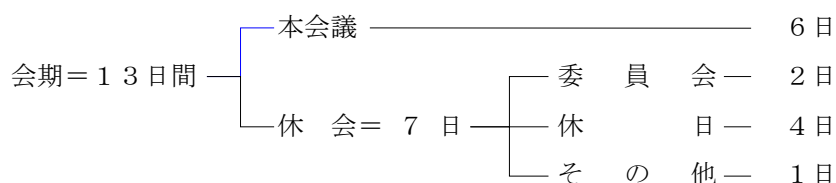
令和元年6月13日（木）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
6月13日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 懲罰特別委員長報告、質疑、討論、表決 議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑（付託）	開 会
6月14日	金	休 会	委員会	通告締切
6月15日	土	〃		
6月16日	日	〃		
6月17日	月	〃	委員会	
6月18日	火	〃		報告書作成
6月19日	水	本会議	一般質問	
6月20日	木	〃	〃	
6月21日	金	〃	〃	
6月22日	土	休 会		
6月23日	日	〃		慰 霊 の 日
6月24日	月	本会議	一般質問	
6月25日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会

（会議規則第7条による議決閉会）

※ 6月19日、議会運営委員会が開催され、今定例会の一般質問通告者が20名となったことによる一般質問日数について協議し、議会運営に関する申し合わせ事項の規定により、予定していた5日間を4日間とすることと決した。これに伴い、6月26日に予定していた議事日程、委員会の審査結果報告、質疑、討論、表決については、これを1日繰り上げ、6月25日に処理された。

会期は6月26日までであったが、6月25日で会議に付された事件を全て議了したので、会議規則第7条「会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。」の規定により、議会の議決を得て同日令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）を閉会した。



令和元年6月13日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

議員上里樹君に対する  
懲罰特別委員会  
委員長 高 吉 幸 光

### 委員会審査結果報告書

本委員会付託の「議員上里樹君に対する懲罰の件」については、審査の結果、下記のとおり決定したので、別紙陳謝文を添えて、会議規則第109条の規定により報告します。

#### 記

#### 1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

#### 2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第2号による公開の議場における陳謝

#### 3 理由

本委員会は、懲罰動議の理由にある上里樹君が不穏当な言辞を用いたことで議会の円滑な進行を妨げ、本会議が流会したことが議会の秩序を乱したことに当たるかどうか、懲罰を科すかどうか、また懲罰を科す場合はどの種類の懲罰を科すかについて審査を行った。

まず、懲罰を科すかどうかの審査において、懲罰を科すべきでないとする委員からは、「懲罰動議の理由に上里樹君の発言は根拠のないものとあるが、本人が港湾で感じたことを発言したものであり、懲罰の理由にはならない」、「上里樹君の発言を事の発端としているが、議場の流れからして議会を混乱させたのは市長の行動にある」、「二元代表制において当局の謝罪要求に応じれば、それこそ議会の秩序を乱すことになる」、「議長職権による取り消しについては応じている」等の意見があった。

懲罰を科すべきとする委員からは、「必要な業務を行っている職員の名誉を傷つけている」、「市民と丁寧に話し合うことも説明することもなくと発言しているが、道をあけてくださいという以外に説明ができるのか。それ以上の丁寧な説明があるのか」、「職員が法に抵触していない限り、上里樹君の発言は取り消すか、謝罪をすべき」、「何でも言いたいことを言って取り消しをすればよいとなれば議会の品位は保てない」等の意見があった。

討論の後、懲罰を科すことについて挙手による採決が行われ、挙手多数で懲罰を科すことと決した。

また、どの種類の懲罰を科すかの審査では、公開の場での戒告とする意見と、公開の場での陳謝とする

意見に分かれた。

戒告とする委員からは、「ほかの議会での例を調べ比較した場合、陳謝は重いと感じる。戒告が妥当」、「そもそも品位を損なう態度ではなく、流会の原因は上里樹君にはないと思う」等の意見があった。

陳謝とする委員からは、「議場での議員の発言は重いものがあるので、自分で謝る陳謝がよい」、「個人的な主張は構わないが、議場内にはルールがあるので、本人が陳謝をするのが正当な形」等の意見があった。

討論の後、公開の場での陳謝について挙手による採決が行われ、挙手多数で公開の場での陳謝の懲罰を科すことと決した。

なお、陳謝文についても別紙のとおり決した。



## 陳 謝 文

私は、平成31年3月28日の会議における一般質問の発言中、不穏当な言辞を用い、議会の秩序を乱したことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありません。

ここに深く反省し、今後は発言に留意することをお約束し、心からお詫び申し上げます。

令和元年6月13日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

議員上里樹君に対する  
懲罰特別委員会  
委員長 高 吉 幸 光

### 委員会審査結果報告書

本委員会付託の「議員上里樹君に対する懲罰の件」については、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

#### 記

#### 1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

#### 2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第3号による一定期間の出席停止（3日間）

#### 3 理由

本委員会は、懲罰動議の理由にある本会議で議決された公開の議場における陳謝を上里樹君が拒否したことが議会の議決を軽視し、議会の秩序を乱したことに当たるかどうか、懲罰を科すかどうか、また懲罰を科す場合はどの種類の懲罰を科すかについて審査を行った。

まず、懲罰を科すかどうかの審査において、懲罰を科すべきでないとする委員からは「見解の相違から不穏当とされた発言が発端となっており、懲罰に値しない」等の意見があった。

懲罰を科すべきとする委員からは、「議員は議会の議決を尊重すべきであり、議会の議決を拒否することは懲罰の対象になる」等の意見があった。

討論の後、懲罰を科すことについて挙手による採決が行われ、挙手多数で懲罰を科すことと決した。

また、どの懲罰を科すかの審査では、一定期間の出席停止とする意見があり、討論の後、一定期間の出席停止とすることについて挙手による採決が行われ、挙手多数により一定期間の出席停止と決した。

出席停止の期間も2日間とする意見と3日間とする意見があり、出席停止を3日間とすることについて挙手による採決が行われ、挙手多数で3日間の出席停止と決した。

議 案 付 託 表

令和元年6月13日（木）第4回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第53号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）
	議案第57号	宮古島市火災予防条例の一部改正について
	議案第58号	財産の取得について
文教社会委員会	議案第54号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第55号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
	議案第56号	宮古島市介護保険条例の一部改正について
	議案第65号	損害賠償請求調停事件の調停について
	議案第66号	損害賠償の額を定めることについて
経済工務委員会	議案第59号	伊良部池間添市営住宅新築工事（建築・屋外整備）請負契約について
	議案第60号	字の区域の変更について
	議案第61号	字の区域の変更について
	議案第62号	字の区域の変更について
	議案第63号	字の区域の変更について
	議案第64号	字の区域の変更について

議案第53号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）

歳出款項別審査委員会表

令和元年6月13日（木）第4回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	16
		2. 児童福祉費	17～18
	4. 衛生費	2. 清掃費	19
		10. 教育費	1. 教育総務費
	10. 教育費	5. 社会教育費	23
		6. 保健体育費	24
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	20

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和元年6月13日（木）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後5時03分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 タカ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

※ 議事日程第1号の追加日程第1、議員上里樹君に対する懲罰の件が3日間（6月13日から6月15日まで）の出席停止と議決された。議決後直ちに議長が上里樹君を入场させ、3日間（6月13日から6月15日まで）の出席停止の懲罰を科すことを宣告した。また、宣告後直ちに議長が上里樹君に退席を命じ、その後の会議は出席停止となった。なお、出席停止の効力の発生の時期は、議決のときである。

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福 祉 部 長	下 地 律 子 〃	総 務 部 次 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	兼 総 務 課 長	
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
振 興 開 発	大 嶺 弘 明 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
プロジェクト局長		教 育 長	宮 國 博 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農 林 水 産 部 長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上地 昭人 君	次長補佐兼議事係長	仲間 清人 君
次 長	友利 毅彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

令和元年6月13日（木）

	3月定例会の閉会后、陳情書7件を受理し、お手元に配付の陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いします。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成31年3月分の例月出納検査結果報告があった。
4月25日	宮古島市総合庁舎建設予定地で挙行された「宮古島市総合庁舎建設工事起工式」に出席し、祝辞を述べた。
4月26日～ 27日	26日、沖縄県市町村自治会館で開催された「平成31年度沖縄振興拡大会議」に出席した。
5月10日	宮古島市伝統工芸品センターで開催された「平成30年度宮古上布後継者育成事業閉講式」及び「平成31年度宮古上布後継者育成事業開講式」に出席し、挨拶を述べた。
5月19日	宮古島市マティダ市民劇場で開催された「ハンセン病市民学会第15回総会・交流集会 in 宮古」に出席した。
5月20日～ 22日	21日、京都府京丹後市で開催された「令和元年度防衛省全国情報施設協議会役員会」に出席した。 同役員会では、「令和元年度防衛省全国情報施設協議会総会」へ提出予定の平成30年度事業報告についてのほか、6件の議案審議がされ、いずれも原案のとおり承認するとともに、次年度役員会開催候補地を長崎県五島市とし、同総会に提出することと決した。
5月23日	宮古島市中央公民館で開催された「宮古島市シルバー人材センター令和元年度定時総会」に出席し、祝辞を述べた。 ----- 東地区構造改善センターで開催された「伊良部商工会令和元年度第37回通常総会（懇親会）」に出席した。
5月24日～ 25日	25日、豊見城市立ゆたか小学校で開催された「第70回沖縄県植樹祭」に出席した。
5月26日	結の橋学園体育館で開催された「結の橋学園伊良部島小中学校開校式・祝賀会」に出席し、テープカットを行うとともに祝辞を述べた。
5月27日～ 30日	総務財政委員会の「令和元年度行政視察」を千葉県成田市、東京都千代田区永田町及び埼玉県所沢市で実施した。 同行政視察では、①ジェットスタージャパン（株）、成田国際空港（株）との意見交換、②クルーズ船によるインバウンド関係について、③下地島空港におけるインバウンド関係について、④沖縄振興特定事業推進費について、⑤ところざわ未来電力について調査を行った。

	<p>文教社会委員会の「令和元年度行政視察」を東京都豊島区、埼玉県草加市及び志木市で実施した。</p> <p>同行政視察では、①認知症対策の取り組みについて、②子ども教育の連携について、③成年後見制度について、④高等教育・専門学校のあり方について調査を行った。</p> <hr/> <p>経済工務委員会の「令和元年度行政視察」を茨城県水戸市及び小美玉市、千葉県佐倉市及び八街市（やちまたし）で実施した。</p> <p>同行政視察では、①漁業担い手に対する各種支援策について、②外国人技能実習生（確かな知識を持つ高度人材）を受け入れた酪農経営について、③和牛飼育の先進地視察について、④落花生の栽培について調査を行った。</p>
5月29日～ 31日	<p>30日、福岡県福岡市で開催された「第94回九州市議会議長会定期総会及び令和元年度第1回理事会」に出席した。</p> <p>同定期総会及び同理事会では、平成30年度決算認定、令和元年度予算のほか、沖縄県11市共同提出2件（①日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担低減について、②鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入について）を含む各支部提出の計21件の議案が可決され、関連議案を整理の上、各関係機関に要請することとなった。また、次期開催地を宮崎県宮崎市と決定した。</p>
6月1日	<p>下地与那覇前浜ビーチで開催された「第20回ビーチバレーボール宮古島大会2019開会式」に出席した。</p>
6月3日	<p>宮古島海上保安部に新造巡視船9隻が配備され、配備体制が完成されたことに伴い市内ホテルで開催された「規制能力強化型巡視船9隻体制完成披露式典及び祝賀会」に出席し、祝辞を述べた。</p>
6月6日	<p>下地敏彦市長から令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。</p> <hr/> <p>佐良浜漁港、久松漁港、真謝漁港、狩俣西の浜海岸でそれぞれ開催された「海神祭」に出席し、祝辞を述べた。</p> <hr/> <p>市内ホテルで開催された「第35回全日本トライアスロン宮古島大会地元協力企業・関係団体『感謝の集い』」に出席し、挨拶を述べた。</p>
6月7日	<p>J A会館大ホールで開催された「宮國博教育長就任3期目激励会」に出席し、祝辞を述べた。</p>
6月9日～ 12日	<p>10日、都内ホテルで開催された「九州市議会議長会令和元年度第2回理事会」に出席した。</p> <p>同理事会では、去る5月30日開催の「第94回九州市議会議長会定期総会」で可決された各支部提出議案21件の各関係機関に対する要請実行運動計画が承認された。また、次回理事会開催地を長崎県長崎市と決定した。</p>



	<p>11日、東京フォーラムで開催された「第95回全国市議会議長会定期総会」に出席した。</p> <p>同総会では、九州部会提出議案、「日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について」の主旨説明を行った。同議案を含む25件の部会提出議案及び会長提出議案、「地方創生の推進に関する決議」を含む4件が可決された。また、本市議会から議員25年以上で上里樹君が特別表彰されたほか、同議長会評議員としての功績に対し佐久本洋介議長に感謝状が贈呈された。</p>
6月10日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日6月13日から6月26日までの14日間とするのが適当であると決した。</p> <p>また、同委員会では、①議員上里樹君に対する懲罰の件については、本日6月13日の会議の日程第3で処理すること、②第42回せたがやふるさと区民まつりへの議員の派遣については最終本会議において処理すること、③第95回全国市議会議長会で表彰された議員への「表彰状及び感謝状の伝達」は本日6月13日、今定例会開会前に行うことと決した。</p> <hr/> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p> <p>また、同協議会では「第42回せたがやふるさと区民まつりへ派遣する議員の選出」について協議がされ、同区民まつりへは平百合香君、前里光健君、佐久本洋介議長を派遣することと決した。</p>
6月11日	<p>市内飲食店で開催された「台湾基隆市長との懇談会」に上地廣敏副議長が出席した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから令和元年第4回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

3月定例会の閉会后、陳情書7件を受理し、お手元に配付の陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いします。

6月6日、下地敏彦市長から令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

6月10日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日6月13日から6月26日までの14日間とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、①議員上里樹君に対する懲罰の件については、本日6月13日の会議の日程第3で処理すること、②第42回せたがやふるさと区民まつりへの議員の派遣については最終本会議において処理すること、③第95回全国市議会議長会で表彰された議員への表彰状及び感謝状の伝達は、本日6月13日、今定例会開会前に行うことと決しました。

議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告をしました。

また、同協議会では、第42回せたがやふるさと区民まつりへ派遣する議員の選出について協議がされ、同区民まつりへは平百合香君、前里光健君、佐久本洋介議長を派遣することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において仲里タカ子君及び新里匠君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日6月13日から6月26日までの14日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月13日から6月26日までの14日間と決しました。

なお、議事の都合により6月14日、17日及び18日の計3日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

休憩します。

(休憩＝午前10時05分)

再開します。

(再開＝午前10時06分)

次に、日程第3、議員上里樹君に対する懲罰の件を議題とします。

本件は、上里樹君の一身上にかかわる事件でありますので、地方自治法第117条の規定により上里樹君の退席を求めます。

休憩します。

(休憩＝午前10時06分)

(上里 樹君、退席)

◎議長(佐久本洋介君)

再開します。

(再開＝午前10時06分)

本件に関し、懲罰特別委員長の報告を求めます。

◎議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長(高吉幸光君)

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長、高吉幸光。

本委員会付託の「議員上里樹君に対する懲罰の件」については、審査の結果、下記のとおり決定したので、別紙陳謝文を添えて、会議規則第109条の規定により報告します。

記

- 1、懲罰事犯の有無、懲罰を科すべきものと認める。
- 2、懲罰処分の種類及び内容、地方自治法第135条第1項第2号による公開の議場における陳謝。
- 3、理由、本委員会は、懲罰動議の理由にある上里樹君が不穏当な言辞を用いたことで議会の円滑な進行を妨げ、本会議が流会したことが議会の秩序を乱したことに当たるかどうか、懲罰を科すかどうか、また懲罰を科す場合はどの種類の懲罰を科すかについて審査を行った。

まず、懲罰を科すかどうかの審査において、懲罰を科すべきでないとする委員からは、「懲罰動議の理由に上里樹君の発言は根拠のないものとあるが、本人が港湾で感じたことを発言したものであり、懲罰の

理由にはならない」、「上里樹君の発言を事の発端としているが、議場の流れからして議会を混乱させたのは市長の行動にある」、「二元代表制において当局の謝罪要求に応じれば、それこそ議会の秩序を乱すことになる」、「議長職権による取り消しについては応じている」等の意見があった。

懲罰を科すべきとする委員からは、「必要な業務を行っている職員の名誉を傷つけている」、「市民と丁寧に話し合うことも説明することもなくと発言しているが、道をあけてくださいという以外に説明ができるのか。それ以上の丁寧な説明があるのか」、「職員が法に抵触していない限り、上里樹君の発言は取り消すか、謝罪をすべき」、「何でも言いたいことを言って取り消しをすればよいとなれば議会の品位は保てない」等の意見があった。

討論の後、懲罰を科すことについて挙手による採決が行われ、挙手多数で懲罰を科すことと決した。

また、どの種類の懲罰を科すかの審査では、公開の場での戒告とする意見と、公開の場での陳謝とする意見に分かれた。

戒告とする委員からは、「ほかの議会での例を調べ比較した場合、陳謝は重いと感じる。戒告が妥当」、「そもそも品位を損なう態度ではなく、流会の原因は上里樹君にはないと思う」等の意見があった。

陳謝とする委員からは、「議場での議員の発言は重いものがあるので、自分で謝る陳謝がよい」、「個人的な主張は構わないが、議場内にはルールがあるので、本人が陳謝するのが正当な形」等の意見があった。

討論の後、公開の場での陳謝について挙手による採決が行われ、挙手多数で公開の場での陳謝の懲罰を科すことと決した。

なお、陳謝文についても別紙のとおり決した。

#### ◎議長（佐久本洋介君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎島尻 誠君

懲罰特別委員会が4回ですかね、行われた中で、やはり起点に戻って少しいろいろ3月定例会の、議会の答弁ですね、議事録に残っている中身をちょっと私も事務局にお願いして確認をいたしました。その中でやっぱり議場で起こったそれぞれの発言を、市長がおっしゃった答弁、そして議員の皆さんがおっしゃった答弁、いろいろ聞いてみたんですね。そうするとやはり、再度聞くと、その中で議場がいろいろ混乱していた、皆さんも興奮していたという状況がわかります。けども、冷静になって考えると、やっぱり少しおかしな部分がたくさん自分でも見受けられました。市長が道路交通法もしくは港湾関係法令に違反するというふうなご答弁をなされております。委員会において、その中身として港湾関係法令だったり、道路交通法違反、私、港湾の施設が敷地内と認識していますので、その辺の協議もしくは議論、港湾内で起こったものに関して市長が答弁されている違反行為ですね、その辺の確認などはしましたか。

#### ◎議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長（高吉幸光君）

今回の港湾内の件については、この懲罰特別委員会にかかっている部分というのは議場内での発言のことであって、港湾内で起こったことについての議論はありませんでした。

◎島尻 誠君

議会内での発言の中身の審査ということで、懲罰にかけられた根拠が発議者の新里匠議員の3月の定例会でも地方自治法第135条第2項のもとにやはり理由として発議を上げました。けども、この根本となる原因がやはり市長が答弁して、休憩を求めて初めは答弁しました。再度議事録に残った形で見ますと、やはり流利的にどういうふう、なぜ流会になって議会を混乱させたのかというふうな提案理由でした。懲罰動議の理由はね。もう少しゆっくり判断して見てみると、いろいろ理由が点在するんですね。議会で起こったことなのに、議場で発言されていることは港湾内で起こった案件が出されたり、でも市長の答弁は市長の答弁です。懲罰動議上げるのは議員からでした。その中身がやっぱり整合性がないと懲罰にかける根拠がないと思うんですよ。法令はもちろん。だから、もっと委員会の中で審査して結果を出してほしかったですね、私は。これが懲罰に値するのかなどかなのか。それが当たらないと思ったら全て通りますよ。

◎議長（佐久本洋介君）

島尻誠君、委員長報告に対する質疑をしてください。

◎島尻 誠君

それで、やはりもう少し議論する必要があるんじゃないかと思えますけども、その辺の見解をお願いします。

◎議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長（高吉幸光君）

内容というのはやっぱり港湾の中で起こったことに対して、それに対して上里樹議員が発言した内容によって起こっていると。これの報告書の中にもありますけれども、それは感想を述べたものだというふうな発言もありましたけれども、いわゆるその発言を通した上で何が一番最初の原因となって流会になったのかというふうな意見が出ましたので、その発言に対してお互いで意見を出し合って、もっと慎重にという話ではありましたが、結局は最終日でしたので、その後延会の手続きをとってさらにその上で、本来であれば会期内でやるものではありますけれども、延会の手続きをとってしっかりと委員会として精査をしたというふうに思っております。

◎島尻 誠君

先ほどから議会の中の答弁ありきでいろいろそこは重視しないというふうなことを今受けましたけど、やはり地方議会・議員の手引の中にもこの懲罰の対象となる行為、明記されております。それに一つも該当しないんですよ。これ議員が罰せられる。人的条件、時間的条件、場所的条件、一番大事な事項的条件、今問題にしている議会での答弁とか、いろいろですね。けども、この中でも地方自治法に照らし合わせてやっぱりちゃんと法令をもとに発議されているんです。この根拠が私はわからない。なので今質疑させてもらっているんですけど、やはりこういった一人の議員の大事な職務を、職員も市長は、もちろん市の職員ですから、かばうのは当然です。けど、議員一人も一人の人間です。それを理解してですね、判断をしてほしかった。もう一度委員会ですね、やっぱりもう少し議論があったかというのを確認したいんです、私は。お願いします。

（「質疑の確認をしたいので、休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午前10時18分)

再開します。

(再開＝午前10時19分)

◎議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長（高吉幸光君）

市長の発言をされた内容、こういうふうなのがあったねというふうな確認はありました。ただ、これがきちんとこの法令に全部抵触しますというふうな確認は行いませんでしたけれども、今回のこの中身というのは、その発言を受けた上での議場での発言についての懲罰特別委員会であるということで、それについては確認はしましたけれども、そういう発言があったという確認はしましたけれども、それがきちんと妥当なものかというふうなものについては判断をしておりません。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午前10時20分)

再開します。

(再開＝午前10時22分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

(「ちょっと休憩してください」の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午前10時23分)

再開します。

(再開＝午前10時32分)

上里樹君から本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議がありますので、挙手により採決します。

上里樹君の一身上の弁明を許すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、上里樹君の一身上の弁明を許すことと決しました。

上里樹君の入場を許します。

休憩します。

(休憩＝午前10時33分)

(上里 樹君、着席)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午前10時33分)

上里樹君に一身上の弁明を許します。

◎上里 樹君

まず最初に、弁明の機会を与えていただきましたことに心から御礼を申し上げます。

それでは、懲罰に対する弁明をさせていただきます。まず、この懲罰は、私の発言が地方自治法、会議規則のどこに抵触するのか、その根拠が示されない不当なものです。懲罰動議の理由の第1に、3月27日の議会の流会の原因を私の発言にあるとしたものです。第2に、その発言は根拠のないものであるとし、第3に発言の撤回を求めた調整にも耳を傾けず、議会の円滑な進行を妨げたとしています。議会の規律と品位を保持するために議会の秩序を乱したとして、私に懲罰を求めています。地方自治法第132条の議会の品位の保持について、議員必携は、禁止される発言として、議員は他の議員、執行機関、第三者について、個人の問題を議論の対象としたりしてはならないとしています。私の発言は、個人ではなく市役所はという執行機関を対象にしており、何ら品位の保持に抵触するものではありません。そこで、議場での不穏当の発言に対し、注意と注意の喚起ができるのは議長と議員だけです。地方自治法第104条により議場の秩序を保持し、議事を整理するのは議長の権限です。そして、議員は地方自治法第131条により、議場の秩序を乱し、会議を妨害する者があるときは、議員は議長の注意を喚起することができます。

それでは、3月27日、その経過を振り返ります。議会開会中の私の発言に対し、議長から不穏当発言の注意と議員から注意の喚起がありましたでしょうか。全くありませんでした。

懲罰の理由の第1について、なぜ議会が流会したのか、それは市長が答弁拒否という、議員の質問権を侵害し、発言の撤回、謝罪を求め、行政が議会に介入するという二元代表制を踏み破ったからにはかなりません。市長は、どんな法的根拠に基づき議員に対し答弁を拒否し、発言の撤回、謝罪を求めたのでしょうか。また、懲罰を求める議員の皆さんは、どんな法的根拠に基づいて市長の要求を認め、本会議開会中に発言の撤回はできませんと表明している私に対して、休憩中の場外で市長の要求する撤回、謝罪を認めるように要求したのでしょうか。さらに、議長が議会の再開を呼びかけたのに、なぜ議場に入らなかったのでしょうか。発言の撤回、謝罪の要求は議会開会中の議場で行うものです。市長に議会の権限を侵害されながら、その越権行為を認め、議長の議会開会の呼びかけに応じない、その結果議会を流会させて、流会の原因は私にあると言って私に懲罰を科すのは不当であります。それは、二元代表制を否定する議会の自殺行為です。

次に、懲罰理由の第2に私の発言に根拠がないものということについて、議員は市民の声を届けるのが仕事です。私は現場に行き、私の見た事実と市民の声を本会議開会中に与えられた時間の範囲内で代弁いたしました。私は、市長の事実誤認の指摘に対し、現場にお昼過ぎに行ったこと、その時点で既に警察の

大型バス1台とパトカー2台が来ていたこと、港湾課の職員が市民に対して退去命令を行った後、警察が動き出し市民を排除したこと、その光景を現場に居合わせた者として表現したものである、そのことを表明いたしました。市長は、抗議する市民は港湾関連法例及び道路交通法関連法に明らかに違反した行為だと断定し、私の指摘を市長みずから裏づける答弁をしています。懲罰を要求する議員の皆さんは、市長の発言を事実と認め、私の発言は根拠がないものと指摘していますが、どうしてでしょうか。

次に、懲罰理由の第3、発言の撤回を求めた調整にも耳を傾けず、議会の円滑な進行を妨げたということについてです。発言の撤回を求めた調整とは何でしょうか。それは、休憩中の場外で行われた調整のことであり、中身は、市長が本会議開会中に私に要求した撤回、謝罪を認めるように議員が私に要求したことです。繰り返しになりますが、本会議開会中には議長からも議員からも何一つ不穏当の指摘はありませんでした。行政が議会に介入するという議長と議員の権限を侵害されながら、発言の撤回、謝罪を認めなさいというのはどのような根拠に基づくものなのでしょうか。二代表制の否定ではありませんか。よって、ご指摘の流会の原因は根拠のない発言、発言の撤回を求めた調整に耳を傾けなかった、議会の秩序を乱したという指摘は不当であります。

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、この地方六団体のうち3つを構成する3団体が議員必携、これが一つの申し合わせ事項と位置づけられている中身が記されています。その議員必携には、「一般質問は最も華やかで」、これは議員にとってです。「華やかで意義のある発言の場」と記し、「議会と執行機関が権限を分かち合って相互に牽制し合う対立の原理を基本とする以上、議員は執行機関とは一步離れていなければならない。それが離れずに密着するのなら、議会、執行機関の二元的な仕組みは無用であり、有害である」と記されています。この懲罰は、私一人の問題ではありません。法律を犯していない市民に対する懲罰であり、憲法の保障する表現の自由を否定するもので、議会のあり方の根本が問われています。

以上、この懲罰は議会史に汚点を残す重要な問題です。議員の皆様の賢明なご判断をお願い申し上げます。

(議員の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これで上里樹君の一身上の弁明は終わりました。

ここで、上里樹君の退席を求めます。

休憩します。

(休憩＝午前10時42分)

(上里 樹君、退席)

◎議長(佐久本洋介君)

再開します。

(再開＝午前10時43分)

これより討論に入ります。

討論があれば発言を許します。討論はありませんか。

(「何に対する討論ですか」の声あり)



◎議長（佐久本洋介君）

懲罰特別委員長報告に対する討論。

（「今の状況に対するか、何に対する討論か」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

懲罰特別委員長報告に対する討論です。

◎仲里タカ子君

私は、懲罰特別委員会で、これは懲罰に当たらない、議会を混乱させたのは市長ではないかと主張しました。委員会が終わった後も改めて3月定例会のてんまつを動画で確認し、また文字起こしした文面を読んで、やっぱり全く懲罰の理由はないと確信いたしました。その理由を申し述べてこの懲罰に反対します。

市役所は、市民と丁寧話し合うことも説明することもせず、いきなり退去を宣言し、警察に排除を依頼するという残念な対応をしました。市役所はなぜ市民の不安に応えずに市民を罪人扱いして排除したのか、この発言が不穏当発言で、議会の品位を汚したということが懲罰の理由となっています。市役所は市民と丁寧話し合ったか、そうではなくただ退去を宣告して警察に排除を依頼したのかについて、さきにかかれた市民集会で当日抗議に参加した市民から、私たちは港湾前を進行する車両の交通の妨害にならないように配慮をして、ただ軍用車両が島内を走ることにに対する抗議を行った、軍事車両の通行をとめたかった……

（「討論をして」の声あり）

（議場騒然）

◎議長（佐久本洋介君）

懲罰特別委員長報告に対する討論にしてください。

◎仲里タカ子君

反対討論でいいですね。

◎議長（佐久本洋介君）

はい。

◎仲里タカ子君

懲罰に対する反対討論でいいですか。

◎議長（佐久本洋介君）

反対討論でいいですけど、内容までは触れないでください。

◎仲里タカ子君

という発言がありました。市長による2つの事実確認という答弁、1つ目、「抗議をする市民団体に対して繰り返し説明を行い、車両等の通行を妨害しないよう注意し、説明しました」は、この主張に対して正確ではありません。軍用車両の通行を妨害しないように繰り返し説明、注意したのでしょうか。

（議員の声あり）

（議場騒然）

◎議長（佐久本洋介君）

賛成か反対かの討論をお願いします。

◎仲里タカ子君

反対です。反対の討論をしています。

◎議長（佐久本洋介君）

内容に触れて長くなるから。

◎仲里タカ子君

大丈夫です。あと1分50秒で終わります。いいですか。

◎議長（佐久本洋介君）

どうぞ。

◎仲里タカ子君

議長、じゃ気が散るので、制止お願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

どうぞ続けてください。

◎仲里タカ子君

2つ目、市役所はなぜ市民の不安に応えずに、市民を罪人扱いして排除したかについての市長の答弁、「みずからの主義主張のため、港湾関連法令及び道路交通法関連法に明らかに違反した行為でした」と述べており、この答弁は法令に違反した行為、すなわち罪人、罪に抵触したと明確に示しており、だからこそ警察を呼んだのではありませんか。罪人扱いで残念な対応だと上里樹議員は感想を述べています。確かに不安に応えている対応とは言えないと思います。市長は主義主張のためにという答弁ですが、主義主張が違う人も市民ですから、主義主張が違う人にこそ丁寧に説明と対応が求められるものです。また、市役所という組織に対しての質問が市役所職員個人を攻撃したと受け取るのは拡大解釈だと考えます。市長は私の部下の名誉を傷つけたと答弁していますが、非なる矛先は市役所イコール行政組織であり、どうしてもというなら、市長に向けられた非難と受け取るのが正しいと考えます。そうすると、その非難に対して市長が感情的になって答弁を拒否する、あなたの質問には答えない、出よう、出ようと部下を促したこの市長の態度こそが議会を混乱させた原因と考えるのが筋です。

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

仲里タカ子君、ちょっと逸脱していますので……

◎仲里タカ子君

議会は二元代表制であり、当局の姿勢をただすのが議員の役目であると私たちは研修会で学びました。

◎議長（佐久本洋介君）

賛成か反対の討論にしてください。

◎仲里タカ子君

市役所や、そして当局の姿勢をただすのは当然の議員の役目である。市長が市役所の長として聞かれたことに感情的になって怒り、議会を出ようとパフォーマンスをしました。その後与党が休憩を求めて、長い休憩の後、午後4時に議長が罪人扱いという言葉で職権を削除するということで、上里樹議員がそれを受け入れて、市長以下当局の皆さんも席に着きましたが、議長の議会再開の呼びかけに応じなかったのは

与党議員の皆さんです。議長の命に従わなかった与党議員には、宮古島市議会会議規則第153条にのっとり、品格を損なった責任の一部があると思います。

(「そんなことない」の声あり)

◎仲里タカ子君

また、眞榮城徳彦議員は議長の采配を非難しますが、彼は宮古島市議会会議規則第152条にのっとり議会の品格を著しく損ねた責任があると考えます。ちなみに、市長は上里樹議員に答弁を書面で準備しており、翌日は何事もなく議会を再開しています。眞榮城徳彦議員はこのことを非難して議場を出ました。当事者は……

(議員の声あり)

(議場騒然)

◎議長(佐久本洋介君)

仲里タカ子君、これ討論とはちょっと違いますので。

◎仲里タカ子君

混乱を助長するような態度は議長の采配に対する、議会に対して不当な態度と考えます。

(議場騒然)

◎仲里タカ子君

議会が流会したことを上里樹議員一人に押しつけて、なおかつ市役所の対応を非難したことを理由に懲罰を行うということは、宮古島市議会の品位と体面を著しく汚すものであり、罪人扱いという言葉尻を捉えて執行部への批判を抑え込む行為は議会としてはあってはならないことと考え、この懲罰に反対いたします。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

◎國仲昌二君

私も反対の立場で討論いたします。

委員長報告にありますように、この懲罰に対しては反対意見、賛成意見それぞれあります。今回の上里樹議員の発言をめぐることはですね、それぞれの立場に立った見解の相違でしかないというふうに私は受けとめます。港湾内で抗議した住民の立場としては、自分たちを排除するために警察を介入させたということで罪人扱いされたという印象を持ったということですね。それから、港湾施設を管理する市役所あるいは担当課の職員はですね、当然港湾施設の秩序を維持しないといけないし、安全保持のためにその抗議する住民を説得したと。しかし、危険を察知して警察に依頼したということで、決して罪人扱いはしていないということで、これももっともな見解だと思います。つまりそれぞれの立場での受けとめ方であり、見解の相違でしかないと私には受けとめられます。それが今回の発言でですね、住民側の見解が市役所の見解とは違うということで、その見解は不穏当であり、けしからんということで懲罰に処することはあってはならないことだと私は考えます。よって、今回の懲罰についてはですね、反対いたします。

(「休憩をお願いします。済みません、先ほどの……」の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時52分）

再開します。

（再開＝午前10時52分）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、賛成の立場で討論いたします。

今國仲昌二議員もおっしゃったとおり、現状としてはそれぞれの見ている立場からでいろいろな考え方が交錯したということで私も理解をしております。その上で今行われている懲罰の議論というのは、その表現がこの議場において適切だったかというところだと思います。これだけが今の議論のポイントに私はなるとは思いますし、上里樹議員が壇上で発した言葉はやはり私は妥当ではないと、不適切だと思うので、賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより日程第3、議員上里樹君に対する懲罰の件を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件に対する委員長報告は、委員会起草による陳謝文により上里樹君に陳謝の懲罰を科すこととあります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、上里樹君に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

上里樹君の入場を求めます。

休憩します。

（休憩＝午前10時54分）

（上里 樹君、着席）

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午前10時55分）

ただいまの議決に基づき、これより上里樹君に懲罰の宣告を行います。

上里樹君に陳謝の懲罰を科します。

これより上里樹君に陳謝をさせます。

上里樹君、登壇の上陳謝文の朗読を命じます。

◎上里 樹君

議長、休憩をお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時55分）

再開します。

（再開＝午前10時55分）

再度命じます。

上里樹君、登壇の上陳謝文の朗読を命じます。

◎上里 樹君

ただいま陳謝文の朗読を求められました。私は、繰り返し弁明でもご指摘したとおり、今回の懲罰は不当であると、その考えに変わりはありません。よって、朗読を拒否いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

上里樹君、陳謝文の朗読を拒否するとのことによろしいですか。

◎上里 樹君

はい。

◎議長（佐久本洋介君）

上里樹君に登壇の上陳謝文の朗読を命じましたが、同君は陳謝文の朗読を拒否するとのことであります。

（「議長」の声あり）

◎棚原芳樹君

新たな議員上里樹君に対する懲罰動議の提出について話し合うため15分程度休憩をお願いしたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

再開します。

（再開＝午前11時15分）

お手元にお配りしたとおり、休憩中に平良和彦君ほか12人から地方自治法第135条第2項及び会議規則第159条第1項の規定により、議員上里樹君に対する懲罰動議が提出されました。

お諮りします。この際、本動議を本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、本動議を本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議員上里樹君に対する懲罰動議を議題とします。

本件は、上里樹君の一身上にかかわる事件でありますので、地方自治法第117条の規定により上里樹君の退席を求めます。

休憩します。

(休憩＝午前11時17分)

(上里 樹君、退席)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午前11時17分)

追加日程第1、議員上里樹君に対する懲罰動議について、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎平良和彦君

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。発議者、宮古島市議会議員、平良和彦、棚原芳樹、山里雅彦、平良敏夫、栗国恒広、下地勇徳、我如古三雄、下地信広、高吉幸光、狩俣政作、前里光健、新里匠、平百合香。

議員上里樹君に対する懲罰動議

次の理由により、議員上里樹君に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び会議規則第159条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

懲罰特別委員会の審査の結果、議員上里樹君に対する懲罰が地方自治法第135条第1項第2号による公開の議場における陳謝に決定され、本会議でも可決された。これを拒否することは議会の秩序を乱し、議会の議決を軽視するものであり、許せるものではない。

よって、議員上里樹君に懲罰を科されたい。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ここで、懲罰特別委員会の構成等のため、しばらく休憩します。

(休憩＝午前11時21分)

(休憩中に懲罰特別委員会の構成及び懲罰の件を審議している間の当局の出席について協議するための議会運営委員会が開催された。

また、上里 樹君から議長に懲罰動議について一身上の弁明をしたい旨の申し出があった。)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午前11時43分）

休憩中に議会運営委員会が開催され、議員上里樹君に対する懲罰の件を審議している間の当局の出席は求めないことと決しましたので、当局の皆さんは退席してください。

なお、本件の審議終了後は速やかに出席をお願いします。

休憩します。

（休憩＝午前11時43分）

（当局退席）

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午前11時45分）

上里樹君から本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議がありますので、挙手により採決します。

上里樹君の一身上の弁明を許すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、上里樹君の一身上の弁明を許さないことと決しました。

本動議については、その提出とともに委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されました。また、懲罰については、会議規則第160条の規定により、委員会の付託を省略して議決することはできないこととなっています。

お諮りします。本件については、委員会条例第7条第2項の規定により、10人の委員をもって構成する懲罰特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、下地信広君、新里匠君、下地勇徳君、平百合香君、我如古三雄君、平良和彦君、高吉幸光君、仲里タカ子君、國仲昌二君、濱元雅浩君の10人を指名します。

ただいま懲罰特別委員会委員を指名しましたが、しばらく休憩しますので、懲罰特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

(休憩＝午前11時47分)

再開します。

(再開＝午前11時58分)

ただいま懲罰特別委員会から正副委員長の互選の結果報告がありました。

懲罰特別委員会委員長に高吉幸光君、同副委員長に濱元雅浩君が選任されました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は3時45分から再開します。

なお、1時半からは懲罰特別委員会の審査をお願いします。

休憩します。

(休憩＝午前11時58分)

再開します。

(再開＝午後3時45分)

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

お手元にお配りしたとおり、休憩中に懲罰特別委員会から審査結果報告書が提出されました。

これより懲罰特別委員長から審査結果報告を求めます。

#### ◎議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長（高吉幸光君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長、高吉幸光。

本委員会付託の「議員上里樹君に対する懲罰の件」については、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

#### 記

- 1、懲罰事犯の有無、懲罰を科すべきものと認める。
- 2、懲罰処分の種類及び内容、地方自治法第135条第1項第3号による一定期間の出席停止（3日間）。
- 3、理由、本委員会は、懲罰動議の理由にある本会議で議決された公開の議場における陳謝を上里樹君が拒否したことが議会の議決を軽視し、議会の秩序を乱したことに当たるかどうか、懲罰を科すかどうか、また懲罰を科す場合はどの種類の懲罰を科すかについて審査を行った。

まず、懲罰を科すかどうかの審査において、懲罰を科すべきでないとする委員からは「見解の相違から不穏当とされた発言が発端となっており、懲罰に値しない」等の意見があった。

懲罰を科すべきとする委員からは、「議員は議会の議決を尊重すべきであり、議会の議決を拒否することは懲罰の対象になる」等の意見があった。

討論の後、懲罰を科すことについて挙手による採決が行われ、挙手多数で懲罰を科すことと決した。

また、どの懲罰を科すかの審査では、一定期間の出席停止とする意見があり、討論の後、一定期間の出席停止とすることについて挙手による採決が行われ、挙手多数により一定期間の出席停止と決した。

出席停止の期間も2日間とする意見と3日間とする意見があり、出席停止を3日間とすることについて挙手による採決が行われ、挙手多数で3日間の出席停止と決した。

#### ◎議長（佐久本洋介君）



これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎島尻 誠君

懲罰特別委員会の結果を踏まえての委員長報告ということですが、午前中からずっと話ししているようにですね、この発端が不穏当の発言からというふうな内容でありますけど、やはりこの懲罰は議員一人の身分にかかわる非常に大事な問題だと思うんですよ。それが2日3日。やはりこれは慎重にやったかどうかと午前中も確認しましたが、やはり短期間でいろんな議論をし、そしてもちろん委員会で踏ったこの結果も踏まえ、もしくはこの懲罰が正しいかどうかという判断ももう一回振り返ってみるような話し合いがあったかなというのちょっと委員会で確認していいですか。

◎議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長（高吉幸光君）

今回の招集されました新たな懲罰特別委員会の中では、議決された内容、陳謝に対して拒否をしたことに対する懲罰特別委員会となっております。その中で賛否両論、いろんなさかのぼった意見の応酬もありましたけれども、ここの理由の中にあるように議決を尊重すべきであり、議会の議決を拒否することは懲罰の対象になるというふうな理由から、今回の懲罰の審査結果となりました。

◎島尻 誠君

中ではいろいろな審議も議論もされたと思うんですけど、やっぱりこの会期中に判断することなのか、もしくは振り返って、先ほどから何度も繰り返しているように、この原点、やはりこの問題が何で起こったかというのを冷静になって考える必要があるんじゃないかと私思ったんですね。なので、この会期中もしくは継続審査、この話は出なかったですか。

◎議員上里樹君に対する懲罰特別委員会委員長（高吉幸光君）

継続審査の件につきましては、中では意見としては出ておりませんが、本来この懲罰特別委員会というのは前回、会期中の定例会の中で全部処理すべき問題ではありました。ただ、この事案が起こった問題というのが議会の最終日に当たっておりまして、その最終日に当たっているから、結局懲罰を科してもほかのものができないということで、あれは特別に継続審査の手続きをとって、閉会中の継続審査をしてきたところであります。ですので、今回のこの6月定例会の中で早目にしっかりと結論を出すということが適当であると判断をしております。

◎島尻 誠君

最後に1点だけですね。午前中も話ししましたが、道路交通法の問題だったり、港湾法令の問題だったり、市長が答弁された中身と若干本人の食い違う部分もたくさんありました。それはやっぱり委員会の中でしっかりと議論して、どれが正しいかという審議をするのが多分継続審査の中身だと思うんですね。だから、法令の中身がわからない、道路交通法が合っているかどうかわからない、それを筋を通してそれが正しいという判断だったら、ちょっとおかしいと思うのです、私は。だから、しっかり結果を出すために審議をやっていると思うんですけど、それは信じていました。ちょっと残念です。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて質疑を終結します。

上里樹君から本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。これを許すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(佐久本洋介君)

挙手少数であります。

よって、上里樹君の一身上の弁明を許さないことと決しました。

これより討論に入ります。

討論があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

この懲罰を科すかどうかという発端、私午前中も言いましたけれども、見解の相違でしかないというふうに私は受けとめます。よってですね、この懲罰するには値しないと思ひまして、反対いたします。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

◎仲里タカ子君

私も懲罰をするべきではない。委員会の中でも上里樹議員の弁明に理解を示した意見も見られました。そもそも懲罰をかける理由について非常に曖昧で、懲罰をかける委員会を開いたから懲罰をかけなきゃいけないというふうな議論というのはね、そもそも間違っただと思います。懲罰をかける必要がなかったということで、この懲罰をかけることに反対いたします。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

そもそも懲罰は、外で起こった事由に対してかけているのではなくて、この議場において言われた言論に対しての懲罰というところだと私は思っております。この中で陳謝という議決を私たちは決めて、それで陳謝するようお願いをしたと、議長から命令をしたというところで、それには応えられないということに対してはやはり議会の議決を軽視しているということを言わざるを得ないと思っております。それにおいて一定期間の出席停止が必要であろうというところで議論をして、3日間という出席停止の日数を決めております。私は、この出席停止3日間、2日間という意見もありましたけれども、前回の懲罰というところもあったという意見があつてですね、3日間ということになったので、それはこの理由も妥当かなというところで、出席停止3日間を科すことに賛成をします。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより追加日程第1、上里樹君に対する懲罰の件を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件に対する委員長報告は、上里樹君に3日間の出席停止の懲罰を科すこととあります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、上里樹君に3日間の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

上里樹君の入場を求めます。

休憩します。

(休憩＝午後3時55分)

(上里 樹君、着席)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午後3時56分)

ただいまの議決に基づき、これより上里樹君に懲罰の宣告を行います。

上里樹君に3日間の出席停止の懲罰を科します。

上里樹君の退席を命じます。

休憩します。

(休憩＝午後3時56分)

(上里 樹君、退席)

(議員上里 樹君に対する懲罰の件の審議が終了したので、当局は着席した。)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午後4時06分)

次に、日程第4、議案第53号から日程第22、報告第9号までの計19件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

令和元年第4回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案3件、議決議案9件、報告5件の合計19件であります。

最初に、予算議案からご説明申し上げます。議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）。今回の補正は2億5,738万6,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ409億2,931万4,000円と定めてあります。

次に、議案第54号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は84万3,000円

の増で、歳入歳出予算の補正のほか、財源振りかえを行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ61億5,843万4,000円と定めてあります。

続きまして、条例議案についてご説明を申し上げます。議案第55号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。母子及び父子家庭等医療費助成の受給者証の有効期間等を改めるとともに、文言を整理するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第56号、宮古島市介護保険条例の一部改正について。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）の施行に伴い、保険料額を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第57号、宮古島市火災予防条例の一部改正について。不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第58号、財産の取得について。高規格救急自動車の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第59号、伊良部池間添市営住宅新築工事（建築・屋外整備）請負契約について。伊良部池間添市営住宅新築工事（建築・屋外整備）の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第60号、字の区域の変更について。団体営農地保全整備事業来間南地区の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第61号から議案第64号、字の区域の変更についての4議案につきましては、県営水利施設整備事業（水利区域）西西地区、加治道地区、西新生地区、西原第3地区の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第65号、損害賠償請求調停事件の調停について。調停事件について調停を成立させるためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第66号、損害賠償の額を定めることについて。市が設置、管理する学校施設の瑕疵により損害を受けた方に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第5号、平成30年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）第2条、（第5号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によって、これを報告します。

次に、報告第6号、平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によって、これを報告します。

報告第7号、平成30年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。平成30年度宮古島市一般会計予算の「未来創造センター建設事業」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書きの規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって、これを報告します。

報告第8号、平成30年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成30年度宮古島市水道事業会計予算の営業費用及び建設改良費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定によって、これを報告します。

報告第9号、平成30年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。平成30年度宮古島市水道事業会計補正予算（第2号）第2条で定めた継続費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定によって、これを報告します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎仲里タカ子君

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の3ページ、平良学校給食共同調理場調理等業務民間委託がこれ債務負担行為補正になっています。令和2年度から令和6年度までですが、今補正で債務負担行為の追加を行う理由がよくわからないので、教えてください。

14ページ、2款総務費、1項総務管理費の14目地域振興費の中の説明、コミュニティ助成事業の一般コミュニティ助成事業助成金230万円の補正の理由と事業内容について教えてください。

19ページ、4款衛生費、2項清掃費の3目し尿処理費の説明、し尿処理事業費の委託料が812万9,000円の補正になっていますけれども、この理由を教えてください。

続いて、21ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費、説明のところに観光振興費の委託料が319万9,000円となっております。何を委託するのかなということを教えてください。

もう一つお願いします。議案第58号、財産の取得についてです。高規格救急自動車はどのようなもので、購入の理由をお聞かせください。

◎教育部長（下地信男君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、補正予算書3ページ、債務負担行為補正の平良学校給食共同調理場調理等業務民間委託、これ期間が令和2年度から令和6年度まで、4億7,822万6,000円の限度額で計上しておりますが、現在、平良学校給食共同調理場ですね、平成28年8月から今年度の7月まで3カ年間、民間委託をして調理をしていただいておりますので、この民間委託の更新時期でありますので、新たな契約を結ぶために債務負担行為補正を行っております。ちなみに、現行で走っている契約は3年でしたけれども、今年度8月から始まる契約については5年を考えております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）に関しますご質疑にお答えいたします。

補正予算書のまず14ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、14目地域振興費のコミュニティ助成事業について、補正の理由と事業内容というご質疑がございました。このコミュニティ助成事業と申しますのは、コミュニティ活動に必要な備品の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実、強化を推進することにより地域社会の健全な発展を図ろうと、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているものでございます。今回は、具体的に事業内容を説明しますと、島尻自治会の柔道畳、柔道用の畳ですね、50枚、それから肘つきチェア30脚の整備を行うという事業に対して助成事業という形で実施されることになっております。今回補正で計上しましたのは、一般財団法人自治総合センターからの事業採択の通知が3月の下旬に県を通してございましたので、今回補正で計上させていただいております。

それから、同じく補正予算書19ページでございます。4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費の中のし尿処理事業費の委託料でございますが、これはし尿処理施設の整備基本計画の策定業務の委託料でございます。近年、急激な入域観光客の大幅な増加、それからリゾート開発、ホテル整備等が加速しております。下水道投入施設におけるし尿、汚泥等の処理量の増加が見込まれております。したがって、早急に新たなし尿等の処理施設を整備する必要がございますので、その整備に向けまして具体的な計画を策定するための委託業務でございます。この計画の中で外部委員も含めた検討委員会を立ち上げまして、処理方針、施設の規模、建設場所、補助メニュー等の施設整備手法を検討し、具体的な計画を策定するというようにしております。

#### ◎観光商工部長（楚南幸哉君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、21ページです。7款商工費、1項商工費、3目観光費の観光振興費の委託料でございます。ご説明いたします。この委託料は、観光地の調査委託料でございます。近年、入域観光客の大幅な増加を踏まえ、緊急的に市の主要観光地の既存インフラ整備を行うことで調査を行い、整備をしていきたいと思っております。

#### ◎消防長（来間 克君）

議案第58号、財産の取得についてでございます。高規格救急自動車購入事業でございます。これについては、消防本部としては10年をめぐりまして更新を行っている車両でございます。伊良部出張所のほうに配備する予定でございます。

高規格救急自動車についてはですね、車両の内容については、主に救急救命士による高度な処置が行える資機材を搭載します。そして、傷病者を収容する場合、その収納庫を拡大し、走行時に振動を与えないよう緩衝装置のついた防振架台を装備した車両でございます。より高度な救命処置が行えるような特殊な救急車となっております。

#### ◎仲里タカ子君

今の議案第58号、財産の取得についての高規格救急自動車ですが、これは伊良部出張所に配備する予定ですということと、収納庫を拡大という、収納庫というのは自動車の中の収納庫が拡大された、救急救命士が乗って高度な医療体制を整えるという内容だったんですかね。それと、収納庫って、車庫のことではなくて救急車内の収納庫を拡大してということだったんですかね。もう一回ちょっとこの救急車の内容について教えてください。

次に、議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてです。細かいんですけど、補正予算書の3ページ、債務負担行為補正ですね、平良学校給食共同調理場の民間委託を5年間考えていますということでしたが、これ契約の中に、本年度10月以降消費税が10%になるということをおっしゃっていますが、消費税も見込んだ内容ですかというのをもう一回お聞かせください。

それと、14ページ、2款総務費、1項総務管理費の14目地域振興費について説明をいただきました。ありがとうございます。内容としては、島尻自治会に柔道の畳、肘つきチェアが配備される予定ですよということだったと思いますが、これコミュニティ助成事業が島尻自治会にというふうになっているのは、島尻自治会からの要望があって、これを宝くじ社会貢献広報事業として応募していたところ、これが決定したという内容ですかというのをもう一回確認をお願いします。例えばコミュニティ助成事業でほかの自治会ももしかしたらあるのかなと思うので、これがそもそも島尻自治会になっているのは、島尻自治会からの要望があって、それを申請していたところこれが決定したという内容ですかという確認をもう一回お願いします。

もう一回ね。先ほど説明いただいた歳出の19ページ、4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費ですが、これから整備基本計画を策定する、新たなし尿処理施設の建設を行う、外部委託の委員も網羅して行うということですが、場所の検討もこれからですか。この策定は今年度中に終わる予定ですかというのをもう一回お願いします。

それから、ご説明いただいた21ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費の中の委託料については、観光地の調査委託料とのことですが、これ観光地というのはどこを想定したものですかとこののをもう一度お願いします。

#### ◎生活環境部長（垣花和彦君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてです。まず、補正予算書の14ページ、コミュニティ助成事業についてでございますが、島尻自治会に決定した経緯と申しますか、説明をしたいと思っております。宮古島市におきましては、今年度、令和元年度の事業実施に向けまして、昨年度、新聞、それから広報誌等によりまして事業の募集を行っております。応募したのが今回島尻自治会だけということでしたので、島尻自治会に決定したということでございます。

それから、19ページのし尿処理施設の整備基本計画についてでございますが、場所についてもこの計画の中で決定をしていきたいというふうに考えております。策定は今年度中に行うという計画でございます。

#### ◎教育部長（下地信男君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてです。補正予算書3ページの債務負担行為補正の限度額には消費税10%は加味されているかということで、消費税の値上げ分も加味された金額でございます。

#### ◎観光商工部長（楚南幸哉君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてです。宮古島市における重点的に整備する観光地ということでありまして。場所はどちらですかということでありまして、重点的にこれやはり調査して、観光客が多い伊良部島の17エンドですとか、砂山ビーチ、前浜、吉野海岸、新城海岸、中の島海岸あたりの重点的なビーチ、観光地を調査しまして、駐車場の整備だとかトイレの整備を行いた

いと思います。

◎消防長（来間 克君）

議案第58号、財産の取得についてでございます。救急車の中の収納庫の拡大分についてどういった、救急車の収納庫の拡大された分にはどういった資機材ということだと思っておりますけれども、それについては数多くの救命資機材でございます。例えば自動心臓マッサージ機、それと除細動器、救命処置セット、患者の観察器具など、さまざまな数多くの資機材を、救命士ならではの資機材が装備されております。その中で従来の救急車よりも、より高度な救命処置をすることで資機材を装備するわけでございますけれども、私が今言ったのは主な資機材ですので、またより深く仲里タカ子議員が知りたければ、仕様書について資料配付したいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「ありがとうございます」の声あり）

（議員の声あり）

◎消防長（来間 克君）

収納庫はですね、救急車の中のほうに特別なスペースを設けて、今説明した機材を収納するということでございます。

◎仲里タカ子君

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてです。じゃ、もう一回、21ページにあります歳出の7款商工費、1項商工費、3目観光費ですけれども、観光地の調査委託を行う、主に17エンド、砂山ビーチ、前浜、吉野海岸、新城海岸、中の島海岸、これ駐車場の整備が必要かどうかとか、駐車場の整備は委託をしてやるものなんですか。どれぐらいの駐車場が必要かとかいうことを調査会社に委託をして調査をして、それから整備していこうという、そういう考えですということですか。調査会社に調査させる、委託をする必要ってありますかということをちょっともう一回お願いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

早急に整備するに当たって、調査会社で調査を行い、車が1日当たり何台来るか、駐車場とトイレの整備などをしていきたいなど、調査業務を行い整備していきたいと思っております。駐車場とトイレです。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私のほうも何点か質疑をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の3ページ、債務負担行為補正です。これ5年間ということで、年間だと大体9,500万円くらいですね。今現在は1億1,200万円ですかね。1年間で1,600万円も減るというようなことになってはいるけれども、その理由をちょっと教えてください。

それから、9ページですけれども、17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金のパッケージ移譲交付金（農地転用等）というのがありますけれども、これちょっと中身の説明をお願いします。

それから、16ページの3款民生費、1項社会福祉費の4目障害者福祉費と5目老人福祉施設費、それぞれ委託料が計上されています。当初予算がついたばかりなのに6月定例会でまたこの委託料が出てくるというのがよくわからないんですけれども、その中身をちょっと教えていただきたいと思っております。



それから、22ページ、4目です。22ページの10款教育費、1項教育総務費、4目学力向上対策費58万2,000円、これ当初予算でも同じ額が計上されているんですけども、これについても説明をお願いします。

それから、23ページですね、10款教育費、5項社会教育費、5目図書館費の平良図書館管理費の委託料100万円、ちょっとこれも中身をお願いします。

それから、議案第54号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の中で、これは6ページを見たほうがいいですかね、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で事務費繰入金84万3,000円計上される。これ当初では6,000万円繰入金計上されているんですけど、この時期に80万円余の補正が上がるというのがよくわからないので、これも説明をお願いします。

あとですね、議案第55号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてですね、これで中身的には有効期間が8月1日から翌年7月31日までが11月1日から翌年10月31日までと変更になっていますけど、この変更になった理由を教えてくださいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

#### ◎総務部長（宮国高宣君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の9ページです。17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、これにつきましては説明の欄でパッケージ移譲交付金（農地転用等）となっております。これは農業委員会の分でございます、今回ちょっと出席していないものですから、私のほうが答えたいと思っております。

補正額は100万円となっております。これにつきましては、農地等の権利移動及び農地転用の許可等に関する事務について、県からの権限移譲交付金となっております、今回財源の振りかえを行っております。当初予算で100万円を予算計上していたところがございます。これがことしのですね、平成31年3月の県議会においてですね、交付金の内示が4月2日付で通知されてきましたので、当初予算には間に合わなかったと。よって、今回の補正で計上させていただいたということです。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

まず最初に、議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、予算書の16ページです。3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費の委託料114万6,000円の内容でございます。今回の委託料の内容でございますが、障害福祉サービスの報酬改定に伴いまして、この報酬改定が障害福祉人材の処遇改善等に伴うものと、あとシステムのほうで幼児教育の無償化に合わせた就学前の障害児の発達支援の無償化に伴うシステム改修をするための委託料となっております。

次に、5目老人福祉施設費の委託料492万9,000円でございますが、これは下地老人福祉センターと平良老人福祉センターの老朽化に伴う解体の設計委託料となっております。

次に、議案第54号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の予算書7ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の84万3,000円でございますが、今回条例の改正を出しております宮古島市介護保険条例の中で低所得者の保険料軽減拡大ということで保険料の改正を予定しております、その改正により宮古島市の介護保険に関するパンフレット、リーフレットの作成を必要としていることから、この分を84万3,000円、印刷製本費で補正をお願いしております。

次に、議案書の1ページ、議案第55号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改

正についてでございます。この有効期間を改正する理由はということでございますが、児童扶養手当法の一部改正により支払い月が現行の年3回、これまで4月、8月、12月お支払いをしていたものが年6回に見直しがされ、児童扶養手当証書の有効期間に当たる支給制限の適用期間が11月1日から翌年10月31日に改正されました。それに伴いまして、児童扶養手当法に準じている沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱において受給者証の有効期間や所得確認の期間に関して改正が行われたことから、県の要綱改正に基づき条例の一部改正が必要となり、今回提案したところでございます。

#### ◎教育部長（下地信男君）

まず、議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の22ページ、10款教育費、1項教育総務費、4目学力向上対策費の研究指定校補助金58万2,000円です。当初にも同額の計上がされているということでございますけども、当初の計上は、西城小中学校の市独自の研究指定校の補助金を計上いたしました。今回の補正は、3目教育指導費にも関連しますけども、今回追加でお願いしている文部科学省からの研究指定校が鏡原中学校に道德教育に係る研究指定がなされました。それから、北小学校に小学校体育専科の体育活動の研究として県から委託を受けております。この2校の指定を新たに受けまして、この国、県の指定を受けた学校には市も自動的に研究指定校を指定するというので、文部科学省、国の研究指定を受けた学校に市としてさらに追加で2校、研究校を指定するという追加分でございます。1校当たり29万1,000円の2校分となります。

それから、3ページの債務負担行為補正、平良学校給食共同調理場調理等業務民間委託ですけども、かなり金額が高騰しているというご指摘です。前回は平成28年度にいただきました現行の委託している会社からの見積もり、これ主に人件費でございます。宮古島の人の人件費の高騰という形を受けまして、統括責任者でありますとか、ボイラー管理者、それから調理員、それからパート職員の賃金がかかなり上がっております。例えば統括責任者、現行、平成28年度にいただいた見積もりは月当たり16万円でしたのが、令和2年度以降21万7,500円という見積もりをいただいております。同じようにボイラー管理者も15万円が19万7,500円、それから正規の調理員が14万円から17万7,500円と、かなり宮古島の人の人件費の高騰を踏まえております。パート職員も時給800円が令和2年度には985円というふうに、基本給、それからパートの時給の上昇、それに伴う賞与等、それから社会保険の事務所負担というのが押し上げる結果となっております。

#### ◎生涯学習部長（下地 明君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、23ページ、10款教育費、5項社会教育費、5目図書館費であります。内容について、補正予算での委託料100万円の予算計上は、宮古島市未来創造センター開館記念事業に伴うものです。当初、宮古島市未来創造センター開館にかかわる事業については、オープニングセレモニー、開館記念式典を計画しておりました。しかし、当センターは宮古島市の生涯学習の重要拠点施設であり、図書館と公民館の複合施設として市民のみならず県内外からも注目されており、市民文化の殿堂として本センターにふさわしい開館記念行事を開催する必要があると考えます。そこで、公益財団法人日本習字教育財団の協力を仰ぎ、財団所有の博物館の貴重な収蔵品から中国清時代の代表的作家による清朝の偉人画展を初め、サミュエル・H・キタムラ氏撮影の1960年ごろの宮古島の原風景を紹介する、写真で見る懐かしの宮古島や、書道、美術、写真、華道の各分野において宮古島で活躍する作家たちによる開館記念芸術展を開催する予定となっております。

◎國仲昌二君

ありがとうございます。ちょっと議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の3ページ、人件費の高騰という説明があったんですけども、私、逆を言っているんです。今まで1億1,200万円だったのが年間で9,500万円ぐらいまで、1,600万円ぐらい落ちるんですけど、その理由はということで、上がるんじゃなくて下がる話をしたんですけど、ちょっとそこらをもう一度お願いします。

あとですね、16ページの3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉施設費の委託料です。これは下地と平良の老人福祉センターの解体ですかね。これ当初じゃなくて補正というのはどういう理由なのかというのをちょっと教えてください。

ちょっと飛びまして、23ページです。今10款教育費、5項社会教育費、5目図書館費の委託料の説明があって、開館記念のオープニングセレモニーのいろんな展示会等ということだったと思うんですけども、これいつごろを予定しているのかというのを教えてもらいたいと思います。

それと、ちょっと漏れてしまいました。24ページですね、10款教育費、6項保健体育費、3目給食センター運営費の15節工事請負費と18節備品購入費についても、済みません、ちょっと説明を求めたいと思います。

それとですね、ごめんなさい、これもちょっと漏らしていました。議案書28ページの議案第66号、損害賠償の額を定めることについて、鏡原中学校の野球部の生徒が打った打球による乗用車の破損に伴う損害賠償の額の件ですけども、これ南側の道路というのは校庭と面しているということで、野球部の生徒が打った打球が車に当たったということですけども、これは初めてなんですか。それとも、何回か過去にもあったのかどうか。あそこのちょっと道路を走ってみたら校庭と近いなというのがあって、その辺ちょっとどういうふうか、これまであったかどうかも含めて、どういうふうに対応するかというのをお願いします。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後4時56分）

再開します。

（再開＝午後4時56分）

◎教育部長（下地信男君）

まず、議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、補正予算書の3ページです。今回の限度額4億7,822万6,000円は、今年度の分は当初で予算計上しています。この4億7,822万6,000円は、令和2年度から令和5年度までの4年間です。契約が7月までなので、4月から7月の令和6年度の分を加えたものです。今年度は既に予算計上されているので、この限度額の中には入っていないということでございます。そういうふうにご理解ください。

議案第66号、損害賠償の額を定めることについて、これ鏡原中学校で野球部の練習試合中にファウルボールが車のフロントガラスを直撃して破損させたという事案ですけども、これまでこういった案件があったかというのはよくまだ私わからないですけども、ただことしの4月から使用するボールが変わりまして、かなりかたくなっているという話が、反発力を増すためにですね、このボールが4月から、公式戦で使う

ボールが変わったということで、そのボールを使用していたということで、多分従来より重く大きく、それからかたくなった分、今回のようなフロントガラスが割れるようなことにつながったのではないかと分析しているところです。ですから、今後このボールを使用する際は、今ちょっと安全策を講じなければならぬという課題で検討しているところでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてです。老人福祉センターの解体に係る予算がなぜ6月補正かというご質疑でございます。下地老人福祉センターは、耐力度評価により危険建物となったことを受け、3月定例会において設置条例の廃止をしたところでございます。今回は、早期解体に向け解体設計委託料を予算要求いたしております。平良老人福祉センターにつきましては、築38年が経過し、老朽化していること、また土地は民有地を賃貸借しており、地権者から早期返還を求められていることから、解体の設計委託料を要求したところでございます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、23ページ、10款教育費、5項社会教育費、5目図書館費の委託料でございます。宮古島市未来創造センターの開館時期はいつなのかというような質疑でございました。教育委員会としては、一日でも早い市民サービス実施のため、引き渡し後のオープンに向けた作業を今懸命に進めているところです。現在、担当局による引き渡し日程は、図書館エリアが6月末、公民館エリアが7月末、さらに外構部分が8月中旬となっております。それを踏まえた上で、教育委員会では事前準備を進めながら、一日でも早く開館するため、現状工程において8月17日を予定しております。

（「いいですか、ちょっと休憩してください。答弁漏れ  
があります」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後5時01分）

再開します。

（再開＝午後5時01分）

◎教育部長（下地信男君）

失礼しました。議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、補正予算書の24ページです。10款教育費、6項保健体育費、3目給食センター運営費の15節工事請負費291万6,000円、これは下地学校給食共同調理場の軟水器の取りかえ工事です。調理場設置の平成15年に設置した軟水器がこれまでも故障を繰り返している状況でありましたけれども、これをもう、石灰の詰まりだとか、他の機器にも影響が及んでいるということで取りかえるための。ただ、この機器を設置するために、実質この軟水器よりは工事費のほうが高くかかっているということで、施工費用が大きいということで工事費に分類いたしました。

18節備品購入費、これはまた上野共同調理場のガス回転釜、それから真空冷却機の取りかえです。平成14年度調理場設立以来の機器取りかえということで、たびたびの故障に対応してまいりましたが、今

回取りかえるというための予算でございます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております19件のうち、日程第4、議案第53号から日程第17、議案第66号までの14件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。

なお、議案第53号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後5時03分）

令和元年

# 第4回宮古島市議会(定例会)会議録

6月19日(水) 2日目

(一般質問)

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第2号

令和元年6月19日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和元年6月19日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時38分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福 祉 部 長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振 興 開 発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農 林 水 産 部 長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		



## 令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

令和元年6月19日（水）

	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成31年4月分の例月出納検査結果報告があった。
6月19日	<p>本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、今定例会の一般質問通告者が20名となったことに伴い、日程について協議がされ、議会運営に関する申し合わせ事項のとおり、5日間予定していた一般質問を4日間とすることと決した。</p> <p>これに伴い、6月26日に予定していた議事日程の委員長報告、質疑、討論、表決についてもこれを1日繰り上げ、6月25日に処理することが確認された。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	<p>8 番 我如古 三 雄 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 大学等修学支援法について</p> <p>①本制度で以前より勉学に専念する環境が整った。見解を。</p> <p>②本制度の成立に伴い進学機会の拡大が期待されますが、市として今後の周知はいかに。</p> <p>2. 監査委員の「議員枠」の廃止について</p> <p>①地方自治法の改正に伴い議員枠の廃止が可能となった。当局の見解を伺う。</p> <p>②宮古島市監査委員条例を改正し議員枠を廃止すべきです。</p> <p>3. 宮古島市臨時職員不足問題について</p> <p>①採用に向けた募集人数と採用された人数及び現時点における欠員数について伺う。</p> <p>②欠員が大量に出ている原因は何か。</p> <p>③不足によって生じる影響について伺う。</p> <p>④今後の待遇改善について伺う。</p> <p>4. 観光列車整備計画について</p> <p>①現在の進捗状況について（全体計画、想定ルート、総延長含む）</p> <p>②今後の整備計画について</p> <p>5. 博愛パレス館（うへのドイツ文化村）のホテル運営再開について</p> <p>①賃借契約に向けた調整の結果について伺う。</p> <p>②今後の整備計画について（有効活用のめどは）</p> <p>6. 上野トロピカルフルーツパーク機能強化事業について</p> <p>①現在の進捗状況について（全体の整備計画も含めて）</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 道路行政について</p> <p>3. 博愛漁港（宮国地区）の施設の管理について</p>	<p>②今後の整備計画について</p> <p>7. 民生委員の不足問題について</p> <p>①本市の定数と欠員数及び充足率はどのようになっているのか（県内全域の定数に対する充足率と宮古島市の状況も含む）</p> <p>②役割の重要性を周知する担い手の確保に向けた今後の取り組みについて伺う。</p> <p>1. 市道豊原1号線及び市道新里17号線の改修について</p> <p>①大雨のたびに道路冠水が発生するなど交通に支障が出ているが改修の時期について伺う。</p> <p>②新里17号線については平成29年12月定例会の部長答弁で、最低でも平成30年度の早い時期に対応する約束でしたが。</p> <p>1. 漁船の巻き上げ機の取りかえ整備について</p> <p>①巻き上げ機の老朽化に伴う取りかえについて</p> <p>②氷小屋のコンプレッサーの老朽化に伴う取りかえについて</p> <p>2. わいわいビーチの整備について</p> <p>①安全柵等の設置について</p> <p>②水道、シャワーの故障による整備について</p> <p>③あずまや（休憩所）の整備について（ベンチも含む）</p>
2	<p>1 番 新 里 匠 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p>	1. 農業行政について	<p>1. 宮古製糖伊良部工場の製糖操業について</p> <p>①過去5年間の操業期間と圧搾量の実績及び悪天候などでの工場の停止日数について伺う。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>2. 上下水道行政について</p> <p>3. 観光行政について</p>	<p>②今期の操業が、圧搾量の割に操業期間が延びた要因について当局はどういう評価、見解を持っているか伺う。</p> <p>③来期の操業に向けて、どのような対策を講じるか見解を伺う。</p> <p>2. 沖縄県の国家戦略特区認定事業の農業支援外国人受入事業に関連して農業従事者の確保について伺う。</p> <p>①農業支援外国人受入事業の中で受け入れた外国人労働者は、沖縄県全体でどのくらいいるのか。また、宮古島市の現状も踏まえて伺う。</p> <p>②外国人労働者の受け入れを宮古島市として積極的に行うことについて方針を伺う。（製糖操業において、ハーベスターの割合が多くなっていることにより、雨天時に原料がないことを解消することができる施策という観点も踏まえて）</p> <p>1. 水道水の供給について</p> <p>①現在の供給可能水量及び供給水量について伺う。</p> <p>②現在の給水同意件数とその水量について伺う。</p> <p>③現時点での給水同意可能な件数について伺う。</p> <p>④水源確保計画とその水量について伺う。</p> <p>⑤水道事業の直近5年間の収支について伺う。</p> <p>1. 下地島空港の管理道路の封鎖について</p> <p>①県は封鎖理由として、ジェットスター・ジャパンの就航により、空港管理保安体制を万全にするために全面車両通行止めをしているとされており、車両</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 総務財政について</p> <p>5. 企画行政について</p> <p>6. 地域振興について</p>	<p>を通行させた場合保安上重大な問題が発生する可能性があるとするが、この重大な問題とは何か伺う。</p> <p>②航空法上の安全体制として、この道路を封鎖しないといけない根拠を伺う。</p> <p>③40年以上も住民が通行し、今日では17エンドという観光名所となっている場所に続く道路を不便にすることは、住民生活や観光においても重大な損失であると考えてるが、当局の見解を伺う。</p> <p>④管理道路が通れないことにより、言わば一周道路がなくなるが、それにかわるアクセス道路が必要であると考えてるが、当局の見解を伺う。</p> <p>1. 住宅建設費高騰について</p> <p>①固定資産税の伸びの要因について伺う。</p> <p>②家賃の高騰や変更値上げの現状を把握しているか。</p> <p>③地域住民が家をつくれないう状況に対する支援について伺う。（地域の存続にかかわる問題と考えるが、市が住宅建設など積極的に行う必要があると考えるがどうか）</p> <p>1. 沖縄振興特定事業推進費の活用について</p> <p>①内閣府からこの事業費についての通知などはあったか伺う。</p> <p>②この事業費の趣旨、目的を認識した上で、どういった問題を解決していける事業か見解を伺う。</p> <p>1. 伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業について</p> <p>①現在の進捗状況について伺う。</p> <p>②運営は指定管理者制度を利用するとい</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>7. 消防行政について</p> <p>8. 福祉行政について</p> <p>9. 教育行政について</p>	<p>うことだが、全体的なオペレーションを行うコーディネーターをプロポーザル方式により募集し、企画、経営の統一化及びブランドイメージをつくることはできないか伺う。</p> <p>1. 防災ヘリについて</p> <p>①沖縄県消防防災ヘリコプター導入について宮古島市の見解を伺う。(災害時、自衛隊の救援活動の制約と、それを補完する手段として活用できるという観点から)</p> <p>1. 老人の生活困窮について</p> <p>①支援策はないか伺う。</p> <p>1. 伊良部島小中一貫校「結の橋学園」について</p> <p>①バス通学における問題点とその対策について伺う。</p> <p>②特色ある学習内容について伺う。</p> <p>③目指す児童生徒像について伺う。</p> <p>2. バス通学の高校生への支援について</p> <p>①各離島、遠隔地からのバス通学において不便を来している。解決策について伺う。</p>
3	<p>9番</p> <p>前里光健君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 高等教育機関設置について</p>	<p>1. 玉城デニー知事の尖閣発言について</p> <p>①先月、5月24日尖閣諸島行政区域に石垣島から出漁した漁船を、中国公船が追尾したことについて、玉城知事は「中国公船がパトロールしているので、故意に刺激するようなことは控えなければならない」と述べた。以上を踏まえ、知事の尖閣発言について、市長の見解を伺う。</p> <p>1. 高等教育機関設置に向けた取り組み状況について</p> <p>①現在の取り組みの進捗状況を伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="512 734 778 768">3. 農村公園について</p> <p data-bbox="512 1323 778 1357">4. 道路行政について</p>	<p data-bbox="927 293 1418 371">②長栄大学との連携は検討しているか伺う。</p> <p data-bbox="903 394 1418 472">2. 長栄大学分校設置に向けた取り組みについて</p> <p data-bbox="927 495 1318 528">①現在の進捗状況について伺う。</p> <p data-bbox="927 539 1418 663">②分校が設置されることで、想定している市民にとってのメリットについて伺う。</p> <p data-bbox="927 685 1366 719">③今後のスケジュールについて伺う。</p> <p data-bbox="903 730 1418 763">1. 宮原第2水辺公園の木製階段について</p> <p data-bbox="927 786 1418 1066">①県道83号線（いわゆる一周道路）沿いにある宮原第2水辺公園の海岸へおける木製階段が2カ所あるが、今年の台風の影響により破損し、観光客や地域住民は以前のように使用できずにいる。</p> <p data-bbox="951 1077 1206 1111">以上を踏まえて伺う。</p> <p data-bbox="951 1133 1418 1211">ア. 木製階段の現状に対する当局の認識を伺う。</p> <p data-bbox="951 1223 1318 1256">イ. 現在の対応について伺う。</p> <p data-bbox="951 1267 1318 1301">ウ. 今後の対応について伺う。</p> <p data-bbox="903 1323 1418 1402">1. 高野2号線側溝のグレーチングへの取りかえについて</p> <p data-bbox="927 1424 1418 1603">①高野2号線の集落南側入り口にある側溝について昨年、コンクリート側溝をグレーチングに取りかえてほしいとの要望を行った。</p> <p data-bbox="951 1615 1206 1648">以上を踏まえて伺う。</p> <p data-bbox="951 1671 1418 1850">ア. 現在、いまだ修繕が行われておらず、地域住民から早期実現に向けて強い要望が上がっている。いまだ行われていない理由を伺う。</p> <p data-bbox="951 1861 1342 1895">イ. 今後のスケジュールを伺う。</p> <p data-bbox="903 1917 1334 1951">2. 高野7号線の集水ますについて</p> <p data-bbox="927 1962 1418 1995">①高野7号線（集落から漁港に向けてお</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>5. 新設補助金について</p> <p>6. 水道行政について(上水道)</p>	<p>りていく道路)中央に集水ますがあり、集落内の冠水を防ぐため設置されている。しかし、水はけが悪い状況があるため、点検や清掃が必要との意見がある。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 現状について当局の見解を伺う。</p> <p>イ. 今後の対応について伺う。</p> <p>1. 沖縄振興特定事業推進費補助金について</p> <p>①沖縄振興特定事業推進費補助金の概要について伺う。</p> <p>②本市は、沖縄振興特定事業推進費補助金を活用し事業展開をする考えはあるか伺う。</p> <p>1. 現在実施中の水源開発調査について</p> <p>①水源開発調査について、現在の進捗状況を伺う。</p> <p>②今後さらに急速な需要水量の増加が見込まれるが、現状の取水及び配水能力で問題はないか伺う。</p> <p>2. 漏水について</p> <p>①宮古島市における上水道漏水量の状況について伺う。</p> <p>②老朽管施設(水道パイプ)工事状況について伺う。</p> <p>③地下漏水が屋内埋設部分で起きた場合、水道料金の軽減処置はあるか伺う。</p> <p>④有収率向上に向けて本市の取り組みについて伺う。</p> <p>3. 本管布設工事について</p> <p>①上水道本管が遠い地域にマイホームやアパートを建設する際、本管から水道管を引かないといけないために負担が大きいとの声が多くある。本管の設置区域を広げるために地域から要請を上</p>





順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 教育行政について</p> <p>4. 福祉行政について</p>	<p>し込み状況について</p> <p>3. 獣医師の確保について</p> <p>①獣医師資格保持者の確保について現在の状況を伺う。</p> <p>②離島諸島（多良間島）を含めた獣医師の労働力軽減策の対応について伺う。</p> <p>1. 県指定天然記念物の宮古馬の保存について</p> <p>①現在、入江地区の市指定クバカ城跡公園内で宮古馬が飼育されている状況について</p> <p>2. 狩俣幼稚園の再園について</p> <p>①狩俣幼稚園がことし4月から休園状態にある。現在対象園児数は4名と定数の5名に達しておらず、やむを得ず離れた西辺幼稚園に通っている。地元は強い再園を希望しており、一日も早い行政の支援を期待している。現在の教育委員会の見解を伺う。</p> <p>1. 障害を持った方々の支援について</p> <p>①障害を持った方々の就労支援について新たな企業の参加状況</p> <p>②昨年度及び今年度の就職内定状況について</p> <p>2. ハンセン病療養所の将来構想について</p> <p>①去る5月19日から20日の2日間、2年連続で沖縄そして宮古で開催されたハンセン病市民学会第15回総会・交流集会 in 宮古ですが、残された課題は多く、当事者や家族は多くの支援を必要としています。国立療養所宮古南静園の将来構想について本市としての取り組みを伺う。</p> <p>3. 児童クラブの安全管理について</p> <p>①鏡原放課後児童クラブがこのほど完成</p>



順位	発言者	発言事項	要旨
		7. 公営住宅について	1. 公営住宅の入居について ①現在指定管理となっている公営住宅の申し込みから入居までの流れを伺う。
5	6番 下地信広君  【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 下地島空港の適正管理について  2. 宮古島市の指定管理について  3. オーバーツーリズムについて  4. 道路行政について	1. 下地島空港管理事務所は3月23日より下地島空港北側の17エンドと呼ばれるエリアを全面車両通行どめして、やがて3カ月になろうとしています。観光客も車で来ては戻って帰る人がふえ、地域住民も不便だと愚痴をこぼしていますが、3月以降、17エンドの利用について沖縄県との調整はできているのかお伺いいたします。  1. 宮古島市の施設は、平成31年4月時点で合計何件が指定管理されているのかお伺いいたします。  2. 指定管理の効果は？  3. 2020年度から前浜、吉野、砂山、中の島（カヤッファ）の海岸の管理を管理業者に委託、公募するとのことですが、反社会的団体の対策は万全なのかお伺いいたします。  4. 下地島の中の島の呼び名は島の人にはなじまないが、方言名、カヤッファとの呼び名はつけられないのかお伺いします。  1. 観光客の増加に伴いトイレ、観光地の駐車場、インフラ負担、ごみの増加、景観の損失等弊害が出てきているが観光客がコミュニティーに与える影響について対策をお伺いいたします。  2. 観光客をターゲットにした新たな税収は考えてないのかお伺いいたします。  1. 伊良部103号線、伊良部大橋橋詰広場の下の道路に雨が降ると水たまりができて車が通行できない状態になるため早急

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>5. 信号機の設置について</p> <p>6. 佐良浜スポーツセンターの利活用について</p> <p>7. 福祉行政について</p> <p>8. 高齢者の事故防止について</p>	<p>な対策をお伺いいたします。</p> <p>1. 観光客増加に伴い、伊良部大橋を渡り佐良浜方面への右折が危険なため橋詰広場の下の3差路に信号機を設置できないかお伺いいたします。</p> <p>1. 利活用の進捗状況をお伺いいたします。</p> <p>1. 宮古島市平良老人福祉センター解体の補正予算が組まれています。宮古島市地域包括支援センター、宮古島市社会福祉協議会平良支所との調整についてお伺いいたします。</p> <p>2. 民生委員児童委員定数についてお伺いいたします。</p> <p>1. 宮古島市の高齢者の運転免許自主返納促進についてどのような対策をしているのかお伺いいたします。</p>
6	<p>15番 下地 勇徳 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 農業行政について</p> <p>2. 水道行政について</p> <p>3. 道路行政について</p>	<p>1. ハーベスターによるサトウキビの刈り残し、また刈り取りの途中で刈り取りを中止されたことについて</p> <p>2. 伊良部地区の製糖期が大幅におくれたこと、今後の対応について</p> <p>3. 池間島の野そ防除について</p> <p>4. 蚊の季節になりました。蚊の薬剤散布について</p> <p>5. 成川地区農業用排水路について</p> <p>6. 優良ヤギの補助制度について</p> <p>1. 平成30年度の給水状況について</p> <p>2. 袖山及び加治道浄水場の概要について</p> <p>3. 水質検査項目と検査頻度について</p> <p>1. 荷川取線の北側道路について</p> <p>2. 里道について（リゾート地）</p> <p>3. 平良港国際クルーズ船拠点整備事業及び平良港旅客ターミナルの現在の進捗状況について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			4. 荷川取にある警察官待機宿舍前の交差点の信号機設置について
7	16番 栗 国 恒 広 君  【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 演壇及び質問席	1. 市長の政治姿勢について      2. 教育行政について   3. 福祉行政について   4. 農林水産行政について	1. 玉城沖縄県知事の5月31日の定例記者会見における尖閣諸島問題発言について 2. 港湾施設建設整備事業について ①クルーズ船C I Qの施設建設について ②官民連帯でのカーニバル社との協議状況について ③平良港総合物流センター整備事業について 3. 本市が管理する漁港用地利用計画見直しについて 4. 港湾用地、漁港用地の放置船撤去及び対策について 5. 漂着ごみ対策について 6. ラムサール条約登録湿地帯である与那覇湾への赤土流出防止対策について 1. 久松小学校のグラウンド西側及び駐車場整備について 2. 市民プール構想について 1. 高齢者の運転免許証自主返納者に対する優遇措置の取り組みについて 1. 漁船への船舶電話（衛星電話）の設置について（通話料の補助、助成について） 2. モズクの養殖等の冷凍冷蔵施設の整備について 3. 漁港機能整備事業について 4. ハーベスターの利用料金について ①宮古地区ハーベスター運営協議会に対しての運営状況の資料提出について ②生産法人の独自の作業料金設定について 5. サトウキビのトラッシュ再利用について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. 道路行政について	1. J T A ドーム宮古島周辺道路市道新豊線の整備について 2. A—56号線（松が原東側道路）の整備について 3. 信号機設置について ①右折専用ラインの信号機設置について ②国道390号線（通称バイパス通り）
8	17番 上 地 廣 敏 君  <b>【質問方式】</b> 一括・再質問から一問一答方式  <b>【質問場所】</b> 演壇及び質問席	1. 市長の政治姿勢について  2. 教育行政について  3. 水道行政について	1. 幼保無償化に向けた市の取り組みについて ①保育料について（認可、認可外） ②給食費について（保育所、幼稚園） 1. 学校統合により廃校となった施設について ①なぜ利活用が進まないのかその理由を伺う。 2. 学童疎開の碑の建立について ①今後の取り組みについて市長及び教育長の見解を伺いたい。 1. 観光客の増とホテル、アパート等の建設に伴う影響について ①年間給水量及び1日当たり平均給水量 ②ホテル、アパート等の増加件数と世帯数は。 2. 給水量増に伴う対策と今後の計画について伺う。 3. 水道計画による目標年度における給水計画の数値目標は。 4. 来間島における水圧対策について 5. 水道管の耐震化適合率と改修計画について
9	5番 平 良 和 彦 君  <b>【質問方式】</b> 一括・再質問から一	1. 市長の政治姿勢について	1. 宮古島市の農業の後継者問題についてどのように考えているのか。また、施策はあるのかお伺いします。 2. これまでも議論されてきたが、現在の旧城辺庁舎跡地利用の進捗状況と今後の

順位	発言者	発言事項	要旨
	問一答方式 <b>【質問場所】</b> 演壇及び質問席	2. 建設行政について  3. 農業行政について  4. 教育行政について	計画についてお伺いします。 3. 宮古空港横断トンネル道整備の進捗状況についてお伺いします。 1. クマザ海岸への道路拡張とカーブミラーやガードレールの設置についてお伺いします。 2. 官民連携による国際クルーズ拠点の進捗状況についてお伺いします。 3. 東平安名崎公園の整備の工程等についてお伺いします。 1. この時期は、クジャクの繁殖期なのか多く見受けられる。クジャクとイノシシの駆除計画、また農家のできる対策についてお伺いします。 2. 近年サトウキビ株出し管理機が普及しているが、近年3年間の株出し面積は全体の作付面積の何%を占めているのか。また、サトウキビ畑等の除草剤を購入する農家への補助金交付はできないのか。お伺いします。 3. サトウキビ土壌害虫アオドウガネが異常発生しているように見受けられるが、農家にはどのような被害が考えられるか。また、被害を最小限に抑える対策はあるのか。お伺いします。 1. 城辺図書館の今後の図書館機能をどのように考えているのか。お伺いします。 2. 宮古島市スポーツ協会に総合体育館など指定管理を委託して間もないがどのような状況か。お伺いします。 3. 各小中学校へのクーラー設置の進捗状況はどうなっているのか。また、設置校の順番等について、お伺いします。 4. 今年度の城東中学校の整備事業の工程、また城辺地区統合中学校実施計画策



順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 観光行政について	<p>定委員会を何回開催する予定なのか。その内容についてお伺いします。</p> <p>1. 第2次宮古島市観光振興基本計画の事業展開の満足度向上につながる受け入れ基盤、環境の整備と情報発信の通信環境（WiFiの設置）の拡充とあるが今後の展開をお伺いします。また、沖縄振興特定事業推進費を充てることはできないのか。お伺いします。</p>
10	<p>11番 高吉幸光君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 先島航路の整備について</p> <p>2. 未来創造センターについて</p> <p>3. 教育行政について</p> <p>4. eスポーツについて</p>	<p>1. 先島地区は2市2町1村人口10万人余、入域観光客数は300万人を超え昨年の県全体の999万人の3分の1は先島地区に訪れ県の観光を牽引している。</p> <p>①先島旅客海路の脆弱さを解消すべきではないか？</p> <p>②美ぎ島美しや市町村会としても強化を要望してきたが県の反応は？</p> <p>1. 質疑の中で未来創造センターは、8月17日のオープンに向け準備中とのことだが、</p> <p>①オープニングイベント等の計画は？</p> <p>②利用方法等は？</p> <p>③ホームページ等の整備は？</p> <p>④視覚障害者対応の点字書籍や録音図書は？</p> <p>1. 昨期からスクールソーシャルワーカーが大幅に入れかわったが待遇改善が必要では。</p> <p>①常勤体制、複数年契約など安心して働ける環境の整備はできないか？</p> <p>1. 4月21日に糸満市で開催されたeスポーツ大会を視察してきた。</p> <p>①市当局も視察に来ていただいたが宮古島市での開催もあるとのことだが概要は？</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
			②今後オリンピックの種目や国民体育大会でも競技種目となる。他のスポーツのように児童生徒が代表選手となった場合、派遣費用補助の対象となるか？
11	10番 狩 俣 政 作 君  【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 教育行政について  2. 福祉行政について  3. 環境行政について  4. J T A ドーム宮古島の利活用について  5. 道路行政について	1. クーラーの設置工事について ①現在の進捗状況を伺う。 2. 職員採用の対策について ①臨時職員、嘱託職員への賃金値上げ等の対策について伺う。 3. 学力向上について ①学力に応じた教科分け（習熟度）について伺う。 4. 高等教育機関設置について ①現在の進捗状況について伺う。 1. 脳性麻痺等、重度障害児、重度障害者への渡航費助成について 2. 鏡原放課後児童クラブの外壁について 1. 無許可での開発工事について ①今後取り締まり等の対策は。 1. 7月に開催されるeスポーツ大会について ①大会の概要について伺う。 2. ブラス・ジャンボリー i n 宮古島の今後の開催予定は。 1. 交通事故多発交差点の対策について 2. 空港周辺道路の拡幅工事について 3. 全国的に多発する高齢者の交通事故について ①運転免許証返納後の対策について伺う。
12	3番 仲 里 タカ子 君  【質問方式】 一問一答方式	1. 市長の政治姿勢について	1. 憲法について ①県紙に県内市町村長、県選出国會議員へのアンケート結果が掲載されたが、市長は「回答なし」となっています。 ア. 憲法への評価について伺う。

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	<p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>2. ミサイル配備、弾薬庫計画について</p> <p>3. 市民生活について</p>	<p>イ. 憲法9条改正について市長の考えを伺う。</p> <p>ウ. 憲法9条に自衛隊を明記することについて市長の考えを伺う。</p> <p>1. 陸上自衛隊ミサイル弾薬庫配備について</p> <p>①「隊舎のみの建設で弾薬庫は置かない」と説明されていた千代田の陸上自衛隊基地に弾薬庫が建設されており、中距離多目的誘導弾や迫撃砲が運び込まれていたことが発覚。防衛大臣は「説明不足だった。一旦運び出すことにした」と説明しているが、市は「運び出した」ことを確認したか。</p> <p>②防衛大臣は保良鉦山に弾薬庫を建設し保管するとしている。自衛隊の弾薬取り扱いについての教本で、火災時、発火、爆発反応までの時間は2分、1キロ先まで避難する、と説明していることが判明。住民の安全確保ができないことは明白であり、保良鉦山への弾薬庫建設に反対すべきではないか？市長の考えを伺う。</p> <p>③千代田に建設された弾薬庫も、すぐ隣に燃料タンクがあり民家からの距離も近い。住民を危険にさらすものであり、撤去すべきではないか。市長の考えを伺う。</p> <p>1. 消費者行政について</p> <p>①5月の消費者月間で前年度の相談実績が発表された。相談件数と主な内容、傾向について伺う。</p> <p>②消費者被害に係る被害額、相談員の助言やあっせんによる回復額はどのくらいか伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 市税の電話催告委託について</p> <p>5. 地下水について</p>	<p>③消費者被害を防止するための市の施策について伺う。</p> <p>2. 家賃の高騰について</p> <p>①家賃値上げ、アパート物件がなく引っ越しできず困っているとの声が多い。また、家賃高騰で宮古島には住めないで、島外への引っ越しを決める子育て世代がいるとのこと。市としてどのような対策があるかを伺う。</p> <p>②生活困窮者自立支援では住宅家賃の援助が必須事業となっている。家賃高騰の影響について伺う。</p> <p>③生活保護世帯への影響について伺う。</p> <p>1. 民間業者への市税等の電話催告業務委託について</p> <p>①市民税、国民健康保険税、固定資産税などの税金滞納について、民間業者に電話で催告を行う業務委託を開始している。</p> <p>ア. 民間業者への委託理由と効果について伺う。</p> <p>イ. 委託に係る予算について伺う。</p> <p>ウ. 前年度の滞納件数と納付実績について伺う。</p> <p>1. 上水道の水量について</p> <p>①ユニマットの6,000室リゾート計画が発表されるなど、ホテルの建設が相次いでいる。水道水の供給は大丈夫かという不安の声がある。現在の状況と将来の見通しを伺う。</p> <p>②湧水で水道水の供給が必要に追いつかない場合は地下ダムの農業用水を生活用水として優先すると聞いている。その場合どのような根拠と手順で実行されるか伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>6. 児童福祉について</p> <p>7. 福祉行政について</p> <p>8. 宮古馬について</p>	<p>2. 水質について</p> <p>①地下ダムの水質の検査について伺う。</p> <p>②千代田の陸上自衛隊基地内では軍事車両等の洗浄のために油脂類や化学薬品も使用することと、基地内からの地下水汚染への不安の声がある。今後、基地内、周辺の地下水水質調査を行うことはできないか伺う。</p> <p>③平成26年度宮古島地下水水質保全調査報告書の内容、提言について伺う。</p> <p>1. 保育無償化と給食費について</p> <p>①保育の無償化で、給食費はどうかという不安の声が多い。宮古島市はどのような対応になるか伺う。</p> <p>1. ヘルプマークの普及について</p> <p>①12月定例会でヘルプマークについて普及させたいとの答弁があった。現在どのような取り組みが行われているのか伺う。</p> <p>2. ハンセン病回復者支援について</p> <p>①5月19、20日とハンセン病市民学会第15回総会・交流集会 in 宮古が開催されさまざまな課題が話し合われた。その中で、退所者からは、後遺症や高齢化による疾病について訪問看護の必要性についての訴えがある。市として、具体的な対応と取り組みができないか伺う。</p> <p>3. がん、難病患者等への支援について</p> <p>①市役所への申請書類提出について、宮古病院の地域連携室へ職員を派遣して申請書類の提出サポートをしてほしいという要望がある。対応できないか伺う。</p> <p>1. 宮古馬の飼育について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>①宮古馬の飼育者から馬が返還され、下地のクバカ城跡（史跡）で飼われている。その経緯を伺う。</p> <p>②今後の対応について伺う。</p>
13	<p>23番 濱元雅浩君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	1. 観光施策について	<p>1. 第2次宮古島市観光推進基本計画について</p> <p>①策定経緯と計画の位置づけ及び今後の展開を伺う。</p> <p>②国や県との連携手法について伺う。</p> <p>ア. 国際競争力の高い魅力ある観光地整備（国交省）</p> <p>イ. 沖縄版自然観光の推進、地域の特色づけ（沖縄県）</p> <p>③入域観光客数目標について伺う。（国内外客、客室増）</p> <p>④宿泊数増加に向けた施策について伺う。</p> <p>⑤宮古島の観光振興の役割を実現する手法</p> <p>ア. 世界レベルのエコアイランドの形成</p> <p>イ. 地場産業との連携による付加価値の最大化</p> <p>⑥市における他の計画との連動性について伺う。（エコアイランド計画、農水産業計画、まちづくり計画）</p> <p>⑦観光地、観光施設整備についての方針を伺う。</p> <p>ア. 観光地での滞在時間を延ばす施策</p> <p>イ. 多彩な観光メニューを享受できる施設整備（地場産業との連携施設など）</p> <p>ウ. 観光地の有料化に対する方針</p> <p>⑧市民向けセミナー及び人材育成の手法について伺う。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 港湾事業について  3. 教育行政について	1. C I Q施設建設の民間事業者との交渉について伺う。 2. みなとまちづくり（にぎわい創出）の進捗について伺う。 1. 学校送迎バス運用状況と今後の計画について伺う。
14	13番 友利光徳君  【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 市長の政治姿勢について          2. 教育行政について	1. 二元代表制についての市長見解 2. 議会招集専属権者としての正しい姿勢とは。 3. 議会招集専属権者として答弁拒否について 4. 議場における議事進行は議長特権について 5. 警察はなぜ平良港に待機し、その目的は。 6. パフォーマンスと表現する言動の真意を知りたい。 7. 6月5日の県紙、地元紙で「地对艦誘導弾が火災に遭った場合、爆発するまで約2分」「直接火災に包まれた場合には、1キロメートル以上離れること」との説明に対する市長の見解を。 1. 宮古島市立幼稚園管理規則第4条、学級の編制の見直しは。 2. 池間幼稚園、教室（園舎）建設計画の事業執行は。 3. 池間幼稚園専用の器材（教材）の購入時期は。 4. 西辺中学校職員室、2階普通教室、蛍光灯の件について 5. 北中学校体育館周辺環境整備、2階天井板の取りかえについて 6. 北小学校石積塀の保存のあり方は。 7. 城辺幼稚園門扉の取りかえは。 8. 福嶺小学校、給食室天井、廊下天井に

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 本市の選挙風土の浄化について</p> <p>4. 竹原1号線について</p> <p>5. 野城泉の保全について</p> <p>6. 畜産振興について</p>	<p>ついて</p> <p>1. 現選挙管理委員長就任前の三ない運動についての感想は。</p> <p>2. 三ない運動について選挙管理委員長としての見解は。</p> <p>3. 2月24日に行われた辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票の投票立会人が投票しなかったとの情報があるがどう思うか。</p> <p>1. 3月定例会の答弁から、コミュニティー道路とは。</p> <p>2. 東仲宗根856番地9、周辺工事概要について</p> <p>①東仲宗根856番地9だけが物件補償になった理由は。</p> <p>3. 歩道空間の確保とは。</p> <p>4. 歩道修正はいつ着手するのか。</p> <p>5. 工事竣工はいつなのか。</p> <p>1. ミヤコチスジノリの天然記念物、指定への取り組みについて</p> <p>1. 沖縄離島型畜産活性化事業について</p> <p>①牛舎の賃貸方法の詳細は。</p> <p>②隣接地域住民対象の事業説明会状況について</p> <p>ア. 豊原、野原、下南自治会の反応は。</p> <p>2. 市リサイクルセンターから発生しているにおいて牛舎建設とは別では。</p> <p>3. 野原集落からの意見は部落民の総意か。</p> <p>4. なぜ福北自治会に事業説明会を開催したのか、その目的と住民の反応は。</p> <p>5. 予定地における水域水脈調査実施について</p> <p>6. 野城泉との関連性はどのような意見でし</p>



順位	発言者	発言事項	要旨
		7. 農業振興について	たか。 7. 本事業の将来像は。 1. 城辺前原地区土地改良事業工区内の泉の取り扱い方は。 2. 宮古地下ダム建設立役者の銅像記念碑建設は。
		8. 福祉行政について	1. 民生委員の役割と委員の欠員区域があるか。 2. 生活保護法第10条、世帯単位の原則、ただし書きについて
		9. 総合庁舎電気工事について	1. 4月の臨時会での副市長答弁について
		10. 旧城辺町シンボルタウン整備構想計画について	1. 計画は実在しているのに事業執行が見えないが。 2. 重要な指針とは、詳細を説明してほしい。 3. 旧城辺町の庁舎は保存すると町民と約束したが、なぜ解体したのか、その目的は。 4. 旧城辺町庁舎跡地の環境整備はできないか。
		11. 旧城辺町の文化村構想事業について	1. 執行状況について
		12. 浦底海岸保全について	1. 地すべりの復旧を災害事業での適用は。 2. 周辺海水の水質検査は。
		13. 特別職の近親者と受注業者、企業、店舗の実態について	1. どの業種で、何社。1親等、2親等、3親等別に何社か。 ①直近3年間の受注高、売上高は。 2. 公正、公平性は保たれているか。
		14. 財産管理について	1. 市有財産の現状とその活用方法について 2. 宮古島市の公共施設にある、個人所有、個人名義の財産の実態と課題について
		15. 道路行政について	1. 県道83号線（西里保良線）の歩道陥没箇所について

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>2. 西城小中学校前通りのガードレールについて</p> <p>3. 国道390号線（福西地区）改修舗装について</p> <p>4. 荷川取漁港隣、海沿いの道路の雑草除去について</p>
15	<p>2番 平 百合香 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 保育料無償化について</p> <p>2. 市役所の利活用について</p> <p>3. 未来創造センターについて</p> <p>4. し尿処理について</p>	<p>1. 対象となる保育園幼稚園等該当施設への説明会が、いまだにないと聞いているが、開催の予定を伺う。</p> <p>2. 本市でも浦添市、名護市のホームページに記載されている内容と同じ条件で無償化されるのか伺う。</p> <p>3. 同じく市民への説明、情報の提供について、市の計画を伺う。</p> <p>4. 次年度以降の入所申し込みの予想と対応について伺う。</p> <p>1. 総合庁舎の造成工事がスタートしているが、現在の市役所の利活用について市がどのような考えを持っているのか伺う。</p> <p>1. 未来創造センター供用開始まで市民への図書サービスについて伺う。 ①サービスが停止している移動図書館について</p> <p>2. 同じく未来創造センターへ機能移動予定の中央公民館のサービスについて伺う。 ①現在、中央公民館を利用している団体、サークルの数と未来創造センターでも継続して利用が可能か伺う。</p> <p>1. し尿処理施設整備基本計画のスケジュールをどのように考えているのか伺う。</p>
16	<p>22番 砂 川 辰 夫 君</p>	<p>1. 海岸の管理について</p>	<p>1. 海岸利用促進連絡協議会においては、それぞれの海岸における、取り組み状況について伺いたい。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>2. 道路整備計画について（富名腰周辺）</p> <p>3. 畜産振興について</p>	<p>2. 新城海岸を、南城市のあごまサンサンビーチのような指定管理ビーチとして検討することはないか、お伺いします。</p> <p>1. 道路整備についてはどのような順序及び計画でされているのか。</p> <p>2. 現在の道路状況と計画とのずれとかはないのか、把握しているのか。</p> <p>3. 新庁舎に伴う周辺道路整備については、現段階で整備計画はないのか。</p> <p>1. ヤギのブランド化について</p> <p>2. ザーネン種の導入計画は、どの程度までの頭数計画をしているのか。</p> <p>3. 現在7万円の補助があるが、施設（小屋）への補助検討はされていないのか。</p> <p>4. 宮古牛のブランド強化について</p>
17	<p>18番 平 良 敏 夫 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 施政方針について</p>	<p>1. 表紙の副題に「千年先の、未来へ。」とあります。市長の思いを説明してください。</p> <p>2. 施政方針P4で「観光産業と農水産業の振興による地域経済の自立的発展（産業振興）」の中に「観光振興による経済効果を島全体で享受できる仕組みづくりを進め……」とありますが、仕組みづくりをどのように考えているのか、説明してください。</p> <p>3. P16「地域の支え合いによる健康福祉の宮古」の中で、「市民の健康づくりについては、特定健診、長寿健診やがん検診など各種健診の受診率向上に向けた取り組みを強化するとともに、市民一人ひとりの健康に対する意識改革を促し、生活習慣の改善を図るため、関係団体と連携した取り組みを推進します」とあります。具体的な説明をお願いします。特に特定健診の受診率向上の取り組みを説明</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 市政運営について	<p>してください。</p> <p>4. 施政方針の中に、入城観光客数過去最高の約111万人、下地島空港施設ターミナルが供用開始され、LCC路線または国際線が就航、大型クルーズ船に対応した専用バースが整備され、インバウンド客が大幅にふえる。また、新たな観光需要の経済効果を市全体に波及させるため、島の自然環境、住民の生活などに配慮し、各地域の資源、魅力を生かした体験型観光商品などの創出事業に取り組む一方で入城観光客数の大幅増加により受け入れ体制の構築が急務となっている、と観光関連のことが多く語られています。今宮古島市では、リーディング産業である観光産業が大いに盛り上がり、これからますます発展していくことはまず間違いありません。当然そのことにより、宮古島市は潤いますが、環境及びインフラに大きな負荷がかかることは予想できます。</p> <p>そこで質問です。宮古島市は環境に対する、またインフラ等に対する負荷をどのように捉えているのか。また、対策はどのようなのか、説明してください。</p> <p>5. 環境整備、インフラ整備のためには、どうしても財源が必要になります。その財源を、例えば「観光入島税」として徴収して充てるべきだと思いますが、市の見解はいかがですか。</p> <p>6. 「安全・安心で快適な暮らしが持続する宮古」の中で新年度の都市計画マスタープランの見直しに言及しています。なぜ今見直すのか、どのような見直しになるのか、説明してください。</p> <p>1. 近年、特に今年は宮古島市のアパート、</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="512 1518 778 1547">3. 道路行政について</p> <p data-bbox="512 1861 890 1939">4. 美ぎ島美しゃ市町村会について</p>	<p data-bbox="927 293 1418 667">共同住宅の家賃が高騰して住民が困っています。特に所得の少ない若者家族が深刻な状況にあります。住みづらい宮古島となり若者の定住促進が妨げられることになると思いますが、市長はこの状況をどのように捉えているのでしょうか。また、行政としてできることはあるか。</p> <p data-bbox="906 685 1418 864">2. 沖縄県消費生活センター宮古分室では、「一人で悩まずに相談をしてください」としているが、どのような解決方法が考えられるのか。</p> <p data-bbox="906 882 1418 1061">3. 施政方針の中に、市民の相談等については、専門スタッフによる「くらし無料消費者相談」を開設するとありますが、現在開設されているのでしょうか。</p> <p data-bbox="927 1079 1418 1158">①開設されているのであれば、相談者の人数を教えてください。</p> <p data-bbox="927 1176 1398 1205">②相談の状況、内容を教えてください。</p> <p data-bbox="927 1223 1289 1252">③相談には家賃関係はあるか。</p> <p data-bbox="927 1270 1342 1299">④どのようにアドバイスするのか。</p> <p data-bbox="906 1317 1418 1496">4. 新庁舎が建設されますと、周辺の町並みも大きく変貌することと思われま。秩序ある計画的な開発が必要かと思いますが、市長はどのように考えていますか。</p> <p data-bbox="906 1514 1418 1592">1. 平良土建から元先嶋シャッターまでの道路、東環状線道路工事の進捗状況は。</p> <p data-bbox="906 1610 1418 1744">2. その道路でクリーニング工場前が、雨水がはけなくて、大きな水たまりができています。対策をお願いしたい。</p> <p data-bbox="906 1762 1418 1841">3. 西里通りの整備計画はどうなっているか。</p> <p data-bbox="906 1859 1418 1993">1. 宮古と八重山圏域の5市町村で構成される「美ぎ島美しゃ市町村会」の定期会議が6月4日、市役所平良庁舎で開かれ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>5. 上水道行政について</p> <p>6. 専門学校誘致について</p>	<p>ました。</p> <p>①県や県議会など関係機関に要望する共通事項として、</p> <p>ア. 離島生徒の選手派遣支援事業について</p> <p>イ. 離島における健診体制についてとあります。詳細と実現のめど、進捗度合いなど説明してください。</p> <p>②宮古島市の要望事項</p> <p>ア. 県農林水産物流通条件不利性解消事業の継続維持及び品目の追加について</p> <p>イ. 獣医師の確保について</p> <p>ウ. 下地島地区農地基盤整備事業（区画整理）の早期導入について</p> <p>エ. 宮古空港横断トンネル整備について</p> <p>以上の詳細と実現のめど、進捗はあるのか、説明してください。</p> <p>1. 飲料水硬度低減化事業の説明を、硬度低減化の仕組みも含めよろしく願います。</p> <p>2. 硬度低減の基準は決まっているか。当初と現在で違いはないか。</p> <p>3. 事業で排出されるペレットは、どのように処理しているのか。</p> <p>1. 宮古島市への専門学校誘致は現在どうなっているか。</p> <p>2. I S I 学園の日本語学校を誘致先として候補に挙げるべきと思うが、市の見解は。</p>
18	<p>24番 眞榮城 徳彦 君</p> <p>【質問方式】</p>	1. 環境について	<p>1. 県道、市道の植栽の維持管理問題について</p> <p>①このところ、街路樹や道路脇の雑草などが至るところで伸び放題となってお</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
	一括質問方式 【質問場所】 演壇のみ	2. 道路行政について  3. 宮古島市民の所得について	り、著しく景観を損ねている。特に港から国道390号線を下地方面へ向かう路線がひどい状態で、クルーズ船の観光客に与える宮古島の第一印象が悪いものになっていると推察される。早急な対策をとれないか、伺います。 2. 下水道について ①最近の建築ラッシュで下水道工事がふえていると聞いているが、本来公共事業として市が負担すべき枝線工事の費用を、市民に負担させているケースがあると耳にしている。これは事実か。 1. 次の3つの事業の遅々として進まない理由を伺います。 ①マクラム通り ②荷川取線 ③大道線 1. 県の発表によると、2015年度宮古島市民の平均所得は196万2,000円で、41市町村中33位となっている。しかしながら、同時に発表された市町村内総生産は1,467億3,400万円で県内8位となっている。このギャップの分析を伺います。
19	12番 國 仲 昌 二 君  【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 3月定例会における市長の言動について	1. 去る3月定例会で市長の議場での言動は、議会を軽視する許しがたいものでした。市長は議会に対しどのような認識を持っているのか確認したく質問いたします。 ①議会中、建設部長が答弁のため挙手をし、議長が部長を指名したところ、市長が部長に対し「答えなくていい」と制止しました。市長は何の権限があつて部長を制止したのでしょうか。議長の権限を侵害しているのではないですか。市長の見解を伺います。

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 宮古島国際文化交流フェスティバルについて</p>	<p>②市長は上里樹議員の質問には事実誤認があるとのことで発言の撤回と謝罪を求めました。しかし、上里樹議員の発言は事実誤認ではなく、自身の体験した見解を述べたものです。市長は自分と見解が違う意見に対しては発言の撤回と謝罪を求めるといった認識でしょうか。</p> <p>③上里樹議員が議長に指名され発言している最中に「私どもは退場します」と言い放ち、「帰るよ、立て、帰るよ」と職員に退場するよう促すという驚くべき言動をとりました。このご自身の言動をどのように考えるのか。伺います。</p> <p>④また、市長は「議運でも開いてやったらいい」旨の発言もしています。議会運営委員会を開催するかどうかは議会の権限です。この発言は議会への不当な介入ではないですか。</p> <p>⑤マスコミ報道によりますと、議場で退場しようとした行動は「パフォーマンス」とコメントしています。このコメントの真意について伺います。</p> <p>1. 6月1日から10日に開催予定だった宮古島市共催の「第1回宮古島国際文化交流フェスティバル」が開催直前に突然中止になりました。これにより参加者や観客はもとより航空会社やホテル等にもかなりの影響があったとのマスコミ報道がありました。そこで伺います。</p> <p>①共催者である宮古島市には事前中止の連絡はありましたか。あったとしたらいつごろでしょうか。</p> <p>②市長は大会パンフレットで大会長とし</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. ツール・ド・宮古島について</p> <p>4. 施設の維持管理について</p> <p>5. 今後の大型公共施設の見通しについて</p>	<p>て挨拶文を掲載し、参加を呼びかけています。突然の大会中止で迷惑をかけた皆さんに対してどのような認識をお持ちか。伺います。</p> <p>③大会中止による被害、損害は具体的にどのようなものがあるのでしょうか。教えてください。</p> <p>1. 去る5月26日に開催された「ツール・ド・宮古島」大会で死亡事故というあってはならない非常に残念な事故が起きてしまいました。二度と起きてはなりません。大会共催者である宮古島市に伺います。</p> <p>①事故の原因は何でしょうか。</p> <p>②今回の事故を受けて、次回からの対応策を伺います。</p> <p>③けがの大小を問わず自転車事故はほかにありましたか。</p> <p>④今回の事故を共催としてどう受けとめるか伺います。</p> <p>1. 次の施設の維持管理についてはどのような取り組み体制、予算になっているのか教えてください。</p> <p>①東平名崎公園</p> <p>②植物園の遊歩道、展望台</p> <p>③市民球場</p> <p>④トゥリバー埋め立て地防波堤</p> <p>2. 今後の維持管理についての考え方を教えてください。</p> <p>1. 今後、予定されている大型公共施設の建設の見通しについて教えてください。 (建設時期、事業費、補助メニュー等)</p> <p>①伊良部野球場</p> <p>②市総合博物館</p> <p>③市総合体育館</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>6. 宮古島市の財政について</p> <p>7. 沖縄振興特定事業推進費について</p> <p>8. 宮古島市の組織について</p>	<p>④最終処分場</p> <p>⑤し尿等処理施設</p> <p>1. 大型事業の事業後の元利償還金の推移について伺います。</p> <p>①スポーツ観光交流拠点施設</p> <p>②一般廃棄物処理施設</p> <p>③リサイクルセンター</p> <p>④リサイクルプラザ</p> <p>⑤未来創造センター</p> <p>⑥総合庁舎</p> <p>⑦伊良部野球場</p> <p>2. 今後10年間の財政指標の見込みについて教えてください。</p> <p>①実質公債費比率</p> <p>②将来負担比率</p> <p>3. 2019年度当初予算について</p> <p>①宮古島市の当初予算は約400億円、比較的類似規模の石垣市は約320億円で約80億円の開きがあります。この差額の主な要因は何なのか伺います。</p> <p>1. 今年度から一括交付金のソフト交付金の対象事業で、主に臨機応変な財源捻出が困難な市町村に配分される沖縄振興特定事業推進費が制度化されました。宮古島市としてはこの制度の活用についてどのような検討をしているのか伺います。</p> <p>1. 次長や調整官などは、上司の命を受けて特に命じられた事務を担当することが定められています。</p> <p>①各部の次長の配置とその特命事項を教えてください。</p> <p>②市全体の調整官数の推移と財政的な影響（期末手当加算率及び翌年の特別昇給）</p> <p>③財政課財政係の調整官の特命事項につ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>9. 高齢ドライバーの対応について</p> <p>10. 水道行政について</p> <p>11. 赤土流出について</p>	<p>いて伺います。</p> <p>1. 全国各地で高齢ドライバーによる重大事故が多発し、全く罪のない多くの人々が犠牲となっている状況があります。このことは高齢化が進む宮古島市でも深刻に受けとめなければなりません。</p> <p>①宮古島市での高齢ドライバーの事故の状況はどうか伺います。</p> <p>②宮古島市として高齢ドライバー問題にどう対応するのか伺います。</p> <p>1. 観光客の急激な増加に伴い水需要も急激に増大していると思われ、水の供給について市民の間に不安が高まっています。12月定例会での答弁で「新たな水源地を開発していく」としていますが、再度水の供給は大丈夫なのか伺います。</p> <p>1. 大雨により与那覇湾や川満漁港内に大量の土が流れ込んだというマスコミ報道がありました。千代田地区の自衛隊駐屯地工事現場から、鍾乳洞を伝わって流失したのも原因の一つでは、との懸念の声があります。</p> <p>①市として原因は把握しているのでしょうか。</p> <p>②自衛隊駐屯地から流出したおそれがあるとしたら、今後、流出現場を継続して水質調査する必要があると思いますが、いかがですか。</p>
20	<p>20番 山里雅彦君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 総合市民プール設置について</p> <p>①幼小中学校や市民が利用できる市民プール事業計画について</p> <p>②幼小中学校の1年間のプール施設の利用状況と維持管理について</p> <p>2. 内閣府の事業である沖縄振興特定事業推進費について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 農業振興について</p> <p>4. 道路行政について</p>	<p>①沖縄振興特定事業推進費の本市における取り組み状況を聞かせていただきたい。</p> <p>②農家の所得向上のためサトウキビ残渣、バガス等の対策事業に沖縄振興特定事業推進費の利活用について</p> <p>3. 平良臨港地区の事業計画について</p> <p>①海上物流の拠点となる平良港総合物流センター、物流倉庫の設置事業について</p> <p>4. 福山自治会の集落環境整備（要請）について</p> <p>①宮古島市葬斎場建設に伴う福山自治会の要請事業に対する取り組み状況について</p> <p>5. 漂流、漂着ごみ等環境対策について</p> <p>①自然環境、生態系、海洋汚染につながる発泡スチロール、ペットボトル等、プラスチックごみ対策、取り組みについて</p> <p>6. 東京オリンピック2020聖火リレーについて</p> <p>①宮古島で初めてオリンピックの聖火リレーが行われますが、事業計画について</p> <p>1. 西辺中学校校舎整備計画について</p> <p>1. サトウキビ栽培対策事業について</p> <p>①多発傾向にあるアオドウガネ害虫対策、取り組み状況について</p> <p>1. 中心市街地の道路整備計画について</p> <p>①本市の幹線道路である大道線整備計画、取り組み状況について</p> <p>②トラック組合前から下地線へ抜ける道路整備について</p>

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成31年4月分の例月出納検査結果報告がありました。

6月19日、本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、今定例会の一般質問通告者が20名となったことに伴い、日程について協議がされ、議会運営に関する申し合わせ事項のとおり、5日間予定していた一般質問を4日間とすることと決しました。

これに伴い、6月26日に予定していた議事日程の委員長報告、質疑、討論、表決についてもこれを1日繰り上げ、6月25日に処理することが確認されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう議事進行にご協力お願いいたします。

また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

なお、議会運営に関する申し合わせ事項により、質問の1人持ち時間は、いずれの質問方式も、答弁を含め、質問者及び答弁者の移動時間は除いて60分以内、質問回数は、一括質問方式については3回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党の我如古三雄でございます。一般質問に入る前に、所見を申し上げます。

時代も明けて、平成から令和へと移行し、そして天皇陛下の即位から一月余りが経過しました。一方の宮古島市においては、伊良部地区の結の橋学園の開校や下地島空港に初の国際便が運航し、島の空が世界とつながり、さらに宮古島市の人口がこの5月から実に5年ぶりに5万5,000人台に増加するなど、また新しい朗報として、2020年東京オリンピックの聖火リレーコースに宮古島が決定されましたことは、まさに全市民が大きな喜びとするところであります。このように新時代の幕あけにふさわしく、宮古圏域のさらなる大きな振興、発展が間違いなく期待できるものと信じているところであります。どうか当局におかれましては、引き続き市民の暮らしの繁栄のため、しっかりと行政運営に最善を尽くしてもらいたいと希望

を申し上げ、私の一般質問に入ります。当局におかれましては、誠意ある、わかりやすい、丁寧な説明を、答弁を求めたいと思います。

まず、市長の政治姿勢についてであります。1点目に、大学等修学支援法について伺います。大学など高等教育機関の無償化を図る新法が5月10日の参議院本会議で成立し、2020年、来年4月から施行されます。低所得世帯の学生が対象となりますが、実際にこうした世帯の子供の大学進学率は低いけれども、今回の新法の成立に伴い、お金がなくても大学に進む道が開けるのはすごくよいことだと考えております。

そこで、伺いますが、本制度に伴って、以前より勉学に専念する環境が整いました。この点について当局の見解を伺いたしたいと思います。

◎**教育部長（下地信男君）**

大学等修学支援法の市の見解ということで、大学進学にはこれまで多額の費用が必要ということで、所得の少ない世帯にとっては一つの大きな壁となっておりました。低所得者世帯の者であっても大学や高等専門学校などに修学できるように、授業料や入学金の減免、それから国による給付型奨学金などの支給、高等教育無償化を制度化する大学等における修学の支援に関する法律が来年4月1日から施行されます。離島県の離島に位置する本市におきましては、大学等への進学は大きな負担を強いられるということで、学びたい思いを持ちながら経済的な理由で進学を諦めるケースは少なくないと感じております。今回の国の高等教育の修学支援新制度による修学支援は、進学して学ぶ機会を保障することにより、子供たちの進路選択の幅が広がり、また大学等での学びを生かして、みずからの可能性を広げ、人生を豊かに生きる希望を与えてくれるものと考えております。一方で、子供の修学支援を支える保護者の経済的負担も軽減されて、安心して子育てができるようになります。大学等への進学を考えている生徒や保護者、また現在在学している者も対象となりますので、本制度を十分に活用していただきたいと思っております。

◎**我如古三雄君**

人づくりも島づくりも、教育が原点であります。島の発展も、教育の力がなければ成り立ちません。その意味からも、本制度を広く周知し、根づかせる必要があると考えます。本制度の成立に伴い進学機会の拡大が大いに期待されることから、当局は今後どのように周知を図っていくのか、伺いたしたいと思います。

◎**教育部長（下地信男君）**

法律の施行を受けまして、この周知のあり方ということですが、具体的には文部科学省から各高等学校を通して生徒、保護者に周知をすることになっておりますけれども、市としても、対象となる生徒がこの制度を十分に活用できるように、広報誌あるいはホームページなどを通して、市民全てに行き渡るように広報活動してまいります。

◎**我如古三雄君**

進路については、早目の対応が肝要であります。本制度を知らない家庭が多いかと思っておりますが、大学受験等を半ば諦めている皆さんに周知させる方策を早目にとってもらいたいと要望したいと思います。

監査委員の議員枠の廃止について伺います。地方自治法で監査委員のうち1人以上を議員から選ぶように定めておりましたが、昨年4月の法改正で、自治体の判断において議員枠を廃止できるようになりました。そもそも議員は議会活動の中で行政をチェックするのが望ましいと考えます。監査制度の充実強化や監査の専門性を高めるためにも、また議会改革を進める上でも、宮古島市監査委員条例を改正し、市議会

議員から監査委員を選任しない、議員枠を廃止すべきと考えますが、当局の見解を伺いたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

地方自治法の改正に伴い議員枠を廃止すべきじゃないかということでございますけど、我如古三雄議員ご指摘のとおり、平成29年6月9日に公布されて、平成30年4月1日で施行されております。地方自治法の一部を改正する法律により、監査制度については議員のうちから選出する監査委員の選任の義務づけが緩和され、議員選出監査委員を選任するかしないかについて、各自治体の判断により選択できることとなっております。これまで本市の監査業務については、議員選出監査委員は市政に精通し、すぐれた見識により、大変重要な役割を果たされてきていると思っております。条例を改正して議員枠を廃止すべきじゃないかということでございますけど、この点につきましてはどのような方法が望ましいか、議会との意見交換を行い、議論する必要があると考えております。

ちなみに、県内の自治体では、豊見城市だけが現在条例改正し、行っているところでございます。

◎我如古三雄君

政務活動費など、議会も監査の対象であります。監査の独立性が保てないばかりか、監査が形式的になりがちではないか。先ほど申したように、議員は議会活動の中で市の予算、財産、あるいは事務が適正かつ効率的に執行されているか、行政をチェックするべきであります。議員枠の廃止については、前に述べたように、監査の専門性を高めるためにも、あるいは議会改革を進める上からも、前向きに検討してもらいたいと思っております。この件は、名誉職化になっていないか、あるいは名誉職のたらい回しに、そういった指摘等もあります。独立性にも疑問を生じる懸念があると考えます。選出に当たっては、公募制、あるいは税理士、公認会計士、弁護士等、いろいろあろうかと思えます。前向きに検討してもらいたいと思っております。

宮古島市臨時職員不足問題について伺います。本市において臨時職員の欠員が大量に出ている問題で、保育や教育現場において影響が出ていると聞いております。採用に向けた募集人員と採用された人数及び現時点における欠員数は現在どのようになっているのか、伺いたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

採用に向けた募集人員と採用された人数及び現時点における欠員数についてでございます。臨時職員の採用に向けた当初予定募集人数ですが、市長部局で269人、教育委員会が154人、上下水道部が10人、消防が9人、各行政委員会が6人の合計で448人でございます。これまでの採用人員は、合計で402人でございます。現在、市全体での欠員数は46人となっております。46人の内訳でございますけど、内訳別では、市長部局が38人、教育委員会が6人、上下水道部が1人、行政委員会が1人となっております。欠員が生じている職種内訳でございます。一般事務職補助員が7人、保育士が24人、幼稚園の特別支援員が4人、事務補助兼幼稚園教諭補助が2人、預かりが1人、特別支援教育支援員が2人、日本語特別支援員が1人、その他作業員等が3人、調理員が1人、保育所専任看護師が1人となっております。

◎我如古三雄君

このように欠員が大量に出ている今回の原因は何なのか、具体的にどのような認識を持っているか、伺いたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

欠員が大量に出ている原因は何かということでございます。ハローワーク宮古での発表では、平成31年4月現在の宮古島内の有効求人倍率は1.45倍で、前年度比で0.05ポイント上昇しております。これは、13カ月連続の上昇となっております。また、産業別新規求人状況では、公務、その他の部類で前年度同月比では233.3%の増となっており、多くの求人があることから、市役所の臨時職員だけじゃなくて、産業全体で人手不足が原因となっておりますので、沖縄県、全国を含めて人手不足が要因となっております。

◎我如古三雄君

次に、本来の交代制、シフトが組めないなどの不足によって生じる影響について伺いますが、今回の大量の臨時職員不足によって、具体的にどのような影響が現場で発生しているのか、伺いたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

不足によって生じている影響についてでございます。一般事務補助員等については、今のところ、特に大きな影響は確認されておりません。しかし、保育士不足では、園児の受け入れに制限がされており、待機児童の解消に至っておりません。幼稚園の特別支援員の欠員は、支援すべき幼児への対応が十分に行き届きにくくなり、保育や幼稚園の現場では影響が大きいことがうかがえております。今後は、職員の休暇取得の低下や過重負担にならないような業務改善等も含めて取り組んでまいりたいと思っております。現在ハローワークにおいては、求人別で専門職、専門技術職ですが、これについては有効求人倍率が非常に高くなっておりまして、事務職と比べて専門職の人手不足というのが宮古島市の現状でございます。

◎我如古三雄君

次に、今回の大量の臨時職員不足問題は、待遇改善がまず第一に考えられると思いますが、今後どのように待遇の改善を図っていく考えなのか、伺いたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

今後の待遇改善についてでございます。沖縄県全体でも観光や建設ラッシュなど好景気で、人手不足が深刻な問題となっております。宮古島市も同様な状況が続いておりますので、今後、景気の動向を見ながら、改善に向けて調査してまいりますけど、特に先ほども申しましたんですけど、専門職、保育所等では昨年度から今年度を含めて賃金を増額しております。しかしながら、賃金を増額しておりますが、人手不足の影響は続いております。ですから、この辺を含めては多方面で要因がないのか、ほかに、他市の状況も含めて調査をしていきたいと考えておりますが、現在賃金の上昇が非常に続いておりますので、この辺も含めてですね、調査検討が必要となっておりますということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎我如古三雄君

財政が厳しいことを理由にですね、いつでも雇いどめができるといった臨時職員をふやし続けてきたツケが回ってきたと思います。このような状況が続けば、行政サービスが著しく低下するのは当然であります。市民サービスの低下があっては絶対になりません。宮古島市においては、求人が今後さらに旺盛になり、人材確保の競争はさらに厳しくなると予想がつきます。臨時職員の雇用の安定と待遇改善を早急に実施すべきと申し上げたいと思います。そうでないと、待遇のよい民間企業へ流れていくのは明白であります。

観光列車整備計画について伺います。上野地区の南岸リゾート一帯でホテルやゴルフ場経営などを展開



している株式会社南西楽園リゾートが5年後の2024年度末までにはホテル客室数を6,000室にふやす計画であります。計画では、さらに観光列車、現段階では路面電車とも呼んでおりますが、その誘致整備を初め、テーマパーク、大型スーパー、レストラン、コンベンションセンターの整備など、3万人規模のまちづくり実現に向け、現在取り組んでおります。その中でも、今後の宮古島観光の目玉資源とシンボリック的存在になるであろう観光列車、路面電車の整備事業の現在の進捗状況はどのようになっているのか、伺いたいと思います。全体の計画、想定しているルート、あるいは総延長についても伺いたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

観光列車整備計画について、現在の進捗状況について、全体計画、想定ルート、総延長ということになりますので、お答えします。

株式会社南西楽園リゾートが計画しております観光列車について、同社に確認したところ、宮古空港から入江湾を通り、うへのドイツ文化村へ続く総延長約10キロメートルを想定コースとした構想があるということでございます。

◎我如古三雄君

本事業の実現に向けては、今後どのように整備を進めていくのか、また今年度の整備計画はどのようになっているのか、把握している段階で結構でありますから、説明してください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

今後の整備計画についてお答えします。

今後の整備計画について、現在のところ、詳細な説明は受けておりません。事業計画に進展があった際には株式会社南西楽園リゾート側から説明があると思いますので、その際、市として協力できることがあれば検討したいと考えております。

◎我如古三雄君

株式会社南西楽園リゾートが進める本事業の実現は、今後の宮古圏域のさらなる活性化と振興、発展のためにも大変重要であると考えております。宮古島市と株式会社南西楽園リゾートがしっかりと協力体制を構築して、事業の実現に向け取り組んでもらいたいと要望いたしたいと思います。

博愛パレス館、うへのドイツ文化村のホテル運営再開について伺います。私は、この件につきましては、過去2回にわたり質問をしておりますが、なかなか進展をしていない状況であります。平成29年12月定例会において、当局は鑑定評価業務を実施しているところであると答弁しております。あれからもう2カ年が経過するところでありますが、株式会社南西楽園リゾートとの賃借契約に向けた調整の結果はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

博愛パレス館、うへのドイツ文化村のホテル運営再開について、賃借契約に向けた調整の結果について伺うということで、お答えします。

博愛パレス館については、平成30年9月定例会において、博愛パレス館の土地、建物を借り受けたい旨の要望に対して、賃貸借に係る手続について、法令等の確認中であるとお答えしていました。現在は、うへのドイツ文化村の施設全体が行政財産となっており、賃貸等、目的外使用ができないため、博愛パレス館のみを行政財産から普通財産へ変更する手続について検討しているところでございます。

◎我如古三雄君

次に、今後の整備計画と有効利用のめどについて伺いますが、16年間にもわたって閉鎖されているこの博愛パレス館の再開の件については、修繕にも多額の費用がかかると。相手方が改修の費用を負担した上で施設を有効利用するという提案に対し、市としては前向きに検討したいとのことでありましたが、賃貸借に係る手続、あるいは法令等の確認はどのようになっているのか、今後の整備計画について、有効利用のめどがあるのかどうか、伺いたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

今後の整備計画について、博愛パレス館の今後の活用方法についてでございます。お答えします。

博愛パレス館の再開には多額の改修費がかかるため、市の費用を投じて活用することは難しいと考えております。今後は、同施設を賃貸または売却した上で、うへのドイツ文化村を有効活用する方法を検討してまいります。

◎我如古三雄君

今の答弁では、今後の整備計画を含め、有効利用のめどの進展がないように思われますが、そうなるのですね、今後この博愛パレス館の再整備に向けた検討委員会等々を立ち上げて、その中で議論をしていくのも一つの方策だと思っております。早急な対応をお願いをしたいと思います。

上野トロピカルフルーツパーク機能強化事業についてであります。まず、上野トロピカルフルーツパーク機能強化事業について、全体の整備計画を含めて、現在の進捗状況について伺います。

◎農林水産部長（松原清光君）

上野トロピカルフルーツパークの件であります。お答えいたします。

本事業は、上野トロピカルフルーツパークを再び地域住民の憩いの場とすることはもとより、魅力ある観光地、さらには本市の農業の発展に寄与するための施設として機能強化を図ることを目的としております。今年度は、基本設計委託業務の予算を計上しており、全体面積16.4ヘクタールのうち8.5ヘクタールにおいて基本設計を行います。今月末に公募型のプロポーザルで受注者を選定する予定で、現在公募中であります。

◎我如古三雄君

次に、今後の整備計画についてもちょっと伺いたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

今後の整備計画については、沖縄振興特別推進交付金などを活用して、令和2年度に実施設計を行い、令和3年度以降5カ年をかけて段階的に整備していく方針を考えております。駐車場ほか広場などの公共的部分については市で整備を行い、施設等については民間の事業において計画することを検討しているところであります。

◎我如古三雄君

この上野トロピカルフルーツパークは、合併前の旧上野村時代、上野村の3大プロジェクト、ドイツ村建設構想、あるいは南岸リゾート計画、この上野トロピカルフルーツパーク、3大事業の実現に向けて、いろいろとやってまいりました。中でも、蝶々園を初め、レストラン、中庭、市民の皆さん方が、当時の村民の皆様方が、いろいろと行楽シーズン、学校の子供たち、たくさんの観光客が訪れる中央広場、そし

て約60種類の南国特有のトロピカルフルーツのたくさんの熱帯果樹も植樹をして、あるいは沖縄県の植樹祭も実施した経過等もあります。合併後、こういった上野トロピカルフルーツパークの整備がなかなか見えてこないというふうな地域住民の多くの懸念もあります。どうかこの上野トロピカルフルーツパーク機能強化事業については多くの市民が大きな期待をしているところであります。しっかりと取り組んで、宮古島のトロピカルフルーツパークの核として整備ができることを要望したいと思います。

民生委員不足問題について伺います。住民の見守りや福祉行政への橋渡し役として地域福祉の最前線で活動する民生委員は、沖縄県全体で不足しているようであります。本市の現状はどのようになっているのか、定数と欠員数及び充足率について伺いたいと思います。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

民生委員、児童委員は、それぞれの地域で生活に困っている方々の相談に応じ、行政や各福祉機関との連絡調整に当たるなど、さまざまな援助活動を行っております。本市の民生委員、児童委員の定数は124名で、令和元年6月1日現在の人数は113名、欠員数は11名、充足率は91.1%となっております。また、県内全域の定数は2,399名、充足率は86.5%で、本市の充足率は県内41市町村中16位、県内11市の中では最も高い充足率となっております。

#### ◎我如古三雄君

充足率は、県全体の平均が86.5%に対し、宮古島市が91.1%ということで、沖縄県内でもトップであることは大変心強い限りであります。本市においては、定員124に対し113名ですか。11名が不足ということではありますが、民生委員のなり手がいない地域と申しますか、長年も空白の地域、自治会が確かにあると思います。そのような地域がなくなるよう、引き続き当局には今後とも粘り強い説得で、充足率100%に向け頑張ってくださいと思います。

次に、民生委員が役割を十分に果たすためには、地域の理解が欠かせません。ひとり暮らし高齢者の孤独な日常生活や支援を拒否されても粘り強く献身的に住民に寄り添う民生委員も少なくありません。役割の重要性を周知する担い手の確保に向けて、地域全体で取り組む必要があると思いますが、当局は今後どのように対処していく考えなのか、伺いたいと思います。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

本市における担い手確保に向けた取り組みといたしましては、毎年5月に実施される民生委員児童委員の日、活動強化週間での広報活動のほか、各民生委員児童委員協議会、行政連絡員、自治体退職者の皆さんに協力をしてもらうよう働きかけを行っております。今後は、ホームページや広報誌等も活用しながら、民生委員の役割、重要性などについて周知を強化していきたいと考えております。

#### ◎我如古三雄君

ありがとうございます。孤独死やひきこもり、虐待など、住民が抱える問題は複雑多岐にわたりますが、そういう深刻化する中で、支援の難しさ、負担も重くなっている実情もありますが、地域のつながりが薄れる時代だからこそ、困り事や悩み事を吸い上げる民生委員の役割、ますます重要になると考えております。当局には、きめ細かなサポートを継続してもらいたいと要望いたしたいと思います。

次に、道路行政について伺います。市道豊原1号線及び市道新里17号線の改修について。最初に、市道豊原1号線の改修についてであります。同路線は、大雨のたびに道路冠水が発生しております。以前から

同路線については把握していると思いますが、いまだに改修がされておられません。去る4月5日には、大雨で冠水した同路線にレンタカーが立ち往生して、観光客の女性2人が車内に閉じ込められ、その後、道路建設課、消防、警察が出動し、より安全な場所に誘導され、難を逃れました。幸い2人にけがはありませんでしたが、大雨のたびに道路冠水が発生するなど、交通に支障が出ております。一日も早い改修が必要であります。改修計画はどのようになっているのか、伺います。

◎建設部長（下地康教君）

市道豊原1号線に関するご質問にお答えいたします。

市道豊原1号線の冠水対策でございますけれども、県道平良新里線から上野陸上競技場の入り口側に向けての市道豊原1号線の流域のですね、浸透池が設けられております。現在、我々のほうで確認したところ、土砂の堆積や雑木も繁茂していますので、7月中をめどに、浸透池に隣接する地権者の合意を得ながらですね、重機を導入して、浸透池のですね、清掃作業を進めていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

同路線は、大雨のたびに隣接する畑との境界線がはっきりしない状況になります。大変危険な道路でありますので、一日も早い改修に向けた取り組みを要望したいと思います。

次に、市道新里17号線の改修についてでございますが、本路線については平成29年12月定例会でも質問しました。そのときの建設部長答弁では、現場で冠水の状況は確認しており、対応して、集水ますの設置を行い、処理をしたいとの答弁でありました。できれば最低でも平成30年の早いうちに対応したいという答弁でありました。あれからもうすぐ2カ年が経過します。なお、近くには今72戸の団地が完成し、全て入居しております。その点も考慮して、素早い対応で改修ができるよう改めて要望したいと思います。市道新里17号線の改修について、取り組みを伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

市道新里17号線に関するご質問にお答えいたします。

我々のほうでございますね、現場を確認したところ、冠水による直接的な被害が確認されませんでした。現状は、道路側溝が設置されておらず、路面水が道路の両端を伝って流れている状況でございます。したがって、そのほかの地域においてですね、緊急を要する箇所の冠水対策を今まで行ってきたところがございます。当該路線につきましてはですね、今年度の8月をめどにですね、浸透ますの設置工事を実施してまいります。

◎我如古三雄君

天気のいい日に現場を見るのもいかがなものかと思いますが、雨の降るたびに大変な状況でございます。そういった雨の降った後、必ず現場の現状は見ていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

次に、博愛漁港宮国地区の施設の管理について伺います。まず、漁船の巻き上げ機の老朽化に伴う取りかえについてであります。宮国地区の博愛漁港内の漁船の巻き上げ機の部品、機材が老朽化に伴い故障して、漁民の生産活動に支障を来している状況であります。当局の支援を要望しておりますが、巻き上げ機の整備に向けた行政の支援ができないものか、伺いたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

ご質問の巻き上げ機については、現場を確認し、利用者からの聞き取りを行いました。巻き上げ機は、

現在も稼働しており、部品交換が必要な状態でありました。巻き上げ機に限らず、漁業者の利便性向上のため市が設置した設備で漁業協同組合または漁業者が直接利用するものにつきましては、漁業協同組合や漁業者の皆さんで維持管理するようお願いしているところでもあります。交換が必要となっている部品は、メンテナンスの範囲に入るものでありますので、漁業協同組合と漁業者の皆さんでご相談の上、対応していただければと思います。設備更新が必要な場合は、漁業協同組合で設備の老朽化状況に応じて優先順位を整理した上で、早目の更新等の要請をしていただければと思っております。

◎我如古三雄君

今現在、機材の修理等については生産組合支部の皆さん個々の負担で何とか対応している状況であります。ぜひとも生産組合の切実なお願いに対する当局の支援をお願いしたいと思っておりますが、次の氷小屋のコンプレッサーの老朽化に伴う取りかえについても同じような答弁になるかと思っておりますが、この氷小屋のコンプレッサーについても巻き上げ機同様に塩害がひどく、老朽化しており、早急に取りかえが必要であります。整備に向けて、当局の見解を伺いたいというふうに思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

ご質問の氷小屋のコンプレッサーですが、先ほどの巻き上げ機の件と一緒に現場確認と聞き取りを行っておりますが、特段、稼働に支障はないように見受けられました。しかしながら、我如古三雄議員がご指摘のように老朽化は進みつつありますので、その更新に備えて、漁業協同組合において優先順位をつけて、要請に向けた議論をしていただければと思っております。

◎我如古三雄君

次に、わいわいビーチ、宮国地区であります。管理整備について伺います。まず、このわいわいビーチの安全柵の設置についてであります。安全柵が台風被害、塩害で全く手つかずのまま、へし折られた状態です。大変危険でもあります。整備に向けた対応策について伺いたいと思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

博愛漁港宮国地区にかかる海岸、通称わいわいビーチについては、沖縄県の管理となっております。県への問い合わせをしたところ、整備後20年近くが経過し、老朽化が進行していると認識はしておりますので、今後、早急に安全施設の更新に努めていきたいということでもあります。

◎我如古三雄君

次に、このわいわいビーチの水道、シャワーの故障による取りかえ整備であります。水道、シャワーが故障したまま、3年間余りもそのままの状態、これから本格的な海のシーズンを迎えるに当たり、早急な改修整備が必要であります。対応策について伺います。

◎農林水産部長（松原清光君）

わいわいビーチの水飲み場及びシャワーの水道使用料金は今市が負担して、使用していただいている状況であります。昨年8月ごろに漏水を確認し、施設管理者である沖縄県に連絡を行い、駐車場側のシャワーのみの使用としていましたが、ことし1月に遊歩道など車両乗り入れ禁止区域への車両の乗り入れが原因と思われる水道管破損があり、再び漏水が起こっております。市で給水停止処理を行い、再度県への修繕対応依頼を行っているところでもあります。沖縄県においては、漏水修繕及び車どめや遊歩道への車両進入禁止看板設置に努めていくとのことでもありますので、漏水修繕を行っていただいた後に使用再開にして

いきたいと思っております。

◎我如古三雄君

次に、あずまや、休憩所、ベンチの整備についてであります。あずまや、ベンチの整備も全く管理が行き届いておりません。石の、トラバーチンですか、ベンチが台風で海底に飛ばされ、落ちたままの状態です。早急な整備が必要です。この点についても伺いたと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

沖縄県によりますと、整備後20年近くが経過し、老朽化が進行しているとのことであります。近年、観光客の増加に伴い、当該ビーチの利用者も大幅に増加していることから、今後も利用マナーの向上の取り組みを推進しつつ、安全施設や利便施設の更新に努めていくとのことであります。

◎我如古三雄君

市当局としてもですね、県の管轄であろうとも、しっかりと後押しをして、対策を練っていただきたいと要望したいと思います。

以上、いろいろと取り上げ、質問してまいりましたが、課題等も多々あるかと思いますが、なお取り上げた質問事項全て本市の振興、発展のための施策であると考えております。改善等に向けて、早目の対応を要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎新里 匠君

1番、新里匠でございます。新時代令和、誰もが希望に満ちあふれて、お互いが寄り添い合いながらつくっていく時代、私も日本国民の一人として、この令和に込められた思いを、特に宮古島市民とともに体現していきたい、そう考える次第であります。

さて、今回も市民の代弁者として、私見を交えながら質問させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

さて、初めに農業行政についてでございます。その中でも宮古製糖伊良部工場の製糖操業についてであります。操業期間と圧搾量、悪天候などで工場の停止に至った日数について、過去5年間の実績をお伺いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古製糖伊良部工場の操業期間と圧搾量及び停止日数については、平成26/27年期の操業日数は126日、1日当たりの圧搾量は503トン、雨天による停止日数はありません。それから、平成27/28年期の操業日数は147日で、1日当たりの圧搾量は455トン、停止日数はありません。平成28/29年期の操業日数は177日で、1日当たりの圧搾量は472トン、停止日数は1日となっております。それから、平成29/30年期の操業日数は150日で、1日当たりの圧搾量は464トン、停止日数は20日となっております。平成30/31年期の操業日数は150日で、1日当たりの圧搾量は442トン、停止日数は30日となっております。

◎新里 匠君

ありがとうございます。今期の操業が、圧搾量の割に操業期間が延びた要因について、当局はどういう評価、見解を持っているか、お伺いをいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

平成25/26年期には21.8%だったハーベスター刈り取り原料が今期は72.1%となり、それに伴うトラッシュ量の増加により圧搾量の低下を招き、製糖工程に影響を与えているとのことでもあります。また、手刈り原料の確保は厳しく、雨天時に安定した原料確保ができなくなり、原料切れになる圧搾停止が30日となったことが今期の製糖期が長引いた要因だということでもあります。

◎新里 匠君

農林水産部長、ありがとうございます。ハーベスターの操業がふえた、パーセントがふえたというところで圧搾量が減ったということでした。それを踏まえてですね、来期の操業、またすぐ来るわけですが、どのような対策を講じるのか、見解を伺います。

◎農林水産部長（松原清光君）

来期の操業期においては、雨天時において原料が安定的に搬入できるよう、工場及びハーベスターのオペレーターとも調整を図ってまいりたいと思っております。実は昨年度の操業においてもですね、雨天の影響でハーベスター刈り取りができない状況にあることから、関係者と調整を図っております。まず、対策といたしましては、ハーベスターの刈り取りをスムーズに行うために枕刈りの奨励をすること。それから、雨の後、速やかにハーベスターを稼働できる畑の確認を原料員、それからハーベスターオペレーターで確認をし、連携を強化することで速やかな刈り取りができる対策をとることを確認をしているところがあります。

◎新里 匠君

農林水産部長、ありがとうございます。ということは、ことしはこの連携が余りうまくいかなかったという見解かなと推測をしますけれども、やはり私はですね、原料の確保というのが一番大事だと思っているんですけれども、それに加えて平均圧搾量を上げるという、どうやったら上がるかという工夫をですね、やる必要があると思っております。もちろん工場としてはですね、通常工夫等を行っていると思っておりますけれども、農家の生活に直結をしていきますから、一緒になってまた工夫をしていくのも大事だと思っております。

次に、沖縄の農業特区に関連して、農業従事者の確保についてお伺いをいたします。平成30年6月14日に認定されました国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の中で受け入れた外国人労働者は沖縄県全体でどれくらいいるのか、また宮古島市はどれくらいいるのか、よろしくお伺いをいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

沖縄県の国家戦略特別区域、農業支援外国人受入事業の実施状況については、沖縄県営農支援課に確認をしたところ、令和元年6月14日現在で、沖縄県全体で派遣先農業経営体は10戸、外国人農業支援人材は22名となっております。宮古島市については、派遣先はありません。

◎新里 匠君

農林水産部長、ありがとうございます。思ったより県全体でも少ないかなと思っておりますけれども、次の質問に、関連しておりますから、行きます。

外国人労働者の受け入れを宮古島市として積極的に行うことについて方針を伺いますが、これは先ほどの製糖操業においても、ハーベスターの割合が多くなっていることにより、雨天時に原料がないことを解

消することができる施策という観点も踏まえて、お願いをいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

外国人労働者の受け入れについては、現在計画はありませんが、農家の高齢化が急激にふえる一方で、伊良部地区における手刈り班も年々減っているのが現状です。外国人労働者の受け入れで雨天時の原料がないことを解消することができるのであれば、県や関係機関と協議を進めていきたいと思っております。その取り組みについては、JAの中央会が受け入れ先となっております。JAの中央会に申請をして、派遣してもらうということになりますので、そういった取り組み、JA、それからサトウキビ農家ですね、その申請があれば、市としても積極的に支援をしてみたいと思っております。

◎新里 匠君

農林水産部長、ありがとうございます。検討をするというところでございます。この事業では、外国人材に3年間継続して働いてもらうことができるのですが、農閑期等には一時帰国をしてもらって、通算で3年間になるまで働いてもらうことが可能だということですが、このことは農家の負担を減らしてくれるものだと考えております。ぜひですね、積極的に取り入れてほしいと考えますが、再度答弁よろしく申し上げます。

◎農林水産部長（松原清光君）

新里匠議員ご指摘のようにですね、農閑期には帰ってもらうというような取り組みもできるという形で、トータル3年間の雇用体制ができるような事業であります。それについて我々も推進していくことも定かでないんですけども、その農繁期の取り組みがですね、こういった形で年間継続してできるような体制づくりも必要かなと思っておりますので、そこら辺の取り組みをですね、JAとも、また農家等も含めながら進めていければなと思っております。

◎新里 匠君

農林水産部長、ありがとうございます。農閑期には帰れるということなので、また検討よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。上下水道行政について質問いたします。質問を行う前に、現時点での給水同意可能な件数について何うと水道事業の直近5年間の収支について何うの質問については、さまざまな場合の想定ができるため、時間の都合上、今回は取り下げをいたします。

さて、水道水の供給について、現在の供給可能水量及び供給水量についてお伺いをいたします。上下水道部長、初の答弁なので、また決意のほうもできればよろしくお願ひいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

初めての登壇で緊張しておりますけど、ちょっとご挨拶を述べさせていただきます。

去る4月1日に上下水道部長職を命じられました兼島といいます。よろしく申し上げます。与えられた職責を全力で頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、改めまして、現在の供給可能水量及び供給水量についてお答えします。現在の給水能力としましては、1日当たり3万4,000トンの能力を備えております。平成30年度実績の1日当たりの給水量は、前年度比で約500トン多い2万4,500トンとなっております。また、1日当たり最大給水量は、前年度比で300トン少ない3万1,100トンとなっております。



◎新里 匠君

昨年度、議会でも確認をさせていただきましたが、ほぼ変わらない、1日当たり3万4,000トンの供給能力に対し、1日平均2万4,500トン、つまり9,500トンの、単純計算でありますけれども、余裕幅があるということになりますね。前年度実績と比べて平均給水量が500トンふえていることを踏まえると、単純計算、19倍の余裕幅があるというところがございます。一方、最大給水量は3万1,100トン、これは前年比300トンの減で、単純計算で2,900トンの余裕幅となっておりますが、最大給水量と平均給水量の差が大きいのはなぜですか。お答えをお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

1日平均給水量とはですね、年間を通じて給水された水量を年間の日数、365日で除した水量です。1日最大給水量とは、その年度内において最も多く使用された日の水量であり、主に台風通過後の清掃、年末時の清掃時などが最大使用日となっております。それは、最大は年によって違ってくるということはありません。

◎新里 匠君

この回答で読めることは、最大給水量というのは、その年に台風やら、水を多く使う機会が何回、いつ、どれぐらい起こるかかわからないよというところで、やはり計画に用いる数字としては余り意味がないというか、計画上余り考えなくてもいい数字、100%とは言わないですけれども、そういう感じになっているのかなと思っております。

関連して、次の質問なんですけれども、現在の給水同意件数とその水量についてお伺いをいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

現在の給水同意件数とその水量ということですが、現在までの給水同意件数は24件、給水同意水量は1日当たり2,600トンとなっております。

◎新里 匠君

この給水同意水量なんですけれども、2カ月半、4月から始まって、24件で、給水同意水量が2,600トンということでしょうか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

今年度の4月からということではなくて、これまでです。数年前からこれまで。平成28年度からの件数になっております。

◎新里 匠君

上下水道部長、私の理解しているところによると、給水同意水量というのは10年間、この権利というか、効力が生きるということだと思っておりますけれども、これは合っていますか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

給水同意については、10年後までの期限としております。また、その場合、10年を超える場合については再協議もしくは失効ということになっております。

◎新里 匠君

上下水道部長、というところにおいては、例えば10年間の中で給水同意の水量が5,000トンぐらいありますよと、これ例えなんですけれども。これが10年間使用開始されない場合、給水しない場合ですね、この

状況が新規で給水同意をしたい、求めたいという人、極端な話、あしたにでも開発をして、家をつくって、水を使用したいという方がいるとすると、その協議の中で給水合意に関して合意を得られない、つまり水が使用できない不利益をこうむる可能性はありますか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

それについては、影響はあると思います。当然我々もその計画の中において水量を決定して、同意していくわけですから、その同意があることによって、新規の同意水量が出せないということはございます。

◎新里 匠君

上下水道部長、これ、私、10年では長過ぎると。今この開発が進んでいる時代に、この10年があることによって、計画にずれを生じさせる要因となるのかなと思っております。さらに、きょう、あしたに水源をつくれるわけないですし、またどのくらいの需要があるかわからないのに、それに備えて過剰に水源をつくっていくということもやはりできないのかなと思っております。そういうことを考えると、やはり今時点での情報をなるべく把握することが重要であると考えますけれども、この10年をもうちょっと短く、5年ぐらいにするということではできないんですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

10年については、それが決まった年数ではありませんので、例えば5年ということについても持ち帰って検討させていただければと思います。

◎新里 匠君

ぜひ検討をお願いします。

続きまして、これからの水源確保計画とその水量についてお伺いをいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水源確保計画とその水量ということについてお答えします。

新水源開発計画は、新たな水源の候補地検討業務を2018年度に実施しており、今年度において加治道流域及び東添道流域にて揚水試験を実施いたします。新水源は、完成目標を2022年度、令和4年ですね、計画取水量は1日当たり2,000トンを予定しております。このことにより、本市2026年、令和8年度の目標の事業計画である1日当たりの計画取水量3万8,000トンクリアすることとなります。

◎新里 匠君

引き続き新水源をつくるということでした。ぜひ実情に合わせた開発をよろしくお伺いをいたします。

それと、水道事業は公営企業としての事業を行っているため、もちろんその収支によって充てられる財源は決まってくると考えますけれども、例えばある程度予想して、計画を立てて、水源をつくっていくけれども、その予測に対してですね、開発のスピードが速いとか、そういった場合において、水道事業の資金のみで対応できない場合というのが出てくるのかなと思っているんですけども、その場合は、例えば一般財源からの繰り入れとかもできるものなんでしょうか。公営企業という仕組みの中でですね。ちょっとこれだけ、よろしくお伺いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

我々は、計画どおり水道事業費用でやっていくことが前提であり、これも起債とか、そういうことで対応してまいりたいと思っておりますが、現実に一般会計からの繰り入れはできるかということになれば、

それは可能です。

◎新里 匠君

ありがとうございます。制度上は可能だということを知っていますね、こういうことはないかもしれないですけども、ぜひこの公営企業の予算の中でやっていけるように、またそれができなければいろんな対策を打てるということだと思いますから、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に移りたいと思っております。観光行政についてでございます。まず初めに、下地島空港の管理道路の封鎖についてでございます。県は、封鎖理由として、ジェットスター・ジャパンの就航により、空港管理保安体制を万全にするために全車両通行止めをしているとされており、車両を通行させた場合、保安上重大な問題が発生する可能性があるとしていますが、この重大な問題とは何か、お伺いをいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

県は、下地島空港北側のワンセブンエンドと呼ばれるエリアについて、現在、全面車両通行止めを決定しております。県の説明によりますと、交通事故、フェンスの破損や車両の持ち主が車両を置いたまま所在がわからなくなるなど、車両を通行させた場合に空港管理保安体制に支障を来す問題が発生する可能性があり、全面車両通行止めにする必要があるとのことであります。

◎新里 匠君

ありがとうございます。個人的には安易に車の通行止めをするのではなくて、通行させつつもできる方法はあると考えますが、また次の質問に移ります。

航空法上の安全体制として、この道路を封鎖しなければいけない根拠についてお伺いをいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

県に確認したところ、滑走路周辺には高さ制限が設けられておりますが、大型車両だとワンセブンエンド付近において、その制限を超えるとのこと。事故や渋滞等により大型車両が制限区域上で停止してしまった場合、航空機が離発着できなくなる可能性があるとのことから、全面車両通行止めにする必要があるとのことであります。

◎新里 匠君

観光商工部長、ありがとうございます。これ、私がちょっと調べたんですけども、この根拠については、今観光商工部長がおっしゃった高さ制限というものと、あともう一つ、計器着陸装置の電波の通り道であるということを知っていますね、ほかのところで答えているようです。Shimojishima.comというサイトがあるんですけども、偶然これ調べていたら見つかったんですけども、イタリアファイブネットワーク東京支局というところがですね、取材をして、下地島空港ワンセブンエンド通行止めと航空法についてと題して、さまざまな角度から見解を述べていますが、その中で法的に問題となっているのは、先ほど述べた2点とされています。1番は、航空機が着陸する際、電波が航空機に向かって放たれているが、その電波の通り道に物体があるのは好ましくないと。自動車は移動物なので、移動するので、その場にとどまらない限りは障害にならないが、着陸時は通行車両が全くない状態が望ましいと。2番については、着陸機が滑走路におりる際、そのコースには障害物があってはならない。例えば故障や事故で大型バスがワンセブンエンドの進入表面でとまってしまうと、バスの屋根部分が数センチから10センチほど高さ制限にひっかかる可能性がある。規定に従って計算をすると、滑走路末端から周回道路までの距離

は180メートル、進入表面は50分の1の傾斜角度で、周回道路のフェンスで3.6メートル以上、道路の海側で3.7メートル以上の物体があれば、航空法に抵触をすると。観光バスの標準的な車高は3.5メートルから3.7メートル、車種によって、実際に通行できるバスがあるということです。それと、もう一つ興味深いのが、航空機の離着陸を管轄する国土交通省の航空局に問い合わせた回答として、現状、航空法で違反になることはなく、下地島空港に問題があるとは聞いていない。例えば事故や故障で自動車が立ち往生してワンセブンエンドを塞いでしまった場合など、下地島空港管理事務所が安全を考え、通行どめを検討しているのではないかと。ただ、人気の観光地なので、閉めてしまうのもどうだろうか。いずれにしても、沖縄県が判断することであるということを書いております。もう一つ、航空法に詳しい関係者の話として、進入表面以外でも高さ制限に抵触している場所は多く存在しているが、空港管理者が把握していれば問題ないとされています。これは、下地島空港に限らず、どの空港でも同じということを書いております。国際線の定期便が就航するから、より厳格な航空法の適用が求められるとしておりますけれども、それをですね、厳格に守る場合、下地島空港から見えるファームポンドがあるんですけども、佐和田地区方面のほうにですね、これも厳格に言うとも、本来であれば撤去しなければならないと、本来ならばと書いております。このように法的には望ましい理想がある中で、さまざまな法的問題をクリアできる根拠があることを示していると私は考えます。

次なんですけれども、40年以上も住民が通行して、今日ではワンセブンエンドという観光名所になっている場所に続く道路を不便にすることは、住民生活や観光においても重大な損失であると考えますが、当局の見解をお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

当該道路はですね、下地島空港の管理用道路でございます。管理者である下地島空港管理事務所は、通行どめの理由として、伊良部大橋開通後、レンタカーや大型観光バスが頻繁に利用することになり、交通混雑や交通事故が発生をされていて、空港を管理する上で支障が出ているということから、通行どめを発表しております。これまで当該道路はですね、市道110号線と111号線を結び、本来の目的とは異なる観光面での二次的効果が発現をされてきました。よって、今回の通行どめは、本来の管理目的を達成するものでございます。しかしながら、当該管理道路はですね、宮古島における観光スポットであることから、今後、観光資源を適切な方法で確保するための方策を空港管理者と話をしながら検討していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

建設部長、ありがとうございます。市道伊良部111号線ともう一つの道をつなぐ道路であったと、本来の目的を達成するためにこのような措置をしたということでしたけれども、これは道路構造上、例えばどの道路も行きどまりの道路はつくらないと私は思うんですけども、その道路構造上、こういう形は認められるのでしょうか。見解をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

まず、市道111号線と110号線はですね、現状を見る限り、下地島空港によって分断をされております。現状はですね、それで、管理用道路で結ばれているという形になってございます。つまりこれはどういうことかといいますと、これは空港を整備する場合ですね、埋め立てによってあの空港の敷地ができており

ますので、従来空港ができないときにですね、できないときはあそこで、海でとまっていたという現状があります。それで、空港ができた段階でですね、管理用道路を整備したところにつながっているということでございますね。それで、現在は、あの管理用道路は道路構造令上、道路ではございません。したがって、その道路の構造がですね、一般車両に耐え得るような構造になっていないというふうに思われますので、今後ですね、県とそのあたりを協議をしながら、道路構造令の道路として再整備ができるかどうか、その話をですね、していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

建設部長、ありがとうございます。ぜひですね、よろしくお願いたしたいんですけども、聞いた話によると、この市道、この管理道路ができる前は、佐和田地域から白鳥方面には3本道路があったというのを聞いております。それで、それを踏まえて、何らかの県とのやりとりがあったのではないかとちょっと推測をしているんですけども、これはもう必ず道を通してくれという住民の要望から、どうにかして通せないものかという中で、やはり根拠がないので、ちょっとこれはもう質問ではなくてですね、そういうことがあったよと、これで終わりたいと思いますけれども、やはりですね、県のほうには検討してもらってですね、もとの周回道路、道路構造令上にですね、沿ったものにしてほしいと思います。よろしくお願います。

次に移りたいと思います。総務財政についてでございます。住宅建設費高騰について。固定資産税の伸びの要因についてお伺いをいたします。

◎総務部長（宮国高宣君）

固定資産税の伸びの要因についてでございます。平成31年度固定資産税現年課税分でございます。当初調定額は26億1,832万円で、前年度と比較しますと1億200万円の増となっております。税目ごとの主な要因といたしまして、まず家屋につきましては、ホテル、工場、事務所、倉庫など新築家屋の増によるものです。次に、土地につきましては、原野、畑などの地目から宅地へ地目変更による土地評価額の上昇が挙げられます。最後になります。償却資産につきましては、新築家屋の増加に伴う附帯設備、機械設備の増加が要因となっております。

◎新里 匠君

ありがとうございます。建築ラッシュの影響でということだと思っております。

それに伴ってですね、家賃の高騰とですね、家賃の変更値上げの現状があるんですけども、それは把握されているでしょうか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

家賃の高騰、変更値上げに関する質問についてお答えいたします。

本市は、消費者相談員を配置しまして、市民から寄せられるさまざまな相談を受け付けております。その中には家賃の値上げに関する相談もあり、5月末現在で、消費者生活センターへ15件、夜間法律相談が4件、合わせて19件に上っており、これらの相談内容によって、アパートなどの家賃が高騰している現状は市としても把握しております。ただ、これらの相談内容は主に更新の値上げに関するもので、新設アパート等の共同住宅についても賃貸住宅の需要が増加していることによって高騰しているということを情報として持っておりますけれども、具体的な数値については把握はしていません。

◎新里 匠君

ありがとうございます。家賃のですね、高騰や変更値上げによってですね、さらにですね、地域住民が家をつくれないう状況やですね、家賃を払えなくて、それならば、もはや本土に住もうという選択をしてですね、島を出ていくという状況があるようです。このことにより、若者が定住しない、ひいては人口の社会減の要因となり、地域の縮小につながるおそれがあるのではないかと思いますけれども、その支援策は今時点で何かありますでしょうか。お答えをよろしくお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

地域住民の、特に若い方がですね、新しい住居を建てられるような支援策がないのかということでございますけれども、市としましてはですね、例えば合併前ですね、旧市町村で実施されておりました定住促進団地整備事業というものがございました。そこで宮古島の市有地を活用してですね、そういった事業ができないかどうか、それを検討していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

施策検討しているというところで安心をしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、企画行政についてでございます。沖縄振興特定事業推進費の活用についてお伺いをいたします。これについては、内閣府から通知などがあったか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

沖縄振興特定事業推進費は、一括交付金を補完し、特に沖縄の自立発展に資する事業であって、機動性を持って迅速、柔軟に対応すべき市町村等の事業を推進することを目的として新たに措置された国庫補助金となります。本年度の内閣府の予算として30億円が昨年12月21日に閣議決定をされ、その後、ことし1月30日には県内で担当者説明会が開催されているところでございます。

◎新里 匠君

企画政策部長、ありがとうございます。次の質問、この事業費の趣旨、目的を認識した上で、どういった問題を解決していける事業か見解を伺うにですね、かぶりながら説明ありがとうございます。それでですね、私的に考えるとですね、沖縄振興特定事業推進費、企画政策部長がおっしゃるとおり、機動性があると、ソフト交付金を補完するという意味においては、やはりさまざまな可能性を秘めた事業であると考えております。これを紹介したのは、紹介というか、わかると思うんですけども、今定例会で取り上げたのはですね、職員の皆様にいろいろなアイデアを出してもらって、いろんな問題の解決の糸口になれるのかなと思って出しておりますけれども、これに添えてですね、この予算を知るきっかけとなったですね、総務財政委員会の行政視察でありましたけれども、ここにおいてですね、下地幹郎代議士がですね、内閣府の方を招待、レクチャーをしてもらった機会がありました。やはりですね、地元の代議士いるということはですね、宮古島市民にとっても有益なことだなと思ってですね、広く住民の方にも伝えようと思ってですね、取り上げてみました。

さて、次に参りたいと思います。地域振興についてでございます。伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業についてでございますけれども、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業の現在の進捗状況についてのご質問でございます。5月24日

に、新築工事、機械設備工事、それから電気設備工事、新築工事監理業務委託、合計4件の入札執行を経て、契約締結に至っております。現在、今後の実施工程につきまして、受注者及び沖縄県宮古土木事務所と工程会議の中で調整を行っているところでございます。

◎新里 匠君

ありがとうございます。順調に事業を進められているのかなと思っております。

それですね、この運営についてですけれども、工期が来年3月20日までというところにおいて、やはりこれから準備をしていくという意味においてですね、3月定例会の答弁において、運営は指定管理者制度を採用するというところでしたけれども、私はですね、全体的なオペレーションを行うコーディネーターを配置できないかどうかを伺いたいと思っております。

◎伊良部支所長（上地成人君）

施設の管理運営に関しましては、現在、同様の施設を有する自治体を参考にいたしまして、指定管理者制度活用を含めた施設の設置条例策定に向けて準備を進めております。新里匠議員ご質問の運営体制でございますけれども、選定委員会によりましてですね、選定された指定管理者にはコーディネーターも配置等を含めたですね、配慮をしていただきまして、宮古島市の観光拠点確立に向けて、しっかりとした企画立案による運営に取り組んでいただきたいと思っております。そして、地元住民、観光客に喜ばれる施設づくりに努めてもらいたいと考えております。

◎新里 匠君

ありがとうございます。ぜひですね、このコーディネーター配置できるといいかなと思っております。やはりですね、伊良部島の正面にありますし、必ずや観光の目玉になると思います。であるからこそ、必ず成功させなければなりません。しかし、それを、成功することをですね、指定管理者制度で選定された者にですね、全てを委ねるとするのはですね、私は無理があるのかなと。規模も大きいですし、やはりこれまでですね、行ってきたのを見ればですね、やはりやったことがあるという方の助言を仰ぎながらやったほうがいいのかと思っております。それで施設全体の企画の統一性を持たせ、ブランド化していくためにはですね、本土の経験がある方をですね、招聘して、宮古島観光のモデルとするような事業にしてほしいと思っております。ぜひ、あと施設の完成までですね、1年もないですから、ゆっくり準備をしていただいて、管理費の有無とかですね、指定管理方法、コーディネーターの配置等々、早目に方針を決めてもらってですね、よりよい施設となるようによろしく願いいたします。

次にですけれども、ちょっと消防行政については一旦抜かしたいと思っております。福祉行政についてからお願いをいたします。福祉行政についてでございます。老人の生活困窮について、支援策はないかという質問でございます。よろしく願いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

高齢者の方の生活困窮についての支援策でございます。高齢者が在宅にて自立して生活ができる事業として、介護保険サービス以外では、高齢者の外出を支援する高齢者外出支援タクシー利用助成や寝たきりの高齢者へのおむつ支給などの事業を実施しております。生活に困窮している方につきましては、生活保護制度がありますので、同制度の活用を検討するよう進めてまいると、担当課のほうへつないでいきたいと考えております。

◎新里 匠君

福祉部長、ありがとうございます。高齢者の支援についてはですね、主に現物支給というものが多いという認識をしておりますけれども、生活に必要なのはやはりお金かなと思っております。私は、宮古島市だけではなく、長寿命化が進む現代においては、お年寄りの困窮がですね、ふえていくと思っておりますし、今現在、超高齢化社会を迎えている宮古島市においては、そのことがですね、顕著になっていくように思います。また、私なりに相談を受ける中で感じているんですけども、生活保護をもらえる条件を満たさないと、その他の金銭的援助もない、当然自分で働くこともできないお年寄りに対して、普通の生活ができるような給付型のお年寄り救済基金というものをですね、何とかつukれないものかと思っております。これはなぜかという、今の制度では、役所の担当もですね、役所も、助けたくても助けられないという現実があると思っております。しかしですね、本当にこの老人の、年寄りの皆さんはですね、本当に生きるのに困っているという状況があると思います。この基金というものがですね、つukれば、やはり明るく、いい老後が過ごせるかなと思っておりますから、ぜひこれは提案というか、つukれないかというお願いですから、ぜひちょっと検討をですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、消防行政について。まず初めに、防災ヘリについてでございます。沖縄県消防防災ヘリコプター導入について、宮古島市の見解をお伺ひをいたします。

◎総務部長（宮国高宣君）

防災ヘリについてでございます。沖縄県消防防災ヘリコプター導入について、宮古島市の見解ということでございます。沖縄県の進める消防防災ヘリの導入に関しましては、県は平成27年度に本島北部地域からの要請を受け、平成29年度に調査検討を行い、報告書を策定しております。その後、各市町村に対し、説明会やアンケート等により、意向調査や調整を行っているところでございます。新里匠議員の質問要旨の中で、災害時では自衛隊は別の任務に当たるため、それを補完する手段として導入すべきではないかのご質問もありますが、冒頭で述べました県の報告書の中では、防災ヘリの運航範囲について、先島や南北大東へは平時運航は行わないとしており、その理由として、運用がヘリ1機で進められており、県全域をカバーすることは実効性がなく、先島地域では現在の海上保安庁や自衛隊の対応維持が必要と考えているとの県の考えがあります。そのことから、宮古島市としては防災ヘリ導入に伴う人的負担や財政的負担を考慮し、県に対し、ヘリ導入には賛同しますが、現時点ではその協議会への参加はいたしかねるとの回答を行っているところでございます。

◎新里 匠君

ありがとうございます。この運用面ですね、実効性がないということ判断したということでございます。これを考えるとですね、やはりこの緊急搬送ですね、宮古警備隊ができましたけれども、自衛隊というものがですね、いなければ、やはりですね、離島にいる私たちは緊急時、大事な人が本当に助るか助からないかの中で、どうやって助けるかというのはですね、その自衛隊の方々の災害救助とかですね、そういうのに頼らざるを得ないのかなと再度認識をいたしました。これについては、やはりしっかりとした方針があるということですから、安心をいたしました。ありがとうございます。

最後にですね、教育行政に行きたいと思っております。今年度、伊良部小中学校を1つにした結の橋学園が開校いたしました。新たな歴史を開いていく子供たちがこの学園の中で必ずや教育されていくものと



考えております。

さて、質問ですけれども、バス通学における問題点とその対策についてお伺いをいたしますが、問題点があれば教えてください。お願いします。

◎教育部長（下地信男君）

結の橋学園のスクールバスにつきましては、伊良部南区に居住する児童生徒を対象に、2台の車両で、2つの運行経路を、登校時は2便、下校時には4便運行しております。これまでの問題点というのは特にございませんけれども、運行当初、児童生徒が遅いバスに集中してしまっただけですね、定員オーバーになって、同行した学校車で対応したということもありました。その後、運行経路の見直しによって改善を図っております。また、もう一つは、これも運行当初ですけども、子供たち、低学年の子供たちがバスの中で着席をせずに、はしゃいでしまうという、そういう状況が生まれまして、学校と連携して、保護者にバス乗車中の子供たちへの注意喚起を行っております。それから、バス停までの区間を、これも子供たちが安全に行けるようにですね、駐在所に依頼して、交通安全教室などを実施しております。いずれにしても、今後、このスクールバスについては安全が第一ですので、その辺に配慮して進めてまいります。

◎新里 匠君

ありがとうございます。このバス通学についてはですね、やはり何回か取り上げてですね、大丈夫なのかという質問をしてきましたけれども、運用をですね、しているのを見てですね、思ったよりもスムーズにやっているのかなという印象を持ってですね、高く評価をしています。さらにいい運営をしていくためにも、児童生徒の乗りおりについてですね、後方確認などについてサポートする人がいれば、さらに安全じゃないかとかですね、バス待ちの方法など、交差点寄りに待つのではなくて、やはり交差点からちょっと離れたところにですね、待つとかですね、細かいところをですね、ぜひまた、警察も含めて指導しているということですから、ぜひさらにですね、徹底してほしいと思っております。ありがとうございます。

次に参ります。バス通学の高校生への支援についてでございます。ここではですね、各離島、遠隔地からのバス通学において不便を来している。解決策についてお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

バス通学についてお答えいたします。

バス路線の確保については、市、県の補助金を交付し、維持している状況でございます。この補助金は、バス会社の経営を支援するためのものではありません。あくまでもバスの運行を確保し、住民の福祉の向上に資するために、バス事業者に対し、予算の範囲内で交付するものでございます。現在のバス路線は、全ての路線が赤字であることから、市、県の補助金でもってようやく維持が図られている状況でございます。市、そしてバス事業者としましても、路線の延長、時間帯の拡大などの声があることについては承知をしているところでございます。しかし、さまざまな要望、意見に対し的確に応えるということは困難な状況でございます。今後も引き続き、効果的なバス路線の運行について、バス事業者と連携を図りながら、課題の解決に当たってまいりたいと考えているところでございます。

多分宮古工業高校あるいは宮古高校に通じる路線がないのではないのかということかというふうに思いますが、宮古高校、それから宮古工業高校までの路線の延長については、新庁舎の建設とあわせて、各

バス路線の結節点として利用できる駐車スペースが新庁舎内に確保されることになっております。これによって、宮古工業高校、それから宮古高校に通学する高校生の利便性は大きく向上するものと考えているところでございます。

◎新里 匠君

企画政策部長、ありがとうございます。まさにですね、この路線図を見て、ちょっと、どこで詰まっているかというものをですね、確認をしました。やはりおっしゃるとおりですね、宮古工業高校と宮古高校というところがやはり1便目においてですね、ちょっと無理な状況があるというところですね、いろいろ書いたんですけども、企画政策部長のほうがですね、問題を把握しているというところで安心しておりますけれども、やはりこの庁舎建設によってですね、接続点になって、それからうまくいくよということでございます。ほかの路線についてはおおむねうまくいっているのかなという状況、8時15分あたりですね、近辺のバス停に着くという状況がつくられているというところだと思っておりますから、ぜひですね、この2点、ぜひよろしく願いまして、今回のですね、6月定例会の新里匠の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで新里匠君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎前里光健君

9番、前里光健です。6月定例会に当たり、一般質問を通告に従いまして一問一答にて行ってまいります。当局におかれましては、市民の皆様にはわかりやすいご説明、ご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに市長の政治姿勢についてであります。玉城デニー知事の尖閣発言についてであります。先月、5月24日、尖閣諸島行政区域に石垣島から出漁した漁船を中国公船が1時間にわたって追尾したことについて、5月31日、定例記者会見の中において、玉城知事は記者のインタビューにこう答えました。中国公船がパトロールをしているので、故意に刺激をするようなことは控えなければならないと、こう述べられました。

以上を踏まえて伺います。知事の尖閣発言について、市長のご見解、ご所見を伺います。

◎市長（下地敏彦君）

ご質問の玉城知事の発言については、玉城知事自身が、6月17日、沖縄県庁内でマスコミに対し、誤解を与えかねないものとして発言を撤回しておりますが、今後、沖縄県知事として、我が県の漁船の安全操業を確保し、領土、領海を守る立場から、尖閣諸島を取り巻く問題について積極的に取り組むべきであると考えております。

### ◎前里光健君

ありがとうございました。こちら通告は6月14日ですが、きのうの新聞報道でもございますが、知事はこの発言を撤回されております。しかしですね、5月31日から6月17日までの間、知事はこのことには触れておられませんでした。尖閣諸島の領海侵入を繰り返す中国公船に対し、その当時、5月31日は、玉城デニー知事があたかも中国公船側を容認したかのような発言がありました。そのことで、石垣市では批判の声が上がってございました。しかし、メディアでは余り大きく取り上げられてはおりませんでした。それで、私も確認のためにですね、調べましたところ、動画共有サイト、インターネット上にユーチューブというものがございます。そちらを調べると、今現在も動画は上がっております。皆さん確認できるかと思えますけれども、明確にこの発言は行ってございました。それでですね、その後、八重山新聞報道では、八重山の漁業関係者から、領海内で漁をすることの何が悪いのかとの声や、中国公船が日本の領海である尖閣周辺でパトロールすること自体がおかしい、また領海侵入を繰り返す中国のほうが日本を刺激しているなどと、知事に対するですね、批判の声が紹介されてございました。その中で、漁業関係者の方がですね、中国漁船は最近、宮古島や波照間島周辺まで徐々に進出してきていると危機感も示しております。また、尖閣諸島周辺の海域で領有権を主張する中国公船の侵入が頻発している問題で、第11管区海上保安本部が警戒を続けているということでもあります。海上保安本部によりますと、日本の接続水域への侵入は4月12日から今月、6月14日まで64日連続で続いたということでもあります。また、知事の発言後、6月11日、中国海軍空母「遼寧」1隻を含む艦艇6隻が、沖縄本島と宮古島の間を通過するのを確認したと防衛省からの発表がございました。この海域を「遼寧」が航行したのは平成28年12月、平成30年4月に続き3回目、知事の発言が影響したということは定かではありませんが、発言後、このような特異な動きがございます。ぜひまた玉城知事にはですね、沖縄のリーダーとして、県民の生命と暮らしを守るため、尖閣周辺で漁師が安心して活動できるよう、漁業権を守れるような後押しをしていただきたいと思いますと考えております。また、しっかりですね、今後も同様な事態が起こる可能性はあると思いますので、危機感を持ってですね、しっかり政府にもですね、対応策を検討していただきたいと思いますと考えております。それらについては以上であります。

次に、高等教育機関設置についてであります。高等教育機関設置に向けた現在の取り組み、進捗状況をお聞かせください。

### ◎企画政策部長（友利 克君）

高等教育機関の設置に向けた進捗状況についてお答えをいたします。

大学、専門学校など高等教育機関の設置を目指す取り組みを平成28年度から進めております。今年度は、これまでの成果を踏まえ、本市への高等教育機関設置に関する実現性を高めるため、実証事業に取り組んでまいります。実証事業は、実証学生を募集し、座学の受講や企業実務研修などを通じて就職につなげるカリキュラムを展開するなど、実際の学校運営に近い形態での実施をすることになっております。その中で、本市における学校経営の可能性、そして離島への設置リスクの軽減などについて検証をする予定となっております。今年度の事業については、5月17日に県内47の専門学校で組織する一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会と業務委託契約を締結し、現在、実証事業に向けた取り組みを進めているところでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。現在こちら実証事業に向けて進められているということでもありますけれども、こちら生徒の募集をかけられると思います。しかしながら、この時期に生徒というのはですね、学校に通われていますので、一般の方が対象になるのかなという考えもありますけれども、この募集対象は、実際は一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会の専門学校が募集をされますけれども、このあたりの件については何か聞いておられますでしょうか。

◎企画政策部長（友利 克君）

実証事業の計画予定としましては、20人ぐらいを募集して、2カ月程度、これを2グループといいますかね、に分けてやります。したがって、募集については年度内、年度中でありますので、基本的には学生はなかなか対象としては難しいのではないかと考えているところです。ただ、当然実際に専門学校を誘致し、募集をするに当たっては、当然学生もターゲットとして募集をかけるということになります。実証事業は、学生はなかなか難しいというふうに考えているところです。

◎前里光健君

ありがとうございます。学生のほうは、対象としては厳しいということでもあります。もしくは一般のほうですね、一般の方々が募集の対象になるかと思えますけれども、こちら、もともとは4分野に絞られておりました。教育のほうですね。4候補挙がっておりました。看護、リハビリテーション、観光、語学、こちらの4つからですね、今回の実証事業の中において4つとも進めるのか、それとも何か絞る考えがあるということでしょうか。その点について伺います。

◎企画政策部長（友利 克君）

4分野ございました。その中で、できるだけ全部というふうには考えておりますけれども、やはり観光と語学といったものがまずは中心になってくるかというふうに考えているところでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。

次の質問に参ります。今回この高等教育機関設置に向けた動き、これは平成28年度から取り組まれておりますし、また一方では台湾の長榮大学の分校設置に向けた動きも進んでおりますけれども、今後この高等教育機関設置に当たってですね、市のほうからですね、長榮大学との連携、何か図っていくというような考えがあるのかどうか、その点について伺います。

◎市長（下地敏彦君）

先ほど企画政策部長から実証事業の内容についてご説明をいたしました。実証事業では、外国クルーズ船寄港の増加や下地島空港国際線旅客ターミナルの供用開始など、本市のグローバル化が進展していることを踏まえ、市内だけでなく、県外、海外からの学生募集の可能性を検討するなど、国際的な人材育成に関しても検証を行う予定であります。本市は、台湾の長榮大学と双方の教育、学術の交流を促進していることから、実証事業での国際的な人材育成に関する検証において連携、協力が可能であると、そういう面で今検討しているところです。

◎前里光健君

答弁ありがとうございます。国際的なグローバル化、その流れの中で高等教育機関設置と長榮大学が連

携を図っていくことを検討されているということでもありますので、やはり将来の宮古島を背負って立つ子供たちの教育機関として必要な高等教育機関設置、それはまた市内のみならず、県外や、また海外にまでまた広げていくということでもありますけれども、期待の高まる事業でもありますので、高等教育機関早期設置に向けて、引き続きお取り組みをよろしくお願いたします。

次に、長榮大学分校設置に向けた取り組みについて伺います。現在の長榮大学分校設置に向けた取り組み、進捗状況についてご答弁願います。

◎企画政策部長（友利 克君）

現在の取り組みです。長榮大学では、現在、分校を設置するに当たって、市内のどの箇所が適しているか、日本における学校教育法に適合するか否かを含め、設置に関する計画書の作成を進めているところでございます。あわせて、本市の生徒、保護者、企業に対するアンケートを近々実施する予定となっております。

◎前里光健君

場所の検討と企業へのアンケート等を行っていくということでもありますけれども、次の質問になるんですが、この台湾、長榮大学が、分校がですね、設置に向けて動く中においてですね、メディアを通して、新聞、テレビ、ラジオ等々で、高まりがあるということは多くの市民の皆さんが周知されているところではあると思うんですけれども、一方でですね、次の質問は、この設置されることによってどういったメリットがあるのかということ聞いてほしいということで、このメリットについてご説明ください。

◎企画政策部長（友利 克君）

長榮大学の分校設置のメリットでございます。長榮大学は、世界のさまざまな大学と協力校協定を結ぶなど、グローバルな取り組みを進めている学校です。大学で教育を受ける約1万人の学生は、台湾出身者のみでなく、ヨーロッパ、アジア、日本からの留学生も在籍しております。長榮大学の分校が設置されることで、本市においても同校が進めるグローバルな取り組みが展開され、文化、教育、学術の交流により、より国際化が進展するものと考えております。

◎前里光健君

今の答弁いただいて、先ほど今後のスケジュールについても答弁いただいておりますので、こちら提案にはなりますけれども、分校の早期設置に向けた人事交流を行ってほしいと考えております。覚書でも交わしておりますが、文化交流に関すること、教育、学術交流に関すること、市と大学双方が交流のために効果的であると認めるものについて相互の交流を深めるという覚書の一文がございます。お互いの環境や文化に対する理解を深めるためにも、本市と長榮大学の職員をですね、人事交流ということを行って、半年とか1年常駐させて、分校設置に向けた準備を進めることで、設置に向けた取り組みがスムーズになるのではないかと考えております。既に市長初め教育長は、もう長榮大学の学長とトップ同士で交流をされております。その中でしっかりとした取り決めも交わされておりますし、市長も台湾のほうに赴いて、そして長榮大学の学長も台湾から宮古島のほうにご来島いただいていることも考えればですね、設置に向けた動きを加速するためにも職員の人事交流を行ってはどうかと考えております。また、職員の中にはですね、台湾との交流に向けた中国語の勉強会を行っているところもあるというふうに聞いておりますので、とてもすばらしい取り組みだと思います。その点に関してですね、提案に関して、企画政策部長、この点

に関して答弁いただけたら、答弁を求めたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

人事交流につきましては、長栄大学のほうから積極的な働きかけはございます。ただ、やはり市のほうとしまして、なかなか人事交流するまでのですね、人材、スタッフがそろっていないという状況もございまして、市のほうからなかなか積極的にそれに応ずるということができていない状況でございます。そのまた必要性については少し検討させていただきたいと思います。

◎前里光健君

ありがとうございます。長栄大学の分校設置に向けてですね、今後も引き続き取り組みをよろしくお願ひします。こちらについては以上です。

次に、農村公園についてであります。宮原第2水辺公園の木製階段について伺います。県道83号線沿いにある、いわゆる北一周道路、高野漁港東側に位置します宮原第2水辺公園の海岸へおける木製階段が2カ所ございます。今年の台風の影響により、2カ所とも破損し、地域住民や、また観光客は以前のように利用できずにいる状態であります。

以上を踏まえてお伺いしますが、ことしは令和元年の新たなチャレンジをさせていただきたいと思ひます。写真を使って、訴求力の向上を図りたいと思ひます。皆さんの手元にも資料を配付させていただいております。ぜひごらんください。こちらはですね、宮原第2水辺公園の階段、東側のほうなんですけれども、これは階段の一番下において、そこから上のほうを、私がおりて撮影をした写真であります。このように階段がもう数段以上抜け落ちてしまって、木製階段、もうかなり劣化しておりますので、危険な状態であります。しかしながら、私が2回行きましたが、下のほうにはですね、観光客だと思ひますけれども、おりられて、海のほうを眺めてですね、いましたので、やはり誰かこの階段を使って下のほうにおりていると、こういう状態でもですね。こちら、また裏のほうにもなりますけれども、やはりごみが散乱しております。やはり手すりのほうも老朽化し、不安定な状態でありました。また、これはですね、西側のほうの階段であります。木製階段でございますが、もう本当に床のほうですね、というか、階段のほう抜け落ちて落ちて落ちております。とても危険な状態であります。

以上を踏まえて伺いますが、木製階段の現状に対する当局の認識をお伺ひします。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮原第2水辺公園の海岸における遊歩道について、2カ所あります。西側部分で腐食などが見られることから、平成30年度に木橋施設の健全性について適切な評価を行うために点検調査業務を実施しております。診断の結果、塩害、風雨、シロアリの被害、腐食菌による生物劣化などの影響を受けているとの報告を受けております。

◎前里光健君

今点検のほう、調査もされたということでもあります。腐食が進んで、使えない状況だということで、危険な状態だということは認識されているということでもありますけれども、その中で、先ほど申し上げたようにですね、まだ下におりられている方もいらっしゃるの、現在どのような対応を、その2カ所ともですね、宮原第2水辺公園の階段については行っているのか、お聞かせください。

◎農林水産部長（松原清光君）

西側については、診断の結果から、危険との報告を受けておりますので、現在ロープ、看板等において立入禁止をしているところであります。

◎前里光健君

次の質問ですが、やはり地域の皆さんの強い要望がございます。やはりこの2カ所ともですね、今使えない状態でありますので、やはり使える状態にさせていただきたいということで、自治会長を初めかなり強い地域の要望が多く上がっておりますので、ぜひこの階段の修繕をですね、検討していただきたいんですけども、当局の見解をお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

西側の遊歩道については、調査結果をもとに、危険性が高いとの報告がありますので、撤去が望ましいと考えております。このことから、海岸への利用に関しては東側の遊歩道を早急に補修してまいりますので、活用していただきたいと考えております。

◎前里光健君

ありがとうございます。やはり西側のほうは、私もおりましたけれども、通常であれば5分ぐらいでおりられるような階段であります。全体が木製階段ですので、私がおりるときも慎重におりて、下の海岸のほうに行きました。15分ぐらいかかりました。やはりあの階段は危険で、やはり人が入ってはいけないう状態だなというふうに思いますけれども、一方で東側のほうですが、こちらはコンクリートも含まれて、木製も使われておりますけれども、私も先ほど写真で示したようにですね、見ていただくとわかりますが、修繕が可能な範囲ではないかと思えます。その中でですね、木製という、先ほどおっしゃったように、シロアリの影響であったり、塩害の影響であったり、老朽化が速いんですよね。ですから、こちらをもし修繕していただけるのであれば、もう少し対応できるコンクリート、そういったものの補修も可能なのかどうかですね、その点についてお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

前里光健議員ご指摘のとおりですね、東側については現在も石積みとかコンクリートで整備された遊歩道でありますので、ご指摘の箇所もですね、できればそういった形でできるかどうか踏まえながら、できればそういう形で取り組んでまいりたいと思っております。

◎前里光健君

ありがとうございます。ご検討いただいて、また進めていただけるということでありますので、ぜひまた地域の皆さん、また観光で来られた皆さんがですね、浜におりて楽しめるような、そういった環境整備をこれからもぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。こちらについては以上です。

次に、道路行政についてであります。高野2号線側溝のグレーチングのふたの取りかえについてであります。こちら資料がございますので、ぜひごらんになってください。こちらはですね、高野2号線のほうにある側溝であります。このコンクリートのふたでありますけれども、この側溝の問題はですね、大雨が降ったときに、この集水する部分ですか、雨水をのみ込むところがとても小さいんですよね。なので、大雨が降って、ここはかなり枯れ葉であったり、ごみが流れてくる場所でもありますので、ここにひっかかって、詰まってですね、かなりたまってしまいうんですよ。それで、昨年8月、集中豪雨がございました。その後かなり冠水してしまったということで、地域の要望でですね、このコンクリートのふたをぜ

ひグレーチングにさせていただくことで、のみ込み口が広がるので、排水能力が上がるというのではないかとということで、職員の皆さんと、今年の10月ぐらいですかね、それをお願いをした次第であります。しかし現在まだその取りかえができていないという状況であります。また、これは昨年写真ですね。高野地区の集落内の写真でありますけれども、やはりもう道路のほうが冠水して、家の床下のほうでも階段の下のほうですね、川のような状態になっております。危険な状態でありますから、ぜひこの対応をですね、お願いしております。この壁側のほうに、家の壁側のほうにも側溝ありますが、のみ込まないので、こういうふうに堆積しているという状態だと思いますけれども、それを踏まえて伺いますが、現在、いまだ修繕が行われておりません。地域からの早期実現に向けて強い要望が上がっています。この行われていない理由ですね、現在の状況をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

ご指摘の高野2号線の問題でございますけれども、集落南側入り口にある側溝についてですね、前里光健議員からですね、道路建設課へ足を運んでいただいてですね、ご相談を受けたところでございます。今現在ですね、既製のグレーチングでは寸法が合わないので、現場に合わせた製品を業者に発注しております。資材の到着を待っている状況でございますので、それが到着次第ですね、修繕にかかりたいというふうに思っております。

◎前里光健君

ありがとうございます。建設部長、今、既製の製品では対応できないので、注文しているということでもありますけれども、このお答えはですね、今年の12月ごろに聞いているんですね。しかしながら、まだ、いまだ経過してもですね、かえられていないと。私も説明ではですね、要望を受けた皆様方には、今こういう状況ですという話をしたんですけど、まだ対応はできていないということで今回取り上げさせていただいたんですが、ぜひめどですね、いつごろまでには対応できそうだとことをいただきたいんですけど、なぜならばですね、今梅雨時期、大雨が降りますし、長期間降ると雨水で冠水しやすい状況にあると。さらには、台風シーズンになります。台風シーズンになりますと、大雨でまた集中豪雨の可能性もありますので、その前にですね、ぜひ対応していただきたいというふうに思うんですけども、その点に関してご所見をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

前回の答弁と変わっていないという話でございましたけれども、我々もですね、いろいろところで修繕等を行っております。それで、今、今年度ですね、地方改善事業でですね、またまとめていろいろところを修繕の発注がございますので、できればこの梅雨の時期にですね、早目に改修したいというふうに思っております。

◎前里光健君

建設部長、ありがとうございます。早急にですね、また対応お願いしたいと思っております。やはり発注はしておりますけれども、製品が届かないことには動けないというのがありますけれども、引き続きですね、よろしくをお願いします。

次に、関連しますが、高野7号線の集水ますについてでございます。高野7号線、集落から漁港に向けておりていく道路の中央に集水ますがございます。集落内の冠水を防ぐため設置されておりますが、漁港



手前のほうに浸透池があります。そこに排水をしているわけですが、しかし水はけが悪い状況であります。そのため、道路の下の水路に詰まっている、これはごみであったり、落ち葉だったり、いろいろな要因です。水はけが悪い状況でありますので、地域の皆さんからですね、点検、また清掃が必要だという声が上がっておりますが、それを踏まえて伺いますけれども、現状について当局の見解をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

高野7号線につきましては、道路建設課で現場を確認したところですね、ご指摘のとおり、排水路内に堆積物が確認されておりますので、高野2号線の排水グレーチングとあわせてですね、設置とあわせて、排水路の清掃を行っていきたいというふうに思います。

◎前里光健君

建設部長、ありがとうございます。地域の方々はですね、このシーズンになると、やはり大雨、また台風ということで先ほども申し上げたとおり心配されておりますので、また早期にですね、点検、そして清掃等、また今後の取り組みをですね、加速していただきますようよろしくお願いいたします。こちらについては以上です。

次に、新設補助金についてでございます。沖縄振興特定事業推進費補助金について、こちらは総務財政委員会のほうで行政視察を行い、東京の国会のほうにも視察に行きましてですね、内閣府のほうからこの補助金についての説明もいただいております。そして、勉強させていただいてですね、今回この議会でですね、質問させていただくんですけども、この沖縄振興特定事業推進費補助金の概要についてご説明願います。

◎企画政策部長（友利 克君）

沖縄振興特定事業推進費補助金の概要についてです。午前の新里匠議員の質問にもお答えをいたしました。沖縄振興特定事業推進費は、一括交付金を補完し、特に沖縄の自立的発展に資する事業であって、機動性を持って迅速、柔軟に対応すべき市町村等の事業を推進することを目的に、今年度から新たに措置をされました補助事業でございます。補助対象の要件としましては、多様な地域課題等に対応しなければならない機動性を要していること、他の市町村に先導的な手法の横展開が期待できる事業であること、県全域への効果の波及が期待できる事業であることなどとなっております。また、市町村が主体となり実施する事業だけでなく、民間事業者が主体であっても、市町村と密接に連携して取り組む公共性が高い事業については対象とされており、官民が連携して地域課題の解決等に取り組めることも特徴の一つでございます。本事業の補助率は、一括交付金と同様に、10分の8以内となっております。

◎前里光健君

ありがとうございます。こちらにも特に特徴的な補助金だというふうに以前からメディアでは取り上げられておりました。この補助金ですね、大きな特徴はですね、国がですね、直接市町村に補助を充てられるということであるというふうに思います。ですから、いろいろ提案を行えばですね、国と調整をした上で、これは民間事業者も、今答弁いただいているように、連携、また公共性の高いものであれば対象になるということでもあります。その中でですね、この補助金を使って本市は事業を展開する考えは、今後、検討されているのか伺います。

◎企画政策部長（友利 克君）

事業展開の考えについてです。事業導入に向けましては、ことし1月に説明会が開催をされております。これを受けまして、2月には市町村主体事業、そして民間主体事業を国に提案をしたところでございます。そして、4月には、市町村、民間の両事業とも、国によるヒアリングが実施をされました。しかしながら、本市が提案する事業につきましては採択に至っていないという状況でございます。国は、事業申請については、必要に応じて随時相談を受け付けるとしております。今後も補助金の効果的な活用について、随時国との調整を図ってまいりたいと考えております。

◎前里光健君

企画政策部長、答弁ありがとうございます。今の答弁であれば、もう申請は行った上で、こちらが交付決定には至らなかったという答弁でありますけれども、こちら幾つぐらいの事業をですね、提案を行って、民間が何件、市のですね、提案が何件、その中で全てこれが交付決定に至らなかったということなのかどうかですね、この点についてご説明ください。

◎企画政策部長（友利 克君）

具体的な事業名は、今の段階では挙げられませんが、市が3件、民間、これ下地島関係です、を3件申請前のヒアリングに提案をしたところでございます。補助金の活用に向けましては、外国クルーズ船寄港の増加、それから下地島空港の国際線ターミナルの供用開始など、市の観光産業が著しく国際化をしている背景を踏まえまして、外国人観光客の受け入れ環境の整備、そして国際航空路線の誘致促進など、さらなる観光振興を図るための事業を提案したところでございます。国からは、補助対象要件への条件整備について見直し、再考を求められている事業がございます。このような事業について、今後内容を整理、調整を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

◎前里光健君

交付決定には至らなかったということではありますが見直しを行って、また申請を行えば可能というようなお話だったと思いますけれども、もしこの今おっしゃっている提案、下地島空港であったり、民間のほうからも、計6件ですね、ありますけれども、その提案、見直して提案を今行いますけれども、この結果が出るのはいつごろか、わかりますか。

◎企画政策部長（友利 克君）

一通りの結果といいますか、採択の結果というのは出ているかというふうに思います。つまりは宮古島の提案をした事業については採択に至らないという結果は出ているというふうに考えております。その採択に至らなかった内容ですね、理由などを整理をして、再度また申請をし直すかということについても現在調整をしているところというところでございます。また、先ほどの6件の事業の提案もありましたけれども、また別のですね、事業がこの補助事業でもってできないかということもあわせて検討をしているところでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。また別の提案もされていくということで、安心しております。この予算はですね、自由度、また柔軟性が高いということで自分も説明を受けました。しかし、こちらは先ほど企画政策部長がおっしゃったとおりですね、機動性や、また先導性、また初年度要件ですね、といったものを満

たした上で、認められるかどうかというのは、これまでにないアイデアを多く出したほうがいいということでの説明もありました。それが重要であります、やはり地域と、また民間もそうですが、連携が重要だというふうに感じております。こちらでですね、私が一番申し上げたいのはですね、この交付金、恐らく2021年度一括交付金の枠の中での、期間内での内容になると思います。ソフト交付金の補完的な内容ということでもありますので。私が申し上げたいのは、できれば提案をしっかりと行っていただいて、一つでも、これ交付決定に至っていただきたいということでもあります。内閣府の担当者の方によれば、初年度要件を満たし、そして交付決定に至れば、2年目、3年目というふうはこの事業は活用できるものであって、もしこれが全体的な枠、30億円以上になっても、この予算の枠は今後ふやしていこうというような話もされておりましたので、ぜひですね、41市町村の中で11市ありますけれども、恐らく宜野湾のほうはこちら交付されていると思いますけれども、引き続きですね、ぜひ本年度採択に向けて、しっかりと取り組みいただきたいと考えております。こちらについては以上です。ありがとうございます。

次に、水道行政についてでございます。現在実施中の水源開発について、進捗状況をご答弁願います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水源開発調査について、現在の進捗ということなんですけれども、答えとして、新水源開発は、ことし3月に1日当たり3,000トンの取水能力である東添道水源が供用開始されました。今後における新水源開発は、新たな水源の候補地検討業務を2018年度に実施しており、今年度において加治道流域及び東添道流域にて揚水試験を実施いたします。新水源は、完成年度目標を2022年度とし、計画取水量は1日当たり2,000トンを予定しております。

◎前里光健君

答弁ありがとうございます。こちらは、加治道、東添道ということで今検討されているということでもありますけれども、今後さらにですね、急速な需要水量が増加することが見込まれておりますが、現在の取水及び配水能力で問題はないかどうかですね、こちらの点についてご答弁願います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

取水、配水量が問題はないかということなんですけれども、2018年度の実績で1日当たりの平均給水量は2万4,500トン、1日最大給水量は3万1,100トンであります。現在の取水能力は3万6,400トンで、施設能力は3万4,000トンありますので、十分に対応可能ですが、市としましては2028年度を計画目標として、次年度の2022年度において、新たに1日当たりの処理能力が3,300トンの緩速ろ過池を1池増設いたします。また、先ほども申し上げましたが、1日当たり2,000トンの新たな水源の開発も行う計画となっております。このことにより、取水能力が3万8,400トン、給水能力が3万7,300トンとした計画に向け、整備を行ってまいります。

◎前里光健君

ありがとうございます。今後、年間入域観光客数大幅な増加を見据えてですね、その中で需要水量、確実に対応するために、水源開発も行って、調査も行っておりますので、今の答弁ではかなり余裕があって、ゆとりがあるということではありますが、これからですね、安定供給に向けて、水源の確保についてですね、お取り組みいただきますようよろしくお願いいたします。

こちらについては以上であります。次に漏水についてお尋ねいたします。宮古島市における上水道漏

水量の状況についてご説明ください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

漏水量の状況についてお答えします。

有収率でよろしいでしょうか。平成30年度の料金徴収の対象となった水量である有収率は84.34%となっております。

◎前里光健君

今答弁いただいたんですけども、私は漏水量ということで、今上下水道部長のほうは、当たっています。有収率のほうを答弁いただいたんですけども、市民の皆さんにですね、有収率というのがなかなかわかりづらいかと思います。これは、漏水量と密接に関連するものだと思うんですけども、もしよろしければですね、有収率というのがなぜ関連するかというのをご説明いただけますでしょうか。ちょっと今急遽でありましたので、わかりました。私のほうでご説明させていただきますが、恐らく有収率というのは水道事業を行う上で重要な指標といいますか、集金を行いますけれども、それに対して全体の取水がありますよね。その中でやはり漏水する水も含まれているので、このパーセンテージが高ければ高いほど水道事業は計画上、経営上うまくいっているということでもあります。今84.34%ということでもありますので、ちょっと全国平均は調べておりませんが、要するに漏水量が多ければパーセンテージが下がるということですよ。その中でですね、今漏水はですね、原因となるのが老朽化した施設ということになるかと思えます。水道管ですね。水道パイプ。

次の質問なんですけど、この老朽管施設、水道パイプ工事の状況について、現在どのような取り組みが行われているのか、ご説明ください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

老朽管施設工事状況についての取り組みについてですが、老朽管の改良については有収率向上に向け、漏水量の多い地区を集中的に行う必要があります。現在は、昨年度から今年度にかけて池間地区で改良工事を実施しているところです。また、今年度は上野、瓦原地区も改良工事を行うこととしており、次年度は保良地区を計画しております。

◎前里光健君

改良工事を行っているということで、池間地区、次に上野地区、そして保良地区と、今現在池間地区を行っているということですが、次の質問なんですけれども、例えば地下漏水が起きた場合、屋内の埋設部分、要すれば個人が所有する屋敷内で起きた場合ですね、水道料金の減免、軽減措置等はあるのかどうか、その点について伺います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水道料金の減免措置はあるかということなんですけども、水道料金の減免措置については、漏水の発見が困難な地下の埋設部分、コンクリート内等の漏水が減免処理基準の適用範囲となります。ちなみに、減免水量は漏水量の50%となっております。

◎前里光健君

今の答弁でありますと、減免措置があるということで、50%ということになりますね。

その中で、私がここでですね、またあと1点質問させていただきたいんですけども、こういった個人の

住宅の屋内埋設部分で起きた場合というのはなかなか判断しづらい点もございます。ちょっと今宜野湾市の資料を参考にさせていただいて、またご紹介させていただくんですけども、こちら、水道メーター検針人からのお知らせということで、読み上げますが、本日、水道メーター検針を行ったところ、別紙、上下水道料金のお知らせのとおり、今回使用量が大幅に多くなっておりました。そのことについて心当たりがない場合には水漏れがあるかもしれませんので、お調べくださいというふうに水道料金検針人のほうからですね、通知をされるんですけども、こういった取り組みもされているということによろしいかどうか、確認をお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

本市といたしましても、検針結果についてということで、漏水がありますよと、メーターのほうにパイロットランプというのがございます。これが回っているのが漏水をしているということですので、こういった票をポストに投函させて、連絡をしていただけるような取り組みはしております。

◎前里光健君

上下水道部長、準備がいいですね。ありがとうございます。

その上でですね、私が申し上げたいのはですね、なかなかこの減免措置ですかね、も含めて周知がされていないように感じるところであります。この減免措置等々の周知をですね、何か媒体を使って行っているのか、これを知らない方多いと思うんですけども、この点についてご答弁願います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

前里光健議員ご指摘のとおり、周知については行っておりませんが、今後またそういった広報誌、チラシ、ホームページ等々で、そういったものがあるよと周知をして、検討をしていきたいと思えます。

◎前里光健君

先ほど申し上げました宜野湾市のほうではですね、ホームページのほうで検索をすれば、その中でどういった流れを行うことによって減免措置ができるのかですね、あるいはこのようなときにはこうしたらいいですよというような対応の紹介がされております。ぜひホームページを初め広報誌等々でも、減免の受け付けであったり、案内であったり、またホームページの紹介も充実させていただけますようよろしくお願いします。

次の質問なんですが、先ほど申し上げました有収率向上に向けて本市の取り組みはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

有収率向上に向けての本市の取り組みについてですが、有収率向上については漏水探知により漏水を発見する必要があることから、これまでも職員による夜間漏水調査等を行ってまいりました。しかしながら、技術職員が減少する中において、職員のみでの調査には限界があるとして、今年度から2名の専門業者の常駐による漏水調査を実施しております。また、老朽管の改良に関しましても、漏水の多発地区を選定し、漏水調査とあわせて改良工事を実施しながら、有収率向上に向けた取り組みを強化することとしております。

◎前里光健君

専門業者の方2名を常駐させて、漏水における、これは早期発見とかですね、それを見つけて、しっか

りとそこに対しての対応を行っていくということでの答弁だと思いますけれども、ぜひこれからもですね、有収率向上に向けてお取り組みいただけますようお願いいたします。

次、最後の質問となりますが、本管布設工事についてであります。上水道本管が遠い地域にマイホームやアパートを建設する際に、本管から水道管を引かなければならないため、負担が大きという声が多く上がっております。私がここで言う本管というのはですね、管理者であります行政側のもので、管ですよ。そこからアパートまたはマイホームを建てる際には、そこから自分の個人の費用で引かなければいけないと。その際にもかなり負担があると。道路を掘り起こして、また埋めて、また別の家が建つ場合はまた別のほうから掘り起こすのかわかりませんが、要すれば水道管の設置についてはかなり金額がかかるということでもあります。例えばですね、その中で、ある地域において要請があった場合、その本管を延ばしてほしいと、そうすればもう少し住宅なりアパートなりですね、というのが設置しやすい、建てやすいというような状況の声が上がった場合にですね、設置に向けた取り組みは可能なかどうか、その点に関してお答えください。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時33分）

再開します。

（再開＝午後 2 時33分）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

本管が設置されていない地域での水道管の設置については、これまでも地域からの要望により対応しております。その中の要件としましては、農振地域でないこと及び具体的にその地域における営利を目的としない一般家庭住宅建築予定が複数件見込めること、道路が整備されていることなどを踏まえ、検討することとしております。

◎前里光健君

ありがとうございました。ぜひ地域からの要請、要望があった際にはですね、また今おっしゃったような農振地区ではない、また一般建築になる、営利目的がないということで、あと道路が必要ということですが、この道路についてですけども、何か特定する道路というのがあるのでしょうか。その点お願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

どの道路の幅員が水道でどうのこうのということはないんですけども、やはりそれなりの幅員を持った道路、そしてできれば整備された道路のほうが望ましいかなと思います。

◎前里光健君

ありがとうございます。質問は以上であります。私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

◎島尻 誠君

本日4番目の登壇ということになりますけれども、ちょっと眠い時間に入っています。皆さん、おつき合いのほどよろしく願いいたします。

まず、質問の前に、さきに行われた第15回ハンセン病市民学会 in 宮古開催においては、宮古島市を初めとして、関係各位、そして各方面から多くの市民団体などご支援をいただき、成功裏に終えたことは、ひとえに宮古島市長、下地敏彦市長を初め、そして健康増進課の職員と多くの市の職員の皆さんが日ごろハンセン病への理解と啓発の推進をされたたまものだと深く感謝申し上げます。会に携われた事務局の一人として、この場をおかりし、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。まず、市長の施政方針についてであります。2019年度施政方針の中で、市長は、豊かで美しい自然に囲まれたエコアイランド宮古を推進し、ブランド化を目指すとうたわれています。

そこで、ごみの不法投棄問題が、ある意味、宮古島の大きな問題、そして課題の一つだと考えますが、宮古島本島へ橋がかかった伊良部島や池間島のごみ問題は特に大きな問題だと考えます。ふえ行く水需要への対応として、新たに伊良部島水源地の調査に努められると施政方針の中でも述べられております。そういった中で、さらにさきの関係機関による一斉パトロールにおいても大量ごみの常態化されているのが確認されております。宮古管内の2017年度において不法投棄は6件、235トンと県全体で13.2%を占めているとマスコミは報じております。さらに、大神島においては、以前からのものと思われるごみが確認されていて、前回もボランティアの皆さんによって搬出されて、島外へ処理された経緯があります。そのことから、島内のごみ不法投棄がどれだけ撤去されずに存在しているのか調査をし、行政を含め、島民挙げて撤去する必要があると私は考えます。そこで、市長の見解をお伺いいたします。

続いて、施政方針で述べられている不法投棄防止対策についてもお聞かせください。

続きまして、農林水産業についてお尋ねします。新規就農者への支援体制について。昨年、県の提案により、生産者育成事業として団地型牛舎への事業導入が現実となり、準備も着々と進んでいる状況だと思います。県全体での肉用牛の生産頭数は、若干の減少は見られるものの、ほぼ横ばい状況下にある現状と相対して、宮古島市では生産者の減少に歯どめがかからない状況であります。しかし、ここまでの減少は、ある程度推移状況下での変動と見る関係者もいるのは事実で、今後も喫緊の社会情勢を注視しつつ、各市場の変動を見きわめる必要があります。また、クルーズ船や本土からの観光客増加による食の流通にも配慮を来した需給バランスの観点から、肥育牛増頭生産に向けた取り組みも、より一層、関係機関が中心となり、検討する時期に来ていると考えます。子牛生産拠点産地として県から認定を受け、さらに肉用牛生産の増頭や新たなブランド化を視野に始まったこの新事業の育成期間として新規就農者へのどのようなプログラムを予定されているのか、また指導体制についてお聞かせください。

さらに、この事業への応募状況について、いつごろをめどに行うのか、そして応募方法などをご教示ください。

今年度導入した牛温恵の事業実施、たしか5月末だったと思うんですけども、申し込み状況についてお聞かせください。

続いて、獣医師確保について質問させていただきます。獣医師の確保については、全国的な獣医師不足により、なかなか産業医としての応募がないのが現実であるとのことご答弁でした。前回、幾つか提案させて

いただきました。市独自の採用方法で有資格者の募集を行い、あるいは各関係機関と連携し、相乗効果を生み出すなどの提案をさせていただきました。現在の状況などをお聞かせください。

さらに、離島諸島を含めた、これは多良間島ですね、獣医師の労働力軽減の対応についてお聞かせください。

済みません。ちょっと飛びましたけども、漁業者支援について。本市が取り組む漁業者支援について、何点か挙げていますけども、お聞かせください。

次ですね、教育行政について。県指定天然記念物の宮古馬の保存についてであります。現在、入江地区の市指定クバカ城跡公園内で宮古馬が飼育されている状況についてお聞かせください。

狩俣幼稚園の再園について。狩俣幼稚園がことし4月から休園状態にあります。現在、対象園児数は4名と、定数の5名に達しておらず、やむを得ず離れた西辺幼稚園に通っているといえます。地元自治会では強い再園を希望しており、一日も早い行政の支援を期待しております。そこで、現在の教育委員会の見解、そして今後の見通しをお聞かせください。

続きまして、福祉行政について。障害を持った方々の支援についてお尋ねします。障害を持った方々の就労支援については、何度か議会においても質問させていただいております。最近の社会情勢の追い風を受けて、あらゆる職種への就職や職業訓練など、幅広い就労への視野が広がられているとの認識を持ちますが、実際の状況、受け皿となる新たな企業の参加状況について、これまで手を挙げられた企業があるのか、そして個々の就労で得たスキルアップのための取り組みをお聞かせください。

さらに、昨年度及び今年度の就職内定状況についてもお聞かせください。

国立ハンセン病療養所の将来構想についてお尋ねします。去る5月19日から20日の2日間、2年連続で沖縄、そして宮古島で開催された第15回ハンセン病市民学会交流集会ですが、2日間で多くのご来場者が足を運んでいただきました。また、来賓挨拶として市長やパネルディスカッションへのご参加を引き受けていただいた長濱政治副市長、そして県や本市の健康増進課を初め、多くの関係機関のご協力のもと、大成功に終わったことは、この上ない喜びであり、事務局の一人としてこの会に携われたことに、参加した全ての皆様のご厚意に深く感謝する次第です。今、当事者や家族の問題、そして回復者の残された課題は多く、寄り添う多くの心の支援を待ち望んでおります。今後の国立療養所宮古南静園の将来構想について、本市の取り組みをお伺いします。

続きまして、児童クラブの安全管理についてお尋ねします。先般、鏡原放課後児童クラブがこのほど完成し、つい最近から児童の受け入れも始まっているという状況ですが、外構工事が未整備で、危険であるとの周辺住民からの声があり、現場を調査、聞き取りを行いました。フェンスや芝張り等の今後の整備について、見解を伺います。

続きまして、環境行政についてお尋ねします。大浦集落近くのサギツ浜の無許可工事についてであります。これは、新聞にも大きく報道されておりました。大浦集落の裏で一周道路に面したサギツ浜へおける周辺の伐採など、無許可工事を行ったことを受け、その無許可での工事が発覚し、県や市の行政指導が行われるまでに至った経緯についてお聞かせください。

さらに、懸念される環境への被害がある中で、十分な対策や海へ流れ出るコーラル、赤土など流出防止について、どのような指導を行ったのか、お伺いいたします。



保良鉱山に面した里道、法定外公共物についてお聞きします。保良鉱山の里道、法定外公共物の使用に関しましては、昨年の12月定例会においても質問させていただきました。対象となる里道に面した、隣接した地権者への用途廃止同意書については、近隣地の地権者の同意を必要とすることが用途廃止をする条件の一つだと認識しています。さきに提出いただいた資料、それ以外の案件も存在するのか、お伺いいたします。

さらに、この里道に隣接した土地の地権者数について、どれくらいの方が存在するのか、お伺いいたします。

J T A ドーム宮古島に隣接した敷地の廃車車両については割愛します。

次のページ。公共工事現場から搬出される産業廃棄物の処理について。この質問も12月定例会において質問させていただきましたけども、このほど請負業者が保管していたマニフェストを拝見させていただきました。宮古島から海上輸送で沖縄本島や石垣島へ搬出される産業廃棄物が、いただいた報告書の中で、かなりの数、見受けられますが、搬出される廃棄物が適正に処理されているかというのは、提出されたマニフェストだったり、数量などが記載された伝票だったりになるかと思いますが、搬出する業者が持っている資格などの有無について本市として確認はされているのか、お伺いします。

本市へ提出されるマニフェストや納品伝票などについて、チェック体制はどのように行われているのか、お聞かせください。

続きまして、観光行政についてお尋ねします。宮古空港におけるタクシー利用について。空港を発着する航空便を利用し、空港からタクシーを利用する観光客や地元の皆さんが、タクシーが拾えず困っている状況がある。早急な対応が求められるが、本市としての対策をお伺いいたします。

続いて、公営住宅について。公営住宅の入居について。現在指定管理となっている公営住宅の申し込みから入居までの流れをお伺いいたします。

失礼しました。1つ飛ばしてしまいましたね。申しわけありません。市長の政治姿勢についてということで、これもちょっとお願いしたいなと思います。読み上げます。保良鉱山への弾薬庫について。防衛省から情報開示された陸上自衛隊の訓練資料から示された誘導弾火災時における対処法についてお伺いいたします。

以上、ご答弁をいただいて、再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

#### ◎副市長（長濱政治君）

福祉行政、ハンセン病療養所の将来構想についてでございます。国立療養所宮古南静園将来構想は、行政や多くの関係機関が検討を重ね、策定され、策定後10年が経過しております。この間、人権研修の場としてのハンセン病歴史資料館のオープンなど、構想に盛り込まれた計画の実現もあり、現在も2カ月に1度、資料館の企画運営委員会が開催され、市からも担当課の職員が出席しております。構想策定時の10年前と比べ、入所者数を初め、ハンセン病の方の年齢や状況、社会情勢も変化している中で、まだ実現されていない計画もありますので、10年前に策定された内容を踏まえ、国や県、関係団体で将来構想の実現に向けての役割を検討していくことが必要であると考えております。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

保良鉱山への弾薬庫について、情報開示された陸上自衛隊の訓練資料についてでございます。沖縄防衛

局へ問い合わせをいたしました。教範、すなわち自衛隊員に対する教育資料の中で、誘導弾が直接火炎に包まれた場合には1キロメートル以上の距離をとる旨の記述があるということでございますけども、これはあくまでもいわゆる遮蔽物のない場面を念頭に置いたものであって、誘導弾が火薬庫に保管されている状況、場合を想定したものではないとの回答でございました。

次に、宮古空港におけるタクシー利用について、タクシーが拾えず困っているとの質問でございます。クルーズ船の寄港回数の増加や大型化によるクルーズ船客の増加が市内タクシー不足の大きな要因であると考えられておりました。市としましては、タクシーの不足を解消するため、クルーズ船寄港日などタクシーが不足する懸念がある場合に、タクシー事業協同組合と協力して、昨年の9月から自家用有償旅客運送事業を行っております。これらの事業、あるいはバス事業者の積極的なまた努力によりまして、現在はタクシー不足といった状況はかなり解消されているものというふうに考えております。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

障害を持った方々の就労支援についてお答えいたします。

障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業で従業員数45.5人以上の場合、2.2%以上の障害者を雇用しなければなりません。平成29年度における本市の実雇用率は3.84%と、県全体の2.43%を大きく上回る状況となっております。沖縄労働局が4月に発表しました平成30年度沖縄県内の障害者雇用状況の集計結果によりますと、実雇用率は前年2.43%から2.73%と上昇し、全国1位となっており、雇用障害者数は前年3,976人から4,675人と、699人、17.6%増加し、実雇用率、雇用障害者数とも過去最高を更新したと公表されております。これは、県内経済が好調であることや法改正に伴う法定雇用率引き上げが要因と思われる。近年、本市においても経済活動が活発で、多くの企業で人手不足が続いており、これまで障害者を雇用していなかった企業で雇用を促進するよい機会であると考えております。本市では、これまで就労継続支援A型事業所での福祉的就労が多く見られましたが、最近は情報通信業、スーパー、介護事業所、タクシー会社、弁当製造会社などでの雇用実績もあります。中には、昨年、障害のある方が培った技能を競うアビリンピック全国大会へ宮古特別支援学校の学生が木工部門に出場したことをきっかけに、建築会社に就職した事例もあります。今後とも、さまざまな分野で障害を持つ方々が活躍できるよう、就労支援を強化していきたいと考えております。

次に、昨年度及び今年度の就職内定状況についてお答えいたします。こちらにつきましては、宮古特別支援学校に確認をした内容でお答えしたいと思います。平成29年度及び平成30年度の就職内定状況についてでございます。平成29年度は、卒業生12名のうち7名が内定しており、内定先はJTA、農業法人、スーパー、保育園、児童通所支援事業所です。平成30年度は、卒業生12名のうち3名が内定しており、内定先はパン製造会社、スーパー、建設業となっております。なお、前年度に比べ内定者数が減少しているのは、障害種別及び特性により、一般就労が可能な生徒の減少によるものとなっております。

続きまして、鏡原放課後児童クラブの安全管理についてでございます。外構工事についてでございますが、早急な対応が必要だと考えております。現在、施設の裏側を含め、施設周辺をフェンスでカバーし、利用する児童生徒の安全で快適な施設運営ができるよう、設置に向け準備を進めているところでございます。

#### ◎生活環境部長（垣花和彦君）

まず、不法投棄ごみの調査、撤去についてのご質問がございました。お答えいたします。

宮古島市クリーンセンターには、不法投棄に関する情報が随時寄せられてきます。これらの情報を参考に、去る5月30日には、宮古保健所ほか関係団体と合同で、伊良部地区などにおいて、ごみの不法投棄県下一斉パトロールを行いました。伊良部地区における不法投棄ごみについては、約31トンが確認されておりますが、これを含めて宮古地区全体の不法投棄ごみの調査、撤去については、関係機関と実施方法について協議をしていきたいと考えております。なお、不法投棄ごみの撤去につきましては、宮古島市有地、市有地については宮古島市で行いますが、それ以外の私有地につきましてはその土地の所有者が行うということになっております。市では、宮古島市美化清掃の日として年2回、市民の皆様の協力を得て、不法投棄ごみの清掃活動を行っていますが、当面はこのような活動を通して不法投棄ごみの撤去に取り組み、ごみの適正な処理についての啓蒙活動を強化していきたいというふうに考えております。

次に、不法投棄ごみの防止対策についてのご質問がございました。宮古島市では、不法投棄防止策の一環として、リサイクル家電の陸上部分の輸送費の補助などを行い、ごみの適正な処理についての支援を行うほか、不法投棄の防止パトロール、宮古島市美化清掃の日等のイベントの実施による不法投棄防止の啓発活動、不法投棄場所への看板設置などを行っております。また、さきに実施しました一斉パトロールにおきましては、不法投棄が多い現場におきまして監視カメラを設置を行いました。今後も引き続き、関係機関と連携して、市民への啓蒙活動や監視パトロールを実施するとともに、不法投棄の看板を設置し、監視カメラの増設についても検討していきたいというふうに考えております。

#### ◎農林水産部長（松原清光君）

まず最初に、漁業者に対する支援についてのお答えいたします。

最初に、本市が取り組む漁業者に対する支援についてですが、国、県、市が負担して実施している支援策といたしまして、離島漁業再生支援交付金事業があります。これは、漁業者の皆さんに漁業集落という組織をつくってもらい、新規漁業、新規養殖業への着業や新たな漁具、漁法導入などに対して補助を行っております。また、一括交付金事業では、生鮮水産物流通条件不利性解消事業として、沖縄本島へ生鮮水産物を空輸する際の費用の一部を補助しております。そのほか、市単独補助といたしまして、水産業奨励補助金により、漁具、漁法の近代化に必要な器具の購入の補助、かつお餌確保補助金により、カツオ漁に必要な生き餌確保費用の一部の補助、農業系廃プラスチック適正処理推進事業補助金により、古くなったモズク網などの処理費用の補助を行っております。また、平成28年には異常気象によりモズク養殖が甚大な被害を受けましたので、農林漁業セーフティネット資金を借り入れた漁業者に対して利子助成を行っております。いずれも漁業協同組合を通しての取りまとめになりますので、漁業者の皆様はまず漁業協同組合に相談していただければと思います。

次に、沖縄県が取り組む漁業者に対する支援についてですが、県が行っている支援には、県外への水産物輸送に係る費用の一部を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業があるほか、40歳以下の漁船を所有する新規就漁者への漁具等の購入費の8割を補助する未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業があります。平成30年度では、宮古島漁業協同組合で2名がこの事業を利用しております。そのほかに県が取り組んでいる支援策といたしまして、水産制度資金という漁業金融制度があります。金融の対象は多岐にわたり、漁船購入なども対象に含まれております。必要な方は、沖縄県の水産課に問い合わせしていただ

ければと思っております。

続きまして、団地型牛舎の事業導入について、新規で入る就農者への育成期間の指導体制についてお答えをいたします。沖縄離島型畜産活性化事業で整備する団地型畜舎の使用期間は、おおむね5年を予定しております。その間の新規就農指導体制については、畜産指導員や県、関係機関と連携を図り、飼養管理技術向上の指導体制を構築してまいります。

それから、事業の応募方法についての質問であります。団地型畜舎への応募状況については、事業採択に向けた仮申し込みを平成30年7月3日から7月10日の期間で実施いたしました。その時点では、平良地区から2名、上野地区から2名、城辺地区から1名、下地地区から1名の計6名の方が仮申し込みをしております。今後は、本申し込みをとる予定をしております。

それから、牛温恵の実施についての質問がありました。肉用牛分娩監視装置導入事業は、宮古島市における分娩時の死亡事故が多発していることから、子牛の死亡事故を軽減することを目的に実施しております。本事業の予算額は400万円で、1基当たり20万円の補助とし、20基分を予定しており、5月末での申請者は17件であります。残り3件については、再度募集者を募り、事業執行してまいりたいと思っております。

それから、獣医師資格保持者の確保についての質問であります。現在の宮古管内の獣医師は、宮古家畜共済診療所で4名、多良間村で1名、開業医4名、合計9名の獣医師で診療を実施しております。宮古島市としては獣医師数が不足していることから、宮古管内の県機関や宮古市村会及び沖縄振興拡大会議等へ宮古島市の重要課題として要望しているところであります。

それから、離島諸島を含めた獣医師の労働力軽減策についてお答えいたします。年間子牛の死亡率が非常に高いことから、獣医師の労働が過重になっております。そのことから、畜産農家の皆様には、分娩時の放し飼いや分娩時の立ち会いなどの指導をしているところであります。また、肺炎等のワクチン接種についても指導をしているところであります。農家でできることは農家で行うよう指導しており、それが獣医師の労働力軽減につながればと思っているところであります。

#### ◎建設部長（下地康教君）

ご質問が7点ほどございましたので、順次お答えしていきたいというふうに思います。

まず最初にですね、大浦集落地区のサギツ浜の無許可工事についてのご質問がございました。お答えいたします。今回の事案につきましては、5月17日金曜日に大浦自治会から情報提供を受け、現場を確認しております。5月20日月曜日、現場におきまして、原因者立ち会いのもと、状況の説明の聞き取りを行っております。5月22日水曜日、宮古保健所の担当職員による赤土流出対策の指導が行われております。5月29日には、市が管理する里道の原状回復命令を行っております。宮古保健所からは、原因者が提出した対策図をもとに現場を確認し、赤土対策は完了しているとの報告を受けております。

次に、懸念される環境への対策や海へ流れ出るコーラル、赤土などの防止対策について何うという形でございますけれども、これも同じような経緯で指導を行っております。

次にですね、保良鉾山の里道に関するご質問がございました。保良鉾山の里道に面した地権者への用途廃止同意についてのご質問がございました。お答えいたします。申請者から利害関係人の用途廃止同意書による同意を得た書類が提出をされております。

次に、公共工事の現場からですね、排出される産業廃棄物に対するご質問がございました。海上輸送で沖縄本島や石垣島へ搬出される産業廃棄物の処理についてのご質問にお答えいたします。工事等を受注した業者は、工事着工前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、提出することになります。その計画書に従いまして、工事等で発生した建設廃棄物は建設リサイクル法並びに廃棄物処理法を厳守し、適正な収集、運搬及び処分などを行うことになります。したがって、島内処分場にて処分することができない産業廃棄物は、処分が可能な島外処分場へ輸送して処分するという形になります。

もう一つ、産業廃棄物に関するご質問の中で、本市へ提出されるマニフェストや納品伝票の取り扱いについてというご質問がございました。お答えいたします。受注者は、提出した再生資源利用計画書並びに再生資源利用促進計画書に基づいて、現場で発生する建設廃棄物をマニフェストにより適切に管理し、マニフェストは常時現場事務所で保管するものというふうになってございます。

次に、公営住宅に関するご質問がございました。現在指定管理となっている公営住宅の申し込みから入居までの流れについてのご質問がございました。お答えいたします。例年6月に空き家待ち入居者の募集を行っております。公募方法は、市広報誌、ラジオ放送などでお知らせしまして、約2週間程度の募集を行っております。申し込み提出書類を受理し、入居資格審査を行いまして、募集要項を満たしている申込者へ抽せん番号のお知らせはがきを郵送しております。複数の応募者がいる場合には、公開抽せん会で、応募者全員により、入居順位を決定しております。抽せんの結果は、はがきで全員に郵送し、通知をいたします。その後、空き家が発生次第、抽せん結果に応じて書類を提出していただき、入居の流れというふうになります。

保良鉱山に関する件でございまして、これ里道の件数でございまして、当該里道に面した土地は28筆でございまして、地権者は23名でございまして、

#### ◎教育部長（下地信男君）

狩俣幼稚園がこの4月から休園状態にあるということで、地元から強い開園の要望があるということです。それに対する見解ということですが、現在、対象園児が4名しかいないということで休園になっていると承知しております。幼稚園管理規則では、幼稚園の学級編制の基準として、5歳児1学級5名以上35人以下、それから異年齢児における学級編制も5名以上25人以下ということで、5名、その基準に達しないということで休園になっているということでございます。その基準に満たない幼稚園の開園は厳しいものがあると思います。

#### ◎生涯学習部長（下地明君）

入江の市指定クバカ城跡公園内で宮古馬が飼育されている状況についてでございます。クバカ城跡内の宮古馬の飼育については、平成31年2月上旬ごろ、飼養者から宮古馬の返還をしたい旨の相談を受け、事務局としても新規の飼養者を探しながら、受け入れ先が見つかるまでの飼育をお願いしておりましたが、なかなか探せない中、平成31年3月31日に1名の飼養者から、本業の畜産業を優先したいという理由により、雌馬3頭が保存会に返還されております。受け入れ先がないことから、一時受け入れ先としてクバカ城跡内にて飼育しております。なお、クバカ城跡内での飼育については、周囲が石積みで囲われており、容易に飼育できる環境にあることから、クバカ城跡内での飼育となりました。

#### ◎島尻 誠君

ありがとうございます。私もちょっと写真をですね、何枚か持ってきたので、再質問と同時にちょっとご説明しながら見せていきたいと思っておりますけど、まず狩俣幼稚園ですね、ちょっと再質問、順番が前後しますが、教育行政についてということで、幼稚園が今4名で、5名の規定で、ちょっと対応できないというふうなことでですけど、派出所の県の職員ですね、今いらしているんですね、転勤で。3月にですね、4月に。お子さんが幼稚園児がいるらしいんですよ、実は。このお話を以前、何月かちょっとわからないんですけども、このお話をしていたと、自治会のほうからもお話があって、その件についてちょっとお聞きしたかったんですけど、教育委員会がそのお話を、情報を聞いていたかどうかということと、あとやはり予算が、来年度予算が、年度予算がですね、11月、12月に確定するという意味では、職員だったり、人事配置だったり、いろいろあると思うんですけど、途中の、今5名に達している状況で、途中で、今お子さんたちが、親御さんが西辺幼稚園に通わせている状況を考えれば、少しですね、配慮いたして、児童生徒も達している、保育園児の指導員も不足しているという状況の、先ほどの質問の中にもありましたけど、これが可能かどうかというのでちょっと、どうですかね。どんなですかね。今現時点で5名いらっしやるんですね。要するに今現時点って、もう2月の時点で。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後3時22分）

再開します。

（再開＝午後3時22分）

◎福祉部長（下地律子君）

2月の転入ということでございますが、ちょっとこの件、2月の転入という情報がうちにあって、5名になるということがわからなかったと思うんですね。それで、今回休園になっているかと思えます。ちょっと確認はしていないんですが。

ちょっと今答弁させていただきますのは、年度途中の再園が可能かどうかということについて答えたいと思えます。学校教育法の幼稚園設置基準のほうでですね、学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とするとされておりまして、学級編制の原則を踏まえましたら、年度途中の再園は厳しいと考えております。2月時点の情報、こちらのほう、市のほうへの転入という情報はなかったから、4名ということの判断になったかと考えております。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。途中で再園は厳しいという中ですけども、やはり2月の時点で先方はお話をされたと聞いていて、要するにその内示がある前にわかっていた状況なんだけども、5名の、人事がどういうふうな話になるかちょっとわからない、保育園児の指導員も不足している中でですね、対応がちょっと、連携がとれていなかったのかなと思えますけども、ちょっとやはりこういう状況を踏まえて、特別にやっぱり対応していただくという施策もですね、市としてやっていただきたい。地元も強い再園を希望しておりますので、今の親御さんたちが西辺幼稚園に通わせているという状況も踏まえれば、ある親御さんは学校3カ所送り迎えしているんだというふうなお話もしていますので、その辺をちょっとね、工面して、ちょっと何とか対応をしてほしいなと、下半期のね、後半でも対応ができれば、ぜひよろしくお願いいた

したいなと思っております。

ちょっと先ほど宮古馬のお話があったんですけど、ちょっと現場を見せていただいたんですね。状況は、その農家が返還されたということで、受け入れ先がちょっとね、すばらしい光景ですけど、包帯を巻いているんですね。ちょっとけがをしている状況なんですけど。ちょっと受け入れ農家が少ない状況であるんですけど、いろいろ助成額もふえて、頭数もふえつつ、受け入れ農家もふえていくんだろうなというふうな想定の中での返還ということでもありますので、ちょっとやっぱり何か問題があるのかなという、その思いですね。先日も生涯学習部長がおっしゃった県の下地指定の公園がね、この中で、県の構想の中で宮古馬の牧場なりなんなり、構想があるということでもありますけど、やはり私も提案を一応したいんですよ。植物園でも、宮古島市が管理している植物園などもございます。実際今飼われている農家というのはご高齢で、荷川取さんも二十何頭飼っていますかね。四、五頭飼っているその農家も70歳を超えていて、やはり体にちょっと障害を持っているという話も聞いていますので、いつまた返還されるかわからない状況なんです。現実ですね。だから、県の公園に誘致するのも確かに可能だと思います。提案で、やっぱり市に植物園を何とか宮古馬のですね、保存できるような体制ができれば、向こうも観光名所になるかなと私自身は思うんですね。連携して、観光の行政とリンクした何かもこれから生まれてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひいろいろ検討委員会を立ち上げるなりなんなりして、話し合っていたきたいなと思っています。

ちなみに、この馬のけがというのはどういうことなんですかね。これだけちょっと。

#### ◎生涯学習部長（下地 明君）

どのけがというのはまだ把握はしていないんですけど、多分これは雄同士の雌馬をめぐっての争いのときのけがじゃないかなと思われま。

#### ◎島尻 誠君

ありがとうございます。ちょっと時間がないので、急ぎ、写真を見せながら聞きたいと思います。まず、空港のタクシー利用の件ですので。加えて送られてきたんですね。お客さんがずらっと並んでいて、ちょっと最終便か何か、タクシーがもういない、20分ぐらいこういう状況だったというふうな、待っている状況ですね。あります。これは、常態化されている状態じゃなくて、やっぱりクルーズ船の関係だったり、いろいろあると思いますので、先ほども改善傾向にあるというお話でありますので、ぜひ、余りこういうことがないのを望みますので、ご検討、対策をですね、よろしくお願ひしたいと思います。

次ですけど、鏡原の児童クラブですね。福祉部長の答弁でも、早急に対応するとお話がありました。これもちょっと現場を呼ばれて行ってきたんですけど、これ後ろですね。後ろの外構工事が、もう終わっていますけど、外構工事はこれからだと。園児はもう、クラブはもう開園して、児童たちも通われているんですね。こういう状況の中で、やっぱり裏の崖のちょっと危険も伴う、やっぱりそこで遊ばせられない状況もあって、表はやっぱり道路沿いに面して、こういったフェンスも何もない状況でありますので、これは何とか早くね、できれば今の補正で何とか対応できればよかったですけど、最近私も聞かされたものだから。そのついでに中をちょっと見せてもらったんですね。検査は終わられているということだったんですけど、中の食堂からちょっと中の事務室に入ると、ちょっと床が気になったものだから、見ると、何かですね、ちょっとわかりづらいんですけど、こんな状態で、フローリングがですね、床のシートが盛

り上がっていたという状況がありまして、検査が終わっていることということであったんですけど、大丈夫かなと思っています。この辺は、やはりしかとですね、現場も検査されて、引き渡しているわけですから、やはりこの辺のちょっとね、厳しく言えばやり直したいな、これは絶対必要だと思いますね。現場に行ってみればやっぱり気づくんですよ。その辺は、ちょっと指摘しておきたいなと思います。

ごめんなさい。写真を持ってきたので、これを使いたいと思いますね。冒頭で市長へのごみ問題はお話ししましたが、池間島、伊良部島、そして大神島ですね、現在の状況がどうなっているかということなんですけど、たくさんありますね。こうやって。これは、先ほどの生活環境部長の答弁では、できるだけ看板設置をしていくというふうなこともございました。これは、実際看板が設置されているところもあるんですよ、見ると。歩道のガードレールに全部市が設置した看板があるところに設置されている。その辺も回収する、その辺はやっぱり徹底して回収するべきだなと思うんですけど、こうやってテレビもですね、テレビも捨てられている。これは、課題の一つだと思うんですけど、やっぱり伊良部島に新しく水源지가設けられる予定だと、もともとある施設をね、活用するのもそうだと思うんですけど、ぜひ、市長、やっぱりクリーン作戦をぜひ展開されて、今観光名所になっている各地域も、やっぱりいろんな施設が建ってまいります。生活環境部長は、年1回ほど、年2回ほどというふうな協力体制で行っているということをおっしゃっていましたが、定期的にはですね、回収をなされて、ぜひきれいな宮古島を築いてほしいなと思っています。冒頭で大神島のお話をしました。前回何かボランティアで、これがそうですね。大神島。搬出されたという経緯がありまして、これは前、前に捨てられたごみ、地元、もしくは長くたった、経過したごみなんです。だから、搬出に相当苦慮すると思うんですね。前回も3分の1か半分もいらないぐらいやった経緯があるとお話も聞いております。4月から新しく県の助成があるようなお話をしましたけど、この辺のちょっと説明ができれば、支援策ですね、あれば、何かお話を生活環境部長からいただいたときに聞かれたので、その内容がわかればご答弁をいただきたいなと思いますけど。

#### ◎生活環境部長（垣花和彦君）

今島尻誠議員からありました県の補助事業の件でございますけれども、これは漂着ごみを対象としました海岸の清掃に関する多分補助金事業の件だと思います。宮古島市ではですね、今年度からその事業を活用しまして、ボランティアで回収された海岸の漂着ごみについては、これまでボランティアの皆さんにクリーンセンターまで搬入をしていただいていたんですけども、新しくそのための人員を配置しまして、集めたごみについては回収を市のほうで行うということで、この事業を活用していくという計画になっております。

#### ◎島尻 誠君

ありがとうございます。ぜひとも以前からのものあたりもですね、対象になるような形で作業が進められたら、一層きれいになっていくというか、作業の効率化が進んでいくかなと思いますので、ぜひご検討いただいて、お願いしたいなと思っています。

続きまして、もう時間がないんですけど、保良鉦山の里道に関して、用途廃止同意書の情報開示でいただいた資料なんですけど、建設部長、これ取得された年月日が11月17日となっているんですね。前回、12月に私が質問したときにですね、売り払いの申請、普通財産に、用途廃止する、使用の申請はないというふうなご答弁をいただいたと思うんですよ、12月にですね。申請はないと。なんですけど、これは11月なん



ですね。ちょっとお話が合わないんですが、要するに12月ではですね、里道を使わせていただきたいという申請は今までありませんというご答弁をいただいているんですね。12月に。要するに言いたいことは、これが11月で出されています。12月に私が質問したのは、回答が12月ですから、その前に要するに申請があったということになるんですね。だから、私としては解釈ができないんですよ。その辺のご説明をしてもらいたいと思うんですけど、要するに里道の使用許可、これはもうあくまでも使わせたい人に使わせているよ。けども、売り払い、この取得するために法定外公共物や里道を売り払うためには普通財産にまずして、その手続がこれだと思うんです。要するに用途廃止、要するに里道を廃止して普通財産にしますよ、それから売り払いますよという申請が11月にあるんですね。けど、建設部長の答弁は、12月時点では、今までそういう申請はありませんというふうな答弁しているんです。だから、ちょっと解釈ができないんですよ。この日付が逆になっているもんですから。これが逆だったらわかりますよ。なので、やっぱり明白なものが存在する、だからこの里道の開示も、全体を、3本走っていると私は言いました。これ1本だけの情報開示なんですね。4日、5日ぐらいに担当の係の方から連絡をいただいて、この残りの2本も提出してもらえませんかということだったんですけど、きょうのきょうまでなかったもんですから、それを確認すればやっぱりわかってくるのがいっぱいありますんで、その地権者が買おうとしている土地に関しては、やっぱり行政上の手続もちゃんと踏まえてやっていると私は納得するんですね。こういった書類が出されても、日付が12月の答弁と全然違うということは、やっぱり納得できないですよ、私。だから、この辺の説明をやってほしいんですけども、時間がないんで、あれなんですけど、いいんですけど。

もう一点、市長、12月も同じように産業廃棄物の処理の話をしました。マニフェストの話です。質問の中にもきょうお話ししたんですけど、請負業者が委託されている中間運搬業者は、県の申請によりまずと、営業所、破砕する資格を持っていて、3種類、木くず、廃プラスチック、ゴムくずと、この3つの許可しか持っていないんですよ。なんですけど、いただいた資料、マニフェスト、報告書にはそれを搬入してはいけない、保管してはいけない、もしくはさばいてはいけない、破砕してはいけないものが入っているもんですから、どういうことかなと思って、ちょっといろいろ今見ているんですけど、その辺の、ちょっともう時間ないので、後で確認させてください。

長々と質問しましたが、もう時間がないのでですね、終わりに、今ごみ問題もそうなんですけど、現実問題として市民全体で考える、そしてごみ問題ですね、まず行動、解決する方向性をやっぱり導き出す、本市と関係機関一体となり取り組む必要があるなと思っていますので、ぜひ今後のね、解決に向けて、また令和の礎を新しく築いていくためには市政もね、力を発揮していただきたいなと思っています。ありがとうございます。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎議長（佐久本洋介君）

これで島尻誠君の質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

しばらく休憩し、4時から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時41分)

再開します。

(再開＝午後 4 時00分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

長時間大変お疲れさんです。本日の最後の登壇となりました。しばらくの間おつき合いをお願いしたいと思っております。平成から令和へ元号が変わりましたが、我が宮古島市も、下地島空港のターミナルの開港に伴い、観光産業でにぎわっております。新しい令和の時代を迎えて、宮古島市民がますます幸せ度が増すよう、私見と要望を踏まえて、令和最初の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、下地島空港の適正管理についてであります。これは、3月定例会でも取り上げましたが、安全上の問題で全車両通行止めして、やがて3カ月になろうとしておりますが、その後のワンセブンエンドの利用について、時間帯の制限、あるいは一方通行等、沖縄県との調整はどうなっているのか、お伺いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

市としましては、昨年度、県に対して、全車両通行止め以外の方法がとれないか、再三検討をお願いしてまいりました。しかし、空港管理保安体制に障害を来す問題が発生する可能性があるとして、この発生する可能性というものがですね、3月定例会でも答弁したように、交通事故やフェンスの破損、それから渋滞等により大型の車両が制限区域上で停滞してしまった場合、航空機に支障を来すということでありまして、全面車両通行止めはやむを得ない措置であるということをごさいました。そのため、県には、しっかりとした保安体制のもと、航空機の安全運航に万全を期していただきたいと考えております。市としましては、今後、駐車場の整備等は検討していく必要があると考えており、今年度、同エリアを訪れた車両の数や人数等の調査を実施した上で、整備の方向性を決めていきたいと考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。午前中にも答弁ありましたが、やはり法的な問題は高さだけだと思っておりますので、この法的な問題はクリアできるんじゃないかなと思っております。せっかくですね、空港まで来て、そのまままた帰る、見ないで、エメラルドグリーンの海をですね、身近で見ないで帰る観光客がふえているということで、非常にもったいないなと思っておりますので、観光産業の面ではこれは大きなダメージだと思っております。そこで、ぜひともですね、これは市長の出番かなと思っておりますので、市長がまずは足を出向いて、調整していただきたいと、そうすれば県も考え方が変わるんじゃないかなと思っておりますので、ひとつ検討をお願いしたいなと思っております。

次に、宮古島市が指定管理を行っている施設についてお伺いいたします。宮古島市は、ゴルフ場、老人福祉センター、市営住宅等、多岐にわたり指定管理を行っておりますが、平成31年4月時点で何件指定管理されているのか、お伺いいたします。

◎総務部長（宮国高宣君）

平成31年4月時点で、分野ごとの施設の件数でございます。まず最初に、体育館、宿泊、休養施設等の

レクリエーション、スポーツ施設が8件、公園、公営住宅、駐車場等の基盤施設が7件、農畜産加工施設、製氷、冷蔵施設等の産業振興施設が11件、老人福祉センター等の社会福祉施設が11件、公民館等の文教施設が11件の合計48件となっております。

◎下地信広君

ありがとうございます。その効果はですね、指定管理者、その効果、行政が民間に管理させるのは何のためか、メリットがあるからだと思いますが、どのような目的で指定管理させているのか、お伺いいたします。つまりは財政の面とかサービスの面でもよろしいですので、お答えをお願いしたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

指定管理の効果についてです。指定管理者制度は、公の施設の目的を効果的に達成するために導入されたものであります。制度導入による施設の管理の効果として考えられるものは、第1に住民のニーズにより対応し得るサービスの質の向上であります。具体的にはパイナガマ海空すこやか公園のバーベキューや体育施設の祝祭日開場等が考えられております。第2に、施設管理に係る市の人的財政負担の軽減であります。現在、指定管理委託料を支払っている施設は48施設のうち4施設であり、市の人的財政負担の軽減につながっていると考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。これからも市民サービスの面を考慮して指定管理をしていただきたいと思いますと思っています。

次に、公募という形で2020年度から前浜海岸、そして吉野海岸、砂山海岸、中の島海岸、カヤツファと方言では言っておりますが、海岸の管理を管理業者に委託するとのことですが、ちょっと今でもですね、見て回りますと、ちょっとこわもての人相の悪い方々を見かけるときがありますが、反社会的集団の対策は万全なのか、お伺いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

市は、沖縄県から前浜海岸、砂山海岸、吉野海岸、中の島海岸、カヤツファのですね、管理権限を移譲を受け、4海岸の管理者となっております。海岸管理のあり方については、官民連携した宮古島市海岸利用促進連絡協議会を立ち上げ、各海岸の利用方法について議論を進めることとしています。各海岸にはそれぞれの利用形態が異なっており、全ての海岸について一度に利用方法を決めていくことは難しいため、まずは利用者の一番多い前浜海岸について先行して議論してまいりました。その結果、今年度は前浜海岸に出店エリアを設け、公募により出店者を募集する方法とすることとしました。反社会的勢力の対策については、応募した団体等に反社会的勢力とつながりを持つ者がいないか、警察署に照会をかけて確認しております。

◎下地信広君

この反社会的集団の対策は、警察署だけで大丈夫ですか。公募の委員というか、選定委員会というのはどういった方々がやっている。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

宮古島市海岸利用促進連絡協議会の委員のほうはですね、官民連携した、市役所、それから商工会議所、宮古島観光協会、漁業協同組合、警察署、土木事務所、いろいろな形で協議会の委員となっております。

◎下地信広君

この公募した後の委託業者、その後のパトロールとか、そういったのはありますか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

パトロール等、今年度はですね、試験的に行ってですね、来年度、2020年度から協議会を立ち上げて、管理者を置きたいと思っております。

◎下地信広君

ありがとうございました。やはりどこにいてもですね、安心して住民が使えるようにですね、反社会的集団の対策を万全にさせていただきたいと思っております。

次に、下地島のカヤツファとの地名をいつの間にか中の島と書いてありますが、方言名、カヤツファとの呼び名はつけられないものか、お伺いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

市の発行する観光ガイドマップにカヤツファという併記することはできないかということでもあります。下地島の中の島と呼ばれる海岸は、ダイビング、シュノーケリングのスポットとして人気の高い海岸です。観光客やダイビング愛好者からその呼び名が定着しておりますが、地元の方からも中の島という呼び方で伊良部島の住民に伝わりづらいという意見も届いております。今後、観光マップ等の作成に関しては、カヤツファを併記したいと考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。カヤツファは、非常に発音が難しいのかなと思っておりますが、昔からやはり地域住民が使っている言葉ですので、これは英語じゃなくて、一応方言でございますので、カヤツファ、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、オーバーツーリズムについてお伺いいたします。今や観光客は100万人を超えて、120万、150万時代になっておりますが、観光客の増加に伴い、公衆トイレ、観光地の駐車場、インフラ負担、ごみの増加、景観の損失等弊害が出ておりますが、観光客がコミュニティーに与える影響について、対策をお伺いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

本市の入域観光客数は、近年、急激に増加してきました。ことし3月の下地島空港開港、来春のクルーズ船専用バースの供用開始など、今後も観光客数の増加が見込まれております。増加する観光客に対応するため、昨年度は前浜港側の駐車場へ大型バスが10台以上駐車できるようラインを引き、改修いたしました。また、宮古島観光協会に委託しているクルーズ船受入事業において、外国人観光客向けにマナー啓発のために印刷物（うちわ）を作成して配布しております。今後、オーバーツーリズムなど観光に関する諸問題につきましては、本年度立ち上げる宮古島市観光推進協議会において対策を検討してまいります。

また、質問にありますトイレ、観光地の駐車場、インフラ負担、ごみ増加、景観の損失等弊害などに関しては、今定例会で補正予算を計上しております委託料により、今夏に利用者数等現況調査を行う予定であります。調査結果を踏まえ、宮古島市観光推進協議会等で主要インフラ整備を含めた具体的な対策を検討してまいります。

◎下地信広君

ありがとうございました。このオーバーツーリズムとも関連しますが、観光客をターゲットにした新たな税収は考えていないのか、これまでも同僚の議員が提案していると思いますが、そろそろ本腰を入れるときに、時期に来ていると思いますが、やる気があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

観光客をターゲットにした新たな税収を考えていないかということです。お答えします。

観光客をターゲットにした新たな税収については、本市でも観光振興に関する宿泊税等幾つかの税を検討しているところでございました。しかし、現在、沖縄県が法定外目的税として宿泊税の導入に向けた作業を進めておりますので、まずは県による宿泊税について、税収の使途や市町村への配分等の制度計画に注視したいと考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。やはりこの新しい税の導入でですね、宮古島市のインフラ負担が軽減されると思っておりますので、ぜひとも早目の検討をお願いしたいと思っております。

次に、道路行政についてお伺いたします。伊良部103号線、伊良部大橋を渡って佐良浜に右折してですね、300メートルほどの道路ですが、雨が降ると水たまりができて、車が通行できない状態になります。地域住民はもとより、観光客にも不自由を来しているため、早急な対策をお願いしたいと思います。伺います。よろしく申し上げます。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問の道路でございますけれども、現場を確認したところ、側溝の土砂等による詰まりが原因でございますので、そこに排水が処理をされずに道路にオーバーフローしているという状況でございます。早急に清掃したいと考えておるところでございますけれども、今現在ですね、清掃用のアタッチメントをですね、発注しています。つまりユンボにですね、清掃用のアタッチメントをつけて、清掃効率を上げようとしておりますので、そのアタッチメントが到着次第ですね、早急に清掃にかかりたいというふうに考えております。

◎下地信広君

ありがとうございます。向こうの道路はですね、構造がこういうふうに、佐良浜地区と伊良部地区から、上から、ちょうど今橋詰、伊良部大橋の橋詰の上から流れている状態ですので、ちょうど水がたまる、集まるような、そういう構造になっていますので、浸透ますをやっても何か難しいのかなと思うんで、何か構造上の問題もあるのかなと思っておりますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思っております。

次に、信号の設置についてお伺いたします。最近、伊良部大橋での事故がふえた印象を受けますが、観光客の増加に伴い、伊良部大橋を渡り佐良浜方面に右折するのが非常に困難な状況であります。また、伊良部大橋の橋詰広場ができると、今以上に危険な状態になると予想されますので、橋詰広場の下の3差路、ちょうど今宮古島まもる君が立っている場所かな、そのあたりに信号機が設置できないかどうか、お伺いしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

信号機の設置についてのご質問にお答えいたします。

今下地信広議員からご指摘のありました伊良部大橋を渡ってすぐの3差路につきましては、これ平成

28年度から毎年、宮古島警察署のほうには要望しているところでございます。ただ、今下地信広議員からもありましたとおり、橋詰広場の利用とか、新しい状況が出てくることも考えられますので、現在の状況も踏まえ、さらに交通状況が増加するという可能性もあるというような状況なども伝えながらですね、宮古島警察署に対して、さらに共通理解を図りながら、県警本部のほうに強力に上申していただけるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

続きまして、佐良浜スポーツセンターの利活用についてお伺いいたします。これは、去年から取り上げている問題であります。3月定例会では、佐良浜のスポーツセンターのプールと多目的広場が一つにまとめられており、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例から外すと、多目的広場の取り扱いをどうするかという問題が出てくるので、6月定例会までには結論を出したいと答弁しておりますが、結論は出たのか、利活用の進捗状況をお伺いしたいと思っております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

佐良浜スポーツセンターの利活用については、養殖業者やダイビング業者からの施設の利活用の要望があります。今後は、普通財産に移行した上で、地域住民等々の意見や要望を伺い、施設が有効利用できるよう検討してまいりたいと考えております。時期については、来月、7月の教育委員会会議に諮り、市の例規審査会を経て、9月定例会で条例廃止を行い、関係課との事務調整を行った後、普通財産に移行する手続を開始したいと考えております。

◎下地信広君

私には地元の漁師もですね、その利活用したいという話があります。また、一般の市民もそういう話が二、三名から来ていますので、ぜひとも急いでお願いしたいなと思っております。それがやっぱり地域のね、活性化につながると思っておりますので、ぜひとも早目の対策をお願いしたいと思います。その利用者に対して何か選定とか、基準とかはありますか。利用者。生涯学習部長、お願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

現在の場合には制限がありますが、普通財産に移行した後は制限を設けませんので、その後で利用者のほうからの意見を伺って、判断したいと思います。

◎下地信広君

3月定例会で言った草刈り機、芝刈り機、多目的の、これは学校が1つになって、小中一貫校で、いっぱい余っていると思えますけど、その草刈り機は使えるのかどうか、お願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

3月定例会の中で、草刈り機が余るんじゃないかというような質問でございました。小中一貫校で縮小された小中学校にある草刈り機を利用できないかというようなことで問い合わせたところ、以前使用していた草刈り機等、なかなか状態がよくないということで、もし貸し出した場合、事故が起こったらちょっといけないんじゃないかというようなことで、貸し出しは控えたいと思っております。

◎下地信広君

草刈り機がだめだったら芝刈り機はどうでしょうか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

地域の方々がボランティアで管理しているということ踏まえ、貸し出しをしたいというように考えておりますが、現在のところ、草刈り機同様、芝刈り機も在庫はありません。済みません。

◎下地信広君

ありがとうございました。

続いて、福祉行政についてお伺いいたします。宮古島市平良老人福祉センターの解体補正予算が今度出されておりますが、宮古島市社会福祉協議会との調整はどのように進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島市平良老人福祉センターについてでございます。宮古島市平良老人福祉センターは、築38年が経過し、老朽化しており、今定例会において解体の予算を要求しているところでございます。現在、宮古島市平良老人福祉センターは、宮古島市社会福祉協議会、宮古島市地域包括支援センターが2カ所、宮古地区老人クラブ連合会が使用しております。これらの事務所を中央公民館の1階部分へ移転する計画をしております。計画に当たりましては、5月に宮古島市社会福祉協議会、宮古地区老人クラブ連合会に経緯と内容を説明し、合意を得ているところでございます。

◎下地信広君

ありがとうございました。中央公民館に移転ということですが、今の宮古島市平良老人福祉センターは、地域包括支援センター、法人後見人業務、権利擁護業務と福祉行政の一翼を担っているのが宮古島市社会福祉協議会だと思っておりますので、ぜひともですね、高齢者、そして障害者が利用しやすい施設に改装してから貸してもらえばありがたいなと思っておりますが、そのまま貸すのか、それとも何か改造する、改装する予定なのか。

◎福祉部長（下地律子君）

現時点におきましては、現在の中央公民館、改修しないで使う方向で検討しております。

◎下地信広君

非常に今の中央公民館はアップダウンが激しくて、障害者には余りよくないなと思っておりますので、何らかの方法で使い勝手がいいように改装していただきたいなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

次にですね、民生委員の定数についてお伺いいたしますが、これ午前中でも一応答弁しております。124名定数に現在113名だと、そして11名が足りない状態だと答弁しておりますので、これはよろしいです。

ただですね、やはり民生委員は地域の相談業務として一番大事な部分がありますので、安心して暮らせるためにもですね、私は災害時のためにも、民生委員がその地域に障害者が何名、寝たきりが何名と把握していると思います。ただ、そういう面でやはり足りない負担が非常にかかってくると思っておりますので、ぜひともこれはですね、なるべく定数に足りるように努力していただきたいと思っております。午前中も話していたんだけど、その足りない分の対策として、もう一度答弁お願いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

今現在ですね、6月1日現在の民生委員の欠員数が11名ということになっておりまして、それにつきま

して対策ということでございますが、欠員となっている民生委員、児童委員に対する対策といたしましては、毎年5月に実施される民生委員・児童委員の日、活動強化週間での広報活動のほか、各民生委員児童委員協議会、行政連絡員、自治体退職者の皆さんに協力をしてもらおうような働きかけを行っております。

◎下地信広君

ありがとうございました。非常になり手がいなくて大変お互いどこの市町村も苦勞しておりますけど、やはりですね、私は毎月の定例会、定例会にもやっぱり行政も参加したほうがいいと思いますが、今のところ行政は参加していますか。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後4時33分）

再開します。

（再開＝午後4時34分）

◎福祉部長（下地律子君）

定例会に毎回、全ての定例会に参加をしているということではないと考えております。ただ、時期、時期といいますか、例えば事業の説明だったり、そういったことで各定例会のほうに出向いて、説明会をしたりとかということはやっております。

◎下地信広君

行政がやはり定例会に参加することによって、やっぱり民生委員はやる気も出ると思っておりますので、やはり意識の高揚を図るためにもぜひともですね、検討をお願いしたいなと思っております。

次に、高齢者の事故防止についてお伺いいたします。最近の高齢者の事故としては、ことしの4月に起きた池袋の事故、福岡での逆走事故と重大な事故が発生しておりますが、宮古島市の高齢者の運転免許証自主返納促進についてどのような対策をしているのか、お伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島地区における運転免許自主返納の手続につきましては、宮古島警察署と安全運転学校宮古分校が実施しており、65歳以上の方が運転免許証を自主返納すると、タクシー運賃やバス運賃の割引のほかに、指定された事業所で商品の割引を受けることができます。また、運転免許証を自主返納した方については、安全運転学校宮古分校に申請することによりまして、公的な証明書となる運転履歴証明書を発行することができます。市といたしましては、これらの優遇措置について周知、広報していくとともに、交通安全運動期間中の活動などを通して、高齢者の交通事故防止策の一環として、各機関と連携をして取り組んでいきたいというふうに考えております。ただし、宮古島地区において、高齢者の免許の自主返納によりまして、高齢者が交通弱者となる可能性が大きくなる場合もありますので、その辺についての対策を考えながら取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。運転免許証返納後の足の確保が一番大事だと思っておりますので、そこが問題になるかと思っておりますので、ぜひですね、バスの活用と足の確保に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。



大変長時間ありがとうございました。これで令和最初の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 4 時38分）

令和元年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

6月20日(木) 3日目

(一般質問)

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第3号

令和元年6月20日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和元年6月20日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時12分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長 兼 総務課長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

## 令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

令和元年6月20日（木）

6月20日	<p>本日、休憩中に下地敏彦市長から今定例会に付議すべき追加議案、「議案第67号、財産の取得について」の送付があり、お手元に配付した。</p> <p>なお、追加議案の提案はあす6月21日となっている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------	---

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、下地勇徳君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地勇徳君

そろそろ梅雨も明け、夏本番を迎えます。市民の皆さんは体にくれぐれも気をつけていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。当局の皆さんにはわかりやすく前向きな答弁をよろしく願います。

それでは最初に、農業行政について。今期のサトウキビはハーベスターでの刈り残しや刈り取りの途中で刈り取りをとめられたことについて、なぜこのようなことが起きたのか説明をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

ご指摘のとおり製糖終了後にサトウキビの刈り残し圃場が見られますが、生産農家と製糖工場とで話合った結果、生育不良等で一定量の生産量が確保できない圃場については、工場への刈り取り搬入を行っていないとのことであります。また、今下地勇徳議員質問の工場搬入終了日にハーベスター刈り取り途中で刈り取りをやめたとの質問ですが、製糖工場に確認したところ、そういう事実はないということでありました。

◎下地勇徳君

農林水産部長、刈り取りの途中で刈り取りをとめられたというのは、これはハーベスターを持っている方からの連絡で、なぜそういうことが起きたのかということは一応自分としては会社のほうにも確認をとりました。ただ、ちゃんとした説明はなかったんですね。それで、農林水産部長に対しては説明はあったのかどうかの確認ですけども、今後ですね、こういうことが起きないように、刈り残しもそうですけども、途中でとめられた農家というのはどういう状況になるのかなど、余りにも農家の負担が大き過ぎる、農家に負担をかけ過ぎるんじゃないのかなと感じます。よろしく願います。

◎農林水産部長（松原清光君）

刈り取りをしていない圃場の件についてですが、確認をしております。収穫終了後にですね、肥培管理も一回も行わずに1年間ほったらかしてある状況が多々見受けられる圃場はありました。そういった圃場についてはですね、やはりしっかり肥培管理もしてもらいたいということから刈り取りをしていないということでもあります。

◎下地勇徳君

これ製糖工場からの電話でハーベスターをとめられたと、名前出してもいいんですけども、個人の情報の問題もありますんでね、名前は出しませんが、地区としては下崎地区のほうに刈り取りが途中でと

められたというちゃんとしたのがありますので、これは農林水産部長のほうから製糖工場のほうにちゃんと確認をとっていただきたいと思います。特に農家の皆さん方は高齢化が進んでですね、今ハーベスターに頼らざるを得ない状況というのが多くありますのでね、製糖工場とかJA、関係機関の皆さんとですね、ぜひ農家に負担がないような状態を今後考えていただきたいと思います。

次に、同じくサトウキビの件ですけれども、伊良部地区の製糖時期が大幅におくれ、サトウキビ作農家に次期作の生産量の減少など大きな影響が懸念されると思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

平成25/26年期には21.8%だったハーベスター刈り取り原料が今期は72.1%となり、それに伴うトラッシュ量の増加により圧搾量の低下を招き、製糖工程に影響を与えているとのこととあります。また、手刈り原料の確保が厳しく、雨天時に安定した原料確保ができなくなり、原料切れによる圧搾停止が30日となったことが製糖期が長引いた要因だとのこととあります。来期の操業期においては、雨天時においての原料が安定的に搬入できるよう工場及びハーベスターのオペレーターとも調整を図ってまいりたいと思っております。

◎下地勇徳君

今期の製糖期がこういうふうにおくれた状況、伊良部製糖工場だけで処理しようとするところから始まっているんじゃないかなと思うんですけれども、伊良部大橋が開通してもう4年になりますよね。宮古製糖には城辺工場と伊良部工場、2カ所あるんですけれども、伊良部工場だけではなくてですね、城辺工場での対応はできなかったのかどうか、その点よろしくお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

操業が長引いたという形で、農家からもそういった苦情もあります。それについては、やはり工場の中での取り組みもありますので、それについては工場との調整も図りながら、どういった形でできるかもですね、少し調整してみたいと思っております。

◎下地勇徳君

農林水産部長、今期の製糖期だけじゃなくてね、例年伊良部工場は常におくれているような感じを受けます。ぜひですね、城辺工場との兼ね合いも考えて、ちゃんとね、操業時期を早めるように対応していただきたいと思います。

それでは次に、池間地区の野そ防除について。3月定例会でも質問をさせていただきましたんですが、農林水産部長は池間地区は島の中央に池間湿原があり、全体的な防除作業が難しい、地域住民と懇談を深めながら野そ対策に取り組んでいくと答弁されました。その後地域住民との懇談の場は設けられたのか、まだであればいつごろを予定しているのかお伺いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

池間地区の野そ被害については、地域農家から被害状況を聞き取りするなど、状況の把握に努めているところとあります。それを受けて、近く地域住民、関係機関と協働で一斉防除活動も実施する予定となっております。また、野その習性や効果的な防除方法など被害防止についても啓発活動を行い、総合的な被害軽減に努めていく考えであります。

◎下地勇徳君

地域住民との話し合いの場はいつごろを予定しているのかという質問もされたんですけども、これは次答えていただきたいと思います。

3月定例会で殺そ剤を農政課で配布していますので、気軽に取り寄せて駆除してもらいたいという答弁をなされておりますが、池間地域の皆さんから殺そ剤の要望というか、受け取りがあったのかどうかお伺いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

それについては、少し確認をしてから後で答弁したいと思っております。

◎下地勇徳君

よろしくお伺いいたします。

次に、蚊の駆除についてお伺いします。梅雨が明けると夏本番、蚊も多い季節になってきます。蚊の駆除剤の散布はできないか。市民から前は駆除剤の散布があったのに、なぜ昨今はないのか、昨今は多くの観光客が来島しているので、市街地や公園等では駆除剤散布は必要ではないのかとの声があります。当局の考えをお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

蚊の駆除についてのご質問にお答えいたします。

前は蚊を駆除するための薬剤散布があったということですが、これは多分煙霧作業のことかと思うんですけども、この煙霧作業につきましては蚊が媒介する感染症の懸念があったとき、そういう時代で煙霧作業を実施していたときも確かにございます。ただしかし、住環境、それから周辺環境の公衆衛生の改善が進みまして、成虫駆除のための煙霧作業はしばらく行っておりません。煙霧作業、薬剤の散布などにつきましては、蚊が媒介する感染例がない現段階でペット、それから植物、健康、それから自然環境への影響等を考えると、地域住民の理解を得るのが難しく、実施は困難であるというふうに考えております。場所を限定してですね、どういう形でできるかということも検討する必要があるかと思うんですけども、ただ成虫ではなくてですね、幼虫の駆除については雨水ます、それから雨水路、そういうところに、幼虫が成長するところに定期的に発泡錠剤を投入することで効果を上げるという例もあるということですので、その辺をですね、蚊の発生状況の情報を確認をしながら検討していきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

市民の声というのは、西里通りの飲食店経営者の皆さん方とちょっと話をする機会がありました。その中で、多分下水のおいというのかな、そういったものも含めての声だったと思うんですけども、それ以外ですね、最近というよりかも、公園等がですね、非常に雑草が生い茂って、ヤブカが非常にふえているという声も多く聞かれます。それと、もう一つ、これは個人的な声だったんですけども、北中学校の西側の住宅街の真ん中周辺にですね、昔の沈砂池みたいな場所があります。そこが蚊の発生が非常に多いということを聞いておりますので、ぜひ何らかの対応をよろしくお伺いいたします。

次に、毎回定例会のたびに一般質問させてもらっておりますけども、成川地区農業用排水路について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

成川地区農業用排水路については、本年度において沈砂池末端部に堆積した流木、土砂等の除去、また



は上流部においても堆積物もあることから、これらの除去作業を多面的機能支払交付金事業を活用して取り組んでまいりたいと思っております。

#### ◎下地勇徳君

農林水産部長、毎回同じ答弁なのかなというよりかも、できれば前向きにいろんな状況で答弁していただきたいと思うんですけども、なぜ自分がこれを出したのかということはどうですかね、周辺海域の汚染、そこを一番考えていただきたい。排水路云々というよりかも、大雨のたんびにですね、ひどい状況になっています。本当に何日か前の、何日か前というか、大雨のときに与那覇湾への赤土流出の写真、新聞報道されていましたね。あれは比じゃないですよ。あれよりもっとひどい状況になります。写真持ってくればよかったんですけど、今排水路の終点近くにはホテル、レストラン建設がもう既に始まっております。すぐそばなんです、そこもね。そして、7月からはリゾート地の造成も始まります。クウラ浜、2つの浜になっていますけども、非常に遠浅ですばらしいところなんですけども、現状としては本当に、先ほども言ったように、周辺海域への汚染、これが非常に懸念されると。そういうところを考えてですね、早急な対応をしていただきたい。

次に、優良ヤギの補助制度について。去る6月11日に宮古島市山羊生産流通組合の総会で長濱組合長はヤギの大型化の重要性を指摘し、優良ヤギを入れて宮古島のヤギとかけ合わせ、肉のとれる宮古島産ヤギづくりに取り組んでいこうと挨拶をなされました。その中で農林水産部長も組合の発展を期待して、これからも状況に応じて支援のあり方を考えていきたいと挨拶を行いました。そこで、品種改良を進めるには優良ヤギの導入が必要になります。沖縄県で優良ヤギに対して上限年間350万円、1頭上限7万円の助成金制度があります。次年度で終わると聞いております。優良ヤギに対する当局の考えをお伺いいたします。

#### ◎農林水産部長（松原清光君）

補助制度に関しては、改良促進を図る必要があることから、沖縄の山羊改良基盤整備事業があります。この事業は、沖縄ヤギの改良を進めながら枝肉増量するため、ザーネン雑種とボア種やヌビアン種をかけ合わせ、大型化を図っていくこととしております。本市では、平成30年度にこの事業を活用して3頭のボア種を導入し、改良を進めているところであります。今年度においても希望農家がいることから、引き続き導入をしていきたいと思っております。

#### ◎下地勇徳君

今現在ですね、沖縄県ではヤギの需要がふえてですね、非常に足りない状況というのが多くあると。そして、実際にこの宮古島でも昔はしょっちゅうヤギ料理が食べられたのに、最近は余り食べることができないような状況というのでも出ております。ヤギ農家も最近35戸から53戸にふえていると、非常に宮古島市山羊生産流通組合員もふえておりますので、当局は後押しして、宮古島市山羊生産流通組合が発展していくことをぜひよろしくお願いいたします。

次に、水道行政についてお伺いします。昨日も新里匠議員、前里光健議員が質問をなされましたが、市民の注目度が非常に高いのかなと思うので、自分も自分なりに考えて質問をさせていただきたいと思いません。

それでは、平成29年度の給水状況では1日平均配水量2万3,952立方メートル、1日の最大配水量3万1,428立方メートル、浄水場の1日の処理能力として袖山浄水場2万9,961立方メートル、加治道浄水場

4,044立方メートル、合計3万4,005立方メートルになりますが、昨今観光客がふえ、ホテルやアパートの建設ラッシュで使用量がふえていると思われるが、平成30年度の給水状況、1日の配水量、最大配水量の説明をお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

平成30年度の給水状況についてですが、平成30年度における給水状況は、給水人口5万4,529人、普及率99.95%、給水栓数2万7,027栓、1日最大配水量3万1,122トン、1日平均給水量2万4,446トン、有収率84.34%となっております。

◎下地勇徳君

ありがとうございます。

次に、袖山及び加治道浄水場の概要についてお伺いします。原水の種類と水源地の場所を説明をお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

浄水場の概要についてお答えいたします。

本市は、地下水を主水源としており、袖山浄水場、加治道浄水場の2カ所にて地下水を処理し、水道水として給水を行っております。袖山浄水場の概要としては、水源は白川田、山川の湧水2カ所、井戸水源が9カ所、現在の処理能力としては1日当たり2万9,961トンとなっております。また、加治道浄水場については井戸水源が2カ所、現在の浄水処理能力は1日当たり4,044トンとなっております。2つの浄水場は、地下水の硬度を取り除くための硬度低減化施設及び緩速ろ過池を有しており、現在の浄水処理能力は合わせて3万4,000トンの処理が可能となっております。将来的には3万7,300トンの処理が可能な施設の整備を計画しております。

◎下地勇徳君

上下水道部長、原水の種類わかったんですけども、水源地の場所、これは数だけを8カ所、2カ所ということでね、言ってもらったんですけど、できれば場所を言っていただけると助かります。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時27分）

再開します。

（再開＝午前10時27分）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水源地の場所については、後ほど資料のほうで提供させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎下地勇徳君

一応資料を持っているんですよね。持ってはいるんですけども、自分たちだけがわかっても意味がないのかなと、議会の場というのは市民に知らせる部分というのが非常に大きいのかなと思います。そういうのがあってですね、できればこの場でちゃんと答えていただければなと。水源が8カ所、水源地の場所がね、10カ所かな、12カ所かな、あると思うんですけども、一応資料は前もっていただいております。で

できれば答えていただければなと思ったんですけども、じゃ次に進みたいと思います。

次は、水質検査項目と検査頻度についての説明をお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水質検査項目と検査頻度ということですけども、答えとして、水道法に基づく水道水質基準項目は51項目ございます。その中において、毎日の検査は色、濁り、消毒の残留効果の3項目、毎月検査では大腸菌など14項目、3カ月ごとに行う検査についてはシアン化合物など16項目の検査を実施しております。なお、水質基準項目全て51項目の検査は年に1回実施をしております。

◎下地勇徳君

上下水道部長、ありがとうございます。自分たちは資料をもらっていろいろ聞くこと、見ることができるんですけども、市民の皆さん方は自分たちが、議員の皆さん方が一般質問で当局の皆さんが答弁をする、そういうのを聞いて、また新聞報道等を見て判断していくと思います。そういった部分でですね、上下水道部長だけじゃなくて当局の皆さんは考えた答弁をお願いしたいなと思います。昨日の答弁から今の答弁含めてですね、水源の確保が十分できておるということで、市民の皆さん方は非常に安心なさると思います。

それでは次に、道路行政についてお伺いいたします。荷川取線の北側道路ということでね、これは警察官詰所宿舎の道路になりますけども、この道路はですね、荷川取市営住宅からの子供たちの通学路または荷川取地区の公民館利用者が通行する大切な道路になっております。ですが、今現在ですね、非常に歩道等に雑草が生い茂ってですね、歩行者等が通行できない状態になって、車道を歩行者が通行する状況になっております。また、昨今クルーズ拠点整備事業で大型車両の通行が非常に多くなって、危険な状況になっております。今後道路の整備計画はないのかお伺いをいたします。

◎建設部長（下地康教君）

道路行政に関するご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の道路はですね、B-1号線という名称がございます。これは、下地勇徳議員もおっしゃったようにですね、警察宿舎に隣接する道路ということでございまして、交通量が非常に多いところと、それと港からのですね、いろいろな物流を運搬する基幹道路というふうにもなっておりますので、かなり道路の傷みが激しい部分があります。それで凹凸が見られておりますけれども、それに関してもですね、今後修繕も含めて検討していきたいというふうに考えております。それで、植栽に関してはですね、今現在清掃を行っているところでございます。

せっかくですのでですね、今回道路に関するですね、維持管理の内容をちょっとお知らせしたいというふうに考えております。まず、平成31年度の道路の当初予算というのが約6億3,400万円程度でございます。その中で道路維持管理費は全体で1億9,400万円程度でございます。その内訳はですね、観光地へ向かう道路の環境整備として一括交付金が3,700万円程度、それで側溝や集水ます等の生活環境を改善する目的で道路安全費用として約990万円程度ですね、それで道路の維持管理、修繕等を含めて約1億4,700万円程度でございます。それで、我々が管理する道路の延長距離がですね、約939キロございます。これは、宮古島を一周すると約100キロでございますので、約9周分の道路を管理していると、道路延長ですね、形になります。それで、我々が抱えている作業の要員がですね、26名おります。そうしますと、1日当たり1人約148メー

トルの管理をしているというところでございまして、我々としてもですね、限られた予算、限られた人数でしっかりと道路の管理をしているというところでございますけれども、やはり小規模の維持修繕等々においてはぜひ道路建設課のほうにご相談いただければですね、しっかりと我々も対処をしていきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、早急な対応ありがとうございます。本当にですね、この道路は、建設部長が答弁したとおり、非常に交通量が多いし、特に大型ダンプ等のね、通行が非常に多いということで、地域住民の皆さん方からですね、どうにかならないのか、荷川取線が近い将来開通すると、またクルーズ船の、次に質問しますが、いろいろ出てくると思いますので、今質問しているB-1号線、その間はこの道路が主要道路になると思いますのでね、ぜひいろんな面で修繕をお願いしていきたいと、行っていただきたいと思います。

それでは次に、里道についてお伺いします。今宮古島市の海岸周辺には多くのリゾートホテルが建設され、今後も建設予定地が多く見られます。ホテル等が建設されるまでは自由に海岸に出入りできていたのが、今ではそれができないところが多く見られます。なぜこのようなことが起きるのか、当局の考えを聞かせてください。

◎建設部長（下地康教君）

里道に関するご質問がございました。まず、里道の用途廃止につきましてはですね、隣接地主、これは利害関係者ということでございますけれども、隣接地主からの用途廃止の同意をもってですね、申請があった際に関係部署、これは市の内部の関係部署も含めてですね、の意見照会を行います。そして、その意見照会が異常がないというふうなことがあればですね、里道の廃止の手続きを行って行ってですね、それを普通財産に移管をして、購入したいという方がいれば、しっかりとした予定価格をもって購入していくという形になります。それで、一番問題になるのはですね、海岸線であるとか、そういった公共の場所に接続する里道におきましては、やはり地域の住民の方々、自治会の方々ですね、ご意見もしっかりと伺いまして、それに対処して行っているところでございます。

◎下地勇徳君

自分の地域のことをちょっとしゃべりますけれども、今7月から成川地区リゾート地の造成工事が始まっていきます。その中でですね、成川地区だけではないと思うんですけども、いろんな地域で聞こえる声というのは、今さっき述べたように、自由に出入りできたのに、ホテル等が建設された後はできなくなった。今回の説明会でもですね、自治会の説明会がありました。その中でも里道についてちょっと質問をさせていただいたのですが、口約束では通れるように頑張ります、通れるようにします。本当に建設された後でもそういうことが可能なかどうか。宿泊される観光客のために地域住民へ規制がかけられたのが現状じゃないですかとリゾートをつくる会社の方に質問をすると、答えは返ってきませんでした。ですからですね、今後行政としてもですね、市としてもぜひ何らかを考えていかなければいけないかなと、できれば条例をつくっていただければ一番いいのかなと、よく考えてですね、対応していただきたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

海浜に関してのですね、アクセスを確保するというのは、県の条例の海浜条例で決まっています。それ

で、そういったアクセスは条例等で担保されておりますので、もしそれがなければですね、行政指導と  
いうことができますので、市のほうとしてももし不特定多数の方のですね、アクセスが確保されていない  
という場合は、それは行政指導を行っていくという形になります。

◎下地勇徳君

建設部長、ありがとうございます。ぜひですね、市民の皆さん方が自由に出入りできるような状態をつ  
くっていただきたいと思います。

次に、平良港国際クルーズ船拠点整備事業及び旅客ターミナルの現在の進捗状況について説明をお願い  
します。

◎建設部長（下地康教君）

現在国際クルーズの拠点整備を行っているところでございますけれども、ご質問にお答えいたします。

現在国の直轄事業におきまして、クルーズ拠点整備事業でクルーズ船の専用岸壁を2020年4月の供用開  
始に向けて整備を進めているところでございます。それに伴いまして、市が整備するクルーズ客の受け入  
れ施設につきましては、現在実施設計を行っており、9月ごろにですね、建築工事に入って、2020年のク  
ルーズの専用岸壁の供用に合わせてですね、完成を目指したいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、ありがとうございます。

それでは次に、信号機の設置についてお伺いします。荷川取にある先ほどのB—1号線ですね、警察官  
待機宿舎の前の交差点ですね、3差路があります。先ほどから申しているように、交通量が非常に多くな  
って、大型車両の通行が多くなっております。また、今後ですね、クルーズ船の専用岸壁が供用開始され  
るとさらに大型バス等の通行もふえるということで、信号機の設置はできないのかお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

信号機の設置についてのご質問にお答えいたします。

信号機の設置につきましては、これまで多くの議員の皆様から要望が出されております。これまで出さ  
れております件数が30件に上っております。これにつきましては、一覧表を作成しまして、それぞれの交  
差点の内容なども記入してですね、毎回宮古島警察署のほうに要望しております。今回下地勇徳議員から  
出されました3差路については新たな要望ということになりますけれども、こちらにつきましても、ご指  
摘にありましたとおり、レンタカー、それから小売関係の大型車両、この往来がふえているという状況を  
説明して、さらにクルーズ船によって交通量がふえるという可能性も十分にありますことから、宮古島警  
察署に対して現場を確認しながら共通理解を図りまして、県警本部のほうに強力に上申していただけるよ  
うをお願いをしていきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

ありがとうございます。信号機というのは、昨今非常に車がふえて交通量が多くなっております。各交  
差点、やっぱり必要な場所が非常に多くなって、要望も多くなるということですね、昨日も下地信広議  
員が橋詰広場前の3差路での交差点設置を要望されておりました。自分といたしましてもですね、今のB  
—1号線の3差路の信号、そして人頭税前のもですね、できれば3差路のほうにも、これは一般質問にはな  
いんですけども、加えてですね、要望、要請していただければと思います。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前10時48分)

再開します。

(再開＝午前10時48分)

下地勇徳君の殺そ剤の要望及び受け取りについての質問に対する答弁の準備ができたそうですので、農林水産部長が答弁します。

◎農林水産部長(松原清光君)

下地勇徳議員の野そ被害に対して池間地区からの殺そ剤の取り寄せが何件あったかの質問がありましたけども、ちょっと答弁できなかったもので、今答弁していきたいと思います。

取り寄せに対しての問い合わせ、それから件数については零件とのことではありますが、池間地区の農家もできれば自主防除の意味からも積極的にですね、取り寄せて防除に努めてほしいと思っております。

◎下地勇徳君

それでは最後にですね、私見を述べて終わりたいと思います。去る5月17日に栗国恒広議員、平良和彦議員と3人で防衛局の視察を行ってまいりました。企画部の周辺環境整備課で基地周辺対策事業等の説明を受け、多くの基地周辺整備事業があること、そして宜野湾市や嘉手納町は少なくとも月1回、多いときは週1回で事業要請に見えるとのことでした。防衛局では、宮古島市の部課長の皆さん方が勉強会を要請すれば、企画部周辺環境整備課の職員を派遣する用意があるということをお話しておられました。3人の議員で一応勉強会やってきましたんですけども、部課長の皆さん方にぜひ聞いてもらいたいことが非常に多くありました。ぜひ要請をしてですね、職員を派遣していただいて、今後の周辺整備に対応していただきたいと思います。

最後に、生涯学習部長、荷川取公民館の音響設備ありがとうございました。非常に地域住民が喜んでおります。

これをもって下地勇徳、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長(佐久本洋介君)

これで下地勇徳君の質問は終了しました。

休憩します。

(休憩＝午前10時49分)

再開します。

(再開＝午前10時49分)

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

一般質問を始める前に私見を少し述べてから質問したいと思います。

去る4月20日に地元マスコミ紙の1面で大きなこういう記事がありました。陸上自衛隊に市長が災害派遣要請をしたということで、陸上自衛隊、航空自衛隊、そして宮古島海上保安部、市の観光商工部の職員

がですね、宮古島の北側の海岸にあります廃油ボールを除去したと大きな見出しがありました。その派遣要請に対して、市長が英断を下したものと私は本当に市長に感謝を申し上げたいと思っております。そして、大量の漂着物、廃油ボールがですね、1日で作業を完了したということで、地域の皆さん、そして漁師の方々から自然環境に悪影響を及ぼす廃油ボールを1日で撤去したと、迅速果敢に対応していただいたことを感謝しているという言葉いただきました。災害派遣に関しては本当に市長の英断だと思います。作業に参加された自衛隊の皆さん、海上保安部の皆さん、観光商工部の皆さん、本当に皆さんにですね、敬意を表したいと思えます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思えます。当局におかれましては、誠意ある答弁をよろしく願います。

まず、市長の政治姿勢についてですが、昨日も答弁がありました沖縄県、玉城知事の5月31日の記者会見での尖閣問題の発言についてですね、市長はぜひ積極的に取り組んでほしいという答弁でありましたので、私もそのとおりだと思っております。同じ見解でございます。これに関しては、質問というか、尖閣諸島では今現在でも中国公船による領海侵犯、それに対し海上保安庁の巡視船が連日連夜、激務の中尖閣諸島を必死に守っております。本来なら沖縄県知事が県において海上保安庁職員の職務遂行を激励するとともに、県民の皆さんがその区域で安心、安全に漁労を行う環境を整えることが私は責務だと思います。これに対し市長の激励の言葉を海上保安庁の職員の皆さん、そして海上自衛隊の皆さんにもですね、激励の言葉があれば一言お願いします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

昨日も尖閣列島の問題について、知事の発言に関して答弁をいたしました。改めてこれもやっておきたいなと思えます。知事は、辺野古の埋め立てによる基地の拡張については、県民の意思を伝えるべくアメリカ合衆国を訪問し、その撤去を求めています。また、沖縄県における米軍基地のあり方についても政府等に対し理解を求める行動を行っています。一方、我が県の周辺海域の領海に中国船が侵入を繰り返し、漁民の安全操業が脅かされていることは周知の事実であります。知事は県民である漁民の安全操業の確保及び我が国の領海であることを中国に対し強く申し入れるべきであると考えております。知事はこの問題は外交交渉により国が行うべきとしていますが、米軍基地への対応と比べ、余りにも対応が弱いというふうに思えます。中国に対し文書にて沖縄県としての意思を示していただきたいというふうに考えております。

次に、海上保安庁は昼夜を問わず尖閣諸島周辺海域の警備を行っており、我が国の領土、領海の安全に努めていることに対し、深く感謝をいたします。今後とも警戒態勢の維持を図っていただきたいと思っております。

#### ◎栗国恒広君

市長、答弁ありがとうございます。本当にですね、海上保安庁の職員の皆さん、連日連夜尖閣を必死に守っていることが市民にもわかってもらえればなと思っております。

次に、港湾整備事業についてお伺いします。クルーズ船C I Qの設備についてですが、2020年度クルーズ専用バースが供用開始する予定で工事が進められていると思えます。同じくC I Q施設を含めた旅客ターミナルについては現在建設場所、位置等でその場所がまだ話の折り合いがつかない、協議中ということ

ですが、クルーズ船との協議についてはどのような協議になっているのか、答弁をお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

栗国恒広議員がおっしゃったとおり、クルーズ船専用岸壁を2020年4月の供用開始に向けて現在整備を進めております。この国際クルーズ拠点整備事業というのは官民が一緒になって整備するという事業でございます。特にいわゆるC I Q施設というふうなものはカーニバル社が行うということで話を進めておりましたが、カーニバル社はクルーズ船専用岸壁の背後地、つまりバースの後ろに旅客受け入れ施設の整備を要望しております。そのために現在市と国、カーニバル社とが協議を行っているところでございます。まだ決着は見ておりません。カーニバル社が要望しております用地を含む旅客受け入れ施設の供用開始までには7年程度の期間を要するということから、その施設が完成するまでの間は市で陸域側にクルーズ旅客受け入れ施設を整備し、対応してまいりたいというふうに考えております。現在同施設の実設計画を行っておりまして、2020年3月に完成予定を目指しているところです。

◎栗国恒広君

今副市長の答弁の中でカーニバル社はバースの横というんですか、に隣接するところにC I Qを含めた旅客ターミナルを設置したいと。当初市が計画した場所には、今協議中ということですけど、この施設に対しては予算もついているんですよね。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

◎栗国恒広君

要するに予算は計上されているわけですよね。そして、民間連帯という感じでカーニバル社もそこに出資して、C I Qを含めた旅客ターミナルを設置するという話になっているかと私は理解しているんですけど、ただ今その場所がカーニバル社が求めている場所と市が当初設計した場所とは位置がちょっと違うというような見解だと思えます。ですから、今後協議した中で7年かかるというのは、カーニバル社が指定している場所にこの施設をつくるという見解でよろしいですか。答弁をお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

予算は計上しているかというお話ですけども、この旅客受け入れ施設というふうなものはカーニバル社が予算を自分たちで出してつくるということです。市の負担はございません。位置が違う、当初の話ではカーニバル社は陸側につくるということで話し合いが進んだんですけども、現在どうしてもバース側の背後地につくりたいというふうなことになっておりまして、7年程度そこにつくるとかかるということになります。この受け入れ施設そのものはもともとカーニバル社がつくるということでしたので、予算はカーニバル社が持つというふうに考えております。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。施設に関しては、カーニバル社が出資してC I Q含めた旅客ターミナルを設置するという答弁だと理解しております。しかしながら、新たにバースの横につくるということは、い



ろいろな港湾事業を見直すことになると思うんですけど、その辺はどういうふうな考えですか。

◎副市長（長濱政治君）

栗国恒広議員のご指摘のとおり、港湾整備計画を再度見直さないといけないということになります。ですから、7年程度かかるというのはそこも含めてのことでございます。

◎栗国恒広君

その件に関してはですね、また去る5月に私たち総務財政委員会で地元の国会議員であります下地幹郎代議士の案内でですね、国土交通省港湾局産業港湾課長との意見交換がありまして、産業港湾課長のお話では5年ぐらいじゃないかなという話をされていました。そういう意味では、副市長の答弁で7年というのはちょっと時間がかかり過ぎるのかなと。見直すのであればやはり早目に港湾計画を立ててですね、7年と言わず、国もその方向で動いているような話もありましたので、ぜひ早目にC I Q施設兼ねた旅客ターミナルをですね、設置してもらいたいなと思っています。というのは、C I Q施設に関しては閣議決定で船外でやるというような話がありました。そういう意味では、2020年度に、来年4月にバースが供用されて、C I Q施設は、これはこの施設がやるまでは現状の施設で対応するというので、今やっているような感じでやるという認識でよろしいですか。

◎副市長（長濱政治君）

2020年4月にオープンすると、バースがですね、開港すると、供用開始されるということです。ですから、それに合わせて2020年3月までに旅客受け入れ施設というふうなものを整備して、そこにバースに接岸して、そこからバスでこの旅客受け入れ施設まで運んで、そこで入国の手続等が進むということを考えております。

◎栗国恒広君

ということは、受け入れ施設はつくるという理解でよろしいですか。

◎副市長（長濱政治君）

旅客受け入れ施設は市が整備する、これはバースの背後地につくるという、カーニバル社が望んでいる、これができるまでの間は市のほうでつくってサービスを提供するというふうに考えております。

◎栗国恒広君

そうすると、旅客ターミナルはカーニバル社がクルーズ船バースのところにつくるところと、もう一つ市で整備する旅客施設と2つできるということですか。

◎副市長（長濱政治君）

カーニバル社が旅客受け入れ施設を沖合のほうにつくった後は、市のものは廃止いたします。

◎栗国恒広君

今副市長の答弁で廃止する、これは仮設ということで受けとめてよろしいですか。

◎副市長（長濱政治君）

仮設というか、とりあえず一応つくっておかないとサービスができないということでございますので。

◎栗国恒広君

わかりました。というのは、いろいろ国土交通省港湾局産業港湾課長とも話をしたところですね、クルーズ船受け入れ態勢には国もやっぱり結構力を入れていると。この間も2,700億円ぐらいですかね、全国規

横ですね、そういうお話もされていました。そういう意味ではいろんな、受け入れターミナル施設は市がつくって、カーニバル社がバースの横につくったときにはそこへ全部移行して、C I Q施設も兼ねた旅客ターミナルをつくるということかなと思っていますので、官民連帯ということですけど、そういうふうに理解したいと思います。

次に、平良港総合物流センター事業についてお伺いします。今年度で1,850万円余りの予算が計上されていますが、この予算の内容というか、それについて見解をお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

平良港総合物流センターの整備につきましては、今年度の実設計計を行いましてですね、令和3年度の供用開始を目指すという形になります。

◎粟国恒広君

今建設部長が答弁しましたように、令和3年ということは2021年ですね、再来年整備することになっているということですが、物流センターの機能としてですね、設計が今委託されているということですが、やはり近年台風の飛来で宮古島市のいろんな感じで船の欠航が相次ぐ中でですね、やはりスーパー初めコンビニ等に生鮮食料品がですね、品薄になるという状況が見受けられます。これは人口の増加かなど、そしてまたいろんな人の、流通の流れかなと思うんですけど、その辺をちょっと考慮した、例えば船が1週間ストップしても生鮮食料には影響が出ないような冷凍、冷蔵が備えられた設備等の設計になるのか、その辺の点に対して見解をお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

まずですね、我々が物流センターを整備するという計画をしたのは、まさに粟国恒広議員のご指摘のとおり、そうした災害等ですね、港湾の船舶のですね、航行が非常に厳しいとなった場合は、やはりどうしても物流が滞るということで、それなりのストックをできるような施設が必要だということで今整備を進めているところでございます。それとですね、やはりこれから宮古島市の中においてもサンエーを初めとするですね、そういったスーパーがかなり大型化してきますので、そういった食料生鮮品の確保ですね、そういった災害があったときも含めてですね、そういう確保をしていく必要があるというふうに考えておりまして、その整備を進めるという形でございます。

◎粟国恒広君

きちっとした台風対策も備えた設備だということで安心しました。ぜひですね、この物流センターをですね、しっかりやってもらいたいなと思っています。ありがとうございます。

次に、本市の管理する漁港用地利用計画見直しについてですが、宮古島市が管理する漁港用地計画見直しについて、現在宮古島市が管理する港湾、漁港というんですかね、それが11カ所、第1種漁港があると思います。その中でその区域にはいろんな漁港環境整備施設用地とか、また漁村再開発施設用地とかですね、いろんな用地に区分されているんですけど、その利用は現在見るところ余り進んでいないかなど、私はそういうふうに感じています。やはりこの漁港用地に関しては整備した中でいろんな交渉があつて、その漁港用地施設に関しては用地を選定したと思うんですけど、見る限りなかなか進まないというのはどこに原因があるのか、その辺を見解をお伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

漁港を整備いたしまして、漁港施設用地等の利用計画というふうなものをつくりまして、それで管理していくかということでございます。そして、漁港利用の将来の見通しからどのような機能を確保していくかという基本的なものを考慮いたしまして利用計画を定めております。各漁港は、同計画に沿って基本施設である外郭施設、係留施設及び水域施設と機能施設の整備を行ってきております。同計画の見直しにつきましては、漁業者が直接利用する場所でもあり、地元漁業者の漁業形態や新たな施設整備の計画、要望などを受け、関係機関や漁業協同組合と協議の上、変更を行うこととなります。そのような形で漁港のあり方というふうなものを提案していただければ、そのときにまた関係者と議論をして検討したいということとなります。

◎栗国恒広君

いろいろな漁業に従事する方々と意見交換をしながら漁港の環境整備は進めていくという答弁だと思うんですけど、しかしながら、先ほどちょっと調べたんですけど、宮古島市が管理する漁港に対しては、一部船揚げ場とかいろいろな防暑施設ですね、そういうのはあれですけど、やはりまだまだ指定されている場所に整備がされていないのが現状かなと思っております。そういう意味では、しっかりですね、地元の方々、また自治会、そしてもちろん漁業に従事する方々と意見交換しながらですね、この整備計画を進めていきたいなと思います。それにあわせて、やはりこの地域はこうだったんですけど、地元の方々はどうしても使い勝手が悪い、用途を変更してくださいというような要望があった場合は、これは用途変更というのは可能ですかね。その辺について見解をお伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

用地の有効利用という観点からこの見直しをしないといけないんですけども、これには国庫補助事業で整備されておまして、そのためにいろいろ制約や取り決めなどがございます。その辺のところをクリアしないといけない部分があります。そこら辺のところを見直しの要望の中身をですね、そこと突き合わせて、その中でクリアできるものか、できないものなのか、その辺で解釈していかなければいけないというふうに思います。一応とりあえず要望していただいて、そこが本当にできるのか、できないかというふうなものを関係者と一緒に議論して検討していくということが必要だろうと思います。

◎栗国恒広君

というのは、先ほども言ったように、整備されて25年から30年かけてですね、なかなか用地、いろんな区域に分かれているのが整備できないというのが現状だと私は思います。そういう意味で一つの国の補助事業を受けた整備ですので、やはり用途を変更するというのはハードルが高いということですけど、ここはやっぱり地域の住民がですね、漁業を営む中で、この用地はこうでしたけど、これをこう変えましょうよというときにはですね、ぜひ迅速に対応してですね、本当に漁港を利用する方々が、整備してよかったというような対応をとってほしいなと思います。よろしく申し上げます。

次に、港湾用地、漁港用地の放置船撤去及び対策についてですが、この質問に関しては毎回6月定例会でいろんな感じで質問しています。しかしながら、放置船の数というのは私が今把握している中で年々ふえていると思うんですけど、放置船に関して当局はどのように、何隻ほどあるかという感じの質問通告を出したんですけど、その辺は現在何隻ぐらいあるのか、答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

漁港施設用地の放置船撤去及び対策についてですが、各漁港で放置船の位置、隻数、大きさの確認などの調査を行い、現在の把握に努めているところであります。宮古地区については、ことし2月に沖縄県宮古農林水産振興センターが県管理漁港における放置艇等処理方針対策協議会を設置して、その中において放置艇等除去処理要綱の運用について及び所有者が不明とみなされる場合の取り扱いに基づき対策を行っております。今後本市も県の対策、対応を参考に市の処理方針を策定し、協議会を設置して取り組んでいきたいと思っております。現在の平成30年度の調査での放置船は、市管理漁港で76隻、県管理漁港で102隻となっております。

◎栗国恒広君

放置船の処理についてですけど、先ほど言ったように、6月定例会で私は何回か質問しているけど、年々ふえているんですよ。そして、処理された実績が沖縄県のほうに、農林水産部長に確認したところ、4年前に1隻だけ、それはごみとして処理したというんですよ。そういう実績しかありません。しかし、放置船というのは、皆さんもご存じのとおり、強化プラスチック、FRPですよ。燃やすと有毒ガスが発生します。漁船登録に関しても平成29年度で42件、平成30年度で62件、登録申請もどんどんふえてきているんです。しかし、港湾施設、漁港施設は施設の面積は変わりません。というのは、船がふえているということは漁港に係留する船舶もふえる、その中で陸揚げされるいわゆる放置船も年々ふえていくということの中から、処理がなかなかできないということが現状かなと思っております。そういう意味で、日本小型船舶検査機構にもちょっと電話で確認しました。多分市長は九州地区漁港漁場大会とか、そういったところに出席しているということですので、ぜひそういった国を挙げてですね、やっぱり小型船舶振興会、いろんな国の行政機関として放置船対策をきちっと対策をとってもらいたいなと思っております。なかなか処理が進まない。でも、ふえる一方。これは今後大きな問題になるかと思っておりますので、その件に関して市長、何か答弁ありましたら。

◎市長（下地敏彦君）

放置船の問題については、この処理というのはかなり、1つは所有者はわかるんだけど、撤去せよと言っても撤去しない、さらにでは改めて県が撤去して、その費用を請求したら払うかということ、これもなかなか難しいということで、これまでなかなかこれが進んでおりませんでした。沖縄県は、県管理の漁港について処理の要綱、それから不明者がいる場合の扱いというのを明確に今回定めてございます。クルーズ船あるいはプレジャーボート等がふえてきておりますから、やっぱりきちんと管理しなければならないと思っております、県のこの要綱等を参考にですね、市の管理する漁港の放置船についても協議をしてまいりたいと思っております。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。私が考えているのは、その実例で国頭漁業協同組合のほうがですね、実は家電リサイクル法みたいな、例えばですよ、漁船登録するときにもう処分費までですね、何割か負担すると。そして、船舶には検査あるんです。4年に1回ですね。20トン未満は小型船舶という感じで日本小型船舶検査機構がやっています。そういった検査時に、検査官もこの船は大体何年たっているのかなとわかるんですよ。そういう意味では、検査時に最終的な処分の料金も含めてですね、検査料金に上乗せをすとか、そういうようなことを日本小型船舶検査機構はですね、考えていると。しかし、なかなかこれが

行政としてまだ周知されていないというお話をいただきましたのでですね、ぜひその辺はまた市長ですね、県を通じてですね、しっかりやってもらわないと放置船対策はなかなか進まないのではないかなと思います。ぜひ協議のほうよろしくをお願いします。

次に、漂流ごみ対策についてですが、マスコミの新聞でこれもちよっと確認したんですけど、この件に関しては山里雅彦議員も通告してあるので、先輩に任そうかなと思ったんですけど、通告してあるんで、せっかく。池間島灯台付近で発泡スチロールの漂着ごみが多く確認されていると。漂着物には有害物質が含まれ、吸着性の高い動物、植物生態系に甚大なリスクを与えるとかですね、いろんなことが書かれていました。その中で国が指定する監視海岸地域を設定して、国策として除去処分を強化するという報道ありましたけど、やはり漂着物に関しても、先ほど私冒頭で私見言ったように、ある意味廃油ボールもその一種かなと思います。そういう意味では、その対策として本市の取り組みはできないものか、見解をお伺いしたいと思います。

#### ◎生活環境部長（垣花和彦君）

漂着ごみの強化対策についてのご質問がございましたので、お答えいたします。

海岸に漂着したごみにつきましては、基本的に海岸の管理者が対応するということになっております。宮古島市におきましては、県のほうがですね、市に委託をして、一部については回収処理を行っております。ボランティアの皆さんにもご協力いただきながら漂着物の処理を行っているところでございますが、沖縄県はですね、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業という制度をつくっております。これも国の支援金をもとにしての事業でございます。今栗国恒広議員からご指摘のありました国のさらなる強化策に伴う事業につきましてはこれからということになりますけれども、実は沖縄県の主導で地域ごとに沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会というものを年に2回程度各地区で開催をしております。この中で例えば宮古地区におきましてはどの海岸に漂着物が多いので、その海岸を重点的に清掃するとか、そういうことで話し合いを行う場がございます。そういう中で今後については話し合っていければなというふうに思っております。

それから、栗国恒広議員からご指摘のありました発泡スチロールとか、焼却処分ができないもの、また資源リサイクルに回せないごみにつきましては、これは最終処分場に運んで埋め立てをするという方法しかないというのも現状でございます。そういう意味では、回収された漂着物についてはその大部分がなかなか処理ができないごみが多いというのも現状であるということについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。なかなか焼却処分ができない、そして埋め立て処分しかできない、要するにこのごみの漂着、海岸に着いているごみをですね、魚とか鳥が食べて、それをまた人間が食べるといろんな害が起きるんじゃないかなということも防衛大学の名誉教授の山口さんがおっしゃっていました。まさにそのとおりじゃないかなと思います。そういう意味では、しっかり漂着物のごみにはですね、力を、各地区で協議会が設置されたということでちよっと安心してはいますけど、年々ふえて、中国製品だったり、韓国製品だったり、国外のですね、外国製の漂着物がかなり多く見られることから、しっかり対応してもらいたいなと思います。ありがとうございました。

次に、ラムサール条約湿地帯についてですが、これも3月定例会でも質問したんですけど、6カ所にモニタリング調査をやると、赤土流出防止についてはしっかり対応していくという答弁だったと思ったんですけど、去る4月にですね、大雨が降りまして、新聞でもありましたように、与那覇湾にかなり赤土が大量に流れ込んだということで、私もちょっとその後与那覇湾を見に行っただけですけど、本当に赤土が、湾がみんな赤土で濁っていたんですね。平成27年度にラムサール条約に登録されて、行政もいろんな感じで力を入れてきてですね、水質保全、再生という感じでいろんな感じでこれまで事業に取り組んできました。しかしながら、大雨でこれだけの赤土が流れ、そして与那覇湾をこういうふうに汚染するというのは、我々が今までやってきた対策を見直さなきゃいけないんじゃないかなと、そういうことを改めて痛感しました。そういう関連からして赤土流出防止に対しての取り組みを見解をお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

与那覇湾への赤土流出対策については、沈砂池等の新設やグリーンベルトの整備など、赤土の流出を防ぐことの検討が必要だと考えております。グリーンベルトに関しては、対策効果の検証は必要であることから、影響が大きいと思われる箇所に関連する圃場内の赤土流出の実態把握や有効な対策に向けて赤土流出防止の検証を行ってまいります。今年度の土壌保全の日といたしまして、与那覇湾沿いの川満地域にグリーンベルトの植栽を行いました。それについては、地域に啓蒙活動を行いながら赤土対策を実施しているところであります。そのほか川満排水路事業の再整備について、今のところ関係機関と事業メニューがあるかどうか検討しているところであります。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

赤土の汚染に関する補完の意味での説明をと思いましたが、その前に先ほどの答弁の中で誤りがありますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

発泡スチロール、それからプラスチックのごみにつきましては、回収したものにつきましては焼却処分をしております。それから、ペットボトルにつきましては、これは普通リサイクルに回すんですけども、海岸ごみの、漂着ごみのペットボトルにつきましては汚れがかなりひどいものですから、リサイクルできないので、これについても焼却処理をしております。

それでは、先ほどの赤土汚染に関しまして、モニタリング調査のことに触れておりましたので、補足して説明をしたいと思います。3月定例会でお答えしました与那覇湾の赤土汚染のモニタリング調査、これは平成29年から6地点で実施しまして、今年度から4地点ふやして10の地点で行うということになっておりますけれども、この赤土汚染のモニタリング調査は、直接の目的といたしましては赤土流出防止策のモデル事業として実施しておりますリュウノヒゲなどによりますグリーンベルト事業、この事業がどれだけ効果があるのかということを検証することが最大の目的というふうになっております。したがって、平成29年度から事業がスタートしておりますけれども、今のところ終期、終わりの期間ですね、これは定めておりません。グリーンベルトを整備することによって赤土汚染にどれだけ効果があるのかということを検証することを最大の目的としておりますので、事業が広がって、その結果が把握できるまで当面の間は実施していきたいというふうに考えております。ただ、これまでの事業の調査の結果ですね、やはり水中、それから海底、底部ですね、その辺に汚濁、懸濁物質というふうにいるらしいんですけども、要するに水に溶けない赤土なども粒子として水に溶けずにそのまま堆積していきますので、そういう物質がか

なりの地点で多いと。特に崎田川からの河口部分、そちらのほうにそういう懸濁物質が多いという調査結果が出ております。こういうものがグリーンベルト事業を実施することによってどれだけ今後防げるか、こういうのを検証するのが最大の目的というふうになっております。

◎栗国恒広君

本市としても対策はかなり考慮しているかなと答弁ではうかがえます。グリーンベルト事業を含めた事業を展開している。ただ、1つ先ほど水にも溶けないという物質等もあるということですから、海へ流さないという意味では、今久松の海岸線に石積みされている区域があると思うんです。久松は松原南地区の圃場整備ですかね。その圃場整備から流れた水が与那覇湾に流れないような海岸線をですね、石積みをしている整備が完了してはいますけど、やはりそういった事業に取り組むのも一つですね、赤土流出防止につながるんじゃないかなと、私はそういうふう考えています。あの事業というのは結構効果があるんですよ。あの事業を導入したおかげで松原南地区の圃場整備でされた赤土が与那覇湾に流れていないというようなこともありますので、ぜひこれを崎田川方面にもですね、ずっと延長してもらって、また久松の地元側にもですね、延長してですね、赤土流出を防止して、我々の大事な大事な与那覇湾ですので、ぜひまた行政としてもその対策をしっかり講じてほしいなと思っています。よろしくお願いします。

次に、教育行政についてですが、久松小学校のグラウンドの西側及び駐車場の整備という質問事項ですけど、これも何回か質問しているんですけど、なかなか、グラウンドの北側ということですね。教育長、ちゃんと聞いてください。整備がされません。周辺地域には近隣住宅が結構建ち並んでですね、住民の方々があぜ道を通ってグラウンドに来たりですね、また不審者というのかね、そういう方々も結構見られると。これ学校からの、PTAからの相談ですので、ぜひ学校敷地というのをですね、きちっと定めるためにもそういったフェンスとか、そういう設置ができないものか、その件に対して見解をお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

久松小学校のグラウンド西側に隣接する道路と学校用地との境界に何ら措置がされていないというご質問ですけども、栗国恒広議員ご指摘のとおりですね、自由に誰でも出入りできるような状況になっていきますので、学校の施設の適正な管理あるいは児童生徒の安全面から何らかの措置を講ずる必要があると考えております。その対策について今後検討して実施してまいります。

◎栗国恒広君

この要望というか、質問して約4年ぐらいになるんですけど、なかなか答弁は一緒に進まない。予算的なものがあるのかなと思っているんですけどですね、なぜ今回も取り上げたかという、やはり先ほど言ったように近隣に物すごく住宅が建ち並んできています。そういう意味からすると、年々人の出入りが多くなり、そしてさっき教育部長が答弁したように、自由に出入りしているんですよ。本来なら学校用地に自由にいつでも立ち入りすることは私はあってはならないことだと思うんです。ぜひ早急に対応してもらいたいなと思っています。

時間がないので、次に行きたいと思います。市民プール構想についてですが、教育長、教育長の3期目就任の挨拶にですね、教育長としてやはり市民プール構想はですね、必ずなし遂げたいという力強い挨拶がありました。私は、本当にこの挨拶を信じてですね、久松小学校がプールかできて、3年前にですかね、取り壊して、ここに市民兼用のプールを持ってきたらどうかという感じで何回か議会でも取り上げてきま

したけど、その件に関して教育長の見解をちょっとお伺いします。

◎教育長（宮國 博君）

市民プールにつきましては、我々教育委員会、生涯学習の部分として大変大きな課題だと思っております。この市民プールの建設についてはですね、平成26年に策定されましたところの宮古島市スポーツマネジメントプラン、それから平成27年度に作成されました宮古島市スポーツ推進計画においてきちっと位置づけされております。栗国恒広議員ご指摘のとおり、市民プールの建設につきましてはですね、私も大きな課題だということで認識をしております。この建設するに当たってはですね、県内の市民プールの規模あるいは機能とか、それから建設費、ランニングコストなどを調査してですね、検討委員会で取り組んでいくというような考えをしているところでございます。

◎栗国恒広君

教育委員会としてもかなり力を入れてスポーツ推進計画を策定して進めているということですが、平成26年、平成27年度にいろんな計画を立ててやっているということですが、5年余りたっているんですけど、なかなかその構想が表面にあらわれていないかなというのが実感ですけど、市民プール構想はぜひなし遂げてほしいなと思っております。というのは、プールで水泳をするということは全身運動になるということですね、そこは何も学校だけじゃなくて市民もおおのの健康管理を兼ねて、プールを利用しながらですね、健康な体につくっていくということは毎回議会で、学校のプール授業というのは年限られているんですよね。その間というのは、プールはみんな使っていないんですよ。それを市民に開放して健康促進に使うというのが市民プール構想だと私は考えております。そういう意味でもですね、しっかり、3期目の就任の挨拶にもあったように、任期中になし遂げればなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、福祉行政について、高齢者の運転免許証自主返納者に対する優遇措置の取り組みについてですが、この質問に関しては同じ同僚議員が何回も質問しています。ただ、ご存じのとおり東京池袋、福岡でですね、高齢者が事故を起こして、幼い子供、そして母親が亡くなったという全国報道的なものがあります。その中で宮古島市としては民間企業もいろんな感じで支援しているんですよね。ただし、行政として支援ができていないのかなというのが私の今考えるところですけど、先ほどちょっと福祉部に問い合わせたところ、タクシー料金をですね、援助しているというのがあります。身寄りのない方に限ってといういろんな要綱があったと思うんですけど、そういった制度を導入してですね、支援できないものか、その辺に関して見解をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

運転免許証の自主返納者に対する取り組みが不足しているのではないかとご質問でございました。高齢者の免許自主返納者に対しましては、優遇措置としまして市内のバス事業者のうち宮古協栄バス、八千代バスの両者においてバス運賃の50%の割引を受けることができると、そして伊良部島の共和バスについても現在その準備中であるという状況でございます。バス関係でいいますと、非常に悩ましいのは実際高齢者の方がですね、バスをなかなか利用していただけないんですね。これは、理由としましては当然バス停に行くのが大変だ、あるいはバスの待ち時間、暑い中、場合によっては雨が降る中あるいは寒い中待つのが大変だ、またバスに乗った方がいいが、おりて目的地まで歩くのが大変だというような非常に体力的



な、あるいは現実的な課題等がありまして、なかなか高齢の方々のバス利用が進んでいないというのが現実でございます。そういうなぜバス利用ができない、しないのかという原因的なものも含めてですね、やはり抜本的な対策というものを打ち出す必要がございます。そのため市としましてはですね、庁内において地域公共交通会議というものがございますので、そういうワーキンググループなども含めてですね、いろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

バスの利用を進めているという見解かなと理解しております。しかしながら、バスの利用に関してはですね、なかなかお互いバスを利用する時間帯が、お年寄りが利用する時間帯になかなかバスの運行時間が合わないというのが現状かなということですけど、お年寄りが車に乗って事故を起こすのはほとんどが病院に診察に行ったり、薬をとりに行ったりというときが多く感じられるという報道がありました。そういう意味では、バスもいいんですけど、タクシーのですね、さっき言ったように福祉部でやっているようなですね、ことを行政でもできないかですね、ぜひ検討してもらいたいなと思っております。時間がないので、答弁要りません。ぜひ検討してください。よろしくお願いいたします。

次に、農林水産行政についてです。漁船への船舶の衛星電話の設置についてですが、この質問をした趣旨にはですね、やはり尖閣に漁労に行かれる宮古島漁業協同組合所属の船舶でですね、なかなか船舶の衛星電話が料金も高くして設置もかなり高額であるということですので、八重山漁業協同組合所属の漁船にはほとんどこういった船舶の衛星電話が設置されているというふうに八重山漁業協同組合から聞きました。そういう意味では、石垣市も行政が結構支援しているということですので、船舶の衛星電話の設置に対しては本市も漁業協同組合と相談しながら設置に向けての取り組みができないか、その件に関して答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

衛星電話設置について漁業協同組合からの相談は今のところ受けておりませんが、栗国恒広議員からの通告を受けて、市から各漁業協同組合に問い合わせたところ、漁業者からの相談が何件か上がっているということでありました。ランニングコストに相当する基本料金や通話料を補助対象にすることは難しいと考えておりますが、漁業協同組合に協力していただいて、船舶主へ操業場所、衛星電話の設置の希望、種類などの漁業者のニーズ調査をし、分析した上で、漁業振興の意味から補助制度について前向きに検討してみたいと思っております。

◎栗国恒広君

ちょっと時間がないので、あとの漁業関係はちょっと割愛しながら。船舶の衛星電話にはしっかり取り組んでほしいと思います。農林水産部長、よろしくお願いいたします。

ハーベスター料金についてお伺いします。3月定例会にも質問したんですけど、宮古地区ハーベスター運営協議会に対して市長から独占禁止法にかかるというような疑いがあるということで資料提出を求める文書がさとうきび対策室に送られております。その後市長はまだ返答が来ていないという答弁でした。その後に関してはどういうふうな返答が来たのか、その件に関して答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古地区におけるハーベスターによる収穫量や収穫面積など、宮古地区ハーベスター運営協議会から情

報提供は受けております。また、現在ハーベスター運営法人に対して収支決算書及び作業日報の資料提出を求めており、詳細な現状把握を早急に行っていきたいと思っていますところであります。現在10件の法人のほうから資料はいただいております。

◎栗国恒広君

資料の提出がまだされていない。これは、去年の10月に市長がさとうきび対策室に文書を流して、それが当局にまだ来ていないという状況かなと思うんです。ハーベスター運営に関してはですね、収支報告書、やっぱりこれが協議の基本となると思うんですよ。それがまだ出されていないというのは、製糖時期も終わって、宮古地区ハーベスター運営協議会では私には5月末ぐらいには出るんじゃないかという当初話でしたけど、これがまだ提出されていないということは、早目にですね、招集をしてハーベスター料金に関してはしっかり協議してもらいたいなと思っています。

続いて、生産法人の独自の作業料金設定についてですが、先日さとうきび対策室にちょっとお伺いしました。料金は設定してあると。料金表は表示できるのかと。まだそういう段階ではないという返答でした。やはり農家の皆さんが一番知りたいのは、サトウキビハーベスターのですね、料金をきちっと表示してほしいという強い要望がありますので、その点に関してちょっと見解をお聞かせください。

◎農林水産部長（松原清光君）

料金表示という質問ですが、まず生産法人は沖縄県農業協同組合に対して独自の作業料金を製糖期前に報告しております。農家への収穫料金通知につきましては、9月のサトウキビ要件審査、OCR調査ですね、でハーベスターの申し込みを受け付けしており、その際に農家とオペレーターの間で料金の確認をしているところであります。先ほどの栗国恒広議員がおっしゃっていた収支報告書をもとに我々も確認をしていきたいと思っておりますので、それが妥当かどうかまた再度確認していきたいと思っております。

◎栗国恒広君

ぜひですね、その辺の確認をしっかりとってもらいたいなと思います。

次に、サトウキビのトラッシュの再利用についてですが、現在サトウキビの収穫は手刈りからハーベスターへと移行し、その際葉っぱの部分を含めて全てのトラッシュがですね、製糖工場に持ち運ばれているという状態です。刈り取りが機械化へ移行するのは必然的だと私は感じております。その中で葉っぱを含めた部分が製糖工場に搬入され、そのトラッシュと言われる部分が製糖工場内に積まれてですね、行き場がないという状況になっております。そういう中で、製糖工場に先日お伺いしたところ、やはりこれを運び出すにはもちろん出費がかかる、要するにトラックが必要だということをおっしゃっていました。宮古島市は行政に先駆けてエコアイランドを推進していることからですね、地下水の水質保全、そして窒素濃度低減化もうたっています、エコアイランドで。そういう意味では、畑から出たトラッシュをまた畑に戻す、要するに循環型ですね、そういった意味でトラックの運搬費の補助はできないものか、それに関してはいろんな感じで先ほど皆さん議員の、沖縄振興特定事業推進費というのが、私も先ほど言ったように総務財政委員会で行ってきました。そういった予算が使えるんじゃないかと私は思います。そういった取り組みをしっかりとしながら、エコアイランドをうたっているこの事業ができないのか、その辺に関して答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

トラッシュの再利用については、夏植え更新や新規圃場整備地区へそのトラッシュを投入できないか、工場と生産組合とあわせて今協議をしているところであります。先ほど質問の沖縄振興特定事業推進費に活用できないかの質問ですけれども、確認したところ、補助対象の要件として県全域へ効果の波及が期待できる事業であるとのことから、トラッシュの再利用についてはこの事業には該当していないということであります。

◎栗国恒広君

時間ですので。農林水産部長ね、該当しないじゃなくてですね、やはり該当するような仕組みというか、それをもう少し考えてですね、ぜひ取り組んでほしいなと思います。行き場がないという、でも農家が求めているんです。地力アップにはこれが必要だということですので、ぜひ力を入れてほしいなと思います。

時間ですので、6月定例会の栗国恒広の質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時59分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

6月定例会一般質問を行います。まず、さきに通告いたしましたそれぞれの項目について質問いたしますので、当局におかれましては誠意あるご答弁を求めたいと思います。

まず初めに、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。幼保無償化に向けた市の取り組みについてであります。まず、保育料について、公立あるいは私立の幼稚園、それから認可保育所、認可外保育所における負担割合はどのようになるのか。例えばマスコミ報道等によれば、国において本年10月の消費税率10%への引き上げと同時に幼児教育と保育の無償化を実施したいとしておりますが、市の対応について国の方針と同様となるのかお伺いをいたします。

次に、給食費についてであります。現在の給食費の負担方法については、厚生労働省の発表によりますと、主食である御飯などが幼稚園においては月額約3,000円が実費負担となり、保育所においても3歳から5歳児において実費が負担されております。一方、副食であるおかずについてはおおよそ月額4,500円が幼稚園では実費負担であります。保育所の3歳から5歳児については保育料に含まれております。このように保育料については認可保育所と認可外の保育所で、また給食費についても無償化の対象となる3歳以上で見ると幼稚園と保育所で負担の違いによる不公平が生ずることになります。現在国、県からの指導や通知などはどのようになされているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

教育行政について伺いたいと思っております。まず最初に、学校統合によって廃校となった学校施設についてお尋ねをいたします。宮古島市においても学校規模適正化計画に基づき、来間中学校を皮切りに宮原小学

校と宮島小学校、そして今年度に入り、伊良部島の小中4校が廃校となりました。現在では伊良部島の3校と宮原小学校、宮島小学校の5校の学校施設が活用されることなく現存していますが、特に宮原小学校にあっては平成27年3月31日が閉校年月日となっております。既に4年が経過しているものの、現在においても後利用の計画など表立った動きも全く見られません。そこで、お伺いをいたしますけれども、統合によって廃校となった施設の後利用について現在の取り組み状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、学童疎開の碑の取り組みであります。この件につきましては私は既に平成28年9月定例会、そして平成29年の同じく9月定例会、そして平成30年3月定例会、これまで3回質問をしております。今回で4回目の質問となります。4回も質問をしますと、もうそろそろ5回目はないというふうには思っておりますけれども、この質問に対して市がこれまで対応していただいたのは、平成30年の市長答弁を受けて、平成30年6月号の「広報みやこじま」において、学童疎開の体験者が語る疎開の実態についての特集記事を掲載した、その1回のみであります。質問のたびに疎開体験者の皆さんは市の対応に大きな期待を抱き、必ず実現することを心から念じていたとこのことではありますが、結果はご案内のとおり、まことに残念でなりません。学童疎開の碑の建立について、私はそんなに多額の予算を必要とするものではないというふうに思っておりますけれども、一体何が障害となっているのか、なぜ宮古島市は他の市町村同様疎開体験者の思いにくみし、お世話になった宮崎県小林市への感謝の意を込めて碑の建立をしないのか、市長及び教育長の賢明なるご答弁を求めたいと思います。願わくは、もう4回目ですから、再質問がないようによろしくお伺いをいたします。

ちなみに、例を申し上げますとですね、浦添市は平成13年10月、宮崎県日向市庁舎玄関前、それから疎開先の小学校3校において碑の除幕式を行っており、現在の儀間光男参議院議員が浦添市長のとき一緒に多くの市民も参加して除幕式を盛会に行っておりますし、また南風原町においては平成21年6月に南風原文化センター内にそれぞれ記念碑の建立をしております。

次に、水道行政についてお伺いをいたします。最初に、近年における観光客の増加、そしてホテル、アパート、いわゆる集合住宅の建設ラッシュに伴う影響についてであります。初めに年間の給水量と1日当たりの平均給水量について。ホテル、アパート等集合住宅の給水申し込み増加件数と世帯数についてお伺いをいたします。この件につきましては、先ほど来何名かの同僚議員からも質問がありましたが、再度お聞きをしたいと思っております。

次に、このような給水量増に伴う市としての対策と今後の計画についてお伺いいたします。

次に、宮古島市においては水道計画が策定されているとのことではありますが、計画における目標年度の1日当たりの計画取水量と給水計画の数値目標についてお伺いをいたします。

次に、来間島における水圧対策についてお尋ねをいたします。現在来間島では、仮称ではありますがけれども、来間リゾートがリゾートホテル、コテージ等を今建築中であります。その来間リゾートのチラシを見ますとですね、ヴィラタイプの客室が106棟、それからホテル等については62室で、合計168室を設けることになっております。そういったことから住民の間ではホテルの稼働によって島の水圧が下がるとはならないかというふうな危惧をしている方々もいらっしゃいます。そこで、現状において市の取り組みはどのようなになっているのか、そして事業の進捗率についてもお伺いをいたします。

最後に、宮古島市の水道管の耐震化適合率とその改修計画についてであります。厚生労働省発表による2017年度全国で布設されている主要水道管のうち震度6強程度の地震に耐えられる割合を示すいわゆる耐震化適合率は、全国で39.3%であります。沖縄県は25.8%となっております。そこで、お伺いをいたしますけれども、宮古島市の耐震化適合率は何%であるのか。ちなみに、参考までに最も高いのは神奈川県で71.3%、最も低いのが鹿児島県の22.4%で、神奈川県との差が50ポイント近い開きがあるということでもあります。国においては早急にその改修事業に取り組んでいただきたいというふうな要望が出されているようにありますが、ぜひ宮古島市の取り組みについてよろしくご答弁を求めたいと思います。

以上、質問をいたしました。答弁をお聞きして再質問をいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

学童疎開の碑の建立についてお答えをいたします。

4年目、4回目というようご指摘でございます。学童疎開の碑については、上地廣敏議員からもご指摘ありましたように、昨年の平成30年6月号の市の広報誌でもってお二人の体験者の話を掲載させていただきました。疎開体験者のご意見と申しますかね、碑の建立についての意見、考え方を、大勢ではありませんけれども、いろいろ聞いたところです。なかなか体験者の中でも建立の必要性については、もちろん建立すべきである、あるいはその必要ないだろうというような意見が分かれておまして、統一したものになっていないという状況でございます。そのためか体験者の方々からまとまった要請でありますとか、要望でありますとか、そういった意見が届いていないという状況でございます。このような状況にあることから、市としましては碑の建立について積極的な取り組みを今のところしていないという状況でございます。

ちなみに、南風原町の例ですと、期成会を設立、結成いたしまして、費用の捻出でありますとか、そういった取り組みをしております。ちなみに、碑の建立に当たっては110万円ほどかかったと、そのうちの60万円を期成会、寄附金で工面いたしまして、期成会、これの中には当然疎開の体験者も含まれておりますけれども、期成会が50万円を負担したという内容でもって碑の建立をしたということでございます。そのため碑の建立に当たっては体験者の方々も何かしらの負担も生じてくるでしょうし、市で単独でもってですね、それを設立すると、建立するということはなかなかできない状況であると。つまりはまずは体験者の皆様方の意思を統一させること、また強い要請があること、要望があること、これが先ではないかというふうにご考えております。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

幼児教育、保育の無償化についてでございます。まず、保育料についてでございますが、国の示しているとおり、10月1日から幼稚園、認可保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児の全ての子どもたちの利用料が原則無料となります。また、ゼロ歳児から2歳児の利用料については非課税世帯を対象に無料となります。負担割合についてでございますが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。また、私立幼稚園につきましては2万7,500円を上限に利用料が無料となります。なお、現在宮古島市の幼稚園においては上限額を上回っている園はないということでございます。また、認可外の保育施設等につきましては、都道府県等に届け出を行い、国の定める指導監督基準を満たすことが必要と

なっております。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とし、5年間の猶予期間を設けることとなっております。このことから、認可外保育施設を利用する子供たちについては、3歳児から5歳児は月額3万7,000円、ゼロ歳から2歳児は非課税世帯を対象に月額4万2,000円までの利用料を無償化することとなっており、上限額を上回る場合は自己負担となります。確認したところ、宮古島市における認可外保育施設について上限額を上回る園はないと聞いております。

次に、給食費についてでございます。無償化実施後の給食費についてでございますが、こども園の1号認定の児童におきましては、現行どおり施設においての徴収となります。2号認定の児童の副食費につきましましては、各保育施設での実費徴収となります。ただし、1号認定、2号認定ともに年収360万円未満相当の世帯の子供たちは無償となります。1号認定、2号認定ともに所得階層にかかわらず第3子以降の子供は副食費が無償となります。3号認定の児童につきましましては、これまでどおり保育料に含んだ形で徴収することとなります。なお、幼稚園に関しましては給食の提供はありません。

#### ◎教育部長（下地信男君）

学校統合による学校施設の後利用につきまして、統合等によって閉校となった学校は、上地廣敏議員ご指摘の宮原小学校、宮島小学校、それから伊良部地区の学校がございます。現在後利用が具体的に進んでいますのは宮島小学校のみでありまして、宮島小学校の利活用につきましては、島尻自治会を中心に自治会会員や地元出身者で構成する共同事業体を組織して、学校施設の再利活用計画が策定され、市に提案されております。市では、提案された計画を公有財産検討委員会に諮りまして、この計画が地元の理解が得られている計画であるかどうか、地域の活性化が図られ、市民全体の利益にかなうものかどうか、それから実現性があるか等の観点から評価を行い、この跡地利用計画を了として、施設を島尻自治会へ無償貸し付けする手続を進めております。

それから、宮原小学校につきましては、これまで幾つかの利活用の申し出があったと聞いておりますけれども、校舎の築年数が30年以上とかなり老朽化しているということもあり、具体的な計画の提案に至っていないというのが現状でございます。

伊良部地区の3小中学校につきましても、閉校後間もないということもありますけれども、ただ地元の方々からは活用方策を提案していきたいというのは聞こえておりますけれども、具体的な計画の提案には至っていないという現状でございます。

市としましては、老朽化している学校施設は方向性として解体する方向で考えておりますけれども、利用する側がみずから施設に改善を加えて、なおかつ地域の活性化や公共の福祉に資するような利活用計画の提案があれば、市としては検討する方向で考えております。

#### ◎上下水道部長（兼島方昭君）

5項目6点いただいております。観光客の増とホテル、アパートの建設に伴う影響について、年間給水量及び1日当たりの平均給水量、これは聞き取りで3年間でよろしいですね。過去3年間の年間給水量は2016年度約838万1,000トン、2017年度約874万2,000トン、2018年度約892万3,000トンとなっております。

次に、1日平均給水量はということですが、2016年度は約2万3,000トン、2017年度は約2万4,000トン、2018年度は約2万4,500トンで、この2年間で増加水量は1日当たり約1,500トンの増加となっております。

続いて、ホテル、アパートの増加件数については、2017年度はホテル等が19件、アパート、これは宿舎

等を含みますけれども、39件で690世帯の増加、2018年度はホテル等は10件、アパート等が37件で565世帯の増加となっており、この2年間でホテル等は29件、アパート等は76件で1,255世帯の増加となっております。

続きまして、給水量増に伴う対策と今後の計画について何うということですが、市としましてはこれまで増加する給水量に対応するため、2018年度において東添道水源地の開発を行いました。それに伴い浄水処理能力の強化を行う必要があるため、早急に緩速ろ過池の1池の増設が必要となります。具体的内容は、そのための調査設計を今年度で行い、次年度の2020年度において新たに1日当たりの処理能力が3,300トンの緩速ろ過池を1池増設いたします。また、将来的には1日当たり2,000トンの新たな水源開発を行う計画となっております。

水道計画による目標における給水計画の数値目標はということですが、水道計画は2026年度を目標年度として1日当たり計画取水量3万8,400トン、給水能力3万7,300トン、1日平均水量2万8,200トン、1日最大給水量3万7,000トンとしております。

来間島における水圧対策についてですが、近年来間島は観光客や飲食店が増加し、水道水の使用水量が増加しております。使用のピークの時間帯においては、比較的水圧の低い状態になることがございます。そのため住民からの要望も踏まえて、住民生活に支障が出ないような対策が必要であるとして、現在水圧を改善するための調査設計業務を9月までの工期にて発注しました。その結果をもとに本年度内にて対策を講じてまいります。

水道管の耐震化適合率と改修計画について。水道施設の耐震化については、水道施設の技術的基準を定める省令により定められております。本市は新技術の耐震管を平成24年度から採用しており、導水管、送水管を含む配水本管の耐震化適合率は平成29年度末現在19.3%となっておりますが、今年度から袖山浄水場から野原配水池までの送水管、350ミリですが、の約4キロの耐震化を行うこととしております。また、将来的には袖山浄水場から県立宮古病院までの区間を重点拠点施設区域として約3.8キロの耐震化、450ミリですね、等を行うこととしておりますので、2025年度までの耐震化率は40%を超えることとなります。

#### ◎上地廣敏君

再質問をしたいと思います。

まず、最初に答弁のありました学童疎開の碑の取り組みであります。企画政策部長答弁にもありましたように、最後質問したのは平成30年3月定例会でありますけれども、そのときの企画政策部長の答弁、今度やったような答弁、ほとんど一緒であります。南風原町の文化センターの玄関前にある学童疎開の碑の建立の事業費用110万円かかったと、うち60万円を市が負担して、体験者、疎開をした方々を含めて50万円を集めて、合計110万円で建立されているというふうなことです。南風原のものは効果がありましたけれども、宮古島はよく観光で見たお客さんだとか、あるいはトライアスロン等々いろんなイベントを通じて宮古島に来る方々はですね、宮古島の人は非常に情が厚い、とても親しみやすいというふうな話がよくマスコミ等でも報じられております。しかし、昭和19年8月ごろ学童疎開船は出たわけでありまして、疎開先の宮崎あるいは二、三日前の新聞に沖縄タイムスに載ってございました。中城村で今6月5日から7月1日までの期間を通して護佐丸歴史資料図書館で学童疎開の資料展示会をやっているというふうな、これは新聞記事でありますけれども、こういったのが載ってございました。他の市町村は、いろんな形で学童

疎開について住民に知らしめていると。あるいは、浦添市に至ってはわざわざ現地まで出向いて碑の建立、除幕式をやって、そして現在に至るまで児童生徒の交流事業も続けていると。私が把握している限り浦添あるいは宜野湾、中城、そして南風原、そして豊見城、那覇、こういった市町がですね、積極的に戦時中大変お世話になりましたという形で疎開体験者も含めて、そしてまた小学生の方々の交流事業を積極的に展開をしているというふうなことからすると、宮古島市は全く、行政もそうでありますけれども、疎開した方々が実行委員会を立ち上げて取り組んでいただいて、そして市はバックアップをしたいというふうな逃げの答弁ばかりをやっているというふうには私には思えてならないわけでありまして。疎開をした昭和6、7年生、8年生ですね、この方々はもう90歳近くになっております。昭和8年生でも86歳、87歳。こういった方々に皆さん実行委員会つくって、碑の建立が必要であれば市もできる範囲において協力しますよと投げてもですね、そういった高齢の方々にまずできる道理は、大変失礼な言い方ですけども、まずできるというふうなことは難しいと思います。むしろ市がですね、積極的に意見を聞きながら引っ張っていくというふうな形でしないと、これはいつまでたっても宮古島市は恩を受けたにもかかわらず知らんふりをしているというふうに向こうの受け入れ先の市の方々に思われても仕方がない、私はそういうふうには思いません。これについてですね、ぜひもう一度、本当に先ほどの答弁のとおりでこれからずっとやっていくのかですね、私は通告書には教育長あるいは市長の見解を賜りたいと、これについての思いを賜りたいというふうに通告はいたしました。企画政策部長の答弁は市長答弁というふうに考えましてですね、今度は教育長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

#### ◎教育長（宮國 博君）

学童疎開につきましては、私どももこれまでの日本の歴史を、近代史を学ぶ中でしっかりと認識はしているつもりでございます。ただ、行政主導ですべきだというふうな上地廣敏議員のお考えですけども、基本戦争にまつわるもろもろの碑とか、記念碑とかですね、いろんなものはまずは当事者がそれについての意思表示をするということでございます。そして、当事者がお亡くなりになった場合には、その遺族がそのような形での意思表示をするというのがこれまでの一般的な一連の流れでございます。ですから、上地廣敏議員がおっしゃるようになりますね、私ども行政のほうから先に動くというふうなことじゃなくして、まだ健在の方々もおられます。私の先輩方にもたくさんいますし、そして私の親戚もまだ疎開の経験を持っている人たちもおりますけれども、いまだそういう動きが見えないというところが今日的にはあるわけでございます。ですから、その動きを取りまとめて、何らかの形での意思表示を示していただければそれなりの対応をとるといいますか、そういうのは考える必要があろうかと思っております。

ただですね、これまで上地廣敏議員おっしゃるほかの地域と違うところが実は宮古島の疎開にはございます。どういうことかといいますと、たくさん地域に散らばって疎開をしているわけなんでございます。九州のほうに行った人たちもおられます。それから、台湾のほうに疎開した人たちもおられます。もろもろ疎開先というのがですね、幾つか散らばっているというふうな状況の中で、私たちがこれから主導していく場合に、じゃ台湾の疎開先にしましょうかとか、では宮崎にしましょうかとか、あるいは熊本にしましょうかというような形にはなかなかできない話でございますので、どうぞ、上地廣敏議員たくさんの疎開の経験者をご存じのようでございますので、上地廣敏議員のほうからも積極的にそういう人たちに働きかけてですね、意思の統一をお願いしたいと思っております。



◎上地廣敏君

今台湾への疎開の話が出てまいりました。私は、台湾へは学童疎開ではないと思っています。宮古島から学童疎開をしたという市史に載っているのは宮崎県などです。熊本県の話も出ましたけれども、これは中城村の小学校、当時の津覇国民学校、あるいはもう一個ありますけれども、そこから約190名の方々が現在の山鹿市に疎開をしているわけです。教育長の答弁も市長答弁と同様に、一義的には疎開をした方々がいろいろ話し合いをして市に要請するなりすべきだと、それがない限り我々は動きませんよというふうな答弁だと思いますが、それでいいですか。

◎教育長（宮國 博君）

上地廣敏議員、その話じゃないんです。疎開している人たちというのは、いわゆる学童疎開として小林市のほうに行ったというふうなこともございます。それから、その組織じゃなくて別の組織でいろんなところへ疎開している人たちがおられますのでね、そういう人もある意味さきの大戦で何らかの形での被害といいますか、戦争の影響を受けた人たちでございますのでね、そういう人たちの意思というのがしっかりとまとまった状態の中で、その中からどこでどういうふうな形での碑を建立するかというふうな話がないことには、私どものほうから動くというのがなかなか難しいと、それから一般的でもない、こういうふうなことを申し上げているところでございます。

◎上地廣敏君

時間もありませんから、また今回で4回目の質問ということでですね、4回とも同じような答弁に終始しております。もう一回は質問しませんけれども、ぜひ浦添市のほうあるいは県内の実際に碑を建立した、そういった実績のある市、そういったところを聞き取りをしてですね、市に仮に学童疎開の碑でなくても、何らかの形でのそういったお世話になったところへの何かできないのかと、別の方策もあると思います。そういったことをぜひ考えていただきたい、このことは強く申し上げておきたいと思います。

時間がありませんから、先に進みますけれども、次にですね、保育行政についてであります。消費税率の10%への引き上げと同時に、今保育所の保護者の皆さんあるいは幼稚園児を持っている保護者の皆さんは消費税率の10%への引き上げ、10月から果たしてどんな形で宮古島市の保育料あるいは幼稚園での保育料、給食費が変わっていくのかというふうなことについて非常に興味を持っております。答弁について再質問ということではありませんが、私は国の厚生労働省の方針どおり宮古島市も取り組んでいくというふうなことに、そういうふう信じていいのかどうかですね、ぜひ市民にもう一度そのことをはっきりとお伝えしていただきたいと思いますので、答弁をもう一度お願いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、国の示しているとおり、10月1日から幼児教育、保育の無償化について実施してまいります。

◎上地廣敏君

次に、学校統合によって廃校となった施設の利活用であります。実は今教育部長の答弁で宮島小学校の再利用、後利用について宮島の自治会などからいろんな提案があります。それを今精査しているところであるというふうな答弁だったと思いますが、それにしてもですね、ちょっと時間がかかり過ぎているんじゃないかなという気がいたしますので、もう少しペースを上げてですね、早目に教育委員会からの許認可

といたしますか、そういったオーケーが出るような形で事務を進めていただきたいというふうに思います。

実はなぜこういったことを言っているのかといたしますとですね、これもマスコミに載っておりましたけれども、昨年10月30日付の沖縄タイムスで大宜味村の津波小学校跡地の体育館を利用してですね、高級魚であるアカジンの陸上養殖を始めていると、これは津波小学校の体育館を利用してですね、体育館に15トンの水槽を36基設置をして、稚魚については中国から輸入をして、今アカジンの約8,000尾を養殖をしているということ、それからヤイトハタ、これも県内でもヤイトハタについては石垣あたりで試みているようでありましてけれども、こういうふうに他の地域では民間のアイデアを入れて、何社か応募があったようです。プロポーザル方式でですね、計画を聞いて事業者を決定しているということですね。だから、これも例えば地域の自治会ではなくてもですね、民間が入ることによってその地域が活性化していく、あるいは地域に雇用が生まれていくということであれば、これは全然問題ないというふうに私は思います。そういったことからですね、二、三日前に大宜味村役場のほうに教育委員会の担当ですか、聞きました。県の教育長あるいは文部科学省との学校の後利用についての手続、そういったものはどれくらいの期間で、どういった形で進めましたかというふうなことを聞きました。そんなに難しい問題ではないというふうな形を言っておりましたけれども、ぜひそういった先進のところも参考にですね、この後利用についての事業を進めていただきたいというふうに強く要望をいたしておきます。

ちなみに、もしこの後利用について宮島小学校、島尻自治会ですか、と民間も入っての事業計画などがあるようでしたら、大まかにといたしますか、簡単にもし説明できるのであれば説明をしていただきたいと思います。

(「ちょっと休憩」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後2時13分)

再開します。

(再開＝午後2時13分)

◎教育部長(下地信男君)

学校施設の後利用の宮島小学校の取り組みですけれども、先ほど答弁しました。もう契約の前まで来ています。市としては、島尻自治会から出された計画は公有財産検討委員会でも審議をして、了としてこの計画を進めていこうということになっておりますので、ちょっとまだ整理すべきものがありますので、その辺を整理してからということですが、宮島小学校は、先ほど申し上げましたように、地元自治会の構成、地域住民の皆さん方、それから出身の皆様方で共同企業体、事業体というのをつくってですね、進めていこうということにしております。具体的には、体育館をまずはスポーツ事業として地域の皆さん方の体力向上とか、あるいは観光客とのレクリエーション、触れ合いの場として使いたいということと、教室もですね、介護事業あるいは老人ホームの診療所とか、飲食サービス業、それから食堂、居酒屋、宿泊サービス事業、それから運動場はイベント広場として使っていくという具体的な計画が出されております。ただ、一番大事なことは地域の皆さん方がその計画を理解をして、一緒に進めることができるか、実現に向けて一緒にやっつけていけるかというところでございますので、ことしの地元での合意形成をぜひとってくれとい

うことで、地元で臨時の自治会を持ってですね、この計画を提示して、それからどういった人方がかかわってくるのかという部分も含めてですね、合意してもらったところです。これが民間というご指摘ですけども、地元の皆さん方が学校施設を、宮島小学校施設をですね、自分たちの財産として活用していくという取り組みは今後の跡地利用計画のですね、モデルケースになるということで、しっかりこれは成功の道を開いていきたいということでございます。

◎上地廣敏君

ご答弁ありがとうございます。

次に、水道行政について少しばかり再質問をいたします。まず、来間島の水圧の件でありますけれども、来間島は今ちょっと調べてみますとですね、5月末現在で世帯数が99戸、人口が158名、世帯数は多くなっておりますけれども、以前よりですね。人口は百七、八十名から若干少なくなっているような気がいたします。ただしかし、来間島も今クルーズ船のお客さん方、クルーズ船が入港するたびに大型の観光バスが連なって与那覇前浜、あるいはそこを通り過ぎて来間島まで行っているのが現状であります。観光バスも何台かの観光客の皆さんが全部おいて島を、集落内を闊歩しているというふうな状況が来間島のほうに行きますと目につきます。そういった意味では、当然来間島の戸数あるいは人口と関係なくですね、観光客が使う水道水量も自然に多くなっていくと、あるいはその観光客の皆さんは昼間でありますから、水道需要が多い時間帯にも重なって水圧が下がっているというふうな話なども出ております。先ほどの上下水道部長答弁では、今設計を発注して、9月をめどに設計が発注されておりますと、設計が仕上がり次第、年度内に加圧できるような工事を発注したいということでもありますから、ぜひ取り組みを急いでいただきたいと思えます。

さきにちょっとご紹介しましたけれども、今、仮称でありますけれども、来間島リゾートのほうも168室が予定されて、恐らく年内はちょっと厳しいかもわかりませんが、年明け早々にはオープンをする可能性もあります。したがってですね、向こうについては受水槽を独自に設置して、夜間の間に受水槽に水をためておいて、昼間は受水槽から使いますというふうなことで、特に来間島の生活用水の水圧とは関係ないというふうなお話しておりますが、しかしそういったことであってもですね、中には老人の皆さん方はですね、あんな大きなホテルが建って、106棟のですね、コテージやヴィラが建つと必ず水圧は下がるというふうに不安がっている住民の方もいらっしゃいますからですね、上下水道部長、来間の水圧については観光客が来間リゾートに入ってきててもですね、そういった生活用水については全く心配はないというふうなことをもう一度答弁をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

先ほど来話しているとおり、来間島の水圧には影響はしないということになります。ただ、これまでもタンクの水位が低いということで、それに加えて観光客がふえ、使用量がふえているということですので、これに対応する施設を加圧ポンプを設置したいと考えております。

◎上地廣敏君

最後にもう一点ですね、再質問をいたします。

厚生労働省の言っている水道管の耐震化率については、国は国土強靱化基本計画で2022年度末までに適合率を50%以上にするというふうな目標を掲げて今取り組みを強化しているというふうなことであります

が、先ほどの上下水道部長答弁で宮古島市においては2025年度、令和7年度までに耐震化率が40%を超える、40%超になるというふうな計画でありますという答弁でありました。ぜひですね、国が言っている2022年度、令和4年までには国のほうは50%にやってくれという目標設定をしておりますので、宮古島市においてもですね、やはり国のそういった計画目標に向かって2025年度、令和7年度で40%と言わずにですね、できることであれば急ぎ改修をされてですね、耐震化率を上げるような取り組みもやっていただきたいというふうに思います。というのはですね、二、三日前の新潟、山形での地震で水道管が破裂をして断水が発生しているというふうなのがきのう、おとといから盛んにテレビでも放映されておりますけれども、宮古島でも震度6強の地震がないとは限りません。したがって、耐震化についてはですね、ぜひ力を入れて取り組みをしていただきたいと。最後に上下水道部長の決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

2022年度までに国の方針が50%ということなんですが、ちょっと予算も絡んできますので、なるべく整備率を上げながら耐震化率を上げていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

◎上地廣敏君

最後に要望をしたいと思います。

一般質問等の答弁において、市長あるいは市長以下部長の皆さんから今後検討いたしますとの答弁がよく聞こえます。そのことについて、先ほどの午前中の質問、栗国恒広議員でしたか、質問でもこれはもう質問を始めて4年ぐらい経過しますよというふうな発言もあったと記憶しておりますけれども、検討してみたい、あるいは取り組みたい、検討して取り組んでみたいというふうな答弁についてですね、ぜひ、これは要望ですから、総務部長なり、あるいは企画政策部長なりですね、年に1遍で結構だと思います。議会で答弁された検討しますというふうな答弁について各部長にですね、そういった項目については年に1回状況の報告を出しなさいというふうな形でやっていただけないものか。そういうことをすることによってですね、3年も4年もかかって、私の先ほどの学童の疎開の碑ではないんですけども、3回も4回も質問するということはなくなるというふうに思っております。それがひいては事務執行の効率化にもつながっていくと思っておりますので、ぜひこれについては市長のほうからもですね、各部長に指示をして、検討すると答弁したことはどうなっているんですかと、その報告を出しなさいというふうな指示をぜひしていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎平良和彦君

一般質問2日目ですね、4番目になります議員番号5番の平良和彦です。よろしくお願いたします。この時間はですね、かなり眠くなる時間でございます、寝る方は寝てもよろしいですけども、当局におかれましてはですね、関係のある方はですね、ぜひとも起きてですね、聞いていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います、いつも私はですね、市民の目線に立って意見を述べたいと思っております。また、ご答弁は市民がわかりやすい説明と誠意あるご答弁をお願いしたいと思っております。

一般質問に入る前にですね、少しだけ。先月の5月27日から30日の間、3泊4日で関東の千葉県、東京都、埼玉県のほうに総務財政委員会で視察に行ってきました。出発はみやこ下地島空港からジェットスター・ジャパンで成田に行きまして、成田空港にあるジェットスター・ジャパンの本社を訪問してまいりました。7月3日には関西空港からみやこ下地島空港のほうに出航する予定だということも話されておりました。それから、国土交通省港湾局産業港湾課長による、クルーズ船によるインバウンドについて、それからまた内閣府の沖縄政策担当参事官による沖縄振興特定事業推進費についての説明を受け、勉強してまいりました。それから、ところざわ未来電力について所沢市の環境政策課の課長と3名の方から親切に丁寧に詳しく説明を聞いてまいりました。それで、所沢市は全国市区サステナブル度とって、SDGsという持続可能な開発目標という意味ですね、先進度を調査するというのがあります、何と環境部門で全国1位を獲得したというふうに誇らしげに私らに話しておりました。そうしたら、ちょうどですね、きのうですか、宮古新報、新聞のほうですね、宮古島市でもSDGsの勉強会の記事が載っております。そうしたら、我々宮古島でもですね、エコアイランド宮古島の5つのゴールとしまして、地下水水質、窒素の濃度の削減、また家庭系ごみ排出量の削減などを挙げておりました。所沢みたいですね、全国1位とはいかないんですけども、市民をですね、巻き込みまして、島全体で取り組むことが一番いいのかなと期待を申し上げたいと思っております。報告が長くなりましたが、今回の視察をですね、今後の議員活動に生かしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、さきに通告してありますので、一般質問を行いたいと思っております。まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。宮古島の農業の後継者問題についてですが、毎年ですね、各地域に行きまして共進会等があります。だんだんと実施する地域も少なくなっておりますが、サトウキビ部門や畜産部門、出荷野菜部門などの生産者の日々のですね、努力等を成果を評価して、優秀な農家にですね、表彰を行っておりますが、私も参加して思うんですが、年々高齢化が進み、表彰される方、前のほうにね、出られる方なんですけども、10名ほどおりましたら、大体を80歳以上が占めているような状況でございます。このようなことからですね、これまで子供産み育ての源として宮古島市は基幹産業であるサトウキビですね、それを中心に農業で生計を立ててきたという歴史もあります。そういう農業をですね、どのように続けていくのか、これが大きな課題だと思います。

例えばサトウキビ生産の場合ですけど、いろんな作業に携わっている、宮古島市はそれで成り立っているのかなと思うんですけども、収穫するときは手刈りまたはハーベスターで行う。次にユニックでサトウキビをトラックに積み、サトウキビ製糖工場まで搬送すると、製糖工場から製品を栈橋まで輸送し、そこから船で本土のほうに輸送するんですが、そういった5つの作業、仕事があるんですけども、これらは雇用をですね、もたらし、また収入等が発生します。それで生活をしております。そこで、後継者がなくなった、大げさでございますが、極端に激減した場合ですね、今後の宮古島の社会形態もですね、変わってくるのかなと、大きく変化してくるんじゃないかなと考えます。このようなことからですね、市として農業全般の後継者問題をどのように考えているのか、また対策等はあるのかお伺いいたします。

続きまして、旧城辺庁舎跡地利用についてですが、これまでも屋内ゲートボール場の施設整備、それから福祉関連の施設整備、道の駅の施設整備、それから図書館と資料館の複合施設等々が挙がっておりまして、議論されてきましたが、現況の旧城辺庁舎跡地利用のですね、進捗状況と今後の計画についてお伺い

いたします。

次に、宮古空港横断トンネル道整備についてですが、この案件もですね、これまでも多くの議員が質問を行ってまいりました。また、宮古空港横断トンネル道整備促進期成会もですね、平成28年11月に立ち上がっておりますし、12月には沖縄県のほうに整備要請を行っております。それから、平成31年当時ですけれども、沖縄振興拡大会議にも宮古地区提出要望事項としても上げておられます。この道路は今後重要で必要だと私は考えておりますが、ところが県の見解はですね、平良城辺線と平良西里線の2路線を4車線化して空港周辺の交通量をさばいていると言っておりますが、現状では城辺線の4車線もかなり混んできております。また、千代田駐屯地のほうにも、今までも380名余りの方が入っておりますし、これからも約420名増加する予定でございます。また、これら家族も加わると約1,200人ぐらいの増加となります。それとまた、仮称でございますけれども、サンエー宮古島シティが宮古空港向かいのJ T A ドーム宮古島の隣にですね、開発を予定しているとともに、宮古空港のほうにもですね、観光客もふえてくる見込みだと思います。このようなことから、宮古空港横断トンネル道は市街地と空港東側の上野地域、また城辺地域などのアクセス道路としてぜひ必要だと私は考えますが、現在の宮古空港横断トンネル道整備の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

続きまして、建設行政について、まず最初にクマザ海岸への道路についてです。現在海岸付近にホテル等が完成しまして、観光客の増加が見込まれております。そこで、地元の漁師や農業者が車でですね、作業などに行く際に観光客のレンタカーとすれ違う機会が増えると考えられます。それから、製糖時期になりますと大型ダンプ等も行き来しますし、そのことからこのクマザ海岸の道路は大変危険な交通状況が予想されます。下り坂の道路にはですね、曲がりくねったかなり大きな急カーブがあるんですが、この道路の脇が崖になっておりまして、そこでガードレールがなくて危険な状況でもあります。観光客の皆さんはですね、ほとんどふなれな道路なので、崖のほうにですね、万が一突っ込んだらどうするのかなと怖くなる思いもします。また、そういうことですね、クマザ海岸への道路拡張とカーブミラーやガードレールの設置はできないものかについてお伺いいたします。

次に、官民連携による国際クルーズ船拠点についてですが、これは下地勇徳議員、また栗国恒広議員も質問しておりましたが、質問しましてですね、これはお二人の質問の答弁をまとめて答弁してもらえればと思います。まず、質問ですけれども、平良港における国際旅客船拠点形成計画によりますと、旅客施設等に投資を行う民間事業者のカーニバル社と協定を提携しまして、クルーズ船乗客の受け入れの中核となる施設のC I Qスペースや商業スペースを完備した旅客ターミナルを建設して、平良港のクルーズ拠点形成に取り組むということで、また供用開始が2020年となっております。その現状の進捗状況はどうですかという質問でございますが、先ほど言いましたように、下地勇徳議員とですね、栗国恒広議員のですね、答弁をまとめて答弁していただければと思います。

続きまして、東平安名崎公園の整備についてですが、たしか前回、3月定例会で令和元年の公園事業補助金の予算額は1,600万円を計上し、公園施設長寿命化計画に基づいて整備していくと答弁をしておりましたが、その後東平安名崎公園の整備のですね、工程等はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、農業行政について、最初にクジャクとイノシシの駆除についてです。毎回この質問を私行っておりますが、どうしても駆除を行っている一方ですね、なかなか減少していないように見受けられるんです

よ。それは、猟師が宮古島市には11名ほどですか、少ないからだと考えますけども、猟師をですね、ふやすために知り合い等にですね、狩猟免許を取得したらどうかと声をかけますが、試験会場がですね、沖縄と石垣にしかない、また試験料もですね、かかるということで、いろいろあってですね、なかなか取得する人がふえないのが現実でございます。それと、農家の皆さんの声が最近ですね、農業作業中にイノシシがですね、畑に出没したらどうしようとかですね、突っ込んできたらどうしたらいいのかと非常に怖がっている方もおります。今はまだ人的被害が出ておりませんが、今後頭数がふえていくと心配になってきますので、どうにかいい策がないかと思っております。

それから、クジャクの件ですが、この時期ですね、クジャクの繁殖期なのか、群れになって多く見受けられます。そのせいかクジャクがふえているような気がしております。そこで、今年度ですね、クジャクとイノシシの駆除計画と、また大がかりではないんですけども、農家ができるような対策等がないのかお伺いいたします。

続きまして、近年サトウキビ株出し管理機が普及しているせいもありまして、株出しの畑が多く、またみんなとは言いませんけども、株出しのほうではですね、肥培管理をおろそかにしているような農家がふえているように思います。また、雑草をですね、除去しない農家も多いと聞こえてきております。これは除草剤の代金をですね、出し渋っているのかなと私は思っておりますが、これまで近年3年間の株出し面積全体の作付面積は何%を占めているのか、またサトウキビ畑等の除草剤を購入する農家への補助金交付はできないのかお伺いいたします。

次に、害虫アオドウガネの発生について、サトウキビ栽培の主流が夏植えから株出しに変わったことも増加の要因と見られますよというふうに聞いておりますが、また夏植え栽培が主流のところはですね、新植前の耕うん作業で地中の幼虫などを駆除してきたと言われております。今は誘殺灯が主流となっていることから、幼虫がふえていると考えられます。このようなことからですね、サトウキビ土壌害虫アオドウガネが異常発生しているように見受けられますが、農家にはどのような被害が考えられるのか、また被害を最小限に抑える対策はあるのかお伺いいたします。

続きまして、教育行政についてです。最初に、城辺図書館について、前回の3月定例会で総務部長がですね、栗国恒広議員の質問に、公共施設等総合管理計画について、城辺図書館は廃止となっておりますという答弁をしておりました。そのことについて城辺のですね、複数の住民のほうから城辺地域の住民のよりどころがなくなっていくねという声があります。そこで、城辺図書館のですね、今後の図書館機能をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、宮古島市スポーツ協会についてですが、砂川恵助会長はですね、時代の変化に柔軟に対応しながら、市民の期待とニーズに応える組織づくりに全身全霊で取り組みたいと決意表明をし、立ち上がった協会でございます。ことしの大型連休中にも、児童生徒を対象に午前中の施設を無料で開放したり、また競技人口の底辺拡大を狙って独自の企画を打ち出しておりました。その結果、総合体育館では315名の方、また陸上競技場では421名が利用しております。市民からは、祝日もあけてくれる宮古島市スポーツ協会の皆さんの柔軟な対応がありがたいと、また祝日にも体を動かせる場所があるということはどうしてもいいと好評ですが、宮古島市スポーツ協会に委託して間もないんですけども、どのような状況なのかお伺いいたします。

次に、各小中学校へのクーラー設置について、セミが鳴く季節がやってきました。勉強する環境を整備し、快適な状況で授業に集中させ、教育長がいつも言っているように、方針ですね、学力向上につながればと考えますが、教育長、各小中学校へのクーラーの設置の進捗状況はどうなっているのか、また設置学校ですね、順番等はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、城東中学校の関係の質問になりますけども、毎回行いますが、今年度ですね、城東中学校の整備事業の工程、また城辺地区統合中学校実施計画策定委員会を何回開催する予定なのか、またその内容についてお伺いいたします。

続きまして、観光行政について。宮古島には110万人以上ですね、観光客が訪れてきております。その中に外国人客も多く含まれてきております。その外国人の観光客の通信手段は観光庁による訪日外国人旅行者の国内における受け入れ環境整備に関するアンケートによると、無料公衆無線LANが最も多くですね、次にモバイル、ワイファイルーター、次に国際ローミング等の順となっています。それと、沖縄県ですね、平成29年度外国人観光客実態調査報告書によると、外国人観光客の不満足事項のトップはワイファイ環境であると、特に離島、港湾における満足度の低さが顕著であり、改善が急務であるというふうに言われております。このようなことからですね、本市では第2次宮古島市観光振興基本計画の事業展開の満足度の向上につながる受け入れ基盤、環境の整備とありまして、また情報発信の通信環境、ワイファイの設置の充実とあります。私は宮古島はですね、平たんであり、通信環境に適していると思いますので、そんなに石垣市みたいに大きな山があるわけではございませんので、鉄塔等を建てればみんな同じようにつながるのかなと考えておりますが、島全体ですね、観光地にワイファイの整備をしたほうがいいのではないかなと考えております。この情報発信ですね、通信環境の今後の展開をお伺いいたします。また、先ほど内閣府等で勉強してきましたが、沖縄振興特定事業推進費を充てることはできないものかお伺いいたします。

その後ですね、当局の答弁をお聞きしまして再質問を行いたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

旧城辺庁舎の跡地利用の進捗状況についてお答えいたします。

旧城辺庁舎の跡地利用につきましては、児童館その他複合施設を整備することが決定し、平成30年度に基本構想を策定いたしました。今後の整備スケジュールでございますが、今年度基本計画を策定する予定となっております。令和2年度に基本設計、実施設計、令和3年度に建設工事を行い、令和4年度の供用開始に向けて進めてまいります。

#### ◎農林水産部長（松原清光君）

4点の質問がありました。順次お答えをしていきたいと思っております。

まず最初に、農業の後継者問題についてどのように考えているのか、また施策はあるのかとの質問があります。全国的に後継者問題が懸念される中、宮古島市においては新規就農一貫支援事業のスタートアップ支援事業による農業の担い手の育成、確保の課題解決のため、就農相談から就農定着までの支援を行っております。また、農業次世代人材投資事業を活用し、次世代の農業者となることを志向する者に対し、就農に向けた技術、知識の習得支援及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付し、担い手育成、確保



への取り組みを行っているところであります。また、畜産農家においては、高齢化や担い手不足等により年々減少傾向があります。そのことから、本市では沖縄県振興特別交付金を活用して、今年度から沖縄離島型畜産活性化による団地型畜舎を建設することとしております。施設の個人投資を軽減し、畜産業に取り組めるようにしてまいります。

続きまして、クジャクとイノシシの駆除計画または農家のできる対策についてお答えをいたします。イノシシの駆除計画につきましては、沖縄県猟友会宮古地区へ委託して、わな及び箱わななどによる捕獲を実施しております。先月は、職員でイノシシの生態調査を行い、生息範囲の確認や防壁網の補修を行ってまいりました。また、今年度は石垣地区猟友会へ委託し、3年ぶりに猟犬による駆除を実施してみたいと思っております。各農家を含めた取り組みといたしましては、養殖で利用していたモズク網を希望農家に対し提供しますので、圃場を囲むことでイノシシによる作物被害を防ぐ取り組みを行ってほしいと思っております。イノシシとクジャクの駆除計画については、昨年がイノシシが35頭、クジャクが300羽を捕獲していますので、それ以上の捕獲をしていきたいと考えております。

それから、株出し面積、除草剤の補助についてであります。株出し面積の直近3カ年分については、平成28/29年期中で51.37%、平成29/30年期中で59.55%、平成30/31年期中で60.46%とだんだんとふえてきております。現在農薬、肥料等に対して助成は行っておりますので、現在除草剤への補助は今のところ考えておりません。農家の要望があれば補助メニューの枠で考えてみたいと思っております。

それから、アオドウガネによる被害対策についてでございます。アオドウガネによるサトウキビへの被害については、アオドウガネの幼虫がサトウキビの根を食害することで株全体が枯死する被害が生じております。そのため誘殺灯を設置し、成虫を捕獲することで地中に産卵させない手法に取り組んでいるところであります。ここ数年のアオドウガネの捕獲数は、平成28年が誘殺灯設置数で1,289基に対して捕獲数が191万1,470頭、平成29年で誘殺灯の設置数が1,190基に対して捕獲数が173万1,820頭、平成30年で誘殺灯の設置数が886基に対して捕獲数が294万1,530頭となっております。被害を抑える対策といたしまして、誘殺灯が年々少なくなっているのが原因と思われておりますので、昨年度農林漁業セーフティネット資金で330基導入しており、今年度は1,116基で対応していきたいと思っております。今年度はさらに200基を導入予定であります。

#### ◎建設部長（下地康教君）

まず、道路行政と港湾、それと公園に関するご質問がございました。最初に、道路行政についてのご質問にお答えいたします。空港の横断トンネルについてございました。空港横断トンネルにつきましては、宮古空港横断トンネル道整備促進期成会を立ち上げ、平成28年12月1日に沖縄県に対して要請を行っております。沖縄県は、空港トンネル道を整備するための費用対効果や空港地下を横断する大深度トンネルを通すための解決すべき技術的課題が多いということから、まずは必要性の議論から行わなければならないというふうに回答しております。本市としましては、前年度も美ぎ島美しゃ市町村会における要望事項として取り上げております。今後ともですね、さまざまな機会を捉えて県に対して要請を行ってほしいというふうに考えております。

次に、クマザ海岸への道路というご質問がございました。当該路線は、城辺335号線でございます。現在道路建設課では9路線において道路改良事業が進行中であります。現在実施中の道路整備事業の進捗状況

を見ながら、補助事業の導入が可能かどうかをですね、県と調整を図っていききたいというふうに考えております。

それと、この道路についてのカーブミラーの設置でございますけれども、カーブミラーやガードレールの設置につきましては、交通安全対策特別交付金によって今我々のほうは実施をしております。緊急性と危険度を考慮しながらそれぞれの工事を発注しているところでございますが、当該路線につきましては設置についての調査を実施していききたいというふうに考えております。

次に、港湾に関するご質問にお答えいたします。官民連携による国際クルーズ拠点の進捗状況というご質問でございました。現在国の直轄事業におきまして、国際クルーズ拠点整備事業でクルーズ専用岸壁を2020年4月の供用開始に向けて整備が行われております。カーニバル社ですね、これは官民連携の相手方のクルーズ船会社でございますけれども、カーニバル社はクルーズ専用岸壁の背後地に旅客受け入れ施設の整備をするため、用地造成を我々と国に対して要望しております。現在市と国はですね、カーニバル社とその点について協議を行っております。カーニバル社が要望する用地を含む旅客受け入れ施設の供用開始までにはおおよそ7年程度の時間がかかるということをご想定しております。その施設が完成するまでの間はですね、市が陸域側にクルーズ旅客受け入れ施設の整備を行い、対応していききたいというふうに考えております。現在その実施設計を行っており、2020年3月のクルーズバースの供用開始に合わせてですね、完成させていききたいというふうに考えております。

次に、公園に関するご質問でございました。東平安名崎の公園整備の工程についてということでございますので、お答えいたします。今年度の東平安名崎公園の整備につきましては、平成29年度に老朽化により取り壊した休憩施設の整備を行ってまいります。また、次年度以降の公園整備につきましては、公園の遊具、外周柵の修繕、その他のあずまや整備など維持管理計画に沿って整備をしていく予定でございます。

#### ◎観光商工部長（楚南幸哉君）

WiFiの設置、拡充、またWiFi整備の展開についてということと、沖縄振興特定事業推進費はWiFi事業に充てられないかということとあります。第2次宮古島市観光振興基本計画において、通信環境の拡充については、飲食店など観光客が利用する商業施設における無料WiFiの環境整備の必要性について事業者の理解向上を図るとしてあります。各商業施設が無料WiFiを設置することは外国人を初めとした観光客の満足度向上と各商業施設への高い誘客効果が得られることから、その推進に向けた事業者の理解向上を図っていききたいと考えております。

また、WiFi整備についてですが、本市は平成28年度に市内3通り、平成29年度にパイナガビーチとJTAドーム宮古島にWiFi整備を行いました。今後は、ことし7月の下地島空港の国際線就航及び来年の平良港クルーズ専用バースの供用開始による外国人観光客の動向などを注視し、WiFi整備の必要性について検討したいと考えております。

それから、WiFi整備に沖縄振興特定事業推進費を充てられないかということとあります。民間事業者及び宮古島市によってWiFi整備事業に沖縄振興特定事業推進費を充てられる可能性はあると考えております。

#### ◎教育部長（下地信男君）

まず、学校等へのクーラー設置事業の進捗状況ということで、幼稚園、小学校、中学校への空調整備事

業については、昨年度実施設計を作成しまして、今年度事業実施ということでしたけれども、ことし4月の労務単価の改定がありまして、設計書の単価入れかえ作業をこれまで行ってまいりました。幼稚園、小学校につきましては、その作業を終えて既に入札執行依頼をしているところです。中学校につきましてもこの作業が終わり次第工事発注をしてまいります。

それと、設置校の順番はというご質問でしたけれども、国の臨時特例交付金を活用してことし一挙に幼稚園、小学校、中学校と工事発注してまいります。したがって、順番という考えはございません。

次に、城辺地区の統合中学校の整備状況について、今の取り組みということで、今年度は新校舎建築工事の実実施設計あるいは新しくつくる新校舎建築に伴う特別教室や図書館、ランチルーム等の解体工事の実実施設計、それから周辺環境の整備をする外構工事の実実施設計業務を行う予定をしております。現在この実施設計業務に向けての設計書を手がけているところでございます。設計書が作成され次第、実施設計に伴う委託業務を発注してまいります。

開校に向けて城辺地区統合中学校実施計画策定委員会の取り組み、それからことしは何回程度開催する予定かというご質問です。城東中学校の開校に向けて城辺地区統合中学校実施計画策定委員会のもとに置かれました3つの部会において、昨年引き続き議論をしているところでございます。今年度の取り組みとしまして、校名・校章・校歌・制服等検討部会におきましては校歌について校歌案を作成し、校章につきましては今後公募による原画を決定しまして、部会での審議を経て校章案を決定してまいります。制服につきましては、デザイン等を検討し、制服案を議論していくということになります。教育課程等検討部会では、新しい学校での教育課程の基本方針、基本構想をこのたび部会を設置して議論をしていくことになっております。施設設備等検討部会では、スクールバス導入計画あるいは通学路の安全対策について今議論をしているところです。それぞれの部会の議論を踏まえて、城辺地区統合中学校実施計画策定委員会はそれぞれから原案として上がってくる討議結果をもとにですね、実施計画策定に向けて今年度は3回程度審議を重ねていくということを予定しております。

#### ◎生涯学習部長（下地 明君）

城辺図書館の今後の図書機能についてでございます。宮古島市公共施設等マネジメント委員会で今後の方針として城辺分館の図書館機能については廃止し、建物は維持すると判定されています。また、機能については旧城辺町役場跡地に建設予定の福祉施設等の供用開始により廃止し、城辺分館の建物は維持し、利活用を促進するという方針を示しています。それらを踏まえて今後検討していく必要があると考えております。

続きまして、宮古島市スポーツ協会に総合体育館など指定管理を委託して間もないということで、どのような状況かというような質問でございます。今年度4月から陸上競技場、総合体育館、市民球場、多目的屋内運動場、多目的前福運動場の5施設を指定管理に移行し、指定管理者の宮古島市スポーツ協会が管理運営を行い、2カ月余りがたちました。指定管理することにより多様化するニーズへの対応や指定管理者の発想、市民サービスの拡充や新たな雇用創出が図られております。具体的には、祝日の開場やこれまで毎週月曜日の休館日を第2、第4のみの休館とするなど、市民サービスの向上に努めております。また、5月の10連休においても施設利用が可能となり、多くの市民から喜ばれております。特にインターハイの県予選を控えた高校生にとっては利便性が大きく向上し、インターハイ本番に備えることができたと考え

ております。また、指定管理者の宮古島市スポーツ協会とは、去る5月29日に教育長を交えた意見交換会も行われ、連携を図っているところであります。今後とも宮古島市スポーツ協会には、指定管理の強みを生かした柔軟な発想で市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりや市民の健康増進、体育振興の推進及び本市の競技力向上に努めていただきたいと期待しているところでございます。

◎平良和彦君

それでは、1つつまたしていきたいんですけども、旧城辺町庁舎跡地は福祉関連の施設ができるというふうな答弁をいただきました。令和4年ですか、に供用開始と。幅広くですね、市民が使えるような施設をつくっていただきたいなというふうに要望したいと思っております。

クマザ海岸の道路なんですけども、向こうはですね、曲がりくねったというんですか、ところどころ直線になっていて、スピードが出しやすいようなところ等があるんですよ。また、中のほうに行くと工事とかをですね、行ってまして、工事現場の方々も通る機会が多いもんですから、カーブミラーとかですね、ガードレール早目にできたらなとお願いしたいなと思っております。

次に、官民連携による国際クルーズ船拠点についてなんですけども、先ほどカーニバル社ですね、旅客ターミナルの設置場所ですか、用地ですね、それがまだ定まらないような話をしております、それがカーニバル社の意向に沿うのであれば7年ですか、かかるということをおっしゃっていただきましたけども、この用地なんですけども、ターミナルをバースの上に多分建設するということで考えていると思うんですが、この用地のですね、工事する期間、工事費等わかれば答弁願いたいなと思っております、よろしく申し上げます。

◎建設部長（下地康教君）

港湾のクルーズのですね、官民連携の件ですけれども、まず当初我々がカーニバル社と交渉を始めたのはですね、陸域においての旅客施設という形でスタートしたところ、しばらくするとですね、カーニバル社のほうがどうしても接岸するバースの背後地に旅客施設をつくりたいという案が出てきました。そもそも官民連携というのはカーニバル社が旅客施設を提供して、つくって整備を行って優先権を得るとというのが官民連携の事業でございます、カーニバル社の要望どおりの事業を進めるとなるとですね、まず背後地の用地を造成するのにですね、およそ30億円程度かかるのではないかなというふうな予測をしております。これはですね、国と市でつくることになるんですけども、その30億円に関しては市が負担金として5%という形になってくるとお思います。それと、整備をすることにおいてですね、その前に港湾計画の改定という作業がございますので、それを含めまして、先ほど申し上げましたように、大体7年近くの時間がかかるのではないかなというふうに考えております。それで、なぜまだ決着がつかないのかというのはですね、まずカーニバル社ですね、ターミナル施設の規模が、彼らの要求する規模がまだ定まっていないところでございます。そういったところにおきまして、規模が定まっていないところでなかなか用地の規模も決まってくない、想定されないということでございますので、今用地の規模をですね、協議中ということでございます。

◎平良和彦君

わかりました。7年になるとかなり時間がたつのかなと思っております。バースのほうは今そのままいけば2020年ですから、来年ですよ。来年できて、もしですよ、2020年にバースできて、そこから工事が

始まるということになるんですか。わかりました。またすばらしいパスとですね、ターミナルができればなと願っております。

東平安名崎公園は毎回私は質問していますが、ことしじゅうにはできそうな答弁をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

クジャクとイノシシなんですけども、これは北海岸側のほうにですね、イノシシが生息すると、生息するのにいい環境が整っているから、そういうふうなふえていくんじゃないかなと思うんですが、これ逆の発想でですね、すみにくい環境というのをこちらで人工的につくとか、何かそういったものはできないですか。すみにくい。すみやすいから、ふえてきていると思うんですよ。人工であれば一番いいんですけども、イノシシはやはり1メートルぐらいになると100キロぐらいになるので、年寄りはかなり怖がっているんですよ、正直言って。そういう声が聞こえますので、そういったこともですね、逆の発想も考えながら減らす方向をですね、できればなと思っております。また、もう一つ、農家の皆さんも含めて駆除大作戦みたいな感じでやっていけば、農家の皆さんも喜んで協力するんじゃないかなと思います。これ提案でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、サトウキビの株出し管理なんですけども、60%とかなり高い率を上げておりますので、先ほど言いましたように、やっぱり夏植えから株出しに変わって、害虫とかも土の中で生息しているんだなというのを私は感じました。そこももう少し対策する必要があるのかなと思っております。質問等はないんですけども。

ワイファイの件なんですけども、先ほど沖繩振興特定事業推進費が活用できるんじゃないかという話をしておりましたが、これはうちら勉強してきたんですけど、一括交付金等で計画、一括交付金終わっているんですけど、そのほかでまた緊急に発生した事業とかがあればこれ使えますよというふうなことを聞いてきたんですけども、やはり観光客も急激にふえてきておりますし、ワイファイ、こういった、なぜかという外国人の観光客がですね、万が一災害等が発生したときにどういうふうに情報を発信するかということを考えると、やはりワイファイのほうの方が早いのかなと私は考えておりますので、そういう面ですね、ワイファイのほうもぜひとも設置していただければなと思っております。要望いたしたいと思っております。

時間もございませんので、それでは私の質問に対してですね、親切なご答弁ありがとうございました。それでは、令和最初の6月定例会のですね、番号5番、平良和彦の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎議長（佐久本洋介君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

しばらく休憩し、3時35分から再開したいと思います。

休憩します。

(休憩＝午後3時21分)

再開します。

(再開＝午後3時35分)

一般質問中ではありますが、この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

6月20日、本日、休憩中に下地敏彦市長から今定例会に付議すべき追加議案、議案第67号、財産の取得についての送付があり、お手元に配付しました。なお、追加議案の提案はあす6月21日となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎高吉幸光君

本日のアンカーであります公明党の高吉幸光でございます。先日ですね、新潟下越地方での地震がありました。幸いにも死亡者とかそういったのがまだ報告をされておられませんけれども、やっぱり地震大国なんだなというふうな思いをしております。また、災害に見舞われた方に対して衷心よりお見舞いを申し上げますというふうに思います。

それでは、質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。最初に、先島航路の整備についてということであります。これに関してはですね、平成20年度に航路の存続を求めるとか、そういった部分での決議が市議会の中でされて以降、いろんな方が取り上げてまいりました。その機運というのはずっとあったんですけども、スカイマーク社の参入によりまして船代よりも安い飛行機賃というのが実現してしまいましたので、その後は大分出てこなかったんですけども、よく調べてみると、下地智議員がずっと質問を台湾航路の確保ということをやられておりました。いろんな形で宮古島市、また石垣も含めて美ぎ島美しゃ市町村会の中で提案をずっとしているというふうには思うんですけども、なかなか県のほうが利用者が少ないというふうな部分でずっと蹴られてまいりました。先島地区は、2市2町1村で人口が約10万人余りおります。入域観光客は、それぞれみんな足しますと300万人を超えると。昨年の沖縄県の入域観光客数が999万9,000人という、約1,000万人に手が届くかというところまで来ました。そのうちの3分の1は先島地区で賄っているわけですね。今は飛行機もいっぱい状態、こういう状況の中で増便をするにもやっぱりお金がかかります。それを考えると、やはり先島航路というのは船便もないといけないのだろうというふうに思っております。県のほうが利用者が少ないとはいいいましても、県の人口の約7%ぐらいがこの先島地区に集中しているわけですから、これはぜひまた、これまでも取り組まれていると思いますけれども、先島旅客航路の脆弱さを解消すべきだというふうに思いますけれども、それについてのご見解をよろしくお願ひいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

先島航路の再開についてのご質問でございます。質問の先島旅客海路の脆弱さを解消すべきではないかと美ぎ島美しゃ市町村会としても強化を要望してきたが県の反応はが合わさったような感じになっておりますけれども、まず通告によりまして、1番が先島旅客海路の脆弱さを解消すべきではないかとの質問要旨でございます。高吉幸光議員からもありますように、これまでもいろいろと再開する要請、要望などはやってきたけども、なかなか実現に至っていないというのが現状でございます。そういう県の調査

を踏まえた基本的なスタンスがなかなか厳しいというような状況でありますので、その後については特に市としても具体的な行動というものは行っていないという状況でございます。ただ、高吉幸光議員ご指摘のように、航空便も満杯というような状況がかなり見受けられる、そういう中であっては船便の復活というものも必要ではないかという情勢が大きく変わってきていることも確かでございますので、引き続き美ぎ島美しや市町村会の要請でありますとか、また沖縄振興拡大会議でありますとか、また時には市長が直接県に出向いて要請、要望するという行動も必要かというふうに考えているところでございます。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございます。そういった機運というか、があったのは平成23年、平成24年ぐらいだと思うんですね。ちょうどそのころにスカイマークが参入してくるという形でありました。あのときとまた大きく状況が違ってきているのかなと。あの当時宮古島市の入域観光客数はまだ40万人に達しておりませんでした。その状況を踏まえると、今114万人まで来ました。となると、やはり船で旅をするというふうなものも視野に入ってくるのかなと。そういった部分でいえば、赤字が大幅に出る予想だというふうな形の中でこれまでずっと蹴られてきたわけですけれども、今であればちょっと豪華な旅客船みたいな形でそれなりの設定をした金額でも普通にいくのかな。1等客室、2等客室という形で振り分けもできるでしょうし、機運的に言えばそういった部分もできてくるんだろうというふうに思います。美ぎ島美しや市町村会の中でもたびたび要望で上がっているというふうに思いますけれども、ここの中では県の反応はというふうな話になっています。平成23年、平成24年ぐらいにたしかアンケートをとって、その結果を受けて採算が合わない、利用者が少ないということでとってきたと思うんですけども、再度県のほうに、こういった部分をもう一度調査をしてみてくださいという話はやるべきだというふうに思いますので、県の反応に関しては、これは県の反応はというよりは、これを県に要望していただきたいというふうに思いますけど、これについての見解をお願いいたします。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

平成24年度に県のほうで調査を入れております。その中では、事業採算性や費用対効果が低い。もう一つポイントになりますのが、やはり船会社に意向を確認したところ、厳しいとの回答であったという状況でございました。船会社の意向といいますのが今後の大きな鍵になるかというふうに思っております。要請につきましては、8月ごろ例年県知事に対し美ぎ島美しや市町村会で要請をしているところです。既に要望、要請事項につきましては決定をしているところでございますけれども、再度ですね、事務局のほうと確認、調整をしまして、追加が可能かどうかですね、調整してみたいというふうに思っております。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございます。ぜひね、まずはあのときとはまたちょっと違ってきているということで、調査を入れることから始めていただければいいのかなというふうに思いますので、追加できるのであればぜひお願いしたいというふうに思います。

続いて、宮古島市未来創造センターについてに移りたいというふうに思います。先日の質疑の中で宮古島市未来創造センターのオープンについてのスケジュールが発表されました。8月17日オープンに向け準備中とのことですが、オープニングイベント等の計画、またその後展示やいろいろと来ると思っていますので、その辺の部分ちょっと紹介をしていただければなというふうに思います。よろしくお願

ます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後3時46分)

再開します。

(再開＝午後3時47分)

◎生涯学習部長(下地 明君)

オープニングイベントの計画については、8月中旬をめどに開館を心待ちにしている市民の皆様にも早いサービス提供に向け、作業に取り組んでいるところです。オープニング当日の開館記念行事については3つの行事を予定しており、1つ目に写真で見る懐かしの宮古島として1960年ごろの宮古島の原風景の写真約20点の展示を計画しております。2つ目に、宮古島芸術展と銘打って、書道、美術、写真、華道の各分野において地元を代表する作家の作品をそれぞれ15点から20点程度展示する計画をしております。3つ目に、中国清時代の代表的作家の肉筆による清朝の美人画展から約20点を公益社団法人日本習字教育財団協力のもと、財団所有の博物館の収蔵品からお借りして展示する計画となっております。また、年度内における記念企画イベントとして、宮古島観光大使による講演会や以前の議会にて高吉幸光議員から要望のありましたプロの声優による読み聞かせ等のイベントを予定しております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。皆さん待ち望んだ施設ですので、いろいろな形でやっぱり最初に見てもらおうというのが大事だと思いますのでね、そういったイベントをしっかりとやっていただけたらなというふうに思います。私もいろいろとオープニングのイベントに関連した形で読み聞かせのものも提案をさせていただきましたけれども、先方のほうにも少し昨日お電話したところ、非常に乗り気でありまして、その辺についての詳細な計画というのはこれからだと思いますのでということでお伝えはしましたけれども、そういうふうな何かしら人を集める、人が集まる場所にやっぱりしていかないといけないというふうに思います。平面図のやつを見ましたら、非常に動線もおもしろい動きをするなというふうな施設ができるなというふうに感じておりますけれども、またね、これからもそういったきちんとイベントを年次で計画してやっていただいて、本当に人が集まる施設にしていきたいなというふうに思います。

次の質問なんですけれども、ホームページ等の整備のほうからお聞きしたいというふうに思います。ホームページ今平良図書館、城辺図書館のやつは役所のホームページの中に入っているんですね。その中からいろいろと検索ができるような形になっているんですけども、独立した形でできたらホームページがあったほうがいいのかというふうに思いますので、それについてのご見解をよろしく願いいたします。

◎生涯学習部長(下地 明君)

ホームページの整備については、現在図書館及び公民館として別々に掲載していますので、開館に合わせて宮古島市未来創造センターとして市民が利用しやすく、わかりやすい形になるよう調整してまいります。



◎高吉幸光君

ありがとうございます。ぜひこの辺もしっかりやっていただきたいなというふうに思います。ホームページの中で例えばこの時間帯はあいていますよとか、ホールとかね、いろんなスタジオに関して利用の申し込みをそこからできるようにするというような形があれば本当はいいのかなというふうに思っておりまして、そのスケジュールがしっかり確認できるようであれば利用者も計画を立てやすいかなというふうに思っておりますので、ホームページから一元的に申し込みができる、窓口でもできるような形でいいかと思えますけれども、そういうふうにできたほうがいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひこの辺はわかりやすいような、ホームページ、またスケジュールがわかりやすいようにしていただけたらなというふうに思います。多分建物の中に入ったすぐのところにきょうはこういうのをやっていますよというふうな案内もそれはあるんでしょうけれども、しっかりまたどこからでも確認できるような形が最適かなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、視覚障害者対応の点字書籍や録音図書とか、こういったものについての蔵書、どのぐらいの数を用意する予定なのか、これについてお聞きします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

視覚障害者対応の点字書籍や録音図書については点字書籍73点、DVD、CDが7点と保有数が少ない状況にありますので、今後充実を図っていきたいと思います。また、沖縄点字図書館や視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して、点字など暮らしに密着した情報を提供するネットワークのサピエ図書館などと連携しながら利用者の要望に対応してまいりたいと考えております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。数としてはやっぱりちょっと少ないかなというふうな印象を受けます。今ですと電子書籍という形で本が読めるようになりました。その電子書籍の中でもちゃんと読み上げ機能というのがありますので、それであれば録音図書というよりは、それをリーダー機能で音声として読み上げるという方法もあるかなというふうに思いますんで、そういう意味でいうと電子書籍をやるための端末というのは、これは図書館のほうとしては導入する予定はありますか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

今のところそこまで想定はしていなくて、今後館内で検討していきたいと考えております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。それですとね、いわゆる電子書籍に対応している図書館というのも最近ではふえておりまして、その中でいいますと、例えば借りている期間が1週間の場合、1週間たつと消えますという形で、図書館カードを使いながら、家にいながら借りるということも可能になるというふうなことで聞いておりますので、そういったサービスができればいいかなというふうに思っております。端末の中で読み上げられるような形があればいいのかなというふうに思います。そういうふうな新しいサービスの形もやっぱり今後、宮古島市未来創造センターですので、そういったものをいろいろいただけたらなというふうに思っております。そういうふうな機械の整備もそうですけれども、本当に便利になっておりまして、カード利用のものに関してもTポイントカードを利用したりとか、そういったのをやっているところもいろいろありますんでね、つくったのがゴールじゃなくて、そこからまた新しい何かをつくっていければいい

いかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいますようよろしくお願いいたします。

続いて、教育行政について質問させていただきます。昨期からソーシャルワーカーが大幅に変わりました。ほかの同僚議員の皆さんからは、賃金職員、嘱託職員の待遇を改善するべきじゃないかという形での質問がありましたけれども、私ちょっと絞った形で質問をさせていただきます。常勤体制、複数年契約など安心して働ける環境の整備ができないかということで質問をさせていただきます。ソーシャルワーカーの場合、やっぱりかかわるのは子供、またその親御さんです。今、週で30時間でしたっけ、29時間でしたっけ、そのぐらいですね。週4日働くという形ですけども、学校は結局5日間はあいていますよね。それ以外の部分も含めてですけども、やはりそれだところどころ途切れるかなというふうな印象もありますので、これについての見解をお願いいたします。

#### ◎教育部長（下地信男君）

スクールソーシャルワーカーの待遇改善ということですけども、スクールソーシャルワーカーはいじめ、不登校、暴力行為、それから児童虐待など、生徒指導上の課題に対して児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけ、これらの課題を解決に導く役割を担っており、専門的な知識が必要とされております。昨年度はワーカー6名で業務を行ってまいりましたが、今年度はスタート時に3名、現在は4名しか確保ができていない状況にあります。募集しても定員に満たないのは、スクールソーシャルワーカーの業務が生徒指導上の問題の複雑化による業務量の多さに加え、民間企業に比べて賃金が低い状況にあることが挙げられます。実は昨年度末までに6名いたワーカーがですね、年度末に全てやめたいという申し出がございました。やめたいというワーカーの皆さん方から事情を聴取しましたところ、多くの方々が賃金の低さを指摘しておりました。宮古島市の人手不足の状況の中で民間の賃金上昇が起こって、そこに流れているという傾向があったものと思います。年度スタート一人もいないということはとても大きな問題でありますので、何とか2名をつなぎとめたという経緯がございます。そこで、教育委員会では年度当初からこのスクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けて関係部署と調整してまいりました。その調整のもとに来月7月から報酬額を引き上げて実施することといたしております。高吉幸光議員ご提案の常勤体制あるいは複数年契約につきましては、規則との兼ね合いもあることから、今後検討していく必要があると考えております。

#### ◎高吉幸光君

非常に前向きな答弁ありがとうございます。複数年契約、常勤体制というふうに言いましたのはですね、やっぱり児童とかかわるといのは結局すぐ解決できる問題の場合はいいんでしょうけども、何年かかかって解決するという場合もあります。その中で保護者、また生徒との信頼関係を続けていく中でね、例えば来年から新しい人にかわりますよと言われた場合、また一から信頼関係を築かないといけないわけですね。そうなると、一々また同じことを例えば保護者ですとかお子さんのほうが説明をしなきゃいけなかったり、そういうふうな部分が出てくると思うんですね。それをやるとやっぱりちょっとストレスになるのかなという部分もありまして、例えば3年なら3年という形でできれば生徒、またソーシャルワーカーとの信頼関係をしっかり構築して、これを維持していくことがやっぱり一番解決の近道なのかなというふうには思っております。それについては、中で話し合いをして検討していくというふうにおっしゃっておりますので、ぜひ特に常勤という体制がとれば、私の知り合いもソーシャルワーカーやっておりますけれ

ども、3月の末近くになっても更新するのか更新しないのか、その手続がなかなか来ないという部分があって、非常に不安がっている部分があったりしました。そういうふうなのも考えると、ソーシャルワーカーを務める人にとっても非常に安心な形ができるのかなというふうに思いますので、ぜひこれはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に移ります。eスポーツについて。最近非常にeスポーツばかり取り上げているような雰囲気がありますけれども、3月定例会で4月21日に糸満市で開催されたeスポーツ大会がありますので、それをぜひ見に行ってくださいということで市のほうにもお願ひをしましたら、ちょうど向こうで出会いましたので。ということで、7月あたりに宮古島市でも開催があるということですが、向こうを視察しての感想なり、そういったのが上がっているようでしたら、それと含めて概要を報告していただけたらなというふうに思います。よろしくお願ひします。

#### ◎観光商工部長（楚南幸哉君）

4月21日に糸満市で開催されたeスポーツ大会を視察した際に、大会事務局の関係者から次回大会の開催地としてJTAドーム宮古島の照会と開催へ向けた調整を行ってきました。その後大会事務局から宮古島で開催をしたいとの申し出があり、7月15日にJTAドーム宮古島でアジアeスポーツ大会in宮古島2019の開催が決まっております。主催者からの概要説明によりますと、近年世界各国において注目を集めるeスポーツの啓発、啓蒙及び普及活動を実施するとともに、沖縄県内のeスポーツ競技者の発掘と競技者の育成、また沖縄県内の各地においてeスポーツを開催することで地域経済への寄与と新産業の発掘を目的としております。当大会は、宮古島市及び近隣のエリア、離島のeスポーツ競技者の参加負担を軽減することも目的の一つとして開催することになっております。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございます。7月に開催ということでありました。先日糸満の大会を視察したところですね、参加者、20代、30代の方がやっぱり多かったんですけども、中には親子で、小学校多分あれは四、五年生、もう少し小さいかもしれませんね。親子で参加をして、結構頑張って勝っていたりしましたけれども、そういうふうに年の差も大きいグループでもできますし、ゲームになりますから、対象年齢もあれは一応小学生以上というふうな形になっておりました。幅広い年齢でやっぱり参加ができるということが非常にeスポーツの中のおもしろい点だなというふうに思います。これには性別も年代も全然関係なく、ゲームがうまけりゃいいという部分がありますからね、その中で優勝したのは、石垣のほうから来ていたメンバーでありました。関係者の中でいろいろとお話を聞きましたところ、沖縄県内のeスポーツのトップは宮古島、石垣なんだという話で、今回は宮古島の方は参加していないんですけど、eスポーツの中において沖縄県内で離島のほうが今は上位にいつも来るんだよという話をされておりました。そういう意味でいうと、また宮古島で大会が開催されるというのは非常におもしろいかなというふうに思っております。

次の質問に移りますけれども、今後オリンピックの種目、国民体育大会でも競技種目となります。今回茨城ゆめ国体文化プログラム事業の中で3つのゲームを使ったeスポーツ大会が開催されます。グランツーリスモという自動車のレースのやつと、ウイニングイレブンというサッカーゲーム、ぷよぷよという落ちゲーと言われるテトリスみたいな、そういう形のゲームが開催されるということになっております。この場合には、児童生徒が代表となった場合、派遣費用は出るのかという話でありますけれども、事前

の話を踏まえて言いますと、個人で参加の場合には出ないだろうという話を伺っております。そういう意味でいいですね、例えば国体の場合だと、あれはどのような形で選手決まるんだろうなというふうなのが全く今頭の中に浮かばない感じがありますけど、ああいうふうなのは学校行事というか、そういった部分の中ではないですね。

◎教育長（宮國 博君）

我々が言っているのは、体育の学校教育の中での話なんですね。向こうはスポーツですね、国体というのは。だから、あれは優秀な選手を県の体育協会等々が主導して県の予算で国体に派遣すると、こういうことなんでございまして、私ども教育委員会はその中に選手がおったら激励すると、こういうことです。

◎高吉幸光君

非常にね、この辺どうなんだろうなと思いつつ見ておりました。今体育協会という話が出てきましたけども、現在のところeスポーツ、テレビゲームという形ですんで、これが体育協会の中に入るのかどうかというふうなのもちょっと不安なところではありますよね。一緒にゲームやりましょうか、皆さんね。そういった形でね、やっぱりいろいろおもしろい部分が出てくるんだろうなというふうに思っております。これは普通のテレビゲームになりますけれども、囲碁も将棋も今ネットでしっかり指せる時代です。対人で指すこともできますし、コンピューターとの対戦もできるような形になってきます。テーブルゲームも、あれも総称でいえばeスポーツに入ってくるんだろうなというふうに思います。マージャン好きな方もいらっしゃるでしょうし、囲碁がお好きな方もいらっしゃるでしょうし、今は時間とネット回線さえあればしっかりとそういった対戦ができるというふうな時代になってきました。このeスポーツ、新しい、ちょっとスポーツという概念とは違っているんだろうけれども、やっぱりいろんないわゆる余暇というか、趣味というか、そういう部分で楽しむのがスポーツなんだろうなというふうに思っております。今後7月に宮古島でも大会が開かれるわけですから、ぜひそういったところに出向いて体験をしていただいて、本当にスポーツかなというのをね、皆さんが実感していただければなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

本日は大変短いですが、これにて高吉幸光の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで高吉幸光君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時12分）

令和元年

# 第4回宮古島市議会(定例会)会議録

6月21日(金) 4日目

(一般質問)

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第4号

令和元年6月21日（金）午前10時開議

日程第1 議案第67号 財産の取得について (市長提出)  
" 第2 一般質問

◎会議に付した事件  
議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和元年6月21日（金）第4回定例会

委員会名	議案番号	件名
文教社会委員会	議案第67号	財産の取得について

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和元年6月21日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後5時12分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	会計管理者	下 地 秀 樹 君
副市長	長 濱 政 治 〃	消 防 長	来 間 克 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	伊 良 部 支 所 長	上 地 成 人 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	選挙管理委員会 委 員 会 長	與那覇 巖 〃
上下水道部長	兼 島 方 昭 〃	選挙管理委員会 選 事 務 局 会 長	友 利 浩 幸 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		



## 令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

令和元年6月21日（金）

6月20日	<p>本会議終了後、議会運営委員会が開催され、追加議案、「議案第67号、財産の取得について」の取り扱いについて諮問したところ、①本日6月21日の会議において、一般質問の前に議案第67号の議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、委員会付託を行うこと、②議案第67号に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問の日のいずれかの日において委員会を開催すること、と決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------	---

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

6月20日、本会議終了後、議会運営委員会が開催され、追加議案、議案第67号、財産の取得についての取り扱いについて諮問したところ、①本日6月21日の会議において、一般質問の前に議案第67号の議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、委員会付託を行うこと、②議案第67号に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問の日のいずれかの日において委員会を開催することと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

まず、日程第1、議案第67号、財産の取得についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

本日、令和元年第4回宮古島市議会定例会の追加議案といたしまして、議決議案1件を提出いたします。ご説明申し上げます。

議案第67号、財産の取得について。令和元年度電子黒板整備事業に係る物品の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

以上でございます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上地廣敏君

契約約款を見ておりますけれども、契約書も同じですね。契約保証金が免除というふうな形になっております。宮古島市契約規則第26条第3項第3号を適用して、免除というふうなことになっております。これは、過去2年間、他の地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上結んでいると、したがって確実に履行が、この事業の履行が見込めるというふうな場合の適用条項ですけれども、これについての説明を求めたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

契約保証金を免除している根拠ですけれども、過去2年間に2回以上の誠実に履行した実績を有する者と、宮古島市契約規則第26条第3項第3号を適用しております。株式会社オキジム宮古支店は、本市の学

校への教育用コンピューター賃貸借契約で、そういう学校へのコンピューターですね、賃貸借契約をこれまでも契約してきている実績がございます。それを踏まえまして、今回の契約保証金の免除といたしました。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

これ調達仕様書を見ているんですけども、対象校及び数量というのがあります。21校あるんですけども、これは今配備予定の学校は、必要数をですね、全て合わせた台数が241台ということでしょうか。今回できないところがあるとすれば、次回に整備するのか。もう一つ、結の橋学園を見て思ったんですけども、本当にこの電子黒板というのはですね、本当に有効なものかなと思いました。生徒たちも児童たちも興味をやっぱり持ってですね、先生もやりやすいのかなと思ったんですよ。それで、今回がもう全ての学校が必要とするものを配備できるのかということと、あと特別支援学級に対しては、これは配備していない学校があるんじゃないかということがあったんで、ここについても説明をよろしくお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

まず、設置台数ですけども、平成30年度に、これは一括交付金事業です。平成30年度に7校、109台をまずは導入いたしました。一括交付金が必要とする額全体を配分がなかったものですから、平成30年度、平成31年度に分けて事業を執行しているということで、109台、7校分を設置しました。今回は、21校の241台を、これはもう全ての学校が必要とする台数を今年度で整備するというところでございます。

それから、学校で必要、学校での活用ですか。ICT支援員の配置ですか。

（「ではなくて、特別支援学級がありますが」の声あり）

◎教育部長（下地信男君）

特別支援学級というよりも、これは普通教室、特別支援学級ですね、それから特別教室、理科室であるとか、音楽室であるとか、体育館も含めてですね、そういう部分に、普通教室、特別支援学級も普通教室と捉えますので、普通教室、特別教室等々に配置していきます。

◎新里 匠君

教育部長、ありがとうございます。聞いたところによると、この特別支援学級にこそ、さらに有効だという話もありますから、ぜひ、今聞いて安心したんですけども、またよろしくお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎砂川辰夫君

例えば停電とかですね、そういうときの場合の対応の仕方、それから故障とかのそういうアフターケアの、修理とかのそういうものはしっかりできているのか、それがちょっと気になるんですが。

◎教育部長（下地信男君）

今回の契約は機器の購入契約で、保守管理はまた今後、別で契約してまいります。

停電時の対応ですけども、これは電気がとまりますと、当然電気機器は使えなくなるということで、今のところ、停電に対するバックアップはしてございません。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

ちょっと一、二点ほど確認させてください。

まず、議案第67号、財産の取得についてですけども、仮契約日が6月20日ということで、納入期限が9月30日ですか。来月からちょっと夏休み期間も入るということで、急いでやる案件じゃなかったかなとは個人的に思っていて、1台当たり、設置する所要時間というのですか、1者が応札したので、1者が下請に流すとか、一斉にどんと入るのか、その辺をちょっと教えてください。

（「休憩お願いいたします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時09分）

再開します。

（再開＝午前10時11分）

◎教育部長（下地信男君）

設置はですね、この契約をなぜ急ぐかということですかね。やはり教室の中に設置して、いろいろ機器も導入し、あるいは電気配線などもやっていきますので、できたら夏休みを利用したほうが学校に支障はないという思いがありました。それで、今回、これから契約して、業者が機器を発注していきますけれども、基本的には夏休み期間中で設置を終えたいなということでの契約でございます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第1、議案第67号については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、文教社会委員会に付託します。

次に、日程第2、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、狩俣政作君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

一般質問3日目、1番バッターです。それでは、早速ですけども、通告に従いまして、順次質問しますので、よろしくお願ひします。

まず、教育行政についてです。クーラーの設置工事についてですけども、現在の進捗状況を伺うとありますが、これはきのうの平良和彦議員の質問で、クーラーの設置の進捗状況と設置校の順番についての質問に対しての答弁で、4月に労務単価の改定があり、現在入札執行依頼をしています。どこの学校が先とかではなくて、一斉に設置しますと話しておりましたが、ではまずこの4月の労務単価の改定の内容を教

えてください。

◎**教育部長（下地信男君）**

この小中学校、幼稚園も含め、クーラーの設置事業については実施設計を昨年度しておりまして、年度入ってすぐに工事発注と考えておりましたけども、ただいま狩俣政作議員ご指摘の労務単価の、国の示す労務単価の改定がございまして、旧労務単価で設計されておりましたので、新労務単価を設計書に反映する単価の入れかえ作業をしてきたということでございます。これによって設計額が変わってくるという状況ですので、それらの見直しを図ってきたということでございます。

◎**狩俣政作君**

では次に、入札依頼をしていると答弁をしていましたが、4月に労務単価の改定をして、入札依頼をしているということは、まだ施工業者が決まっていないということですか。伺います。

◎**教育部長（下地信男君）**

幼稚園、小学校については入札執行を依頼して、幼稚園は決定しております。小学校は、これから入札です。中学校については、まだ単価入れかえ作業が終わっておりませんので、その作業が終わり次第、工事発注依頼をするということでございます。

◎**狩俣政作君**

ではですね、次に一斉に工事を行うと話してはいたけども、幼小中合わせて大体43校ぐらいになると思うんですけども、この一斉工事の開始できる業者は確保していますか。伺います。

◎**教育部長（下地信男君）**

まずは、この指名するに当たって業者が確保されているかということでございます。市の発注する事業については、指名審査委員会というのがございまして、どの業者をこの工事に指名していくかということを選定する委員会がございまして、そこに諮って選定してまいります。

◎**狩俣政作君**

では、この事業が、例えば夏休み中に工事をして、2学期ぐらいには設置ができるという考えでよろしいですか。

◎**教育部長（下地信男君）**

先ほど申し上げました、当初の計画ではもう年度当初に発注をして、暑くなる時期にはと思いましたが、それがいろいろな事情でできないということで、夏休み期間中にですね、できれば夏休み期間中にできるような体制で持っていきたいということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、幼稚園、小学校については入札執行依頼をかけておりますし、中学校はちょっとおくれぎみですけども、その辺もですね、急ぎ作業を進めて、執行まで持っていきたいと思っております。夏休み中に基本的には頑張っていきたいと思っております。

◎**狩俣政作君**

ということは、中学校はまだ入札が確定していないということなので、もしかすると、今年度中だとしても、12月以降とかになることもあるということなんですか。その辺をお願いします。

◎**教育部長（下地信男君）**

12月と言わずですね、頑張って、今年度に全ての子供たちがクーラーが利用できるように取り組んでま

いりたいと思います。

◎狩俣政作君

このクーラーの設置事業というのは本当に児童生徒がずっと待っている事業ですので、早目の設置をよろしく願いいたします。

次に行きます。職員採用の対策について。臨時職員、嘱託職員への賃金の値上げ等の対策について伺います。この質問も多くと同僚議員が質問しています。私は、少し角度を変えて質問しますが、当局の答弁の内容としては、昨年より賃金は増加しているが、全体的に人手不足の影響が大きいとのこと。教育行政と福祉行政での人手不足が特に多いと思いますが、なぜこの分野だけ特化して欠員が多いのか。一番大事な分野だと思えます。ソーシャルワーカーとか支援員が必要な児童がたくさんいる、職員が不足して十分な対応ができない、また単年度の契約のために生活が安定しない、引き継ぎ等が大変など、このような声をたくさん聞きますけども、きのうの高吉幸光議員の質問に教育部長が答弁していたのは、このような状況を改善していく対策として、来月から賃金を上げていくと言っていましたけども、具体的に賃金が幾らから幾らに上がるのかということをお教えください。

◎教育部長（下地信男君）

臨時職員、それから非常勤専門職員の今市が、教育委員会が募集している人数に今も満たない状況でございます。4月には教育委員会で募集している人数に対して28名が欠員していました。6月までに徐々に改善はされておりますけども、現在でも8名が欠員という状況です。さきおとといの総務部長、6名という話でしたが、6名は臨時職員、私の8名は非常勤職員も含めての8名でございます。総務部長も答弁していましたが、人手不足ですね、人手不足からくる賃金の値上げが民間のほうで大きいということで、民間に流れていくという状況があると理解しています。昨日の高吉幸光議員にはスクールソーシャルワーカーの件で申し上げました。やっぱり学校現場、子供たちに対応するスクールソーシャルワーカーが足りないと、これは大変なことになるんじゃないかという思いがあって、まずはスクールソーシャルワーカーの賃金、報酬を値上げに踏み切ったということでございます。臨時職員については、これは市全体の課題だと思いますので、教育委員会所属の職員だけを上げるというわけにはいきませんので、市全体でこの賃金問題をどうするかということを取り組んでいく必要があると考えております。

◎狩俣政作君

今私が質問したのは賃金の値上げ幅、要するに幾らから幾らに上がるのかという話を具体的にわかっているならば、よろしく願いします。

◎教育部長（下地信男君）

実際に行っているスクールソーシャルワーカーでいいますと、来月から日額8,500円を日額1万円に引き上げます。臨時職員については、やっぱり市全体で現状をどうするのかということをお踏まえて、これは考えていく必要がありますので、私のところでは答弁できかねます。

◎狩俣政作君

では、今少ない職員で業務をこなしていると思えますけども、もし賃金を上げて臨時職員が来なければ、どう対応しますか。要は賃金だけが欠員の要因ではないと思えます。そもそもの職員の数が少ないんじゃないのかという気もします。少ない人数で業務を行っているのです、仕事が過重になっているのではな

いかということもありますけども、そのときは例えば職員を増員するとか、常勤体制にするとか、複数年契約にするとかの検討はありますか。伺います。

◎教育部長（下地信男君）

臨時職員というものとですね、非常勤職員というのは、非常勤職員というのは専門的知識を持った方たちですけども、教育委員会では臨時職員も非常勤職員もいます。臨時職員については、もう市全体で考えなくてはいけない問題ですので、賃金をどうするか、あるいは雇用形態をどうするかという問題は市全体でやっていく必要があります。教育に特化した非常勤職員などは、教育委員会でその専門職の待遇をどうするかというのは教育委員会でやっていきますけども、スクールソーシャルワーカー、当然どういった問題点があるかを洗い出して、改善を図っていきたいと思います。

◎狩俣政作君

ありがとうございます。職員採用は宮古島市の根幹にかかわると思いますので、早急に対策をとって、来年は欠員が出ないようによろしく願いいたします。

次に移ります。学力向上についてです。学力に応じた教科分け、習熟度についてですけども、この質問をしたのは、3月定例会の私の一般質問で教育長の答弁に、学校によっては全国最高レベルの学力を有する学校もございます。ということは、逆に全国の最低レベルもあるのかな。プラス・マイナス・ゼロで全国平均になっているのかなとも受け取りますけども、宮古島市における学力向上は、教育委員会と現場の先生方との努力で、さまざまな研修の成果もあり、間違いなく向上していると思います。ですが、私の調査によると、各学校の中でも学力の開きはあると思います。ですから、その対策として、例えばクラスに100点をとる生徒もいれば、10点をとる生徒もいますよね。つまり授業内容を理解していない生徒と理解している生徒がいます。その問題として、100点をとる生徒も10点をとる生徒も、どちらにも問題が生じると思いますね。100点をとる生徒は、さらに高い教育が受けられるのに受けられないという状況もあるだろうし、10点の生徒にすれば、授業が何もわからないという中で、その10点の生徒に対して理解できるところまでハードルを下げ、基礎からしっかり学んでいければ、学力の格差が減ってくるんじゃないかなと思うんですけども、いろんな観点からして、学力が近い生徒同士のクラスのほうが授業態度が落ちつきがあるとも聞きます。偏差値30で慶應義塾大学に受かったビリギャルの小林さやかさんも小学校3年の問題集からやっただと言っていましたけども、私が視察に行った小野市や草加市も各学校での学力の差はないと言っていました。それに対するために予算をたくさん使って、さまざまな対策を取り組んでいるかと思えます。授業がわからない生徒にとって、その授業というのは本当に苦痛だと思いますので、このクラスを、クラスは一緒にいいんですけども、教科によっては習熟度みたいな感じのクラス分けを行ってもいいと思いますが、当局の見解をお伺いします。

◎教育長（宮國 博君）

学力に応じた、狩俣政作議員がおっしゃる習熟度ですね、これについては、これまでずっと我々は授業改善の取り組みで、各小中学校において習熟度学習を進めてきたんです。近年、これはもうやめました。これは、理由がございます。狩俣政作議員ご案内のとおり、習熟度学習というのは、1つのクラスを2つに分けて、少人数で行うと、こういう仕組みなんですけども、これは、これまでの考えとして、少人数で行う授業形態で児童生徒一人一人にきめ細かい指導を行うことにより、指導の効果を高めることが狙いとされ

てきました。しかし、学習指導要領の改訂がございます。もう平成31年度から先行実施している教科がございますけども、主体的、対話的で深い学びの方向への授業改善が求められています。これまでの講義型学習形態からですね、子供が生涯にわたって能動的に学び続けるために、つまり主体的、協働的、自立的に学ぶ学習形態への転換が求められます。集団を少人数に分けるのではなくして、集団の中でペア活動やグループ活動による学びの場を設けて、子供たちが主体的に協力しながら学び、多様な考えに触れ、互いのよさを生かして協働したり創造したりする等、子供たちが自立的に学ぶ授業改善が今取り組まれているところでございます。主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の構築によって、教師が子供たちに寄り添う場がふえて、下位層の子供たちにも個に応じたきめ細かい指導を行うことができ、学力の向上につながると考えております。この学力というものに関してはですね、これは授業改善だけに、私ども行政は学校の授業改善を強力に進めましょうという訴えと、それからそのサポートをしているところなんですけど、授業だけで全ての児童生徒に学力の定着を図るということは、これは困難です。朝のドリル学習とかですね、あるいは放課後の補習などももちろん学校ではやりますけれども、それに授業と連動した家庭学習ですね、学校と保護者、これが一体となって学力の定着を図っていくというふうなことが大変重要になってくると思います。そこを強く訴えたいと思います。

#### ◎狩俣政作君

私が言っているのは、大きなクラスを少人数に分けるということではなくて、中学校というのは教科別に分かれていますよね。教科で分けてもいいんじゃないかと話をしているんですけども、学力向上に対してのもっと予算があればいいかなと私は思います。それに対して何ら疑問を持つ人はいないと思うので、さらなる向上を目指して、よろしく願いいたします。

次に行きます。高等教育機関設置についてですけども、現在の進捗状況について伺います。この質問は、先日の前里光健議員への答弁の中で、ことしから20人ほど募集して、実証事業を行うと、分野は観光と語学の2分野。では、この実証事業を行う場所については決定していますか。伺います。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

実証事業を実施いたします。20名程度、1期、2期ございますので、合計40名ほどを考えているところでございます。せんだっての前里光健議員の質問に対して、観光、語学が中心になるのではないかなというような答弁いたしました。当然観光、語学が中心になろうかというふうに思いますけども、実証事業の中ではやはり介護、それからリハビリの分野もカリキュラムの中に含めていくという考えでございます。場所についてはですけども、中央公民館が、宮古島市未来創造センターがオープンいたしますと、もう閉鎖するということになりますので、1階の部分は老人福祉センターですかね、が使用し、2階部分でもって高等教育機関の実証事業を進めるという段取りをしているところでございます。

#### ◎狩俣政作君

今後、専門学校として運営していくと思いますけども、国が学校として許可するには、土地、建物の買い上げ、もしくは20年間の賃貸契約が条件になっていると思いますけども、そのまた場所とか施設の候補地とかはありますか。もしわかればお願いします。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

これは、実際に設置をするに当たって、今のところといたしますかね、基本的には中央公民館を使用して



いきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

先ほど、分野も観光と語学だけではなくて、介護とか、また看護、あると言いましたけども、さらにはですね、私は日本語学校もあつたらいいかなと思います。というのは、島内だけではなくて、島外からも、県外からも来れるような状況をつくっていただいて、また宮古島にもいろんな外国人がいらっしゃるので、そういう方々も、日本語がしゃべれないから、仕事ができないという方もいっぱいいますので、日本語学校もあつたらいいと思いますが。さらに言うと、寮の完備があつたらいいなと思います。島外から来て勉強したい生徒はいるんですけども、家賃が高くて住めないとなると、どうしてもなかなかニーズが合わないで、寮があつたらいいなと思いますけども、その件に関してもちょっとお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、日本語学校についてですけども、これはちょっと現在進めている高等教育機関の中では取り入れるということでは考えてはおりません。別途ということになるかと思っておりますけども、なかなかそこまで進めている状況ではありません。ただ、外国からの学生ですかね、これも1つ視野に入れておりますので、専門学校の中で日本語を勉強していくということもあろうかというふうには考えております。

あと1点が、寮ですね。寮の整備については、これからの協議になろうかというふうに思っております。専門学校によっては自前でもって、これは教室なども含めてです。自前でもって整備をしたほうがよいという専門学校もあります。業者もあります。また、役所といいますかね、市の支援をお願いしたいというような業者もありますので、これは今後の協議によるというふうには考えております。

◎狩俣政作君

この事業は、本当に早目に取り組んでいただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に行きます。福祉行政についてです。脳性麻痺、重度障害児、重度障害者への渡航費の助成についてですけども、これは宮古島市で渡航費助成を行っている特定疾患、難病患者、子宮頸がん、不妊治療と同様に、脳性麻痺や重度障害児、重度障害者の方にも渡航費助成を行ってほしいという要望ですけども、これ実は私が要望して、昨年の6月に予算を組んでいただいた座位ができない障害者のためのストレッチャー渡航費ですけども、これも私の確認不足でしたけども、このストレッチャー渡航費は、ストレッチャー自体を機内に乗せるための費用で、ストレッチャーを利用する患者は含まれないということでした。施行して1年になりますけれども、まだ利用者がいないと。利用する患者にすれば、渡航費助成がなければ、なかなか使い勝手が悪いんじゃないかなと思います。なので、脳性麻痺の患者及び重度障害児、重度障害者への渡航費助成していただくようまたよろしくお願ひして、見解をお願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

昨年6月補正で、航空機内に座り続けることが困難な重度障害者へのストレッチャー及び酸素ボンベ使用助成金について予算措置をいたしました。現在まで、問い合わせはありましたが、利用がない状況が続いております。確かに重度障害者は1人で航空機に乗ることが困難であり、付添人が必要となるため、機材使用料のみの助成では経済的負担が大きいことも理解しております。また、脳性麻痺の方やストレッチャー等が必要のない重度障害者の方も現在本市が実施している難病患者等に係る渡航費等の一部助成金

の対象とならないため、島外の医療機関を受診する場合には経済的負担が大きいことも理解しております。市といたしましては、これらの状況を考慮し、原則、本市以外の医療機関で治療が必要と主治医が認めた場合に限り助成する方向で検討しているところでございます。

◎狩俣政作君

早目の助成をよろしくお願いいたします。

次に行きます。鏡原放課後児童クラブの外壁についてですけれども、これは既に運用開始している児童クラブですけれども、5月13日に関係者から連絡があり、現場を見に行きました。先日も島尻誠議員が話していましたけれども、この建物、外壁がありません。本当に建物はあるんですけれども、建物の真裏はもう急勾配な崖になっております。すごく危険な感じがしますけれども、予算がないという話をその関係者から聞いていましたけれども、かなり危険があると思います。そこで、答弁の中でも早急に検討したいと言っていましたけれども、具体的にいつごろフェンス等、何か設置ができるか、わかればよろしく申し上げます。

◎福祉部長（下地律子君）

現在、見積もり等を依頼しているところでありまして、すぐに対応していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

福祉部長、じゃすぐということはまだ来月ぐらいにはできるんですかね。

（「頑張ります」の声あり）

◎狩俣政作君

頑張ります。わかりました。よろしく申し上げます。

次に行きます。環境行政についてです。無許可での開発工事について。今後の取り締まり等の対策はありますけれども、これは5月19日の日曜日に大浦自治会の方から電話をいただき、その方と現場を見に行きました。大浦の外周道路から里道を通してサギツ浜へおける道です。本来この里道は軽トラックが1台ほど通れる里道で、そこから浜における道は1メートルほどの狭いけもの道でした。岩を伝って浜におけるようです、地元の方たちは。そこが里道の幅も4メートルほどに拡幅されて、浜における狭い里道は8メートルほどの鉄製のゲートで塞がれていて、重機が、ユンボが4台ぐらいありました。かなり広大に開発されていて、浜における部分は大きく切り開かれて、大きな山が積み上げられ、砂利等で道幅5メートル、長さ20メートルほどのスロープができていました。このことを翌日、月曜日にですね、建設部長に相談したところ、現場に職員を派遣して調査をしました。何と、この工事、無許可でした。無許可で、その土地の購入すらしていませんでした。その当事者には原状回復を指導しましたけれども、あれから1カ月、現場を見に行きましたが、変わったところといえば、浜における里道はここですよと促すようなロープが1メートルぐらいあることと、浜におけるスロープがなかったことです。崖になっていました。まだ原状回復の途中か何かわかりませんが、これで終了という判断は誰がするのか、伺います。

◎建設部長（下地康教君）

今回の大浦サギツ浜の件に関しましては、かかわりのある部署が3つございます。1つは、里道に関する件ですね。これは、本市の道路建設課でございます。もう一つは、赤土防止に関する件ですね。これは、宮古保健所が担当することになっています。もう一つは、海岸管理者ですね。海岸の環境を保全する海岸管理者、これは県、宮古土木事務所になっています。この3者が一応かかわることになりますけれども、

市としましては里道の原状回復ということで、従来の里道の登記簿ですね、登記簿にある里道の幅をしっかりと確保していただきたいと。基本的には里道というのは民間と民地に隣接しておりますので、里道を広げた分は基本的には民地という形になりますから、その民地の方がしっかりと境界を確認するという形になります。今狩俣政作議員がおっしゃったのは、今現在処理されている状況はこれで終了なのかということでございますけれども、我々里道を管理する管理者としましては、原状回復を指示しまして、現在の状況で完了しているというふうに理解をしております。

#### ◎狩俣政作君

実はこのような場所が宮古島にはほかにもあるという情報が入ってきています。今後、市としては、県もそうですけども、違法開発等を取り締まるような対策はあるのか、伺います。

#### ◎建設部長（下地康教君）

今回の件に関しましては、里道を無断でと申しますか、拡幅をして、そういう状況に至っているということでございますけれども、開発に関しては、基本的には開発行為というものがございまして、これは3,000平方メートル以上の開発をする場合は県知事の許可が要するという形になります。しかしながら、今回の場合は3,000平方メートル以上ということではございませんでしたので、里道に関する開発と申しますか、開発に関しては我々のほうで指導しているということでございます。それで、じゃ里道をどういうふうに管理しているかという話もございまして、これは日ごろから里道を利用している方々からの苦情等がありましたら、それに対応していくということになってございます。

#### ◎狩俣政作君

自然は、一度壊したらなかなか原状回復するのは難しいと思います。この里道に関して私が思ったのは、普通里道を整地するときに、例えばコーラルとかを使うと思うんですけども、ここにはサンゴが使っていました。その辺もちょっと疑問に思ったんですけども、この違法開発工事が未然に防げるような対策なり、条例をつくるなりしていけるようにまた要望いたします。

次に行きます。JTAドーム宮古島の利活用についてですけども、7月に開催されるeスポーツですけども、大会の概要を伺うとありましたけども、きのう高吉幸光議員が全て聞いちゃったので、何も聞くことはありませんけども、実は私、このeスポーツを取り上げてはいるんですが、私は全くゲームをしません。そんな私でも、このeスポーツ大会の雰囲気を楽しむ中でも楽しい気分になってきました。このeスポーツですね、いいところは、年齢も、性別も、健常者も、障害者も、関係なく一緒にできるということです。ぜひ、教育長、7月15日、一緒にJTAドーム宮古島に行ってeスポーツを堪能しましょうね。これはこれで終わります。

次、ブラス・ジャンボリー in 宮古島大会の今後の開催予定についてですけども、このイベントは音楽を愛する方々が一堂に会し、大合奏するという全国主要都市で開催されている音楽イベントです。このイベントの沖縄初開催がことし3月17日のJTAドーム宮古島で開催されました。演奏者は、小学4年生から64歳までの230名余りで大合奏しました。このイベント、そもそもお客さんを入れて行うイベントではなく、ただ演奏者たちが集って合奏するというイベントです。宮古島大会では、初めての試みで、入場無料でお客さんを入れ、ドームの外には屋台が並び、宮古そばとかタコライスなど、おいしい食事を楽しむこともできました。また、1歳ぐらいの赤ちゃんから上は74歳までのお客さんもいっぱいいたので、幅広い

年齢層で楽しむイベントができました。このイベントが毎年開催できるか、見解を伺います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

ブラス・ジャンボリー i n 宮古島の今後の開催予定はあるかということです。お答えします。

平成31年3月17日に沖縄県初のブラス・ジャンボリー i n 宮古島2019が開催され、地元小中高校生を含め、県内外から約200名余りの参加者があり、関係者等から非常によいイベントになったと伺っております。今後の開催については、主催者のブラス・ジャンボリー i n 宮古島2019実行委員会及び共催者の株式会社ヤマハミュージックジャパンを交え、今後の大会運営の課題等を含め協議し、開催に向けて検討していきたいと思っております。

◎狩俣政作君

このイベントのすごいところは、まず1つに世界レベルの指揮者の方から指導が受けられるということです。また、世界トッププレーヤーの音が生で聞ける、日本各地からイベントに参加する方々と懇親が持てるということになります。宮古島に来るプロの演奏家の方々がよく口にするのは、宮古島の子供たちの潜在能力と感性の高さです。これまで児童生徒は力はあったんですが、楽器の力が追いついていなくて、なかなかいいところまで行けなかったんですけども、今回、当局の皆さんのおかげで、吹奏楽部のある学校に新しい楽器が導入され、子供たちはうれしそうに日々の練習に取り組んでいます。ことしのコンクール、コンサートでもこれまで以上に成果を発揮してくれると信じています。加えて、このようなイベントが開催されると、またさらに感性が磨かれるかと思っておりますので、またこれからもイベントの開催をよろしくお願いいたします。

次に行く前にですね、この世界的指揮者の飯森範親先生という方がいるんですけども、そのイベントが終わった後、1週間後に家族で宮古島に来ていました。旅行でですね。宮古島がとても好きだと。その際に私もお会いしたんですけども、いろんな全国レベルの、全国で金賞をとっている学校のコンクール本番前に指揮を振るそうです。指導も当たって。それをやっぱり私も聞いて、とてもうらやましい環境だなどお話をしたところ、いいよ、来るよって、宮古島にも、話をしてくれました。今度7月21日から2日間、宮古高校と北中学校で無料で指導してくれるそうです。

次に移ります。道路行政についてです。交通事故多発交差点の対策についてですけども、宮古島市における交通事故が頻繁に起きる交差点が幾つかありますが、事故が起きてその後何ら改善していないことから、また事故が起きる。ここ数年の宮古島市の観光客増加に伴い、レンタカーでの事故がさらに増加しております。ここらで何かの対策を講じないといけないと私は危惧します。私は、この交通事故が頻繁に起こると言われる交差点を数カ所調査してきましたが、幾つかの共通点がありました。1つ目は、一時停止線上から左右の見通しが悪い交差点。2つ目は、一時停止の標識あるいは注意喚起の看板等が見えにくい。3つ目が交差点のカーブミラー等が壊れている状態。4つ目がサトウキビの葉が道路にはみ出しているため、交差点に気づかないということです。そして、まさにこの4つの全てが重なった交差点で4月に交通事故が起きました。本線から走る軽トラックに一時停止を怠ったレンタカーとの出会い頭の衝突事故でした。左手から右方面に走ってきた軽トラックの運転席側に一時停止を怠ったレンタカーが衝突しました。幸いにも軽トラックの運転手には命に別状はありませんでしたけども、車は大破、運転手は肋骨が8本折れ、全身打撲の重体でしたが、いつ命を落としてもおかしくないような事故でした。この事故現場を

調査しに行きましたけども、この交差点ですね、実は本線側も一時停止側の道路も、どちらも道路幅が広いんです。見通しもいいです。交差点内もとても広いです。しかし、一時停止側の道路、走行するとですね、サトウキビの葉っぱが道路に垂れ下がった状態で、交差点が見えないんです。一本道に見えます、真つすぐの。それで、一本道と思って走ってくると、交差点に進入直前で、ここが交差点なんだと気づきます。この交差点進入手前の電柱には、交差点、速度落とせという看板もあります。これ見えません。カーブミラーもありますけども、肝心のミラーがありませんでした。さらに、一時停止の道路の見通しはいいのに、この本線側の道路はカーブになって、見通しが悪いです。このような状況の交差点は、ほかにもあると思いますけども、対応をどう考えているのか、当局の見解を伺います。

◎建設部長（下地康教君）

ご指摘の交通事故の発生した道路というのは、市道125号線でございます。これは、県道長山港佐良浜港線と交差する交差点でございますけれども、我々のほうでも現場を確認しております。まさに狩俣政作議員ご指摘のとおり状況もございました。今後ですね、我々としては一時停止の場所をしっかりと示すような、注意喚起を起こすような対策をとりたいと思ひまして、まずポストコーンを設置をしようと考えています。このポストコーンを設置することによって、かなり一時停止の注意喚起が図られている実績もございますので、まずはそれをやっていきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

建設部長、ありがとうございます。早急な対応をよろしくお願ひいたします。

次に行きます。空港周辺道路の拡幅工事についてですけども、現在、空港周辺にJ T A ドーム宮古島がありますけども、施設として、このドームでイベントがあると、空港周辺道路、下地線、上野線が渋滞をします。今後、空港周辺に大型ショッピングモールとホテルの建設が予定されています。それらの工事が始まると、工事車両も加わり、さらに道が混雑することが予測されます。また、空港ターミナルも拡張工事を行っており、観光客も増加することを踏まえ、早目の道路の拡幅工事をお願いしておりますが、その後、県の道路管理課ですかね、からの返答とかはあるのか、伺います。

◎建設部長（下地康教君）

まず、平成28年7月にサンエー宮古島シティの計画について、都市計画課とサンエーが委託をしましたコンサルタント業者と調整を行っております。その後、サンエー宮古島シティ計画広域的影響等に関する評価というのがコンサルタント業者のほうから出ています。これは、どういった調査かといいますと、もちろん我々も絡みまして、県ですね、本庁のほうの担当課とも調整をして出してある評価書でございますけれども、その中で下地線、上野線、周辺道路の道路混雑度は、施設建設後の予測交通量等により算出した結果、混雑度は標準1以下となっており、道路拡幅等の必要はないという評価が出ております。しかしながら、市としては今後とも交通量の把握に努め、必要に応じて関係機関との調整を図っていきたいというふうに考えています。

◎狩俣政作君

また今後観光客は増加することは間違いなし、レンタカーの利用等もそれに比例して上がってくると思いますので、早目の対策をぜひとも今後ともよろしくお願ひします。

次ですね、全国的に多発する高齢者の交通事故についてですけども、運転免許証返納後の対策について

伺います。毎日のようにニュースで見るとなりました、この事故。きょうも朝のニュースでありましたね。高齢者の交通事故です。アクセルとブレーキを間違うのが一番多いようですが、ニュース等で多く聞くのは、児童生徒の列や歩行者に突っ込み、死傷者が出る悲惨な事故です。全国的に高齢者に対しても高齢者講習、認知機能検査や免許証の返納を促していますが、宮古島市でもこの高齢者講習、また認知機能検査は実施しておりますか。伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

これは、市としてそういうことを行っているということではなくて、これ宮古地区交通安全協会におきまして、高齢者の免許の切りかえの際に、その適性の検査を行っているということでございます。

◎狩俣政作君

運転免許証返納といっても、本土のように電車やバスなどの交通機関が充実していればまだわかりやすいけども、宮古島のような本当に車社会においては、なかなか難しい話になります。事実、宮古島市では高齢者本人が自主返納するよりも、事故の報道を見た家族から促されて返納するケースが多いといえます。しかし、一部の高齢者からは、農業など生活の足を奪われるという強い反発や、自分に限っては大丈夫などの理由で返納に踏み切れない実情があるそうです。今宮古島市でもさまざまな企業が運転免許証返納者に対し料金割引などのサービスを行っていますが、問題は交通弱者、つまり車なし生活をどう支えていくかということにあると思います。何か宮古島市での取り組み、または今後の取り組みが予定があれば伺います。

◎企画政策部長（友利 克君）

質問は、運転免許証返納後の対策ということになっておりますけども、やはり問題は、運転免許証返納後といいますよりは、高齢者、いわゆる今狩俣政作議員ご指摘のあるように交通弱者と言われる方々の交通手段といいますかね、それをどうするかと、確保はどうするかというようなことが大きな課題だというふうに思っております。その中には当然運転免許証返納をされた方々も含まれてくるかと思えます。やはり昨日も答弁いたしましたけども、高齢者の方々はなかなかバスを利用していただけない。本土においても、あるいは宮古島もそうだと思いますけども、運転免許証を返納したがない理由というのは、やっぱり車のほうが他の交通手段よりもずっとやはり便利なんですね。そういったことがあって、なかなか返納しない。返納されている方々といいますのは、傾向的にはやはり家族がかわりに運転をしてくれるといいですか、移動の手伝いをしてくれると、そういった方々がほとんどだというふうに思うわけですね。ですから、実際交通弱者の対策を考える場合に、どういったことが適切かというふうに考えた場合に、バスはなかなか難しいということが一つの結論ではあります。しかし、現実としてそれが大きな課題となってきたわけですので、市としても他の市町村の事例などを参考にしたいということでいろいろ調査はしております。狩俣政作議員からも、以前、多良間村のようなというような話もございますけども、多良間村のほうは村でもって運営をしておりますけども、実は時間的には1日2本ぐらいしか走っていないという状況なんですね。ですから、多良間村ならではこれは対策であろうかというふうに思いますけども、市としてはですね、なかなか具体的な対策はまだ見出せていないところでありますけども、現状としましては他の事例などを今研究をしているところ、それと庁内のワーキンググループというのがございますので、そういったところで部を横断した検討、議論をしているところでございます。

◎狩俣政作君

交通弱者などをね、手助けすることですけれども、これ事故をね、未然に防ぐという対策も一緒になって考えないと私は思います。例えばタクシー料金とかバス料金を補助したとしても、それはいいことですが、今の宮古島の観光状況では、船が来たらタクシーがつかまらないこともあります。ふだんの何げの行動、買い物や病院の通院でもなかなかできないとなると、ひとり暮らしの高齢者などのひきこもりがふえるんじゃないかなと私は心配しています。ただ、事故を未然に防ぐのに関しては、日本は先進国の中でも歩行者が死亡する交通事故の件数が圧倒的に多い国だそうです。5月に滋賀県で起きた散歩中の園児の列に突っ込み、2人の園児が亡くなりました。これも交差点に車どめとなるガードレールもしくはポールがあれば防げた可能性はあると専門家は話しています。宮古島にも交通量が多い交差点はたくさんありますが、車どめとなるガードレールやポールがある交差点は見たことがありません。交差点ですね。幸いにも事故は起きていませんけれども、この悲惨な事故を起こさないためにも、特に学校周辺の交通量の多い交差点のポール等とか設置ができるかどうか、見解をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

部を横断するような提案でございますので、今後、議論をしていきたいというふうに思っております。交通弱者対策といいますのは、交通手段の確保もそうですけれども、やはり買い物難民ですか、というようなことも大きな課題ですよね。これは、何も旧町村部に限らず、市内、市街地においてもそういう課題はあろうかというふうに思っておりますので、交通手段の確保、それと買い物難民の解消といったところの対策を部を横断して、まさに庁内議論をしていきたいというふうに考えております。

◎総務部長（宮国高宣君）

教育部長のほうに臨時職員の件の質問がございましたので、この件に関して少しだけ補足説明させていただきたいと思っております。

会計年度任用職員制度というのがございます。これは、平成29年5月に公布されて、地方公務員法及び地方自治法の改正によって、常勤職員に近い今の臨時職員の勤務状態ですね、勤務形態になっている臨時、非常勤職員については会計年度任用職員に移行し、あわせて6カ月以上勤務する会計年度任用職員については期末手当等の支給が可能になるという制度がございます。これを本年の12月定例会に条例を提案をする予定となっております。その中身でございますけど、勤務時間は今と同じように7時間45分、休暇がですね、年次休暇、あとは特別休暇、病気休暇、介護休暇などの休暇制度も可能になります。また、1年以上勤務する職員については育児休業制度も適用されるような形の条例を提出する予定となっておりますので、人手不足の事実ありますけど、そういった形でですね、制度が法改正によって充実されるということもあわせてありますので、その辺はひとつまたよろしくお願ひしたいと思っております。

◎狩俣政作君

ありがとうございました。以上で6月の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

◎仲里タカ子君

3番、市民ネット宮古結の会、仲里タカ子です。元号が変わった5月の憲法記念日が過ぎました。そし

て、6月は環境、水道週間もありました。今定例会の一般質問は、憲法と地下水、そして最近、宮古島パブルとも言われ、見る見る景色も変わっていく宮古島、宮古島市民の暮らしへの不安についての質問を一問一答で行いたいと考えています。当局の皆様には、簡潔でわかりやすいご答弁をお願いいたします。

それではまず、市長の政治姿勢について、憲法についてお伺いいたします。5月3日の憲法記念日にちなんで行われた県紙のアンケートに市長は回答なしでした。そこで、市長の憲法への評価について、まずお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

憲法への評価の前に、市長は回答なしと県紙に聞いてやっているのだがといいますけれども、これはですね、アンケートの依頼の仕方が丁寧さを欠いています。ファクスで依頼し、数日後にファクスで返事せよという形なんですね。市町村に対する意見の照会であればですね、それなりの丁寧な手続をするべきだと思います。こういうやり方はおかしいと思って、回答していないんです。まずは、それを言うておきたいというふうに思います。

現在の憲法は、戦後70年余にわたり我が国の自由で公正な社会づくりを支える最高の規範として、これまでも大きな役割を果たしてきているものと評価をいたします。

◎仲里タカ子君

ご回答ありがとうございます。新聞の紙面からは、アンケートのとり方を読み取ることはできませんので、きょうお伺いして、よかったと思います。

平和と人権を守る憲法のもとへ帰るということが、私の子供のころ行われていた復帰運動のスローガンでもありました。新聞のアンケートを見ると、県内各市町村長の憲法に対する評価は高く、高く評価する、評価するを加えて92.7%、憲法のもとに帰りたい、憲法を大切にしたいという復帰のころの運動は沖縄では今も続いていると考えています。

続いて、憲法第9条改正についてもアンケートにありました。これについてもお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

憲法は、国の最高規範であります。現在の憲法は、戦後、GHQによる関与を経て制定されております。日本国民の国体に関する考え方が十分反映されていないと考えています。また、憲法制定から70年余の年月を経過し、国内の経済社会情勢は大きく変化しております。加えて、我が国を取り巻く国際環境は激変しております。このように、国内、国際的にも、憲法制定時に想定していなかった事柄に的確に対応しなければ、国の安全は確保できないと考えております。世界的に見ても、憲法はその時々々の国の置かれた情勢を勘案して改正を行っており、我が国も世界情勢を見きわめ、国土の保全、国民の生命、財産を守る観点からも、現在の憲法は第9条も含めて全面的に改正すべきであると考えております。仲里タカ子議員は、憲法第9条のみの改正について質問をしておりますけれども、他の条文についても現状に合わないものがありますので、改正が必要であると考えております。例えば憲法の第89条では、公の財産は、公の支配に属さない教育事業に対し、支出してはならないと書いてございます。こういうのを考えると、やはり今、戦後70年余を経過して、社会情勢も大きく変化していることから、憲法全体について見直しが必要であると考えております。

◎仲里タカ子君



憲法は改正したほうが良いというご意見をお伺いしました。

続いて、憲法第9条に自衛隊を明記するという点についても市長のお考えをお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

先ほど答弁で、憲法全体はやはり見直すべきであるというふうに考えております。憲法は、世界的な情勢を見きわめ、柔軟に対応すべきものと考えを示しましたが、自衛隊の明記についても、国土の保全、国民の生命、財産を守る観点から、憲法に自衛隊の設置を正しく位置づけるべきものであると考えております。

◎仲里タカ子君

憲法第9条に自衛隊を明記することについては賛成だというご意見をお伺いしました。いわゆる加憲ということですね。憲法に軍隊を明記することで、いずれは憲法に基づく徴兵制度になっていくのではないかと、国民は、憲法に認められたということで、徴兵制度がもしできても、拒否することはできなくなるという憲法学者の声もあります。市長は、先日、自衛隊募集業務を市民生活課で行うとも報道されていましたが、徴兵制についてはどうお考えになりますか。

（「通告外です」の声あり）

◎仲里タカ子君

関連です。

◎議長（佐久本洋介君）

通告外だから、答えられないということです。

◎仲里タカ子君

では、いずれ憲法第9条に加憲がされて、自衛隊を明記することで徴兵制度を国民が断ることはもうできなくなるんだらうということに対するお考えについては、通告外ということですので、お聞きできないということですね。

憲法はもう劣化している、世界が激変しているというご意見ですが、私は、日本国憲法は戦後73年、憲法を戦火から守ってきた、どこの国の人をも戦争の名のもとに殺さない、殺されることもなかった、憲法に日本は守られてきたと考えています。私はそう思いますが、中村哲さんというアフガニスタンで戦争と干ばつによる飢えから現地の人の命と暮らしを助けるために、日本にある古くからの用水路をつくる技術を駆使して緑をよみがえらせる活動を続けている方が、お医者さんがおられます。沖縄平和賞を受賞した方でもあります。彼が言っています。あの紛争地域、アフガニスタンで、そこで長く活動できるのは、自分たちの、活動している自分たちの命を守っているのは現地の人の信用と日本に対する尊敬である。アフガニスタンに自衛隊が米軍とともに復興支援として入ってきたときに、現地人はジャパニーズアーミーと呼んで、信用しなかった。軍隊を派遣することでは現地の信用は得られない。危険な紛争地のアフガニスタンで彼らの活動を長く守り続けてきたのは、やっぱり日本国憲法の本質であると考えます。日本国憲法の前文に掲げられたその精神、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼すること、それに努める国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思うこと。憲法制定から70年過ぎましたが、平和のうちに国際貢献を中村哲医師のほかにもたくさんの日本人が行っており、そのことがさらに日本の憲法を世界の人に認知してもらうこと、国家の名誉にかけて、この崇高な理想と目的を達成する道筋をつくっていく、それを

個人の努力のみにとどめず、国家として全力を挙げるべきではないかと私は考えます。

それでは続いて、陸上自衛隊のミサイル配備についてお伺いいたします。隊舎のみの建設であるから、弾薬庫は置かないと説明されていた千代田の陸上自衛隊基地に弾薬庫が建設され、中距離多目的誘導弾、迫撃砲が運び込まれていたということが発覚しました。防衛大臣は、説明不足だったので、一旦運び出すことにしたと説明しています。宮古島市は、この弾薬が運び出されたということを確認していますか。お伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

運び出したことを確認しているかという質問でございます。運び出したことについては、直接確認はしておりません。この件については、防衛大臣から、4月7日の宮古島駐屯地の部隊新編行事の際、先ほどの防衛大臣から市長に対し、島外に搬出をした旨の説明を受けております。

◎仲里タカ子君

これ弾薬をですね、いつ運び込んだか、それから運び出したかということは、私たちはもう知りようがないんですよね。弾薬庫がそこにある以上、いつでも弾薬を運び込むことはできるだろうという想像だけはつきます。その量がどのくらいなのか、どのくらい危険があるのか、私たちは知りようがないわけです。市長は、平成29年9月定例会で、千代田は、隊員の隊舎をつくろうと言っているから、ホテルをつくろうと言っているのと何も変わらないですよと答弁しています。その後、市民の安全を守るために自衛隊の配備については了解しているということになっているわけですが、でき上がっているあの自衛隊基地はやっぱりホテルではないし、危険な弾薬庫が住民には何の説明もなくでき上がっており、何と何と弾薬までもう運び込まれていた。市長は、この弾薬を運び込むことについては説明もなく、だまされたとお考えですか。お伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

私が説明を受けたのは、保管庫をつくるというお話でありました。当然保管庫ですから、いろんな弾薬が保管されるであろうというふうなことは想定できますが、具体的にどの弾薬と、具体的なものまでありませんでした。

◎仲里タカ子君

保管庫とも言うし、武器庫とも言うからという説明もありましたけれど、市長としては、弾薬を運び込むところは保管庫という認識でしたか。もう一度お伺いします。保管庫に武器が入るだろう、入れるだろうということは想定の上ですか。

◎市長（下地敏彦君）

保管庫ですから、当然だと思います。

◎仲里タカ子君

では、運び込まれた中距離多目的誘導弾、それから何だったっけ、難しい名前ですけどね、迫撃砲ですね、がそのホテルのようなところに運び込まれるということをご承知の上で、それを認めたということになるわけですね。

私、この中距離多目的誘導弾、何だかよくわからないので、いろいろ調べてみたんですね。対舟艇対戦車用のミサイルなんだそうです。そうすると、あの千代田の弾薬庫の中には、舟艇というのは小さ目の船

だそうで、船とか戦車用の武器が保管されていたということになるということですね。どうしてそのようなものがそこに運び込まれるのか。今警備部隊が300名駐屯しています。警備部隊って武器も要るのかな、いろいろ調べてみました。新聞によると、地対艦、地対空ミサイル部隊が既にもう駐屯することに決まっています、地対艦部隊、地対空部隊、この部隊を警備するのが警備部隊ということなんだそうです。この警備部隊は、対ゲリラコマンドー戦闘の訓練が必要で、これまでは種子島などの市街地を利用した訓練が実施されている。岩屋毅防衛相は、はっきりと沖縄は南西防衛の最前線だと発言している。自衛隊だけではなく、米軍基地をあわせて、対中国の巨大なミサイル基地にしようとしており、宮古や八重山の自衛隊配備はその序章だと、これは軍事ジャーナリストの方が新聞に掲載しております。とても怖いと考えます。

続けて、この運び出された弾薬をですね、防衛大臣は保良鉱山に弾薬庫を建設して保管するとしています。自衛隊の弾薬取り扱いについての教本で、火災時、発火、爆発反応までの時間は2分、2分間に1キロ先まで避難すると説明していることが発覚しました。保良の住民、七又の住民の安全が確保されないということは明白です。保良鉱山への弾薬庫建設に反対すべきではありませんか。市長のお考えをお伺いします。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

質問要旨の中では、いわゆる新聞報道などで、爆発反応までの時間は2分、1キロ先までの避難が必要という説明があるということをございますけども、これは島尻誠議員の質問に対してもお答えをしたところでですけども、あくまでも防衛省の教範、教育資料で記されている内容は、遮蔽物のない場面を念頭に置いたもの、いわゆる誘導弾などが火薬庫に保管されている場合を想定したものではないというような回答でございます。いずれにしても、火薬庫あるいは弾薬庫ですか、の設置に当たっては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としている火薬類取締法などの関係法令に基づいて、近隣の施設からの保安距離を確保するなどの適切な対応するというような回答、これはこれまでも同様の回答をしているところですけども、今回も同様の回答を得ているところでございます。

#### ◎仲里タカ子君

それはそうですね。弾薬を裸で置いておくということは、誰も想像はしないわけです。私も防衛省の説明会に行きました。遮蔽壁を厳重につくるんだと言っていました、でも弾薬をですね、弾薬庫に置いたままにするということは考えられないわけです。だって、弾薬も使うために置くわけで、別に未来永劫置いておこうということではないし、未来永劫置いておいても危ないものとは思いますが、ですから何か事故があるときのための対応というのを自衛隊は教範で、一生懸命、一番近くにいる自衛隊員、危ないですから、それはもちろんだと思いますが、でも弾薬庫から200メートル、私はもうこんな近代兵器の弾薬が爆発しようものだったら、ウクライナの映像なんかを見ても、平良市街地の市民だって、もし万が一のことがあれば、ただでは済まないというふうに思っていますけれども、そういうふうな万が一何かあったときのことというのは市民には全く知らされることがない。この自衛隊の教本、これも何か軍事ジャーナリストの方が情報開示をして、黒塗りのやつから読み解いて、これを提供したというものです。だから、危ないということには全く変わりがない。自分たち一生懸命大事に置いている、遮蔽壁をつくって保管する、当然です。だから安全だと言えるでしょうか。

続けてお伺いします。千代田に建設された弾薬庫も、すぐ隣には燃料タンクがつくられています。ジェ

ット燃料と何か燃料、7基の燃料タンクがもうそこにあるそうです。民家からの距離はとても近いです。住民を危険にさらすものであると、千代田の基地の弾薬についても運び込まれた際はやっぱり危ない。この弾薬庫、保管庫と言うにはちょっと規模が大きいんですね。これを撤去すべきではないか、これについても市長の考えをお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

燃料タンク、危険である、撤去すべきではないかという質問でございますけども、先ほども弾薬庫関係についてもお答えをしたところです。燃料タンク関係についても関係法令に基づいて適切な設置を施しているという回答でございます。

◎仲里タカ子君

防衛省の説明がそういう説明であるということは再三お聞きしています。私が聞きたかったのは、この弾薬庫の設置について市長はどう考えているかということをお聞きしたかったんですけども、これは回答はないということでしょうか。もう一度お伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

弾薬庫、大きく言えば基地整備といいますかね、基地設置整備に当たって、さまざまな関係法令というものがございます。市としましては、これまでも再三申し述べておりますように、関係法令に基づいた事業、整備事業、設置事業というものができているかというものをしっかり確認をした上で判断をするという立場でございます。

◎仲里タカ子君

関係法令に照らして、どんな弾薬がどのぐらい持ち込まれるのか、全く情報がなくても、この宮古島市民の安全と暮らしを守るために弾薬庫についても市としては了解しているというふうに取り扱います。しかし、軍事ジャーナリストは、こんな平べったい、民家に近いところに弾薬を置くというのは常識的には考えられないと言っている方もおられます。もともと弾薬というのは住民からうんと遠くの山の中の地下深くを掘って保管するというのが普通の考え方だそうで、宮古島のような民家が点在している平地に、幾ら遮蔽壁を置いたからといって、安全が保てるというのは非常に疑問だということも指摘していますので、これもお話ししておきます。

それと、千代田ですけれども、防衛省の開示資料で、陸上自衛隊基地の下に、特に燃料タンクの下、宿舎などに少なくとも3カ所以上、1メートル以上にわたる空洞がある。防衛省は、危険性は低いとしていますが、専門家は、強度解析や安定性の評価をするデータが不十分で、強度的に妥当とするのは無理があるとしています。加えて、活断層関係資料で駐屯地の真ん中に活断層の疑いがある線状模様が南北に走っていることが確認されているとして、空洞部分の詳細な調査が必要というふうに述べています。このような場所に燃料タンクをつくり、そのすぐ隣に弾薬庫をつくる。本当に危険きわまりないことだと考えます。市長は、1,000年先の未来を見据えたエコの島づくりを目指して観光を推進しているところです。宮古島は癒やしのスポットとして人気が高いと聞いています。私たちは、この宮古島を未来の子供たちに残していく責任がある。こんな危険なものを誘致するべきではないし、防衛省が安全だと言ったから、安全だというふうに認めるべきではないと考えます。

では、次に移ります。続いて、市民生活についてお伺いします。消費者行政についてお伺いします。5

月、消費者月間がありました。前年度の相談実績が発表されています。相談件数と主な内容やその傾向についてお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先月、5月の消費者月間での実績についてのご質問がございました。お答えいたします。

県の消費生活センター宮古分室での実績でございますが、2018年度の消費者生活相談件数は218件、このうち相談内容で最も多かったのがアダルト、出会い系サイトに絡む架空請求などの相談で、42件となっております。また、同じ件数、42件で、サラ金などの融資サービス、これに関係するものも42件となっております。また、レンタル、賃借に絡む相談が15件、健康食品関係が11件などとなっております。年度後半には家賃値上げについての相談も寄せられ、その件数は8件となっているということでございます。

◎仲里タカ子君

県の消費生活センター宮古分室の実績ということでした。宮古島市は、宮古島市の中の市民生活課でも相談の受け付けを今やっているところですが、これは宮古島市での相談も反映された内容ですか。もう一度お伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

これは、市の相談窓口寄せられた件数につきましては、県のほうに紹介するという部分もありますので、その部分も反映された数字になっているというところもでございます。

◎仲里タカ子君

相談員は、市民からの相談を受けてですね、その内容について、消費者に不利益になっていないか、悪質な業者の被害に遭っていないかを消費者契約法や特定商取引法に照らして助言やあっせんを行っています。あっせんの結果、消費者被害に係る被害額、相談員の助言やあっせんによって回復額が集計されていると思うんですけども、どのぐらい回復されたか、お伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

消費者の被害の金額、総額については集計をしていないということでございますが、助言、それからあっせんによって769万円余りが回復されたということで報告を受けております。また、助言、それからあっせんなどによりまして未然に防げた額が325万円余りとなりまして、合計では1,100万円余りが回復あるいは未然防止されたということになっております。ちなみに、この中で特徴的な事例として報告を受けておりますのが、太陽光発電システムをクーリングオフ制度で解約したもの、これが制度の周知、それから相談者への助言などによって回復をされたということで、消費者相談事業の重要性が改めて示された形というふうになっております。

◎仲里タカ子君

相談を受けることによって、市民が無駄にとられそうだった財産を取り返すことができる、合計で未然防止を含めると1,100万円以上もあるということですから、消費者相談は非常に重要だと考えます。相談を受けたことによって被害を防いだ、その被害を防ぐことができるということをもっと市民に知らせて、宮古島市は市民が一番近いところの役所ですから、消費者相談窓口がある、そして相談を受ければ被害を未然に防止したり、それからもし間違っても被害にかかっても回復できることがあるということをもっとアピールをして、相談窓口を拡充してもらいたいと思います。行政は、相談員は相談をすることが役割ですが、

行政にも一定、消費者安全法の中で役割があると考えます。市民生活課の中ですから、お忙しいと思いますが、消費者相談に係る研修等の職員の旅費があるかどうか、ちょっとお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大変申しわけございません。職員の研修旅費、消費者行政に関する研修旅費があるかどうかについては、今手元に資料を持っておりませんので、後でまた報告したいと思います。

◎仲里タカ子君

相談をですね、相談員にだけ任せるのではなくて、ぜひとも行政も一緒になって、市民サービスのために頑張っていたきたい。ぜひとも、もし旅費がないのであれば、これも考えていただいて、研修を受けて、市民のためのサービスを向上させていただきたいと考えます。

平成31年4月に消費者庁が消費者安全確保地域協議会の手引を出しています。窓口にも実際に来れる方はいいですね。相談員が相談を受けなくても、自分で交渉できる人も確かにいます。でも、高齢になって判断力が弱くなってしまっている、障害を持っている、社会的弱者の人が特に地域で消費者被害に遭いやすいということも国も理解をしている。それで、法律の専門家、消費生活相談員、福祉関係、警察、地域の民生委員、その他を網羅して、みんなで見守り、消費者被害を防ごうというふうな施策をどんどん流しています。ぜひ市民生活課を中心に協議会を立ち上げて、たしか消費者モニターという制度が以前はありました。ぜひとも消費者に係る推進委員を立ち上げてくださる等、消費者行政にも力を入れていただきますように要望いたしておきます。

続いて、家賃の高騰について、前回もお聞きしたんですけども、この問題はなかなかおさまっていません。この間、消費者月間で行われた講座でも、いきなり書面で家賃と火災保険料合わせて3万2,000円の値上げの通知が来た、今6万1,000円家賃を払っているけれども、3万2,000円を払うと9万3,000円になって、生活ができない。入居して5年住んでいるアパートの家賃が今5万5,000円だけれども、1万5,000円値上げすると言われた。もう7万円になるととても生活が苦しいとかですね、またアパートの管理会社と家主がかわって、1万円値上げすると通知されて、1万円は安いほうだよと言われている。そのような相談事例が講座の中でも紹介されていました。家賃の値上げ、アパートの物件がなくて引っ越しができない、困っているという声も多く聞かれます。また、これはですね、家賃の高騰で宮古島にはもう住めないから、島外へ引っ越しをしようという子育て世代がいるということとても心配な声もお聞きしています。市としては、このような家賃高騰にどういう対応を考えられるか、お伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

消費者相談窓口にも、家賃の高騰に関する相談が寄せられております。ちなみに、これ聞き取りで調査を行いましたけれども、不動産業者何社かに聞き取りで行いましたけれども、家賃の値上げは5,000円から3万円程度が中心になっているということではございますが、ただ新築の賃貸住宅については、従来の宮古島の賃貸住宅の家賃と比べてかなり高くなっているという話もございます。ただ、家賃の額の決定ということになりますとですね、これはもう民間における契約ということになりますので、行政が介入するのは難しい状況になっているというふうに考えております。当面は、そういう相談に来られた方々、市民の皆さんには、家賃の更新に関しまして、値上げにつきましては、借地借家法によって値上げの要件等が定められておりますので、そういう部分に該当しているかどうかをまず専門の、法律専門の方とかですね、

司法書士の皆さんにご相談してみるのが当面の対策かなというふうに考えております。それから、これは貸し主と借り主が合意しなければ家賃は決定しませんので、そういう意味では、納得できない場合には、法務局に供託制度、家賃を預けるという制度もございますので、その辺についてもやはり法律の専門家を通してご相談していただくことが最もよいことかなというふうに思っております。当面は、法律の専門員を紹介するという対応しているというのが現状でございます。

◎仲里タカ子君

法務局への供託というね、法律の専門の方の確かにアドバイスもありますけれども、これがね、何年も続くと、もうこれでは済まないと考えるんですね。私も歩きながら、あっ、新築のアパートができてきたなどよく見るんですが、よくよく聞くと、業者が1棟丸ごと借り上げることが多いということもあるようです。こういう状況が、今後どのぐらい続いていくかということをもしお答えできるのであれば、もう一度お伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

今は、宮古島は、物すごい勢いでホテル、アパート等が建設が続いております。でも、大型の公共工事はですね、あと2年から3年ぐらいすれば収束の方向に向かうと思います。もう一つ、オリンピックが開催された後の国全体としても公共工事も抑制されてくると思いますから、およそ3年から4年ぐらいでは落ちついた形になると予測をしております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほど消費者行政の担当職員の研修費用があるかというご質問がございました。今担当課のほうに確認をしましたところ、担当者会議、それから職員研修会ということで旅費が毎年組まれているということでございます。これは、那覇のほうで毎年行っているということでございます。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。あと三、四年ぐらいでは大丈夫だろうという、それは本当に大丈夫か、よくわかりません。宮古島バブルで、今人手不足で賃金はかなり上昇しているとも言われていますが、新聞によると、昨年の宮古島市民の1人当たりの所得は196万円、前年比で2.4%増加しているそうです。それでも、単純に割っても月16万4,000円くらいなんですね。収入の半分近い家賃ということになると、とても生活はやっぱりできないという話で、このままでは観光客と作業員はあふれてくるけど、市民は困窮して子育てもままならないということになりかねないと非常に心配をしております。

それですね、この家賃の高騰等に関しては、弱者のほうにしわ寄せが行くのではないかというふうに考えておりますが、生活困窮者自立支援では家賃高騰の影響についてはどうなっているか、お伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

生活困窮者自立支援においての家賃高騰の影響についてでございます。生活困窮者自立支援制度で住宅家賃の援助を行う住居確保給付金は、離職などにより経済的に困窮し、住居を失った、またはそのおそれがある場合に支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るものでございます。ご質問の家賃高騰の影響により本制度の相談に来られたケースは、これまでございません。なお、家賃の高騰により家賃が支払えなくなったなどの問題に関係なく、相談に来られた場合、生活困窮者自立支援制度での支援、もしくはその他の制度につなぐなどの対応を行っているところでございます。

◎仲里タカ子君

生活保護についても通告を出しておりますけれども、家賃の高騰についてはこのぐらいにしておきたいと思えます。

続いて、民間業者への市税の電話催告業務委託についてお伺いいたします。民間業者への市税の電話催告事業が今年度から始まっているということですがけれども、きょう、けさの新聞にですね、電話催告業務委託をしたことで市税の徴収率が上がったというふうな記事がありました。今ちょっと持ってこなかったんですけども、そのことをちょっとお伺いしようと思っておりました。細かく出してありますけれども、民間業者への委託の理由と効果をまずお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

民間業者への委託理由と効果についてでございます。

その前に、先ほど電話催告で、きょうの新聞にですね、云々と。これは、平成30年度の実績でございます。今回スタートした電話催告業務委託とは関係ございません。

お答えいたします。委託理由についてですが、納税は本来、自主的納付を原則としているところですが、職員が滞納整理事務、納付相談等の業務を行いながら催告業務を行っております。ただ、限られた時間での催告は滞納者との接触率が低く、納め忘れによる滞納も多く発生していることから、専門のオペレーターによる電話催告業務で早期のお知らせによる、納付忘れなどによる滞納を防ごうというのが大きな理由でございます。効果については、現在、固定資産税の第1期分と軽自動車についてスタートしたばかりでございますので、効果、実績についてはこれからとなります。

◎仲里タカ子君

続けて、この民間業者への委託に係る予算をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

委託に係る予算についてでございます。まず、この業務は、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）で、委託期間が平成30年度から平成33年度、限度額が5,584万7,000円の債務負担行為を設定しております。その後、ことしの平成31年3月18日に5,103万1,210円で契約をし、今年度が1,674万7,344円、令和2年度が1,714万1,933円、令和3年度が1,714万1,933円となっております。

◎仲里タカ子君

この債務負担行為は結構金額が大きいというふうに私としては思うのですがけれども、納付を、催告業務で、これを上回る実績が上がってくるというお考えだろうというふうに思います。きょうですね、私、前年度の滞納件数と納付実績についてというふうに通告を出しているんですけども、きょう新聞に発表されておりました。97%かな。ですか。どうですか。もし前年度、これ電話催告しなくても97%の税金をみんな払ってくれている、納付実績が上がってきているということであれば、電話催告は本当に必要なものなんではないかというふうになんて疑問が湧くんですけども、これについて、もしお考えがあればお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

納税は国民の義務でございますので、それ以外考えられません。

◎仲里タカ子君



納税は国民の義務です。みんな頑張って税金を納めます。しかしですね、納めることができない人がいて、だからそういう催告業務もまた必要というふうにお考えだろうというふうに思うんですね。先ほど職員はとても忙しくて、催告のし忘れもあるし、納税の相談にも応じなきゃいけないというふうな話がありました。私たちは、去年ですね、文教社会委員会で滋賀県の野洲市をお伺いしたんですね。前にも話したと思いますが、宮古島とほぼ人口が同じです。野洲市ではですね、債権管理条例というのを独自に制定して、納税推進課で、例えば国保税とか固定資産税、家賃、水道、いろいろ納めなきゃいけないものがあって、それが納められないという方が本当にいらっしゃるわけです。どこの地域でもいると思います。97%は相当高いと私は考えているんですけども、この納税推進課で債権を一元管理をしている。一元管理をすることで、滞納している市民がどのような状況にあって、それで払えない状況がどういうふうなものかというのを細かく把握をして、それで困窮状態でできないということがわかると、即生活困窮支援をベースに相談につないでいる。そして、それを納税につなげている。もしもですね、今ちょっと病気だった。もう何か仕事ができない状況だということ、前年度は所得が高かったのに今生活できないということになると、税金はあるけど、自分は食べ物が先だという人は結構いらっしゃるわけですね。これを市が支援をしていくこと、宮古島市もそうですが、生活の困窮に陥る人のための支援のメニューはいっぱいあります。でも、それを皆さん、市民全部がわからない。教えてあげる。サポートしてあげる。そのことで、もしこの方が一人でもですね、税金も納められるぐらいになったということになると、これは本当に善良な宮古島市の納税市民に復活するというわけですね。そういうことを野洲市はやっている。でも、どうしても病気が長々続いて、これはどう見ても難しいな。これは、おいておいてもなかなかこれできそうもない、請求しても無理、わかったところは、これは一元管理をしていますから、庁内で検討して、早目に債権放棄を行って、負担を減らすということもできるというわけですから、とてもよい取り組みだと思っております。電話催告業務を民間に任せて、その上で、じゃ職員がね、ちょっと相談に手があいた。宮古島市でこの取り組みを考えていくことは可能ですか。お伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

まさに仲里タカ子議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。我々もこの電話催告業務を委託することによって、職員が直接納税者と顔を合わせて相談業務に当たるということでございますので、その辺はご理解をお願いしたいと思っております。今回のですね、この委託することによって、仮に前年度を0.2%の増収を見込んだ場合、約1,100万円の増収となりますので、あわせて人件費の削減につながることも、3年間では委託金以上の効果を期待できるものと考えておりますので、またあわせて市民の皆さんともそういう形で相談業務にですね、我々も強制的に税金を取ろうと思っておりません。ぜひともその辺は足を運んでですね、また市役所のほうに足を運んでいただいて、相談していただければ、我々もその気持ちに寄り添ってですね、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後零時00分）

再開します。

(再開＝午後零時00分)

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。  
休憩します。

(休憩＝午後零時00分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。  
仲里タカ子君の質問からであります。

◎仲里タカ子君

では、地下水についてお伺いをしていきたいと思います。

ユニマットの6,000室リゾート計画が発表されるなど、ホテルの建設が相次いでいます。水道水の供給は大丈夫かという不安の声があって、それで将来の見通し、現在の状況というふうに通告をしておりますが、これはさきに前里光健議員、新里匠議員に答弁がありました。現在、計画取水量は1日3万6,400トン、さらに開発をすることで2020年度には1日の計画取水量は3万8,000トンになる見込みというふうなことをお聞きしました。これで大丈夫ですよ。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

今2020年度に3万8,400トンと言いましたか……

(「3万8,000トン」の声あり)

◎上下水道部長（兼島方昭君）

そうですね。

(議員の声あり)

◎上下水道部長（兼島方昭君）

計画としてですね、2026年度、令和8年度におきまして計画取水量が3万8,400トン、浄水処理能力が3万7,300トン、平均給水量2万8,200トン、最大給水量3万7,000トンとしております。

◎仲里タカ子君

今のところ水量については大丈夫だというふうなご答弁だと思いますが、計画取水量についてですね、現在の計画取水量は20年前の揚水試験に基づいて設定されている。その後、再検討が行われていない中、気象の変化等で急激に水需要が変化しているため、取水、利用可能な水の量を再評価し直す必要があるという指摘が上がっております。これについてどのようにお考えになるかをちょっとお伺いいたします。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午後1時32分)

再開します。

(再開＝午後1時33分)

◎上下水道部長（兼島方昭君）

ただいまの質問ですね、計画年度が20年前の取水量であるということで、現在もう変わっているんじゃないかということですよ。加治道水源については、現在までも渇水時において、その計画以上の揚水は、取水は可能であります。問題ありません。そして、白川田についても1万1,210トンの水量は全部確保されております。問題ありません。

◎仲里タカ子君

これもね、通告にはあったかなと思うんですけど、将来3万人のリゾート計画というのをユニマットが新聞に出したりしておりますが、このユニマットへの給水同意についてどういうふうに判断をしているか、お伺いします。

(「通告にないです」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

通告にないということで、準備できていないようですけど。

◎仲里タカ子君

ごめんなさい。お答えできないということですね。通告外だからということで。わかりました。

通告外ということでお答えいただけなかったんですが、将来3万人のリゾート計画をするに当たって、どのような給水がなされるのかなというのはちょっと興味のあるところかなというふうに思ったので、お聞きしました。

では、続けて、平成5年に渇水年というのが、大渇水年というのがあって、水の供給が追いつかないということがあってということもありまして、渇水の際に水道水の供給が需要に追いつかない場合は地下ダムの農業用水を水道水として優先するというふうに、これ聞いていると書きましたが、条例の中でうたわれているんですかね。その場合、地下ダムから、上水道の水道水源として、どのような根拠と手順で実行されるかということをお伺いします。

◎上下水道部長(兼島方昭君)

渇水時における生活用水の優先ということですよ。その根拠としましては、宮古島市地下水保全条例第2条第3号において、干ばつや地下水汚染、その他社会的状況の変化等により本市の水道水が不足した場合は、その供給を優先するとうたわれております。市としましては、計画的に水源開発を行い、干ばつ時においても市独自の水源から取水量を確保できる体制を整えております。それと、手順なんですけど、仮に農業用水を利用する事態が発生した場合、宮古島市地下水保全条例に基づき、関係機関へ通知し、対応してまいります。

◎仲里タカ子君

市としては独自に水道用水を確保する。もし万が一これがもうどうにもならないというときは、条例に基づいて、地下ダムからの水を生活用水、飲料水として供給してもらおうということもあり得るということであると、地下ダムにためられている水、水質検査というのがどのようになっているかということがちょっと気になる場所ですが、地下ダムの水質についての調査はどのように行われているか、お伺いします。

◎農林水産部長(松原清光君)

地下ダムの水質検査についてお答えいたします。

まず、宮古島市においては、砂川、福里の両地下ダムを整備して、農業用水として活用しているところ

であります。地下ダムの水質検査については、地下ダムを管理する宮古土地改良区が行っており、月1回、地下水をくみ上げて、農業用水に適合しているかの水質調査を行っているところであります。この水質調査は、地下ダムの水が作物に被害を与えるかどうかの数値を測定するための調査ということであります。

◎仲里タカ子君

これは、もう本当に、もし万が一ということですが、ぜひとも飲料水に適応できるかどうかの調査も入れていただくように要望いたします。

千代田の陸上自衛隊基地内では車両整備、機体整備、洗浄などのために油脂類や化学薬品も使用することから、基地内からの地下水汚染への不安の声があります。自衛隊と協力して、基地内、周辺の地下水水質調査を行うことができないか、お伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

千代田の基地内、周辺の地下水水質調査を行うことはできないかというご質問でございますが、千代田の基地の周辺の地下水の水質調査に関しましては、従来行っております地下水モニタリング調査に新たに上野豊原地区にある北ウナトウ井戸を追加し、10月をめどに調査を開始する予定としております。この井戸は、基地の南側にありまして、地下水の流れてくる方向になりますので、基地の下の地下水の水質を確認するには最適な場所だというふうに確認をしております。それから、調査項目につきましても、従来の調査項目に新たに鉱物油を追加して調査していきたいというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

沖縄本島では、米軍基地内から廃液が流れているのではないかとされているPFOSの問題が、水質汚染が随分問題になっています。宮古島は、地下水が汚染されてからはなかなか回復が難しいと、みんなのことなので、ぜひとも注視していきたいと考えます。

さて、平成26年度の宮古島市地下水水質保全調査報告書、これ平成30年3月に発行された地下水モニタリング調査報告書がホームページに掲載されているのを見て、これ、それと間違えて見たということもあるんですけども、モニタリング調査は発行されていますが、平成26年度の報告書の中にある提言と課題、これが今発行されている調査報告の中にはないんですね。でも、私はこの報告の中で地下水審議会の委員による課題と提言がすごく大事と考えます。今やっているモニタリング調査を地下水審議会の皆さんに見ていただいて、現在の課題と将来に向けての提言というのを受けていくことができないか、お伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

仲里タカ子議員も説明しておられましたけれども、これ平成26年度の調査報告書ですね、これは平成28年3月に報告しておりますけれども、この年度までは宮古島市地下水水質保全調査報告書ということで、調査データのほかに地下水審議会により提言なども掲載をしておりました。ただ、この報告書の中身そのものがですね、調査がかなり多岐にわたって、これまでの経過といたしまして、宮古広域圏事務組合から始まったということで、多良間村のデータ、それからサトウキビのブリックスのデータ、さらにはちょっと一般の方には理解しにくいヘキサダイアグラムというような地下水のイオン分布、そういうものまでもデータが全部入っております。そういう意味で、平成27年度分から現在の形のモニタリング調査という形になっております。報告書の中につきましては、毎年、地下水審議会の提言というのが掲載され

ておりましたけれども、非常に重要な中身ではあると考えてはおります。ただ、それ以降変わりましたモニタリング調査の中でも、これ、それまでの調査報告書を担当しました委託事業者と同じようにお願いして調査をしている中で事業者のほうで考察ということで、データを踏まえた検討が行われて、そこまで詳しくはないんですけども、出ております。地下水審議会の提言につきましては、毎年毎年この報告書の中で行われてきましたけれども、今後はこのモニタリング調査を踏まえて、ある程度の年のスパンを決めて、5年に1度とかですね、そういう形で地下水審議会にまとめて報告しまして、その上で提言を受けるという形でも十分対応できるというふうに考えております。

#### ◎仲里タカ子君

平成26年度の地下水審議会の提言です。あれから5年経過している。だから、地下水審議会をそろそろ開いてもいいころです。ぜひとも地下水審議会を開いてくださるように、これは要望いたします。

平成26年度の報告書は、もう発行されていないので、在庫がないそうなんです。でも、見せていただきました。とても重要な、現在でもこれはなかなか頑張らなきゃいけないという提言がいっぱい入っています。その中でも、私が前の定例会でも指摘したドリーネ、ミズヌンアブなんですけど、についての提言が入っていました。さきに下地勇徳議員、それから栗国恒広議員も指摘していますが、クウラ浜の汚染とかですね、与那覇湾の赤土汚染の問題が出ていますけれども、このドリーネのことをちょっとよく考えていくということも、これを解決する糸口になるんじゃないかというふうに考えています。地下水流動の主な経路の一つとなっているドリーネ、宅地や農地の造成工事等に伴い排出される瓦れきや廃棄物などの投入により埋設される事例は、地下水の浸透水を汚染しかねない。なるべく安易な開発、改変を避けて、可能な限り保存することが肝要、もし開発するとしても事前に影響評価を検討するべきであるという提言です。私たちは、科学的な知見はよくわからなくても、おばあたちからよく聞いています。宮古島の水は呼吸をしているとよく聞かされています。飲んで出る。この島はそういう島です。呼吸しているから、塞いじゃいけない。もし飲んで出る場所、井戸を塞いだら罰が当たるといのは皆さんよくご存じ、私もそういうふうに聞いてきました。塞いだら罰が当たるよ。おばあたちは、一生懸命御嶽で祈って、その水が出てくる水場も祈って、命の水を大事にしてきているところがあります。この地下水が循環している島の呼吸をとめないように、大切にしなければいけません。今からでも、このミズヌンアブですね、地下水が入っていくドリーネの調査を真剣に調査していただけるように、これも要望いたします。

福祉についても聞いていきたいと思うんですが、もうあと3分しかないのですよね、保育無償化と給食費については、上地廣敏議員もお聞きになっていますし、後に譲りたいと思います。

ヘルプマークの普及についてお伺いいたします。12月定例会でヘルプマークについて普及させたいという答弁をしていますが、余り普及しているように見かけられません。どのような取り組みが行われているか、お伺いいたします。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

ヘルプマークについてお答えいたします。

前回もご紹介させていただきましたが、ヘルプマーク、このマークになります。このヘルプマークとは、外見からは障害があるとわからない方や援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるためのマークとなっております。昨年10月から沖縄県が

配布及び周知を開始いたしておりますが、本市では5月末現在で15名の方が障害や難病等の理由により配布を受けております。これまで市の広報誌や新聞掲載のほか、市役所各庁舎、公民館、社会福祉協議会、障害関係事業所等にポスター、チラシを配布しております。さらなる普及を図るためには、市民の方々にヘルプマークの理解が深まる必要がありますので、医療機関への周知強化を初め、教育分野や商工分野にも広げていきたいと考えております。あわせて、市の公共施設においても、障害者専用の表示に加え、ヘルプマークの表示の併記を働きかけ、さらなる普及を促進していきたいと考えております。

#### ◎仲里タカ子君

ぜひともね、車椅子マークが表示されているところは、あっ、ここは障害者とよくわかるんですが、このヘルプマークもあわせて、このヘルプマークを持った人がとめられる場所ですよというふうに大きく表示していただくことで利用しやすくなると。外見は全然何の障害があるようにも見えないのにそこにとめたというのは、非常にとめる人にとっても遠慮を誘うものですから、ぜひとも表示を普及させて、みんなの中で、この赤いものを提げた人、持った人はちょっと譲ってあげるべき対象だということがわかるようにしていただきたいなというふうに思います。

5月19、20日とハンセン病市民学会が宮古島市との共催で開催されました。このハンセン病の問題についてもさまざまな討論が行われており、これについてもお聞きしたかった。

それから、先日は宮古病院でがん患者の皆さんとの意見交換会に参加させていただいて、これに関しても通告をしているのですが、なかなか時間がありません。

それから、島尻誠議員がさきに質問していた、宮古馬がクバカ城跡で飼われているけど、あれはどうなっているのかという市民からの声もありました。そのこともお聞きしたかったと思いますが、宮古馬の飼育に関しては、島尻誠議員にも答弁がありましたが、飼養者がもう飼えない。今回は補助金がいっぱいだったので、少しみんな大丈夫かなと思ったところだけでも、それぐらいではもう難しいということがあるので、今後もぜひとも皆さんとともに考えて、どうしていくかということをよく検討していただきたいと思います。

時間になりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎議長（佐久本洋介君）

これで仲里タカ子君の質問は終了しました。

#### ◎濱元雅浩君

議員番号23番、濱元雅浩でございます。6月定例会におきまして、早速ではありますが、一般質問を始めたいと思います。少し順不同になりますけれども、ご協力よろしく申し上げます。

初めに、教育行政について質問いたします。これは、学校送迎バスの運用の状況ということであります。現在、伊良部島、結の橋学園でスクールバスを運用されている。これは、先日来、答弁の中で、スムーズに運営されているということでありました。もう一つが来間島から下地中学校への送迎のタクシーというものもあると思うんですけれども、これが現在どうなっているのかということもあわせて聞きたいので、現在の伊良部島のスクールバスの利用されている生徒数というものもわかるとうれしいです。伊良部島のスクールバスの運用状況と来間島の下地中学校への送迎タクシーの運用状況について、人数でよろしいので、お聞かせください。

◎教育部長（下地信男君）

学校統合によって遠距離通学の児童生徒を支援するために、来間地区から下地中学校へ、それから伊良部南区の子供たちを結の橋学園まで、それぞれ送迎しております。来間地区から下地中学校へは2名、伊良部南区から結の橋学園までは小中合わせて128名の送迎を行っております。

◎濱元雅浩君

ありがとうございます。来間島からは2名ということで、これタクシーの利用になっているかと思うんですけども、まずこれを少し聞きたいんですけども、このタクシーの利用というのは、例えば朝、定時に、時間が決まっていて、そのタイミングでタクシーを利用できているのか、それとも生徒の、日によってというか、それぞれ違う時間帯で送迎をしているのか。朝でいいですよ。午後はいいとして。朝はどうなっていますか。

◎教育部長（下地信男君）

来間地区から下地中学校へは、市がタクシー会社と契約してですね、定時に来間地区に迎えに行くことになっております。

◎濱元雅浩君

このようにね、定時に動いていく、学校にスタートするというのは、社会教育上も私はすごく意義のあることだなというふうには理解しております。

ちなみに、この学校送迎のものを保護者とか生徒の皆さんとかはどのような反応があるのかということをお聞かせください。

◎教育部長（下地信男君）

来間地区の保護者の皆さん方から特にこの送迎について意見というのはございません。

伊良部南区の場合は、もう統合協議会でぜひ送迎バスでの送迎をお願いするということなので、地域の皆さん方、当初バス利用になれない子供たちがバスを利用するというので、いろんな、ちょっとしたトラブルもありましたけども、これも学校と保護者が連携してですね、いろんな指導を行ったり、あるいは地域の駐在の皆さん方を通して、道路を通行する、あるいはバス利用する際の交通安全教室もしております。皆さん、地域の皆さん一緒に取り組んでおりますし、支援していただいている、協力していただいているというところでございます。

◎濱元雅浩君

保護者、生徒の皆さんからも、今のところ、いい反応ということのかなというふうに思います。

これ今後の展開ということで少し伺いするんですけども、学校規模適正化が進んでいくということになりますと、通学に対して距離、遠距離になる子供たちも出てくる。先ほども言いましたけれども、そういう流れの中でも、定時にバスに乗るところなんかは社会教育の中でも必要な要素だと私は思いますので、スクールバスというのは今後しっかりと運用していくべきものかなというふうに思っております。これは、学校規模適正化だけではなくて、そのまま残る学校も含めてですね、私はスクールバスというものを完全実施していく方向にあってもいいんじゃないかなというふうな考えを持っておりますが、今後の展開についてはどのようなお考えをお持ちですか。

◎教育長（宮國 博君）

スクールバスの件でございますが、現在実施しているのは、宮原地区から鏡原地区に向かう子供ですね、それから来間地区から下地中学校に向かう子供、それから伊良部南区から佐良浜地区に向かう子供、この4路線が走るわけなんですけど、時間的にきちっと定時を示してですね、そこでバスを間違いなく運行しているというようなことで、保護者からの大変評価が高いんです。当初は、やっぱりなれていませんのでね、これまで宮古島では通学バスを利用して通学するという経験がございませんので、当初は多少の戸惑いはございましたけども、積極的に保護者もですね、そのシステムに、仕組みにですね、乗るために、それを回すために大変協力をしていただきました。ただ、伊良部南区においてはですね、バスは、バスの停留所までは200メートルぐらいしか距離がないんですけども、これまで家から車で送っていたという、そういう状況等がありましてね、ここをバス停まで子供を乗せてくるということなどもあったようです。それを保護者が、まずいでしょうと、何のためにバスを出しているんだというようなことでですね、お互い同士ですね、注意し合って、今ではもうそういうことはないということと、それから伊良部南区の場合に2回バスが通るんですね、同じ路線を。そしてまた、遅いバスのほうに乗りがちな子供たちもいたということなんですけど、これは学校のほうで指導してですね、きちっと乗るバスを工夫をして、今ではもうそういうことはない、こういうふうなことで、大変に喜んでいるということ。それから、子供たちが非常にバスに乗るといってこれまで体験してこなかったことを体験することによって、学校に行きたがると、こういうふうな大変プラスの面も出ているということでございます。そこで、じゃ次にどういうことが我々のほうで想定されるかということ、城辺地区の城東中学校がでございます。そこでの城東中学校のバスを、スクールバスをどのように回すかというふうなのが今相当な課題ということでございましてね、これは分科会をつくって、そこで議論をして、きちっと子供たちの通学には不都合のないように取り組んでいくというふうなことでございますので、どうぞご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

◎濱元雅浩君

今後の展開の中で、次に来るのが城東中学校というところでありますけれども、その今後の展開に向けても少し、今の現状の流れの中で少し質問していきますけれども、現在伊良部島のほうで走っている2台、2経路、朝2便、夕方4便というお話でしたけど、これ年間の運用コストというのはどのぐらいかかっているか、教えてください。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午後2時00分)

再開します。

(再開＝午後2時01分)

◎教育部長（下地信男君）

スクールバスの費用について、ちょっと詳細な数字を持ち合わせていませんので、調べて、後で答弁したいと思います。

◎濱元雅浩君

じゃ、後でご紹介いただければと思います。

今伊良部島のほうでは4つの停留所を利用して展開をしているというお話でしたけれども、この停留所



の設置に関しては、大体の徒歩何分圏内とか、利用者の人数とかというのを全体を計算した中で割り出したものなのか。その停留所の規模というか、屋根があるのかな、あたりは各停留所の人数に対しての設営がなされているのか、このあたりはどのような運営になっていますか。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時03分）

再開します。

（再開＝午後 2 時03分）

◎教育長（宮國 博君）

統合協議会の中で議論したそれと実際のものとは、これは同じものなんですけれども、今私の手元にはございませんが、必要でしたらば正確なものを差し上げますけれども、大体遠いところで200メートルぐらい歩きます。今4カ所ありますけれども、上屋をつくってあるところは2カ所ですね。それから、建物がありますので、そこのところを使っていいですよというふうな話になっておりますので、それが入っているというようなことですので、停留所の表示はちゃんとされております。そういうふうな乗り方ですね。

◎教育部長（下地信男君）

済みません。スクールバスは2台で、それぞれ朝、2巡回してですね、運用しております。

それから、バス停は長浜多目的前、仲地のヤング前と言ってある散髪屋の前ですね。それから、バス停は仲地団地、それから防災センター前ということで、伊良部地区のほうでこの4カ所を巡回する形で運用しております。伊良部地区、伊良部第2団地、これは佐和田のほうですけども、38名、それから長浜のほうで26名、ヤング理髪店前で17名と、その地区の児童生徒の数を把握してですね、巡回しているところでございます。

◎議長（佐久本洋介君）

濱元雅浩君、質問要旨はもう少し細かくお願いします。

◎濱元雅浩君

運用費用も、この停留所の設置基準というものも、今後に展開する上で明確にしていくということが必要なというふうに思いますので、現状の中で、課題も出てくると思いますので、教育委員会でこの設置基準なりを設けて、地域の方々と協議をしていっていただきたいなということでこの質問をさせていただいておりますので、このあたりの把握と、また発展した展開を要望して、この件に関しては終わりたいと思います。金額に関しては後でいいです。答弁なくても。

ということで、次に進めていきます。港湾事業について質問をいたします。C I Q施設建設の民間事業者との交渉について伺いますということでありました。この質問も何名かの議員の方がされていたので、大枠としては理解をした上で、少しお話をさせていただきたいと思います。答弁の中で、7年ぐらいかかってバース上にカーニバル社が建設をしていくというところで、おおむね国も方向としてはそこに、スムーズな入国とか利便性とか交通効率性とか前向きな話し合いが進んでいるというふうに理解をいたしますが、それにかかる期間というのが7年ぐらいということをご答弁されています。

そこで、伺います。カーニバル社のバース利用の優先権というものは、どの時点でこの優先権

というのは発生するののかというところが疑問が残るところであります。これは、施設稼働時からの適用になるのか、はたまたどの段階でこの優先権が発生するのか、ここをお答えください。

◎建設部長（下地康教君）

C I Qといますか、クルーズ専用バースの件のご質問がございました。まず、2020年4月に新しい専用バース、クルーズの専用バースが供用開始をされるということでございます。それに向けて今カーニバル社とやりとりをしておるところでございますけれども、カーニバル社が作りたい用地を準備するのにおおむね7年ぐらいかかるでしょうというようなご説明を申し上げたところでございます。

今のご質問はですね、じゃ優先権というのはいつ発生するののかということでございますけれども、この官民連携というものは、民間の船舶会社、要するにクルーズ会社ですね、自前で旅客ターミナル施設を整備をして、その投資の見返りとしてバースの優先権を得るという取り決めになってございます。今現在その取り決めが完全に協議が成立しているわけではございません。今進行中でございます。それにおいてですね、では優先権がいつ発生するののかということですが、基本的にはカーニバル社が旅客ターミナル施設を供用開始をする時点で優先権が発生するというふうに我々は考えております。

◎濱元雅浩君

そのほうがいいと思います。7年後に就航というのがどういう状況になっているかもわからない中ということですので、施設稼働からの適用ということが望まれると私は思っております。

先日ですかね、その交渉の中で、カーニバル社として施設規模の確定ができていないのが、少しおくれしている、交渉のおくれを今、確定ができない部分であるということでご説明をいただいておりますけれども、例えば今市で建設をしようとしている施設に関しては、みなとまちづくりの市の計画規模というのが示されております。現状、立地場所だけではなくて、施設の規模も折り合いがつかないという理解ですか。それとも、市の計画に沿ってつくってもらいたいというふうなアプローチをしているのか、このあたりも少し疑問だったので、お聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

官民連携の事業の中では、基本的にカーニバル社が旅客ターミナル施設をつくるという形になっております。しかしながら、そのカーニバル社が構想している旅客施設の面積が今整っていないということです。つまりカーニバル社から我々のほうはどのぐらいの面積を必要とするというような報告を今現在受けてはおりません。なので、どれぐらいの用地になるかと、我々が準備する用地ですね、沖合につくるプラットフォームと申し上げるんですけども、その用地の面積が確定をしていないという状況ですので、カーニバル社がC I Qを含めた旅客ターミナルの面積をどれぐらいにするかというのは、提示は今のところされておられません。

◎濱元雅浩君

では、ちょっとC I Q施設には最後1点、これバース自体の供用開始が2020年4月で、宮古島市がC I Q施設をまずはつくって運用するというのもこの同時期ということで進めていると思いますけれども、そういう流れの中でカーニバル社との交渉期限というのはどこかで線を引かなきゃいけないというふうに思うんですけども、国土交通省でお話を聞いたときにも、やはりことしじゅうくらいには結論を出さないといけないというようなお話があったんですけども、この交渉期限の設定というところは、国と市とど

のような話し合いになっているのかということをお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

今全国でもクルーズ需要というのが非常に高まっていて、そのアジアのクルーズ需要を取り込むというのが今国の大きな課題となっております。したがって、沖縄はそういう面では日本のクルーズのリーディングプロジェクトというような役割を持って今走っているような状況でございます。したがって、国としても、また我々としても、なるべく早いうちにですね、カーニバル社とその交渉を仕上げていきたいというふうに考えています。そうしなければですね、今現在整備をしている、2020年の供用開始に向けて整備をしているバースのですね、やはり効果といいますか、効力が非常に半減をする部分がございますので、極めて早い時期にですね、その決着をつけたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

これ急ぎ対応して、国とまた連絡を密にとって進めていっていただければと思います。

続きまして、みなとまちづくりのにぎわい創出の進捗についてお伺いいたします。これは、ターミナル施設以外の部分も含めて、たしかにぎわいの創出というところをうたっていると思います。第2次宮古島市観光振興基本計画の中にも、平良港のみなとまちづくりの推進とか、観光の玄関口としての環境整備とか、港のにぎわい創出、平良港及び周辺エリアで飲食や買い物などが楽しめる環境整備などがうたわれております。ということで、これはみなとまちづくりの委員会、また部会で今議論がなされているのかなというふうに理解をしておりますけれども、その部会の開催や議論内容、また意見の集約方法、どのような形で計画等が上がってくるということなのか、このあたりの中身を少し教えてください。

◎建設部長（下地康教君）

今みなとまちづくりのお話が、ご質問がございました。まず、現在ですね、国土交通省における港湾局は、2030年度に向けての港づくりというものを発表しておりますけれども、その中においてもですね、クルーズを起爆剤として、クルーズのおお客様方がしっかりと観光等ですね、そういう背後のまちを利用した、観光も含めてそういったものをどんどん仕上げていく必要があるというふうな重要性の方向性を示しております。したがって、我々が今進めているまちづくりというのは、それに向けては非常にタイムリーといいますか、方向性は非常に間違っていないというところがございます。今現在そのまちづくりは何をしているかということでございますけれども、これがまずは2020年のクルーズ専用バースの供用に向けた、まずその取り組み、その受け入れですね、先ほど申し上げております旅客ターミナル施設をしっかりと整備をして、それで2次交通に結びつけていくというこの議論が一番先決だというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

先決は先決なんですけれども、一緒に進めていったほうがいいのかというふうに思っている部分があるというのは、今お話にありました旅客ターミナル施設とか、モータープールとか、車両がとめられたり動いたりする、タクシー、バス、レンタカーの利用のスペース、先ほどあった旅客ターミナル、C I Qを含む入国の施設、イベント広場というあたりが今話が進んでいるところだと思います。旅客ターミナルに関しては、今C I Qを含む施設は宮古島市のほうで建設ということで予算が上がって、設計に入っていると思います。それ以外の商業施設等々、また商業施設の誘致としては、この役所からおりていった港の入

り口の右手あたりのあの緑地帯、あれも0.9ヘクタールぐらい、あれも計画の中では商業施設として位置づけられております。ターミナル施設の商業施設、そして今言った緑地帯の商業施設というのは、両方とも民間の参入、また民間の出資ということが当初からうたわれております。このあたりの民間に向けて、例えばどのような施設を民間として設計することが可能か、ほかにどのような利用ができるかというアイデアを集める作業などはできるだけ早く進めていったほうが、現実的に全体の盛り上がりをつくっていく。これ部会が別で存在していると私は理解をしているんですね。今ターミナルやモータープールなどをつくる部会と、にぎわいを創出するという、いわゆる商業施設をどう展開していくかというのは別の部会で議論が進んでいるという理解なんですけれども、先行してターミナルをということをおっしゃっていましたが、このあたりの整合性というか、それができないとにぎわいの事業が進まないというふうには私は思わないんですけれども、このあたりをご説明願えますか。

◎建設部長（下地康教君）

みなとまちづくりの委員会の中には部会が5つほどございます。C I Qを中心に議論をする部会であったり、それとか観光等ですね、そういうにぎわいを創出する部会があったり、そういったものがございませぬ。基本的にです、我々のほうとしては、まずはハード施設の規模をです、しっかりと固めて、それに、ある程度その施設の規模が見えてきた段階で、具体的にまちづくりのにぎわいづくりですね、そういったものが必要なかなというふうには考えてございますけれども、ただしそこに一つの制限をかけるわけではございません。いろいろな話が上がってきたところでです、やはり議論をしていくべきだというふうには考えておりますので、例えば観光関係です、どうしてもこれから先にやらなければいけないというようなご意見があれば、それはしっかりとそれを受けとめながらその部会を動かしていくということは十分考えられるというふうに思います。

◎濱元雅浩君

ぜひ多くの議論、また多くのアイデアを、これ民間の投資、民間の参入というものを目指している内容でありますので、たくさんアイデアを募って、議論の場にも上げてもらえればというふうに思います。できるだけ早く私はそこに手をつけるほうが全体としての有効性は高まると思っておりますので、ぜひ部会を通してこの検討にも早期に入ってもらえればというふうに思っております。

そのにぎわいの創出の流れの中でもう一点だけ、トゥリバー地区の開発の件に関して、今三菱地所とどのような話になっているのか、市からいつごろまでにビジョンを出してほしいという要望等を上げているのか、このあたりも確認をしたいので、お願いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

トゥリバー地区に関してでございます。これは、コースタルリゾートという計画の中で造成されたホテル用地でございます、これ以前、セキュアード・キャピタル・ジャパンという会社が40億円程度で購入をしております。それで、なかなかそのプロジェクトが動かない時期がございましたんですけれども、今回といいますか、三菱地所が購入をされたということで、また下地島空港と関連づけた宿泊施設を連動させていくという話も聞いてございます。しかしながらですね、具体的に我々のほうに宿泊施設のプランというのが上がってきているわけではございません、現在はです。したがって、我々のほうと具体的に話が進んでいるということではございませんが、非常に近いうちにです、それは今現在の宮古島の景

気状況を見ながらですね、いろいろなしっかりとしたプロジェクトを立ち上げていきたいというふうに聞いてございます。

◎濱元雅浩君

トウリバー地区は、観光を含め、中核になる施設、場所にもありますし、全体のみなとまちづくり、また観光施設の整備なんかから考えても、どのように動いていくのか、またそれが市と連携して進められるものであれば、しっかりとした話し合いに基づいて、方向性を一にしていければ非常にいいのかなと思っておりますので、ぜひそのあたりの議論を深めていって、できるだけ早い段階でビジョンが見えてくると、ほかのまちづくり計画との連動性も高まってくると思いますので、ぜひそのような要望をかけていただきたいというふうに思っております。

そして、次の質問に移っていきたいと思います。観光施策についてであります。第2次宮古島市観光振興基本計画に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。この策定された第2次宮古島市観光振興基本計画というのは、この策定の経緯と計画の位置づけ、また今後どのようにこの計画が進んでいくかという今後の展開についてお伺いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

これまで本市の観光政策は、平成22年度から平成31年度まで10年間を計画期間とする第1次宮古島市観光振興基本計画に基づき実施されてきました。しかし、近年、宮古島市の観光を取り巻く環境は大きく変化しており、平成26年度まで50万人に満たなかった入域観光客は平成29年度には98万人を超えた、さらに下地島空港ターミナルやクルーズ船専用バースの供用開始、ホテルの新規開業増が見込まれていたところから、計画期間を1年早め、2019年度を初年度とする第2次宮古島市観光振興基本計画を策定しました。策定に当たっては、第2次宮古島市観光振興基本計画策定委員会及び民間、行政それぞれの作業部会において議論を重ね、計画をまとめてきました。第2次宮古島市観光振興基本計画における各施策の展開については、今年度立ち上げる宮古島市観光推進協議会により施策の進捗状況等を確認し、着実に進めてまいります。宮古島市観光推進協議会は、宮古島市、国、沖縄県などの行政機関及び宮古島観光協会、宮古島商工会議所、観光関連事業者などの民間団体で構成し、官民連携して本市の観光に取り組んでまいります。第2次宮古島市観光振興基本計画は、計画期間を10年としておりますが、宮古島市の観光を取り巻く環境は年々大きく変化しておりますので、3年ないし5年をめどに改定する必要が出てくるのではないかと考えております。

◎濱元雅浩君

これ、この計画の中の29ページにもあるんですけども、これは全体の指針としてつくったという理解でいいと思いますね。今ご答弁にあったようなものは、50ページにあった宮古島市観光推進協議会、その下部組織として宮古島市観光実務担当者会議というので実行していくということでもあります。これは、全体の指針となる計画ということでもありますので、じゃこの協議会や担当者会議の中で、さらにこれを形に変えるための実行計画とかというのをつくっていくということになるのかどうかということをお答えください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

濱元雅浩議員のおっしゃるとおりであります。この策定した基本計画をですね、宮古島市観光推進協議

会の中でこれを形にしていく、もんでいってですね、協議しながら推進してまいりたいと思っております。協議会の調整会議、調整する機関ですね、最初立ち上げる日が7日4日ごろをめぐりにしております。

◎濱元雅浩君

質問番号ちょっと順不同になりますけれども、入域観光客数の目標についてというところから先にいきます。入域観光客数、この計画の中で200万人というものが挙がっておりますが、この200万人というものの国内のお客さん、国外のお客さん、またここに括弧で書いてありますように、それに対応するために客室をどのぐらい展開していかなければいけないのか、このあたりをどのように捉えているか、お聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

入域観光客数の目標について何うということであります。お答えします。

第2次宮古島市観光振興基本計画では、2028年度の入域観光客数の目標を200万人としております。内訳は、空路で105万人、海路で95万人となっております。現状では、空路はほぼ国内客、海路はほぼ国外客となっておりますが、目標値の空路105万人には海外路線からの国外客、海路には日本発着クルーズの国内客をそれぞれ多く含みます。特に国内客がメインとなる空路については、今後、国内路線の誘致とあわせ、海外路線を誘致していく必要があると考えております。必要な宿泊施設数としましては、1人当たりの滞在日数、繁忙期と閑散期での入域観光客数では、ホテルの稼働率に差があり、算出が困難であります。入域観光客が年間を通して安定的に宮古島を訪れるようになり、沖縄県が目標値として出している平均滞在日数により算出した場合、少なくとも5,000室以上は必要ではないかと予想しております。

◎濱元雅浩君

200万人という目標を設定して、それに必要な客室数として5,000室というのがまずめどになるのではないかというお話でありましたが、現在の宮古島市の客室数は約3,200ぐらいかなというふうに捉えておりますので、まだまだ200万人に向けてであれば、足りないということで、この10年間でその整備を民間の皆さんにお願いをしていくということになってくるのかなというふうに思います。

この200万人という目標値であります。少しその入域客数の流れの話でですね、この資料、この計画の中では21ページに描いてある表にあるんですけども、宮古島市の場合、2017年度の入域客数のピークが8月で12万6,269人と出ております。一番少ないのが1月で、5万1,211人ということで、割合にして40%ぐらいなんですよ。6割減ということですね、ピーク時に比べて。閑散期、少ない数字のほうで11月から2月の平均をとっても5万4,133人で、ピークの8月に比べて42.8%、50%を切っているという状況が現実の数字として出ているんですけども、このあたりの数字から、やっぱり安定的に観光産業のことも考えていくと、部屋数を圧倒的に伸ばしていくということにおいては、この差をなくしていくということも、埋めていかなければいけないのかなというふうに感じておりますけれども、このあたりに関して見解をお願いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

11月から1月にかけての本当にこういった観光客の減少、また6月から8月の観光客の増ということであります。これ、クルーズ船のですね、入港にもよりますが、どうしても冬は波が高くて、入港、入ってこれないということもありましてですね、欠航等がございまして、こういう差が出てくるんじゃないかな

と思っております。これを埋めるためにはどうしても、先ほど建設部長も言ったように、今沖泊で行っています停泊、着岸できるバースができれば、このあたりはちょっと埋まってくるのではないかなと思えますけど、よろしくをお願いします。

◎濱元雅浩君

これね、非常に産業としての安定性を確保するという上では、この差を埋めていくという作業が非常に大事だと思います。これ県のデータを見てみると、これ19ページにある表で見ると、県だとピークと一番少ない中で70%なんです。3割減でとめられているんですよ。一番少ない人数で。閑散期全体でも72.4%ということで、3割減よりも少ないというか、2割ちょいということで踏ん張っております。これ県全体の数字です。これに比べて宮古島のやっぱり50%以下、約6割減っているというのは、相当に考えなければいけない現実だと思いますので、このあたりはしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。次回までに何か方策が考えられたら一番いいなとは思っておりますので、観光商工部長、頑張ってください。

続きましてですね、宿泊数の増加に向けた施策についてお伺いいたします。これ、現在宮古島においても100万人の観光入域客数突破したということで、人数もさることながら、やはりそれに対してどれだけの消費が行われたかということが観光地、また観光産業としてのキーになってくると思います。その場合に一番大切になってくるのがこの宿泊数ということになっております。現在、いろいろな表を見ていくと、2.3泊ぐらいが国内旅行の中心かなと思っているんですけども、これを伸ばしていくための施策として何を今お考えかというところをお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

第2次宮古島市観光振興基本計画において、観光消費額949億円という目標設定しております。観光消費額をふやすためには滞在日数を延ばし、宿泊及び観光施設や特産品購入等により消費を促していく必要がある。本計画では、体験滞在型観光を推進することとしております。伝統文化、芸能や亜熱帯農業の特徴を生かした体験メニューの開発を推進していくことにより、滞在日数の増加につなげていきたいと考えております。また、国内客よりも滞在日数が長く、1人当たりの消費額が高い空路による外国人観光客の受け入れは高い経済効果が期待できますので、海外路線誘致と外国人観光客受け入れ環境の整備を並行して進めていく必要があると考えております。

◎濱元雅浩君

私も同じように考えます。日本国民の現状のデータでいくと、2017年で平均の1人当たりの宿泊数って2.30というふうに表で出ております。外国のお客さんは非常に、もう少し長い滞在になるというのが傾向としてあるので、この市場に対してどういうメッセージをしていくか、どういう販売戦略をつくっていくかというのは非常に大切になっております。この計画の中の14ページにもそれが明確にされているのが、沖縄県の第5次沖縄県観光振興基本計画の中ではですね、平均滞在の日数を目標として4.5というふうううたってあって、その中でね、外国空路客というの見込みが滞在日数6日なんですね。6日というふうに表記されております。海外の海路客は1日です。大きな差があります。ということで、その上で県の計画目標は入域観光客数の外国客を400万人、うち外国空路客200万人という目標を定めております。つまり6泊する方が200万人来るとするのは非常に安定的な市場を形成する可能性を生むということでありま

で、先ほどの入域観光客数の目標、また今の宿泊数の増加に向けた施策という場合には、どういうお客様をターゲットに戦略を練っていくかということの議論が非常に大切になっていきますので、このあたりの数値、また売り込みの戦略をぜひ事業者と議論をした上で、この200万人を実現しながら泊数の増加を促すような計画を進めていただきたいというふうに思っております。

そこで、そういう流れ、国際的な観光の誘致を含めた流れの中で、国や県との連携方法についてお伺いをいたします。これはね、この計画の中では12ページにあります。国土交通省の観光立国推進基本計画の中での施策の中で、国際競争力の高い魅力のある観光地域の形成というのがうたわれております。また、14ページにある沖縄県の第5次沖縄県観光振興基本計画の中では、計画目標の中に世界水準の観光リゾート地の実現、また計画内容の中に地域の特色づけというあたりがうたわれております。これは、県の中でもあらゆる、いわゆる多様性を持って国際観光の中でサービスを提供していきたいというあらわれではないかなというふうに私は読んでおりますけれども、このあたりとの連携について、また国際市場へ国や県と共同していく流れについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

国や県との施策の連携したものとなっているかということです。お答えします。

第2次宮古島市観光振興基本計画は、国及び沖縄県の観光施策とも連携したものとなっております。国土交通省の観光立国推進基本計画においては、国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成として、特に外国人観光客の受け入れ支援等に係る施策を打ち出しております。第2次宮古島市観光振興基本計画においても、観光客受け入れ強化に係る各施策を展開しております。また、沖縄県の第5次沖縄県観光振興基本計画における沖縄版自然観光の推進や地域の特色づけとの項目には、ビーチ、海浜の魅力向上や自然環境保全、再生への観光の貢献、離島特性の活用といった施策があり、第2次宮古島市観光振興基本計画においても同様の施策があります。

◎濱元雅浩君

ぜひね、国と連動しながら、マーケット、世界市場、また国内市場もちろんですけども、多くのお客様に来ていただけるような方向づけをしていただければなというふうに思っております。

それで、この計画の中にもたくさんうたわれているのが、その中での宮古島の発信力として、世界レベルのエコアイランドの形成というものがうたわれております。例えば26ページには、宮古島観光振興の役割として、島の環境を守り、世界レベルのエコアイランド形成に結びつく手段というふうに大きくうたっております。この世界レベルのエコアイランド形成に向けた取り組みというのを、どのような取り組みで、それをどのように発信していけるというふうなお考えか、お聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

観光振興基本計画における世界レベルのエコアイランドの形成についてでございます。観光振興基本計画における世界レベルのエコアイランドの形成については、国際的に見ても持続性の高い島づくりを行うことによって、国内外から環境意識の高い観光客が多く訪れる島づくりを目指すものでございます。現在、世界的に取り組みが進められているSDGsなど、持続可能な社会づくりの流れがある中、パリ協定に基づく脱炭素化や海洋プラスチックごみ問題に対する脱プラスチック化などが国際的な主要課題となっております。去る6月15、16日にはG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係



関係会合が開催され、イノベーションによる環境と成長の好循環の実現をテーマとした議論が行われました。本市としましては、エコアイランド宮古島宣言2.0を宮古島市版SDGsとして5つのゴールを設定し、市民の皆様と一体となって実現を目指すこととしております。このうち、エネルギー自給率の向上に資する島嶼型スマートコミュニティーの取り組みなどは、先進的な取り組みとして注目を集めており、観光振興に寄与するものと考えております。今後は、さらにレベルアップを図るため、市民や事業者などとビジョンや課題を共有し、一体となって取り組んでいく体制づくりを進めてまいります。

◎濱元雅浩君

今のでどれだけの方が理解できたかというのは微妙でございます。これ、現実なんですよ。非常に難しい問題だと思いますけれども、宮古島に来て、やはりエコアイランドを感じられたというメニューをどうやって創設していくか。今市民の中でもやはりまだぴんときていない方々も多い中で、また観光のお客様にそれをどうやってメッセージしていくか。非常に大事なポイントだと思います。また、世界全体を見てもですね、やはりこの環境に対する施策をきちんとしているところにお客さんが集まっているのも現実でございます。ですので、マーケットとしては広い部分があると思いますので、ちょっと今の説明でそれが本当に実現されるかというところが難しいので、これは9月にエコアイランドとしての計画を一生懸命また議論できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、地場産業との連携による付加価値の最大化ということもうたっておりますので、このあたりの施策をお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

第2次宮古島市観光振興基本計画では、宮古島市の観光振興役割として、産業の発展を支える観光振興において、観光がリーディング産業として地場産業の発展に寄与していくこと及び島内の農業、漁業などの産品を加工し、販売まで行う域内循環を形成し、宮古島を訪れる観光客へ提供することにより、付加価値の最大化を図ることとしております。

◎濱元雅浩君

今ご答弁いただきましたけれども、それはこれまでもずっとやってきていますし、通常、当たり前のことだと私は感じております。それを上回る形で計画の中で、例えばこういうことというものを、それはもちろん地場の野菜を加工して、魚を加工して、それを食べてもらって、お土産に買ってもらう、普通の観光の話ですよ。それに上回る形で、これ何を言っているかって、一番やはり大事なのは価値の最大化、付加価値の最大化というのは、その上で何をやることなのかということをお答えいただきたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

本市は、沖縄県内で最大規模の農業産出額を誇り、肉用牛を含むさまざまな農産物が1年を通して生産されております。また、水産業においては、カツオ、マグロなどが水揚げされ、モズクや海ぶどうなど、観光客から認知度の高い水産品が生産されているところであります。観光客という大きな需要に対して、宮古島市内で生産されるさまざまな農水産物を島内で加工、販売まで行う6次産業化を推進することが地域経済を循環させ、所得の向上や地域の活性化が図られることと期待をしているところです。また、宮古島の美しい海や自然の中で生産された加工品を含む農水産物を提供し、宮古島市の観光イメージとあわせ

たPRを推進することにより、宮古島の農水産物だから、欲しいという方をふやし、地産地消の推進や新たな販路の拡大など、観光と連携した農水産業の振興を図ることが期待できると考えております。

◎濱元雅浩君

これは、第2次宮古島市総合計画にも書いてあるし、いろんなところに書いてあるものだと思うし、今観光商工部長が言ったことと同じだと思います。ぜひ期待したいのはですね、その上ですね、私今期待しているのは宮古島市上野トロピカルフルーツパークの再生事業、あのあたりに、この産業連携の形で地元の皆さんに、また観光客、かなり広い敷地であります。1.6ヘクタールあるので、そこを拠点として、そういうメッセージができないかというふうに思っております。今それに向けて市としても進んでいると理解しております。だから、今企画政策部長もありましたけれども、エコの発信とか、宮古島の地産産業の発信とかというあたりを全部緑の観光、いわゆる海だけ、海の観光だけではなくて、あそこはしっかりと森が存在しているので、そこで緑の観光という新しいメッセージを持ちながら、緑を大切にするためにはエコも必要であるし、その中で農産物を連携させた中でメッセージをしていくというふうなことをお考えだと思っているので、ぜひ農林水産部長にはそういう表現をしていただきたかったなというふうに思っております。私は応援しておりますので、ぜひそのように進めていっていただければと思っております。

ちょっと時間ももうなくなってきましたので、あとの話はちょっと先に進めていきます。観光地の、施設整備についてというところで幾つか挙げさせてもらっているんですけども、宮古島市上野トロピカルフルーツパークの緑の観光だったり森の観光というメニューもぜひやっていただきたいし、JTAドーム宮古島もしっかりと稼働させていただきたいなと思っております。これだけ多くのクルーズ船のお客様がいらしている。大きな会場でそれを集客できるスペースとしては、やはりJTAドーム宮古島というのは1つポイントになると思っております。このドームを使って、ちゃんと収益が上げられるようなメニューを展開をしながら、1時間、2時間そこで時間を過ごせるような、そういうメニューをしっかりとつくっていただきたい。このあたりも今後考えてもらいたいなと思っております。

また、ほか、前浜ビーチなんかですね、バスで行きますけれども、暑かったら、もう10分ぐらいで、あっ、きれいだねで、バスに戻ってしまうというのはもったいないので、あのあたりを簡易な海の家みたいな設計ができれば、上手にあのあたりで1時間ぐらい時間を潰せるような、そういう戦略も考えていただきたいし、例えば植物園や大野山林、牧山公園なんかには、ネイチャーガイドとかね、いろいろ自然を紹介しながら歩くメニューをつくって、もちろん有料で展開をしていく、こういう有料化の考え、いわゆる受益者負担でさらに学びの場を提供できるというようなガイドの設計などもやっていただきたいなというふうに思っております。

最後、幾つかありますけども、1個ね、すごく気になっているのがね、市民向けのセミナーと人材育成というところで、この計画の23ページにあった住民アンケートの結果に見る現状と課題という中で、観光関連産業に対するよい印象は市民の中で16.9%と低く、観光関連産業と市民との連携について、よい、ややよいと答えたのは10.3%、これが現実です。これは、非常に課題だと思っております。市民にどのようなメッセージをしていくか、これもみんなで議論をしながら進めていっていただきたい。

ちょっと時間ないんですけども、人材育成、先ほどもあったようなガイドとか、いろいろな人材育成に

対してどのような方針をお持ちなのか、どのようなことをやって人材育成をしていくというお考えなのかについてお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

第2次宮古島市観光振興基本計画において、「千年先の、未来へ。」世界レベルのエコアイランド形成に向けた取り組みという施策の中に、市民向けセミナーという項目を記載しております。この市民セミナーについては、既にエコアイランド推進課において、エコアイランドとは何か、日常生活の中でできることは何か、環境保全に必要な取り組みは何かといったことを学び、意見交換する機会を提供しており、今後もこういった取り組みを継続していくこととしております。また、観光を担う人材育成、確保及び学校における農業、水産業、観光が連携した観光教育の実施という項目において、経営者や観光産業人材、将来の観光人材育成に向けて研修、教育を行うこととしております。これらの取り組みにつきましては、これまでも宮古島市、商工会議所等が実施しております。今後も小中学校教育と連携を図って、観光人材育成と本市における観光振興の重要性について理解促進等を図りたいと考えております。

◎濱元雅浩君

今、私、質問を基本的にこの計画の中からやっているの、計画の中に書いてあるものの読み上げはできるだけ今後は避けていただきたい、それは理解した上での質問だというふうに思っていたきたいというふうに思います。

時間もないので、進めていきますけれども、この人材育成の中でですね、私ぜひ使っていただきたいなと思っているのは、内閣府が出している沖縄型産業中核人材育成事業というものあたりがあります。ちょっとこれ募集は5月7日から31日だったんですけども、こういう人材育成事業を使う。また、先日来あった高等教育施設に向けた実証委託事業、この中で観光をテーマにして事業を打ってみる、これで人材育成をしてみるというあたりをまずは設計して、運営していくことが一番この島にとっての有効な人材育成になるのかなというふうに思っていますので、ぜひこれは連携をした形で議論をして、進めていただければというふうに思っております。

時間もないので、最後に一言だけ。この観光に関して今回いろいろお話をさせていただきました。国内の観光客数、1人当たりの旅行回数1.4回です。1.4回を1億2,000万人に掛けていくと、大体16億8,000万人というのがここ10年間推移している国内旅行者数というふうに理解をします。国連の発表によると、全世界の国際観光客数は2013年に10億人を突破して、2030年には18億人になるという市場があります。ぜひこの市場に向けて、宮古島の観光も伸びていって、この島が豊かに、また自然も大事に守りながら、エコの島を発信していけるように、みんなで力を合わせていければというふうに思います。

これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで濱元雅浩君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時15分から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時01分）

再開します。

(再開＝午後 3 時15分)

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎友利光徳君

通告書の発言事項の1番、市長の政治姿勢についてと2番、教育行政については、入れかえますので、よろしくお願ひします。

質問に入る前に、少しばかり私見を交えたいと思っております。4月8日のですね、9時半から城辺中学校で入学式がありました。福嶺小学校からの2人を入れまして、計10名で入学式がありました。学校が廃校になるというのを知りながらですね、地域の学校にこだわって入学する、入学させる保護者の皆さんに非常に頭の下がる思いをしました。世界一の校歌をですね、子供たちと一緒に歌うことができ、非常に誇りを感じました。

その中において、入学式に来賓として見えるべきであった方がですね、終わるまで入学式に来なかった。これは、38年ぐらい教育現場で携わった方じゃないかなというふうな思いをしております。たまに城辺の庁舎で顔を合わせます。

それから、6月8日にですね、福嶺小学校で運動会がありました。19名の子供たちがですね、運動場が狭いというぐらいに、19人の子供たちがですね、14のプログラムのうち9種目に全生徒が頑張って、盛大に運動会を終わることができました。特にエイサーの舞いでですね、6年生のお兄さんやお姉さんがですね、下級生を思いやる行動にですね、感動しました。それも、平和な村に生まれ来てという福嶺小学校校歌のおかげじゃないかなというふうな思いをしていました。

そしてですね、昼休みに宮古水産高校の先輩の2人と雑談をする機会がありました。そこでその先輩から私に注文が入りましてですね、何で教育委員会の人は誰もいないかと、そういう私に注文しましたので、私は答える権利はないし、しかし何らかの形で皆さんのその思いを伝える場はあるだろうということをお伝えしました。

以上申し上げ、質問に入ります。

まず、宮古島市立幼稚園管理規則の見直しについてですけども、学級の編制ができないものか、第4条の学級の編制をですね、5人の見直しについて。まず教育長のほうに。

◎教育長（宮國 博君）

質問要旨には学級編制の見直しをしてほしいと、こういうことでございますね。これは、3月定例会でもご答弁しました。宮古島市教育委員会は、学校教育法、それから幼稚園教育要領に示されるところの幼稚園教育の目標及び目的を踏まえて、宮古島市立幼稚園管理規則を定めてあります。その中において、学級の人数は5人以上の集団環境が望ましいという判断をしているところでございます。この判断の基準、基礎となったのは、先ほど申し上げましたところの幼稚園教育要領に沿うところの教育の目標及び目的を達成するためでございます。したがって、この編制基準の見直しはする予定はございません。

◎友利光徳君

去る日曜日に狩俣の自治会長とちょっとお会いする機会がありまして、島尻誠議員も質問していたんですけども、幼稚園に入るはずなんだが、入れないと。福祉部長が答弁をしていたんですけども。3月定例会

の前ですね、園長先生の話では、幼稚園がなくなればもう学校がなくなると、そういう心配をしていますね。これ、その学級編制というのは皆さんが勝手に決めたことであって、地域はそういうことには同意はしていませんよね。ですから、皆さんが決めたことに対して誘導されていくんですよ、保護者は。ですから、これは教育の目的というように話しているんだけど、達成するためにと、必ずしもこの5人というものがどこからできているのかの根拠についての答弁を求めます。

◎教育長（宮國 博君）

これは、幼稚園教育要領というのがございますね。これは後で、私のタブレットでも今出しておりますから、どうぞ後で、必要でしたらごらんいただきたいと思うんですが、子供たちが、小学校へのつなぎを含めて、入学前に身につけてほしいという姿がございます。そのためにはこうこういうふうな形での幼児教育を進めると、このように明記、明確に示されているところがございます。そのために、私たちは、先ほど申し上げたとおり、判断の基礎、基準にすることは、学校教育法と幼稚園教育要領、これをもって5名にしたいというふうな判断に至ったわけでございます。

◎友利光徳君

これはですね、国のほうからの指示によるものですか。

◎教育長（宮國 博君）

友利光徳議員のおっしゃっている意味がしっかり捉えていないんですけどね、何名に下さいという指示じゃなくて、こういうふうなことを身につけさせなさいという、これが教育要領でございます。そして、教育法というのは、こういうふうなことをさせなさいと、こういうふうなことでございます。したがって、法律なり、我々も教育要領あるいは学習指導要領というのは、これはもう法的根拠に基づくというふうな判断をしますので、人数を決めて、どの学校は幾ら、どの学校は幾らというふうなことではなくして、この目的を達成するような幼稚園をつくりなさいと、この目的を達成するような学校にするというようなことは示されております。

◎友利光徳君

それではですね、次は、池間幼稚園舎の設計図ができ上がっているという、幼稚園教室の、そういう情報が入ったんですけども、これは幼稚園開園していますよね。ということは、その設計図を施工することはありますか。

◎教育部長（下地信男君）

池間幼稚園につきましては、施設が老朽化しているために、学校施設等の整備計画に沿って、平成24年度に実施設計を策定しております。設計図を策定したわけですね。その翌年に、平成25年度に園舎の改築工事を行うという計画をしておりましたけれども、当時、池間地区の園児数が減少傾向にありまして、近いうちに入園児がなくなるのではないかと、そういう危惧を抱きまして、工事を一時とめてきたと、とどめたという経緯がございます。その後、平成28年から平成30年度の3カ年間は休園状態ということになっております。今年度、学級編制基準の5名以上、6名になりましたので、この4月から幼稚園を開園しているという状況でございます。この幼稚園舎はかなり老朽化しておりますので、開園に当たっては池間小中学校の特別活動室をちょっと手直しをして、幼稚園として活用しております。園舎を改築、新しくつくっていくのかというのはですね、池間地区の園児の状況を見ながら判断していくということになります。

す。

◎友利光徳君

池間幼稚園は、狩俣幼稚園から器材等、一時借り入れというふうな表現がいいかな、そういうふうな感じで今幼稚園の授業はされているんだけど、その器材や教材ですか、これを購入する計画、予定はありますか。

◎福祉部長（下地律子君）

休園中の狩俣幼稚園の備品につきましては、現在池間幼稚園のほうで備品として活用いたしております。次年度、狩俣幼稚園が再園、開園した場合の備品につきましては、備品の状況を確認し、備品購入計画を策定した上で、予算化に向けて取り組んでいくこととなります。

◎友利光徳君

5月23日に池間幼稚園から狩俣小学校、狩俣中学校、西辺中学校と訪問をしました。その中でですね、西辺中学校に身近な方が転勤している関係上、ちょっと顔を出しました。そのときの管理職の先生から相談を受けまして、2階の教室とですね、職員室の電気が、3つかな、消えていました。ああいう学校で授業させるのかなと思ったら非常にびっくりしてきたんだけど、このことについてはどのように考えていますか。

◎教育部長（下地信男君）

西辺中学校の職員室あるいは教室の蛍光灯の取りかえが必要ということでございますけども、この事案に対する対応は今行っています。ただですね、昨年度から、各学校長との協議によりまして、学校の先生方でできる軽微な修繕については、学校に予算措置をしてですね、学校で速やかにやってくださいという取り決めの中で各学校にも修繕費を配分しておりますので、私は現場を見ていませんので、ただこの範囲でできたかどうかは別にしてですね、学校にも速やかに修繕できる、軽微な修繕についてはできるようになっています。この辺は、ちょっと周知不足もあるかもしれませんので、今後、学校長に周知をして徹底してまいります。

◎友利光徳君

次は、北中学校体育館周辺の環境整備と2階の天井の件なんですけども、これは北中学校の体育館の周辺は、以前の定例会でも取り上げました。その後ですね、どのような変化を見ているのか、答弁を求めます。

◎教育部長（下地信男君）

北中学校の体育館周辺の環境整備ということで、この件については学校長からの要望はございません。40周年記念事業で一部整備をしたとは聞いておりますけども、特に学校から整備してくれという要請は今のところございません。校舎の天井、これ雨漏りによる天井が腐食してきているということだと聞いております。原因となっている雨漏りの工事を、対策をした後にですね、この天井板については改修をしていきます。

◎友利光徳君

これもまた北小学校の北側になるのかな、あの辺なんですけど、石積み塀がですね、前も質問をしたんですけども、6月14日にちょっと、どのようになっているかなというのを現場確認しました。ちょっと原形が

変形をしているんですね。ですから、これ早目の手入れをする必要があるんじゃないかなと思っているんですけども、どのように考えているのか、答弁を求めます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

北小学校の石積み塀の保存のあり方ということであります。北小学校石積み塀については、平成30年12月9日に開催された文化財保護審議会において、宮古島の有形文化財の指定候補として現地確認しました。石積みに野面積み、布積み、相方積みの3工法が確認され、時代差があり、再調査が必要であると指摘を受けております。現在、事務局において、構築年代や工法について資料の収集を行っているところです。今後は、資料の収集や聞き取り調査を進め、宮古島市文化財保護審議会へ諮問を行ってまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

城辺幼稚園の門扉の取りかえと福嶺小学校の天井の件は、答弁はよろしいです。

次に、市長の政治姿勢についてでありますけれども、市長、議員はともにですね、公選によって選ばれます。市長は執行権があるし、議員は議決権及び行政を監視をすると、ともに独立機関であると、対等な立場でなければならないと、そのように理解をしておりますけれども、二元代表制について市長の見解を賜ります。

◎総務部長（宮国高宣君）

二元代表制についての市長の見解でございます。今友利光徳議員がおっしゃったとおりでございます、読み上げて答弁にさせていただきます。

住民の直接選挙によって選出された地方公共団体の長と議会が、ともに対等の立場に立って、自主性、独立性を保ちつつ、相互の抑制と調和をもって地方自治の適正な運営を図るために必要な制度が二元代表制と考えております。

◎友利光徳君

市長は答えないんですか。市長は答えないですか。私は、市長の見解を賜りましたけど。

それでは、まあいいでしょう。執行部と議会は対等の立場と理解してよろしいですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほども答弁いたしましたけど、住民の直接選挙によって選出された地方公共団体の長と議会が、ともに対等の立場に立ってということをお答えいたしましたので、そのとおりだと思っております。

◎友利光徳君

議会招集専属権者としてのですね、正しい姿勢とはというふうな通告をしてありますけれども、議会開会中にですね、議長の許可なしに議場を退席しようとした市長の態度は正しいのかどうか。3月定例会でね。上里樹議員の質問に対して答えないで、そのまま退席しようとしたね。総務部長がとめたんじゃないですか、市長。これ正しいですか、この市長がとる態度というのは。

◎総務部長（宮国高宣君）

議会招集専属権者としての正しい姿勢とはという質問でございます。地方自治法第101条の規定により、議会を招集する権限は市長に属しています。ここでいう招集とは、議会が会議その他の活動ができるように、議員を一定の期日に、一定の場所に参集させることということになっております。市長が退席しよう

とということですか。退席しておりませんので、在席しておりましたので、退席とは思っておりません。

◎友利光徳君

私は、退席したとは言っていないですよ。限定はしていませんよ。退席しようとしたのは正しいですかと私は聞いているんですよ。

◎総務部長（宮国高宣君）

退席しよう、それは友利光徳議員のですね、見解でございまして、市長は退席しようともしていませんでした。

◎友利光徳君

どうも私の目がちょっとまずかったみたいですね。私が見たときには、こうやったんじゃないの。立とうと。建設部長が答えようとしたら、答えなくていいよ、出よう。総務部長がとめたんじゃないですか。私の目が悪くなっているのかな。

それでは、議会招集専属権者としてですね、議会で答弁を拒否する、これはどのように議会事務として理解やればいいのか。ちょっと答弁をお願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

一般質問は、当該地方公共団体の一般事務について長の所信を明らかにすることを求め、疑義をたずぬるものであり、質問に対しましては答弁を行う責務を負っているものと考えております。

◎友利光徳君

議場というのはですね、問題を解決するために意見を論じたり批評したりするところとあるんですよ。ですから、上里樹議員は自分が感じたことを執行者のほうに質問したわけなんです。だけど、そのときには議会の答弁を拒否しているんですよ。ですから、これがあっていいのかと、そういうことを聞いているんですよ、私は。どうです。

◎総務部長（宮国高宣君）

友利光徳議員の質問でございますけど、その場面ですね、確かにそういうことはあったと思うんですけど、ただ市長はですね、答弁を拒否したのではなく、この問題については部長に答弁させるより最高責任者である市長みずからが答弁すべきであると考えて行った行動でございます。

◎友利光徳君

私も10年余り議会議員をして、議員が議場を出ようとするのは、私らもボイコットしたこともあるんですけども、城辺町のときに、首長が席を立とうとするのを初めて見ましてですね、時代は変わったな、びっくりしております。

次にですね、議場における議事進行は議長の特権であろうと、このように理解しているんですけども、たまたま、ただですね、市長が議長に対して何らかの形で指示を出す場面がよく見られます。これもまた私が目が悪いかもしらんけども、そういうことについてですね、市長はどのようにお考えなのか、市長のほうで。

◎総務部長（宮国高宣君）

議場における議事進行は議長特権と思うかという質問でございます。お答えいたします。

地方自治法第104条によりますと、議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統



理し、議会を代表するとあることから、議事進行の権限は議長に属するものと考えております。

◎友利光徳君

幾ら質問しても余り思っている答弁がもらえないのだけれども、それではですね、警察はなぜ平良港に待機をしたと通告してあるので、待機をしていたのか、例の問題のね、その日に、それが何の目的だったのか。

◎建設部長（下地康教君）

今のご質問は、平良港に関する問題だというふうに考えておりますので、建設部のほうでお答えいたします。

平成31年3月4日月曜日の8時40分ごろ、宮古島警察署から、平和団体が漲水埠頭ゲート前で抗議を行っているとの連絡がありました。そこで、港湾課職員が現場へ向かったところ、既に現場には宮古島警察署の警官が待機していたという状況がございました。宮古島警察署に確認をしたところ、関係者から連絡があり、現場に向かったところ、市民団体がゲートを封鎖している状況でしたので、関係者の安全を確保する目的で待機をしていたということを報告を受けております。

◎友利光徳君

警察は、問題が起こるであろうという予測でね、要するに先行出動というらしいんだけど、それと要請出動、この2つがあるらしいんですね、警察にはね。建設部長、じゃこの関係者とは、誰が連絡したんですか、皆さんに。

◎建設部長（下地康教君）

宮古島警察署に確認したところ、関係者から連絡があり、現場に向かったということを警察のほうから報告を受けておりますので、私どもが関係者は誰かという確認はしておりません。

◎友利光徳君

それでは、市長のパフォーマンスという表現についての言動の真意ですけども、どのように議員は理解したらよろしいですか。

◎副市長（長濱政治君）

市長は、3月定例会中に上里樹議員の市役所は市民を罪人扱いして排除させたとの質問に端を発する今回の一連の件につきまして、事実誤認が2点あると3月定例会の中で申し上げました。具体的には、上里樹議員の事実誤認の具体的な話は、1つ、市民と丁寧話し合うことも説明することもしないという発言、それから市の港湾課の職員は、みずからの職務である港湾区域内における秩序の維持、スムーズな業務遂行のために、抗議する市民団体に対し繰り返し説明し、車両等の通行を妨害しないよう注意し、説明したということでございます。

（「副市長、僕はそれを聞いていないよ」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

流れの中で話しております。

市役所はなぜ市民の不安に 대응せず、市民を罪人扱いして排除したのかとの発言に対して、市の職員は港湾に関する業務が円滑に実施されるよう説得しましたけれども……

◎議長（佐久本洋介君）

副市長、議長職権で取り消した発言については使用しないでください。

◎副市長（長濱政治君）

わかりました。失礼しました。

そういう事実誤認があったために、それに対して市職員の名誉のためにも発言の撤回と謝罪を求めましたが、上里樹議員には受け入れてもらえませんでした。そのため、上里樹議員の市民を罪人扱いしているとの発言について、議員の皆様が、その発言が事実誤認であることについて気づいていただきたいと思い、行動したものであります。市長は、当時の状況を現場で対応した職員やマスコミ等を通じて確認した上で、議会という公の場において著しく不穏当な発言を看過できないとの気持ちを表現したいとの思いで発言したということでございます。

（「大変なことですね、それでいいのかよ」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

静かにしてください。

◎友利光徳君

議場というのは、私は余り勉強しなかったのですが、余り意味はわからないんですけど、議場というのはね、問題を、会議を、合議をする場所、そして集まって相談する、議論をすると、問題を解決するために意見を論じたり批評したりするところとあるんですよ。パフォーマンスとは、よろしいですか、副市長。パフォーマンスとは、演技、演劇、舞踊、音楽などの枠を超えた上演活動の意味に用いるとあるんですよ。何で私が質問しているのに対して答えないんですか。パフォーマンスという市長の表現の言動の真意を知りたいよ。教えてください。何で関係ないことを答えているか。

◎副市長（長濱政治君）

パフォーマンスとはと、いろんな日本語訳がありますけれども、実行であるとか遂行、演奏、演技、体を使って表現する行為であるとか、そういった類いのものがございます。そういう意味でパフォーマンスというふうな言葉を使っております。

◎友利光徳君

副市長、私が聞きたいのは、議場に入れる人は特定の方ですよ。議員にだけ与えられた特権なんですよ。ですから、上里樹議員は自分が感じたことを議会で質問したわけさね。パフォーマンスというのは、この議場では全く合わないんですよ、その表現というのは。これがマティダ市民劇場なら考えられますよ。劇場ならば。ですから、私が聞きたいのは、それを聞いています。よろしいですか。これは、恐ろしい言葉ですよ、パフォーマンスという言葉は。私らは、市長の下の、下部の組織じゃないんですよ。ちゃんとした独立機関の議会議員なんですよ。そういう答弁は、それでいいですか、副市長。

次に移ります。6月5日ですね、県紙、地元紙でね、地対艦誘導弾が火災に遭った場合、爆発するまで約2分、直接火災に包まれた場合には1キロ以上離れることと説明しております。そのことについて市長の見解を賜ります。

◎企画政策部長（友利 克君）

お尋ねの質問につきましては、島尻誠議員、それから仲里タカ子議員にもお答えをしたところでございます。防衛局の回答としましては、教範、いわゆる自衛隊の教育資料の中での記述、記載でございます。

それは、あくまでも遮蔽物のない場面を念頭に置いたものであって、誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではないという回答でございます。

◎友利光徳君

企画政策部長、悪い事態を想像してですね、あなたは1キロを2分で逃げることはできますか。恐らくこの場所で1キロを2分で逃げる人はいないはずよ。宮古島の記録だってそんな記録はありません。もう少し悪い事態を考えた場合の答弁をしてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

これまで答弁をしているのはですね、つまりは火薬庫に保管されている場合を想定したものではないということでございますので、少なからず保良で計画している弾薬庫を想定に入れたものではないということでございます。

◎友利光徳君

選挙管理委員長にお尋ねします。

選挙管理委員長は、私とは長年のつき合いだから、質問がやりやすいんですけども、見なくてもちゃんと読みます。選挙管理委員長はですね、42年間公務員生活でありました。公務員というのは、公務員の選挙運動の禁止がございますね。公務員を退職した後、ある選挙事務所でいろいろやりましたね。公務員をやっていたときの選挙運動と公務員をやめたときの宮古島の三ない運動についてどのようにお考えですか。

◎選挙管理委員会委員長（與那覇 巖君）

委員長就任前の三ない運動についての感想はどの質問ですが、三ない運動とは、贈らない、求めない、受け取らない、この3つが三ない運動のスローガンであります。私は、委員長就任前から、選挙は常に違反行為等がなく、明るい選挙が実施されるべきだとの感想を持っております。

◎友利光徳君

宮古島の選挙の風土の浄化というのは、これは昔からお互いの懸案事項じゃないかなというふうな気がしておりますけども、どうか、委員長、受け取らない、求めない、贈らないね、この3原則を厳守をしていただいて、少しでいいから、宮古島の選挙の風土が変わっていくように、これは強く要望しておきます。

次の、2月24日に行われた辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票の投票立会人が投票しなかったとの情報があるがどう思うかはよろしいです。

それから、竹原1号線についてお尋ねをします。3月定例会でですね、コミュニティー道路であると答弁をしましたがけれども、そのコミュニティー道路というのはどのような道路なのか、答弁をいただきます。

◎建設部長（下地康教君）

コミュニティー道路は、歩行者の通行空間が設けられ、自転車、自動車の通行空間が分離される道路で、歩行者の安全かつ快適性を考慮した道路というふうな規定がございます。

◎友利光徳君

ただいまの説明を聞くと、私はきょうも朝通ったんですけども、あの道路は、どうも人影がないですね。ですから、皆さんがコミュニティー道路と説明しているのに非常に私は疑問に思っております。

次に移ります。東仲宗根856番地9、あの周辺の工事概要についての説明を求めます。

◎建設部長（下地康教君）

これも竹原地区の区画整理事業に関するご質問でございます。お答えいたします。

宮古島市未来創造センター西側の区画道路に係る工事の進捗につきましては、現在、補償交渉を行っており、今後その補償交渉を進めながら、完了へ向けて取り組んでいく所存でございます。

◎友利光徳君

今の地番の物件補償について、3月定例会でお尋ねをしました。そのときの答弁がですね、工事の設計変更したら、その上にその建物があったという答弁をしましたね。じゃ、設計を変更した協議内訳というのかな、協議書、そういうのは、要するに会議書ですね、これは勝手に設計変更したわけじゃないので、設計を変更したときに、どここの会社が集まって、例えばコンサルタント、皆さん、集まって協議をしたのか、その辺についての答弁と、そして協議書があるのであれば、実在するのであれば、協議書を1度見てみたいと思うんだけど、どうですか。

◎建設部長（下地康教君）

まず、竹原地区は区画整理事業というものを進めております。区画整理事業をする場合はですね、地権者の皆様方と何回かといいますか、かなり話し合いを持ちましてですね、仮換地というような区画線の案ですね、案を作成しまして、それで地権者の皆様方に了解を得るという作業がございます。その案を作成する場合はですね、地権者の皆さん方から選ばれた方々で審議会を構成しまして、審議会の了解を得て、その案を提案するという形になっております。これはですね、変更する場合も一緒でございます。つまり今友利光徳議員がおっしゃったようにですね、設計会社云々ということではなくて、計画を変更する場合、法線を変更する場合は必ずそういった手続、要するに審議会ですね、審議会の手続を経て、了解を得て、計画を変更していくということでございますので、その流れの資料は、要望がございましたら、また後日でもですね、提供したいというふうに考えております。

◎友利光徳君

建設部長、私はね、あなたにこの竹原1号線のことで質問するのは本当に心苦しいんですよ。ということは、当時携わっていないからね。しかし、この路線はですね、3つの物件がおもしろい補償になっているわけさね。今のは、今の物件もね、もう少しこっちに寄せれば、この言っているのはかからなかったはずなんです。本当の話ですよ。私は本当に心苦しいですよ、こういうことを聞くのは、あなたに。だけど、行政は継続だからね、あなたが答えなければならぬんですよ。その辺は理解してちょうだいよ。

次に移ります。歩道を修正をする、これはいつごろ修正をするんですか。これ、設計事務所に、設計コンサルタントに尋ねたら、何か歩道を真っすぐにしなければならぬような話をしていたんだけど、歩道の修正はいつごろやって、どれぐらいお金がかかるのかな。ちょっと、もし、知っている範囲でよろしいですので、説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

歩道の法線の変更に関するご質問だというふうに理解しますけれども、歩道の変更にしましては、平成20年6月、宮古島市都市計画審議会を経て、平成20年11月の第1回事業変更を行っております。

◎友利光徳君

当初の設計では、集水ますは、排水は終わっていますよね、歩道はね。しかし、これを新たにする場合

にどこから予算は出てくるんですか。それを聞いているんですけど、真っすぐにするんでしょう、いずれ。排水を。

◎建設部長（下地康教君）

今現在、竹原1号線のお話といたしますか、ご質問だと思います。それで、今竹原1号線はですね、歩道の構造がちょっとクランク状態が一部入ります。つまり歩道の断面がですね、連続して、限られた一定の断面ではないということですね。つまりクランクが数カ所入った側溝になります。それを真っすぐにするということのご質問でございますよね。これは、基本的にですね、補助事業でやった事業でございまして、それを変更するという形になりますと、これは一部計画の変更でございまして、単費といたしますか、一度補助金を使った事業ですので、それを変更する場合は単独事業という形になります。

◎友利光徳君

3回ですか、4回ですか、工事変更をなさっているんですけども、この工事のですね、竣工時期はいつごろですか。

◎建設部長（下地康教君）

施工期間は令和4年度までを計画しております。

◎友利光徳君

次に移ります。野城泉の保全についてでありますけども、ミヤコチスジノリของですね、天然記念物の指定をするという情報が入ったんですけども、本市としましてどのような取り組みなのか、説明を求めます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

ミヤコチスジノリは、シマチスジノリの変種とされ、宮古島においては野城泉がその生息域となっております。現在は、ミヤコチスジノリの生息環境の保存のため、野城泉一帯における樹木の伐採や湧水地内の環境改善に向けた清掃などを市が委託して行っております。今後、島内における詳細な生息状況の把握に努め、ミヤコチスジノリの保存と保全を行うとともに、市の天然記念物への指定に向けて検討を行ってまいります。

◎友利光徳君

次に移ります。農林水産部長のほうにお尋ねをしますけども、沖縄離島型畜産活性化事業についてのお尋ねをします。

この牛舎のですね、貸付状況は、条件というのかな、いわゆる無償なのか、有償なのか、その辺について。

◎農林水産部長（松原清光君）

賃貸金額の件だと思いますけども、小規模農家あるいは新規農家を対象としていることから、年間の所得が少ないことを考慮しております。現在、1農家当たり5棟以下の農家を計画していることから、1畜舎当たり約1万円程度で今のところ検討しております。

◎友利光徳君

当初はリサイクルセンターの周辺で事業を計画しまして、下南地区、豊原地区、野原地区のですね、地域住民を対象に事業説明会をしたというふうな話はしております。豊原地区のほうには私も1度行きましたけども。その3地区のですね、地域住民の反応というのかな、それはどのようになっていますか。

◎農林水産部長（松原清光君）

上野資源リサイクルセンター東側での選定をして、周辺自治会の説明会の反応ということですよ。お答えいたします。

各自治会からは、悪臭に対する反対意見が多く上がってきました。悪臭についての要因は、地域の農地及び畜舎等を含め、上野資源リサイクルセンターの悪臭もあり、農作業や季節によって集落まで及んでいるとのことでありました。

◎友利光徳君

ただいまの農林水産部長の説明によると、悪臭があったというのは、あれは下水道課からのですね、汚泥をそのまま畑に持ってきて、これをすき込みしないから、そういうにおいがあるということですよ。ですから、これはですね、こういうのは、その責任の所在というのはね、明確にさせていただいて、そうしなければそういう施設の計画というのはね、実現性がありませんよ。それでですね、皆さんは、上野地区の農家の、隣接する住民の反対を受けて、城辺福北自治会のほうで事業説明をしているんですけども、その反応はどうだったのか、説明をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

福北自治会の反応ということでありまして。福北自治会への説明を、ことしの6月1日に説明をしております。住民からは、環境対策などの意見が寄せられましたが、地元の新規農家育成と規模拡大を計画している農家がいることから、地元を優先して利用させてほしいという意見が多く寄せられて、反対意見はありませんでした。

◎友利光徳君

皆さんが場所を変更したおかげですね、福北のほうに、みどり推進課のですね、苗畑跡地だね、そこらに行くんだけど、これは場所的にですね、野城泉と約300メートルぐらいしか離れていないですね。先ほどから話があるように、ミヤコチスジノリの保存の話も出ておりますけども、その水質の件についてですね、皆さんはどのようなお考えなのか。

◎農林水産部長（松原清光君）

予定地における水域脈調査については、畜産課においては現在のところ予定はしておりません。

◎友利光徳君

賛否両論の施設を誘致をする場合に、やはり地元の合意形成が最優先されるんじゃないかなと思います。要するに皆さんが計画している場所からですね、西側のほうに東京農大の亜熱帯研修センターというのがありますね。直で大体400メートルぐらい離れているかなと思うんだけど、その学校との皆さんの接触の仕方というのはどのようになっていますか。要するに伺って、学校まで行って、事業説明をやりました。

◎農林水産部長（松原清光君）

今のところ自治会への説明会はしておりますが、東京農大のほうとの調整というのは今のところしておりません。

◎友利光徳君

私も城辺の出身ですので、いい形で進むように、賛成、反対は別ですよ。お願いします。

次にですね、農業振興についてお尋ねをしますけども、伊良部島のほうまで宮古地下ダムの水がよい

よ行きます。送水されます。宮古地下ダム建設にですね、携わった黒川睦生氏がいらっしゃいますよね。熊本出身のね。この方は、1975年から1980年3月まで、約5年間、沖縄県総合事務局技官として勤務しております。要するにその基礎、基礎からですね、工事が完了するまで、宮古島の農業のために一生懸命頑張りました。残念ながら昭和59年に44歳の若さで亡くなっております。その地下ダム完成というのを自分の実際の目で見ていないんだけど、その黒川睦生氏ですね、記念碑というのかな、銅像というのかな、そういうのは計画できないものかどうか。

#### ◎農林水産部長（松原清光君）

宮古島の地下ダム建設は、昭和49年度から調査を経て、昭和52年度に皆福地下ダム建設に着工いたしております。皆福地下ダムの基礎調査から工事を担当されたのが当時の沖縄総合事務局技官である黒川睦生氏でございます。黒川睦生氏のご尽力により、現在の宮古島には砂川地下ダム、福里地下ダムが完成し、また仲原地下ダムも建設中であることから、水なし農業から脱却し、農業の発展に大きく貢献しているところでございます。今現在、宮古伊良部地区国営かんがい排水事業が実施中であり、整備完了後に関係機関と調整を図っていきたくと考えております。

#### ◎友利光徳君

次はですね、福祉行政についてお尋ねをしますけども、民生委員の役割と委員の欠員の地域は後で資料をいただいて、私がきょう聞きたいのはですね、生活保護法第10条の世帯単位の原則のただし書きのね、ところの説明をお願いします。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

生活保護法第10条、世帯単位のただし書きについてでございます。生活保護法で示している世帯というのは、住民票上の世帯とは概念が異なっております。生活保護法でいう世帯とは、簡単に言えば、一つ屋根の下でともに生活を送っている共同体の意味合いだと考えていただければと思います。なので、たとえば血縁関係のない人たちが一つ屋根の下で水道光熱費を共有して生活を送っている場合は、同じ世帯として捉えます。ご質問の生活保護法第10条のただし書き、これは、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができるというものでございまして、同一世帯に属していると認定されるものでも、何らかの理由で同一世帯と認定することが世帯の自立を阻害すると判断された場合、世帯を分離し、生活保護の適用ができることを指しております。

#### ◎友利光徳君

副市長のほうにお尋ねをしますけども、4月23日のですね、臨時会で電気工事の答弁内容が新聞に載ってましたので、少し気になる部分、記事が正しければですよ、ちょっと珍しいなという答弁をしているんですけども、そのときの新聞の記事をちょっと読ませてもらいますけども、大米建設と協議をし、この額でいいと、いけるということだったと、本土の大手と話をしたと聞いていると、そういう答弁だけど、私は、情報によるとですね、マティダ市民劇場ですね、あつちはJVを5社で組んだという話を聞いているんですよ。ですから、申し上げたいことは、地元の中小企業を健全にするためにですね、観点からですね、JVのほうでできなかったんかなというのが少し気がかりで、そこで本土の大手と話をしたというのは、これがちょっとひっかかるんですけども、その説明について答弁をいただきます。

#### ◎副市長（長濱政治君）

これはですね、基本的には設計変更の話でございますので、総合庁舎建設工事建築1工区の請負代金の変更額は、宮古島市工事請負契約約款第24条第1項から第3項に基づき、発注者と受注者の双方が協議を行って、決まった金額でございます。決して大規模建設が単独で決められるものではございません。同工事の変更契約の内容は、電気設備及び機械設備工事で、それらの工種については1回目に市内企業を指名し、2回目に県内の大手及び県内に営業所等を設置しております県外企業を指名して発注いたしましたが、手持ち工事が多い、技術者不足などの理由で、指名した全社が辞退するなどの状況がありました。それらを受け、大規模建設は市と変更協議を行う中で、技術者や作業員の手配等、下請を受けてくれる本土の大手企業と話をしているというふうに聞いたという答弁したところでございます。この変更契約における元請企業は大規模建設であり、下請企業の決定や調整を行うのは元請の役割でありまして、それが問題になるようなことではないというふう考えております。

◎友利光徳君

旧城辺町役場のシンボルタウン計画についてでありますけれども、ちょっと時間の都合で、重要な指針、詳細、これは私が言ったんじゃないくてね、企画政策部長が3月定例会で答弁しましたが、その詳細をちょっと説明していただけますか。どのようなのがあるか。

◎企画政策部長（友利 克君）

重要な指針の詳細ということでもありますけれども、答弁いたしましたのは、シンボルタウン構想というものは今後城辺の庁舎周辺のまちづくりをつくる際、重要な指針になるというような答弁をしたかというふうに思っております。その方向、方針については変わるものではございません。ただ、やはり十数年もたっております。状況が大きく変わっているところもございまして。その一例が、総合庁舎の整備とあわせて現在の城辺庁舎をどのように活用していくかというような大きな変化がございまして。そういったことから、やはり構想から時間かかっておりますので、やはり現状に即した計画の推進というものは当然必要となってくるだろうというふう考えております。

◎友利光徳君

時間の都合でちょっと飛ばしますが、浦底海岸保全について、地すべりの復旧を災害事業で適用できないか、できるかできないかでよろしいです。時間がないので。

◎建設部長（下地康教君）

災害復旧事業は、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する目的で実施をされます。事業の実施の際には関係部署と協議を行い、災害復旧事業を含め、補助事業での実施ができるかどうかを調整していきます。

◎友利光徳君

特別職の近親者と受注業者についての質問をいたします。

これは、業種、いわゆる建設業なのか、重機屋なのか、土木屋なのか、造園屋なのか、1親等、2親等、3親等の区別で。

◎総務部長（宮国高宣君）

市長、副市長、教育長及び全議員の1親等から3親等までの親等別の会社数、直近3年の受注高、売上高についてでございます。お答えいたします。



この件に関しましては把握しておりません。

◎友利光徳君

総務部長、もう少し丁寧に答弁してちょうだい。議会議員がですね、なぜこういうのを質問しているかというのはね、あなたが一番わかるんじゃないですか、総務部長。次の議会まで調べて、答弁していただけますか。

(「いやいやいや、できません」の声あり)

◎友利光徳君

じゃ、私が言いますか。誰々がいるというのを。

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後4時26分)

再開します。

(再開＝午後4時27分)

◎友利光徳君

こういう業者指名というのはね、要するに死活問題になってくるんですよね。ですから、私はそういうことを聞いているんだけど、その次に、まあいいでしょう。

次はですね、市有財産の現状、それとその解決方法というかな、課題というのはあります。例えばの話、城辺でいうと校長住宅とか交番所跡とか、ありますけども、そういうのはどのように実態がなっているのか。

◎総務部長(宮国高宣君)

市有財産、普通財産の現状とその活用方法です。宮古島市における普通財産の現状といたしまして、主に譲渡や貸し付け等を行っております。譲渡については、宮古島市有地の処分に関する要領に基づき、申請書を提出いただいた後に、宮古島市公有財産検討委員会において譲渡の可否を決しております。普通財産貸し付けにつきましては、宮古島市財産管理規則及び宮古島市普通財産貸付規程に基づき、申請をいただいた後に、申請書類等の確認をし、契約を締結しております。今後も活用方法といたしましては同様な対応でいきたいなと思っております。

◎友利光徳君

時間ですので、きょうはこの辺で終わりますけども、建設部長、道路行政について、後で資料をいただければありがたいです。終わります。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後4時30分)

再開します。

(再開＝午後4時32分)

これで友利光徳君の質問は終了しました。

◎平 百合香君

私が本日最後の質問者となりました。皆さんちょっと座り過ぎでお尻が痛くなったり、腰が痛くなったりすることもあるかと思いますが、いましばらく私の質問のほうにもよろしくおつき合いのほどお願いいたします。

では、通告に従いまして質問していきたいと思えます。まずは、保育料の無償化についてでございます。法人の保育園と小規模保育施設のほうから私のほうに、5月末の時点で保育料無償化について市側から全く説明がないと、保護者の方から問い合わせがあるのですが、きちんと答えられなくて困っているというふうな声が届きました。法人の保育園、小規模保育施設からのお話でしたが、無償化について保育施設への説明というものは個別にされているのか、それとも全体に向かっての何かアナウンス、お知らせみたいなものがあるのか、私のほうにお話を持ってきた施設がたまたま時期がずれていたのかということを含めながら、本市の現状と今後のスケジュールをお聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

保育料無償化についてでございますが、対象施設への説明会についてでございます。7月1日に厚生労働省による研修会が実施されることとなっております。これを受けまして、研修会の各資料等をもとに、順次説明会を実施してまいりたいと考えております。5月末ではないんですが、6月に入ってですね、国の作成したパンフレット等について各対象施設へ送付しているところでございます。最近ではございますが、このパンフレットの内容を宮古島市のホームページへも掲載しております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。ホームページにも最近記載をされたということでございました。私もこのお話が来たときに本市のホームページを確認したら、そのときにはまだ載っておりませんでした。全国共通の基本的な情報というものはもう既に周知されていたことかと思っておりますので、大まかな基本情報だけでも載せられなかったのかなというふうなところはちょっと思っていますけれども、そういうお話があって、ホームページを確認して、載っていなかったもので、私、ほかの市町村にはどういった内容のものが例えばホームページに掲載されているのかというものを調べてみました。浦添市と名護市においては、ホームページ上に、新聞等に報道されていたような、3歳から5歳までの保育が必要と認められた子供が対象であるということとか、ゼロ歳から2歳までは住民税非課税の世帯が対象であるというような、ごくごく基本的、大まかな情報ではありますが、記載がございました。それに加えて、名護市の場合ですと、県や市の基準を満たさない認可外の保育園は対象外という記載がございました。名護市では2018年から交付金を活用した保育料の無償化を前倒しで行っているもので、少し事情が違うのかもしれませんが、本市においては何か無償化についての線引きとなるような基準があるのか、あるとすればどういった基準で、対象施設がどういったものになるのかというのがわかれば教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

平百合香議員ご指摘のとおりですね、名護市のほうはたしか去年から独自の無償化を進めていると聞いております。ホームページに載っている内容が、ことし10月からの国の示している無償化と、現在名護市が行っているものが全く同じかどうかというのは確認はちょっとできておりませんが、10月から国が示しているとおり宮古島市が実施する大まかな内容についてご説明申し上げたいと思えます。

保育料の無償化につきましては、幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児の全ての子供たちに対し、利用料が原則無料となります。ゼロ歳児から2歳児の利用料につきましても非課税世帯を対象に無料となります。また、認可外の保育施設等につきましては、都道府県等に届け出を行い、国の定める指導監督基準を満たすことが必要となっております。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とし、5年間の猶予期間を設けることとなっております。このことから、認可外保育施設を利用する子供たちについても、3歳から5歳児は月額3万7,000円、ゼロ歳から2歳児は非課税世帯を対象に、4万2,000円まで利用料が無償化することとなっております。

なお、給食費、送迎バス代、遠足などの行事費については無償化の対象とはならないことから、保護者の実費負担となりますが、年収360万円未満世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供の副食費は免除されます。

先ほどの認可外保育施設の基準でございますが、確認しましたところ、現在宮古島市における認可外保育施設におきましては届け出がされておまして、国の基準を満たしているということでございます。また、保育料の上限となっております上限を超えている、保育料を超えている施設はないと聞いております。

#### ◎平 百合香君

福祉部長、ありがとうございます。ということはですね、宮古島の今現在、認可、認可外の保育園全てに通う子供たちは保育料無償化の恩恵にあずかれるという解釈でよろしいでしょうか。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

基準のほうを満たしているということでございますが、認可外保育施設等に関しましては対象施設のほうから確認申請という申請をですね、市のほうにいただいて、審査をいたしまして、特定子ども・子育て支援施設として確認することが前提となっておりますので、そういった作業が、作業といえますか、施設側においても申請という事務が出てくることとなります。その申請を受けて、こちらのほうで確認したということで公示していくこととなります。

#### ◎平 百合香君

ありがとうございます。先ほど幼稚園とか保育園とかの説明が10月以降にある、保育料無償化の説明が7月以降であるというお話でしたけれども、例えば市民へのそういった情報の提供とか、市民への説明というもののスケジュールはどういうふうなことを考えていますでしょうか。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

市民のほうへの説明についてでございますが、パンフレットを作成いたしまして、各施設等を通して各世帯のほうに配布する予定をしております。また、宮古テレビ、文字放送、あとエフエムみやこ等を活用して周知をしていきたいと考えております。

10月の無償化に向けての作業スケジュールでございますが、まず先ほど申し上げました施設側への確認としての、例えば新制度へ移行していない幼稚園とかについてはですね、認可外保育施設については先ほどの確認申請があります。また、利用者、保護者等につきましては、施設等利用給付認定申請の案内ですね、こちらのほうを7月中に行いまして、その後、利用者から認定申請書を提出いただいて、8月ごろには認定申請書の市役所のほうでは電算入力、あと認定事務ですね、あとは課税状況の確認等が出てくるんですが、それを終わらしまして、9月ですね、施設等利用給付認定通知書を利用者に送付する予定でございます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。非常に膨大で、煩雑で、すごく大変な作業が福祉部を待っているということはよく理解ができました。

この保育料の無償化というものがイメージとしてすごく市民の間には先行しておりまして、無償化になるのであれば私も預けたいとか、あと本市においては求人倍率も高水準を保っており、また家賃の高騰という経済的な要因もある中、この保育料無償化という言葉だけがひとり歩きしてしまっているイメージが非常にあります。そうなってくると、やはり無償化に向けて就業を希望、そして予定して、次年度以降保育園への入所申し込みがふえるのではないかと予想しているのですけれども、当局はどのような予想を立てて、どのような対策を考えているのかということがありましたら教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

無償化に伴いまして、やはり各保育施設への入所希望者はふえることを予想しております。特に3歳以上に関しましては増加するかなということは予想しております。来年度、令和2年4月にですね、新たに認可保育園が1カ所、事業所内保育所1カ所が開園予定となっております、それに伴いまして受け入れ定員もふえることとなります。ただ、入所申し込み状況がどのように、どのくらいふえるか、またどの地域がふえるか、その辺がまだわからない状況でございますので、その入所申し込みの状況によっては待機児童が発生する、増加するということも考えられると思います。

◎平 百合香君

ありがとうございます。やっと宮古島市、認可の保育園も数が出そろってきました。待機児童の数自体もだんだん少なくなってきました。ひとえに福祉部の皆さん、特に児童家庭課の皆さんのご努力のおかげだと思っています。この無償化というイメージがひとり歩きして、全員が無償化になってというイメージの中で、保護者のほうもまだまだ心の準備というものできていない中、次の入所申し込みが大分ふえるであろうということは容易に想像できますし、福祉部においてはまたすごく大変な作業が待っているかとは思いますが、子供たちの無償化というのは、やはり教育の面においても、家庭的なものにおいても、非常に宮古島市にとってもとても有効であると思っておりますので、福祉部の皆さんのご努力に心から応援を送りたいと思います。

では、次の質問に移ります。市役所の利活用についてです。総合庁舎の造成工事がスタートしております。完成すれば総合庁舎に全ての機能を移転することになり、必然的に現在の庁舎はあく予定ですが、利活用について市がどのような考えを持っているのか、教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

市役所の利活用についてでございます。まず最初に、現在の市役所各庁舎の利活用につきましては、平成29年3月に策定しました公共施設等総合管理計画を踏まえ、平成30年度におきましてマネジメント委員会を開催し、再配置計画の策定を行ったところです。再配置計画とは、公共施設等総合管理計画の方針に基づき、施設ごとの方向性について定めたもので、各庁舎の後利用等について、各庁舎の建物の状況や他の公共施設との統合、複合化の可能性等を踏まえて基本方針を定めております。その中において、平良庁舎については建物は維持し、売却または賃貸等での利活用を促進するというようになっております。平良第2庁舎は建物は解体し、跡地の活用を促進すると、下地庁舎は支所機能を下地保健センターへ移転し、

建物は維持し、売却または賃貸等の利活用を促進するというようになっております。上野庁舎は、建物は維持し、支所機能と他の公共施設の機能との複合化での利活用とし、建物の状況に応じては解体という方向になっております。城辺庁舎は、建物は維持し、支所機能を現在の庁舎で継続したまま、空きスペースは民間での利活用を促進するというようになっております。伊良部庁舎は、支所機能を伊良部公民館へ移転し、建物は解体し、跡地の活用を促進いたします。今後は、再配置計画等をもとに、令和元年度中、本年度中に個別計画を策定いたします。計画については、ホームページ等で公表する予定となっております。

◎平 百合香君

ありがとうございました。同僚議員が廃校の後利用が進んでいないことに関しての質問をしていました。建物は、使わないと傷みが早いものだと思います。建物を維持したまま売却するなり、一部民間貸し出しを考えているという建物もあるかというふうに今聞きましたので、今のうちから、この後利用計画に関しては早目の対策をぜひにとよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。昨年、2018年12月1日から平良図書館が休館しております。宮古島市のホームページの宮古島市立平良図書館移転に伴う休館についてというお知らせのページには、休館の期間として2018年12月1日から2019年7月ごろまで、平良図書館の蔵書貸し出しサービス、移動図書館サービス、団体貸し出しサービスの3つがサービス停止となっております。その中でも移動図書館についてお伺いしたいと思います。今までの移動図書館の巡回のペース、あと巡回のステーションというんですかね、立ち寄り拠点というものをちょっと教えてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

移動図書館の巡回場所は、平良地区、伊良部地区を巡回しているみらい号が昨年11月末時点で21カ所、それぞれ月1回の運行でした。そして、城辺地区、上野地区、下地地区を巡回している夢の光号の巡回場所は12カ所で、それぞれ月1回の運行となっております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

では、現在閉鎖している平良図書館と今現在あいている城辺図書館の蔵書数を教えてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市未来創造センターの宮古島市立図書館での蔵書数は、ことし3月末で、一般書6万7,100冊、児童書2万5,300冊、郷土資料3万9,000冊、DVDなどのその他の資料が2,700点の合計13万5,000冊となっております。城辺分館は、一般書2万4,700冊、児童書1万7,000冊、DVDなどのその他の資料が890点の合計4万2,590冊となっております。

◎平 百合香君

生涯学習部長、ありがとうございます。現在、城辺の図書館は、一般書が約2万4,000冊、児童書が1万7,000冊ほど、合計約4万2,000冊というお話がございました。この約4万2,000冊の蔵書があるということですが、城辺地区、上野地区を重点的に回っていた夢の光号、平良の図書館が閉まったことでみらい号が動かない理由というのは何となくイメージがつくんですが、この夢の光号が停止しているという理由ですね、なぜ両方とも12月1日から供用開始までの約半年以上もの間停止しなければならなかったのかという、その理由がございましたらお知らせください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市未来創造センターを開館するためには、旧平良図書館の13万5,000冊、北分館の資料約3万4,000冊の蔵書点検や箱詰め作業及び備品等の移転準備をするため、昨年12月上旬に閉館をしました。移動図書館の資料についても同様に蔵書点検を行う必要があります。蔵書点検とは、図書館の全蔵書が館内にあるのか、破損していないか、内容が古くないか等の点検をし、その後、新図書館で配架がしやすいように分類ごとに箱詰めをする作業です。そのため、一度点検して箱詰めされた蔵書を貸し出しすると、同じ作業を繰り返すこととなりますので、移動図書館のサービスを停止することになりました。

◎平 百合香君

生涯学習部長、ありがとうございました。私がなぜこの質問をしたのかというと、本市においては子どもの読書活動推進計画を策定し、それに伴ってブックスタートが始まったことにあります。せっかく子どもの読書活動推進計画を策定して、子供たちに読書の習慣と、あと本に触れる喜びを知ってもらう、その取っかかりとしてブックスタートが始まったばかりという、そんな中において、半年以上も移動図書館がストップするというのはいかがなものかなど。特に移動図書館、幼稚園ですとか、病院ですとか、そういったところを回るというふうに聞いております。私が一番最初にブックスタートの質問を議会でさせていただいたときに、教育長ご自身が、移動図書館が2台も巡回している宮古島の読書環境はほかの市町村に比べて充実しているという旨のお話をされております。なので、半年以上もストップする、しかも2台ともというのが非常に私の中ではひっかかっておまして、今の答弁をお聞きして、非常に作業が困難であったということは理解できましたが、それでもどうにかして運行の継続をしていこうという議論があったのかなかったのかだけ、まずお答え願えますか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

移動図書館については、当初、城辺地区と平良地区のほうで分けて行っておりました。しかし、宮古島市未来創造センターの開館に伴い、宮古島市未来創造センターのほうで2台の移動図書館をサービスを行うということが決まった時点で、城辺地区のほうの配架を停止したというような経緯があります。

◎平 百合香君

生涯学習部長、非常によくわかったんですが、移動図書館を継続させるかどうかの議論が教育委員会、生涯学習部の中であったかどうかという質問だったんですけども、議論はございましたでしょうか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

生涯学習部の中では議論はありました。

◎平 百合香君

生涯学習部の中でも議論が起こって、非常に苦渋の選択をしたのであるというふうな理解をしたいと思っています。

宮古島市未来創造センター供用開始までの間、宮古島市の図書館として、市民サービスいろいろ停止していますが、何かほかにかわるような市民サービス、何か考えているようなアイデアとかがありましたら教えてください。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午後 5 時01分)

再開します。

(再開＝午後 5 時02分)

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市未来創造センターの図書館部分の引き渡し、6月27日となっております。その後、本の配架、蔵書点検、図書システム運用テストなどの作業が開館直前までかかるため、図書館サービスは宮古島市未来創造センターの開館日、移動図書館は翌週からの開始となります。よって、できるサービスは今のところは考えておりません。

◎平 百合香君

ありがとうございます。やはりサービス、宮古島市未来創造センターの供用開始までのサービスは難しいのだなというのがよくわかりました。

供用開始が8月の中ごろになる予定だと言われている宮古島市未来創造センターですが、ほかの同僚議員もたくさん質問をしておりますが、オープニングイベントであったり、もうすぐ夏休みが始まりますが、夏休みの期間中に企画していることなどがありましたら教えてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

オープニングイベントについては、さきの質問でもお答えしたとおり、3つの開館記念行事を予定しております。1つ目に写真で見る懐かしの宮古島、2つ目に宮古島芸術展、3つ目に中国清時代の清朝の美人画展となっております。夏休み期間中のイベントについては、納涼おはなし会を8月24日に、その他のイベント日程については未定ですが、図書館で不要になった本を利用者に無料でお譲りするブックリサイクル、DVD上映会、本のスタンプラリーなどのイベントを準備しております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。個人的にはブックリサイクル、本好きにはなかなかたまらない企画だなというふうに感じております。供用開始が8月の中ごろというお話でありましたが、これから使いやすくなる、大きくなって、蔵書もふえて、DVDも非常に種類が充実するということですので、図書館機能に関してはもうオープニングを心から待ちたいと思っております。ありがとうございます。

もう一つ、宮古島市未来創造センターの質問をさせていただきます。現在中央公民館を利用している団体、サークルの皆さんから、宮古島市未来創造センターができれば、ほかの施設を利用していた皆さんも宮古島市未来創造センターを使用したいと思うはず、今現在中央公民館を利用している団体は数も多いが、宮古島市未来創造センターにスムーズに移行できるのかどうか不安だという声が届きました。現在中央公民館を利用している団体やサークルの数が宮古島市未来創造センターでも継続して利用が可能かどうか、お答えください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

中央公民館の平成30年度の利用団体は572団体で、人数にして4万2,000人の方々が利用しています。サークルは、20団体での利用となっております。公民館でのサークル活動については、宮古島市公民館におけるサークルの登録に関する要項で示されています。その要項には、登録しようとするサークルは、サークル承認願を提出し、サークルの登録条件である公民館を定期的に月1回以上利用する団体、会員数が10名

以上であることなどをクリアされた団体がサークル登録されています。そのようなことから、現サークル登録名簿に記載されている団体については宮古島市未来創造センターへ引き継がれ、施設の利用が可能となります。

◎平 百合香君

ありがとうございます。今現在では中央公民館を利用しているサークルの皆さん、団体の皆さんはそのままスムーズに宮古島市未来創造センターに移行できるものというふうな認識でよろしいですね。ありがとうございます。

最後の質問になります。し尿処理についてでございます。一般会計補正予算の中に、4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、13節委託料ということで、し尿処理事業費として計上があります。これは、宮古島市し尿等処理施設整備基本構想を受けての基本計画の策定だというふうなことを聞いております。私も実は先日、基本構想のほうの概要を読ませていただきました。本市のし尿処理の状況が非常に厳しい状態であるということを改めて確認いたしました。策定予定の基本計画のほうですが、し尿処理施設の建設を前提として、場所、規模、処理の方法等を検討し、本市のニーズに合った処理施設の整備を考えていくものだというふうに考えておりますが、この基本計画の策定のスケジュールについてどのように考えていますでしょうか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

基本計画の策定のスケジュールということでございます。今定例会に補正予算を計上させていただいておりますので、補正予算が成立し次第、作業に入っていくということになります。委託料ということになっておりますので、できれば来月中にはですね、委託に向けての、契約に向けての仕様書を作成いたしまして、業者を選定して、契約をしていくという段取りを来月中には行っていきたいというふうに思っております。それと同時にですね、今回の計画につきましては外部の皆さん、学識経験者、それから関係事業者、場合によっては国、県などにも参加をしていただくということを予定しておりますので、そういう委員の皆さんの委嘱も来月中には行いまして、業者に委託した後に細かい、仕様書の中でですね、スケジュール等は整理していきたいと思っております。ただ、期間がかなり短くなってきますので、平成31年度中にはこの計画の策定が終わるようなスケジュールを決定をしていきたいというふうに考えております。

◎平 百合香君

ありがとうございました。基本計画の策定のもとになる構想のほうには、読ませていただきましたが、宮古島市のし尿等排出量の実績値や予測値、推移予測値や、あと人口推移予測表なども含まれており、計画の策定に必要な数字はあらかじめ出ているように思います。生活環境部長がおっしゃっていた国だ、県だを巻き込んで、いろんな有識者、あとは業者の方々も巻き込んで、本市のニーズに合ったものをきちんとつくってきたいというお話でございました。ぜひ計画策定の時期をですね、なるべくタイトに、スピード感を持って取り組んでいただきたいということを要望して、平百合香からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで平百合香君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後5時12分)

令和元年

# 第4回宮古島市議会(定例会)会議録

6月24日(月) 5日目

(一般質問)

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第5号

令和元年6月24日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和元年6月24日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後4時56分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は砂川辰夫君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎砂川辰夫君

6月24日、一般質問、最初の質問です。22番、砂川辰夫です。よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして幾つか質問をさせていただきます。せんだって、ビーチ日本一に与那覇前浜が選定され、宮古島からはベストテンに3カ所ランクインするという新聞報道は大変うれしく、記憶に新しいところでございます。ちょっと日にちは書いていないんだけど、こういうすばらしい前浜ビーチの写真を掲載して、トリップアドバイザー選定審査で、世界最大の旅行口コミサイトを運営する会社ということで、この調査結果がベストテン3カ所というふうな報道ございました。

そこで、海岸の管理についてですね、これ私が間違っているのかわかりませんが、宮古島市海岸利用促進連絡協議会というのを立ち上げておりますが、それぞれの海岸における取り組みと計画状況についてお伺いしたいと思います。お願いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

市は、昨年度、海岸管理のあり方について協議する宮古島市海岸利用促進連絡協議会を立ち上げ、各海岸の利用方法について検討を進めております。同協議会において、沖縄県より管理権限移譲を受けた前浜、砂山、吉野、中の島通称かやっふぁ4海岸に新城海岸を加えた5海岸について、利活用について検討することとしております。各海岸はそれぞれ利用形態が異なっており、全ての海岸について一同に利用方法を決めていくことは難しいため、まずは利用者の一番多い前浜海岸を先行して議論してきました。その結果、今年度、前浜海岸に出店エリアを設け、公募により出店者を募集する方法をとることとしました。引き続き前浜海岸の利用について議論するとともに、順次各海岸もどのような利用していくか検討していきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

ありがとうございました。日本一に輝いた与那覇前浜においては、駐車場、それからトイレ、シャワーなど、売店等がしっかり整っていることが日本一の要因の一つと報道がございました。その他の海岸及びビーチにおいては、これが充実しているとは言いがたい状況ではないかと、私はその海岸回ってですね、思っております。それぞれの海岸、ビーチにおける駐車場及びトイレ、シャワー等の整備については、再整備計画はないかお伺いをいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

今定例会で補正予算を計上しております委託料により、夏の繁忙期であります期間にですね、利用者数などの現状調査を行う予定をしております。調査結果を踏まえ、宮古島市観光推進協議会などで主要イン

フラ整備を含めた具体的な対策を検討してまいりたいと思います。

◎砂川辰夫君

関連するんで、ちょっとお聞きしたいんですが、この宮古島市海岸利用促進連絡協議会という会のメンバーは、これ発表することができますか。わかりますか。メンバー構成です。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

宮古島市海岸利用促進連絡協議会メンバーです。まず、宮古島市副市長であります長濱政治副市長、それから私、宮古島市観光商工部長、宮古島市消防本部、沖縄県宮古事務所、沖縄県宮古土木事務所、沖縄県宮古農林水産振興センター、沖縄県宮古警察署、宮古島海上保安部、宮古島観光協会、宮古島商工会議所、これは宮古島市の指定管理を行っている株式会社いちば、それから指定管理を行っている有限会社アイランドワークス、有限会社パシフィック・リゾート、これは現在宮古島市の指定管理を受けている3社でございます。それから、伊良部漁業協同組合、宮古島マリリゾート協同組合の15団体でございます。それからもう一つ、庁内検討委員会というものがあってですね、また各課長の皆さん、私を含め各課長の皆さん、13課で庁内検討委員会を行います。よろしくをお願いします。

◎砂川辰夫君

これからの取り組みとか計画についてもこの連絡協議会ということで対応していくというふうな、協議していくということですので、ぜひともですね、もう繁忙期に入る、そういう夏本番でございます。しっかりした点検等、迅速に対応していただきたい。要望いたします。よろしくお願ひいたします。

次の質問に参ります。新城海岸についてですが、新城の住民からの要望等で現在、シュノーケリング及び販売業者などなど、見る限りにおいて本当に乱雑した状況、現況をどうにかしてほしいとの要望がございます。海岸入り口付近は混み合っていて、販売業者がしのぎ合っていて、乱雑な出店状況を観光商工部長みずから視察したことございますか。あの海岸の状況見たことありますか。

（「はい」の声あり）

◎砂川辰夫君

私がたまたまその要望を受けてですね、沖縄本島に行く機会がございまして、南城市のあざまサンサンビーチを視察することができました。人工ビーチということもあり、23億円かけてきれいに整備されておりました。市の指定管理となっていることから、私もこれは参考になるんじゃないかと思ひまして、視察をしてまいりました。観光商工課の課長が対応してくれまして、国、県の支援を受けてできたということもあり、清掃管理、それからビーチの見張り等々、きれいなビーチで、感銘を受けて帰った次第であります。

そこで、今の新城海岸の現状を鑑みて、この新城海岸をあざまサンサンビーチのような指定管理施設の計画等々はないのかお伺ひしたい。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

新城海岸は、シュノーケリングスポットとして人気が高く、トリップアドバイザー、先ほど砂川辰夫議員がおっしゃった前浜も含めてですね、日本の人気ビーチトップテンに入っております。新城海岸の利用方法については、吉野海岸とあわせて今年度より宮古島市海岸利用促進連絡協議会において検討を始める予定です。指定管理を含め、さまざまな利活用の可能性について議論していきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

この新城海岸の指定管理についてはですね、地元の方々からの要請がございまして、ぜひとも私には視察をしたほうがいいよということ等もありましてですね、実際あざまサンサンビーチに行っていたわけでございます。それで、今の現状では本当に入りにくい。業者等がいてですね。そこを何とか整理してやらなきゃならないんじゃないかと。もう地元の人でも大変今の現状ではまずいというふうなこと等を受けてですね、販売業者の整理、地元の間が使いやすい規制なり、排除なり、しっかりとした管理をしていただきたいというふうな要望がございまして。それで、考え方としては、そのあざまサンサンビーチのような指定管理で海の家みたいな、そういう施設等もつくることができるんじゃないかと。これは、地元の住民と色々な議論もしながらですね、相談をしながら、その方向に向けて9月定例会あたりで質問したいなというふうに思っております。地元の要請としては、新城入り口、海岸その周辺の、昔田んぼがあったらしくて、その辺の修復と、修復というか、昔に戻るような、そういう癒やされる場所の空間にしたいというふうな要望等もございまして、また次の機会にですね、その辺のこと等も含め質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、道路整備についてでございます。生活していく中で道路の整備は必要不可欠で、生命線のもとであります。県西里団地周辺の富名腰8号線、16号線については前回でも質問をしております。道路整備についてはどのような、これ順序立てて計画をされるのか、順位とかがあればですね、その辺、建設部長、お答えいただきたいと思っております。お願いします。

◎建設部長（下地康教君）

道路整備に関するご質問にお答えいたします。

まず、道路整備には都市計画で決定をされた街路事業と、都市計画決定以外の一般道路、つまり歩道設置であったりとかですね、交通安全等を目的にした道路整備の2種類、大きく分けて2種類でございます。建設部におきましては道路整備を進めておるんですけども、街路整備はですね、都市計画課が担当しまして、一般道路は道路建設課がその整備を担当して実施しているところでございます。砂川辰夫議員ご指摘の道路はですね、一般道路という形に該当しますので、まず一般道路の場合は地域からの要望を受け、それで概算設計を我々のほうで行いまして、その事業の内容を説明します。それで、関係地権者の同意を得た後ですね、県へ新規採択要請を行って、事業の実施を目指していくという形になります。

◎砂川辰夫君

これは関係するところの、関係するというか、その部分で8号線なり16号線なり、その辺の住民等の要請というか、要望というか、そういうふうなものがあればいいというふうな感じですか。

◎建設部長（下地康教君）

まず、道路整備事業といいますか、事業が着手されてですね、道路事業を進める上で非常に大事になってくるのが用地関係の交渉でございます。したがって、道路を整備するに当たり、事前にですね、地域からの要望、それと道路沿線に住居するの方々ですね、ご理解、要望等があればですね、事業が採択された場合に事業が非常に早く進む、つまりその事業の効果が早期に発現するという形になりますので、地域住民、隣接する地主の皆様方の要請、同意等はですね、非常に重要なことというふうになってきます。

◎砂川辰夫君

ありがとうございます。現在の狭い、4メートルぐらいですかね、の道路を車両が行き交う現状を見るにつけてですね、通りながら感じるのは、住民の皆様が要望しているとおりに、通勤時もしくは通学とかにかかわらず、どちらか一方が停止して通過するのを待つ、もしくは両車両とも減速しながらですね、すれすれで通過すると。いずれにしても車両の交互交通に支障を来している現状であります。前回の答弁でも把握されているかと思いますが、新庁舎の建設が着々と進んでいく中で、周辺の住宅、アパート等もあちこちに建設されている状況にあります。私があえてこの質問をしているのはですね、本当に目をみはるほどの建築ラッシュで、どんどんこの辺は家屋ができてきております。危惧することは、新聞報道でもありますように、テレビとかですね、相次ぐ通学路、通勤時のあの突っ込むような痛ましい事故を報道で見ると、どうしてもこの周辺の道路拡張は早急に整備すべきところだと私は思っております。なるべく早目の取り組みを要望いたしたいというふうに思っております。

令和5年、平成35年度というふうな話し方だったので、前回、めどの事業採択に向けて県との調整をしていきたいと、一部でマスタープランという考え方、都市計画の考え方で取り組む必要があるとのご答弁をされておりますが、要するに私が伝えたいのは、建物はどんどん建設されており、拡張するにはますます難しくなるのではないかという懸念があることから、取り急ぐ必要があるんじゃないかと。それから、今道路側にブロック塀がまだないんで、狭く感じておりませんが、その犬走りあたりから建物が建っているところですね、そのそばからブロックを立てた日にゃ本当に狭く感じるんじゃないかなというふうな思いでですね、これをもう一度取り上げることにしております。ぜひ早期の着手をですね、いただくよう要望しておきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、畜産振興についてお伺いをいたします。ヤギのブランド化についての考えはないかお伺いしたいというふうに思います。

#### ◎農林水産部長（松原清光君）

ヤギのブランド化についての質問にお答えをいたします。

宮古島市山羊生産流通組合は、設立して2年目に入りました。ヤギブランド化については、現在組合員の所有するヤギは、小型の雑種、ザーネン種がほとんどであります。そのことから大型ヤギへの改良を重点課題として取り組んでおり、おきなわ山羊改良基盤整備事業を活用しております。平成30年度には大型ヤギ、ボア種3頭を導入して改良を進めているところであります。また、今年度も希望農家がいることから、引き続き導入して宮古島ヤギのブランド化につなげていきたいと思っております。

#### ◎砂川辰夫君

このブランド化についてなんですが、それはまだ立ち上げていないというふうな話なんですけども、一応要望という形で話しておきますが、これは大型化、ザーネン種、ボア種、そういうもの等含めてのブランド化になるかと思えますけども、これは私の考え方なんですけども、既存のヤギだけに絞ると。なぜか。差別化ですね、ブランドの、そういうものを狙いとしたときに、そのほうがいいんじゃないかな。なぜか。ボア種、ザーネン種は余りにおいがないんだよね。においがありません。今既存、あれ施設によってもそのにおい等のこと等は違ってくるかとは思いますが、その辺なんだけども、においがあって初めて私はヤギだと思っているんです。このにおいが嫌いというふうなことで食べない人がたくさんいますけども、その辺をですね、私の考え方はそれ個人の考え方なんだけども、既存のヤギだけを集めてブランド化にする



と、特別な差別化していくというふうなブランドの立ち上げについてはお考えありますか。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古島市山羊生産流通組合は、おきなわ山羊改良基盤整備事業を活用して大型ボア種の導入を行い、在来ザーネン種とかけ合わせることでヤギの大型化に取り組んでいるところでもあります。このことから、組合としてはザーネン種の導入計画はないとのことでもあります。しかし、個々の農家で取り組むことについては農家に任せるとのことであり、農家が希望する種類でも増頭を図ってほしいと考えております。

◎砂川辰夫君

ヤギについては、好き嫌いがはっきりしていてですね、副市長はヤギ食べるんだけど、市長はヤギは食べない。いろいろ両極端に分かれていましてですね、好きではないんだけど、食べはするというふうな、いろいろありました。既存のヤギをどうしても差別化する意味ではやってほしいなど。これは後でまた議論したいというふうに思います。

ザーネン種及びボア種の導入計画は何頭ぐらい計画しているのか、増産計画についてどの程度までの増頭計画があるのかお伺いをしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

増頭計画ということなんですけども、組合設立して2年目に入ります。組合員数も現在53名となっております。その中で飼養頭数も813頭ということになっていきますので、まだまだ少ない現状であります。ですから、まず、組合員数をふやすこと、それからふやすことによって飼養頭数もふえてくると思いますので、それを踏まえながら大型化していくという取り組みを今後進めてまいりたいと思っております。

◎砂川辰夫君

その大型化なんですけど、何のための大型化なのか。肉量なのか、観光用なのか。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、今現在宮古島市で飼われている小型ザーネン種、肉量が少ないということで、ヤギ農家も大型化に取り組んでいるということでもあります。同じく観光客のほうも今ヤギのブームという形で、いろんな形でヤギ肉の需要に取り組んでいるということから、まずはヤギ肉量をふやすようなヤギの生産に取り組んでいくというのが組合の考え方だと思っておりますので、今はその方向で取り組んでいきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

ありがとうございます。

それから、ヤギについてはですね、現在7万円でしたかね、たしかそうだと思います。補助があります。これは導入時における補助かと思っておりますけども、例えばこれからの、牛の件でもありましたが、ヤギに関しては施設等への補助の計画はございますか。

◎農林水産部長（松原清光君）

現在の補助事業は、おきなわ山羊改良基盤整備事業を活用して大型ヤギの導入に取り組んでいるところでもあります。施設に対する補助については、畜産クラスター事業で取り組むことが可能であります。導入に対しては、畜産クラスター協議会からの申請となりますので、畜産クラスター協議会を設立できるような県及び宮古島市山羊生産流通組合と協議をしているところでもあります。

◎砂川辰夫君

今答弁されたクラスター事業の件ですが、これは導入できるような話を今していらっしゃるんですけども、クラスター事業を導入しての増頭計画は今現在はないということですか。増頭に向けて何らか、ヤギに関して。

(「施設をふやしながら」の声あり)

◎砂川辰夫君

ふやしながらか増頭していく。そのクラスター事業を利用した……

◎議長(佐久本洋介君)

砂川辰夫君、お互いにやりとりするのはやめてください。

◎砂川辰夫君

申しわけございません。クラスター事業に関して今答弁がございましたけども、これを利用して増頭なり、施設への補助金、これを求めているというふうな計画はございますか、現在。

◎農林水産部長(松原清光君)

まず、畜産農家から今現在畜舎を整備したいという形での要求は今のところありませんけども、将来増頭していく中では畜舎の整備も必要だと思って、そういう取り組みを考えているところであります。今農家のほうの考えは、まずはヤギの大型化に向けて取り組むということと、それから将来地区の整備をしていきたいというような要望でありますので、それに向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

ふやすのはいいんですけど、今現在ヤギが足りない、宮古島でね、そうよくちまたで聞こえますけども、これはなぜ足りないかという、今生体で沖縄本島に出しているというふうな話がございまして。せっかく地元でも消費があるのにですね、今の現状ではちょっとまずいんじゃないのかなというふうに思っております。ヤギ料理店についての、例えばこれからですね、ただヤギ汁だけというふうな、ヤギ汁そばとか、そういうふうなものだけではなくてね、前いろいろ多良間がステーキとか、しゃぶしゃぶとか、そういうふうなもの等で新聞に掲載されていたんですが、経営していく中でそういう消費する団体への料理の仕方とか、そういうふうなのは計画はございますか。

◎農林水産部長(松原清光君)

今現在観光客が100万人を突破して、それに合わせてヤギ肉の需要も高まっております。ヤギ肉の流通、観光資源としての活用、6次産業化に取り組んだ宮古島産ヤギ肉のですね、認知度も高めながら取り組んでまいりたいということを思っております。また、それと別にですね、市としても屠畜の奨励補助といたしまして1頭当たり3,000円の補助を行って、屠畜奨励をしているところであります。

◎砂川辰夫君

ぜひですね、ヤギの奨励についてはですね、屠畜場の稼働率にもつながるわけだから、どうしても屠畜場はですね、フル回転するような、そういう動きにさせなきゃならない。したがって、牛に限らず、ヤギ、豚もそうですけども、増頭してですね、屠畜場のですね、運営にも皆さんかかわっているわけですから、市も。ぜひ増頭に取り組んでいただきたい。地産地消、これをどうしても打ち上げてですね、取り組んでいただければなと思っております。ありがとうございました。

次にですね、宮古牛のブランド強化についてお伺いをいたします。宮古牛のブランド確立及び宮古牛のブランド化については、8年前だと多分私記憶しておりますが、宮古和牛改良組合の協議会において商標登録をされております。宮古牛の3文字でみやこぎゅうと命名してはどうかと当時の、現在もそうですが、宮古地区農業振興会会長である下地敏彦市長からも3文字へのこだわりもあり、宮古牛と命名された経緯もございます。宮古地区農業振興会、宮古島市長の挨拶の中でよく耳にするのが宮古牛のブランド化、宮古牛の確立に向けて、この言葉をよく聞きますが、どういう意図でそういう挨拶を使用するのかお伺いしたい。確立はされているんです。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古島市の観光客が100万人を突破して、宮古牛の需要も高まっております。宮古島市における肥育牛はJAが中心となって生産を行っており、その中で格付もしっかり取り組んでいると考えております。宮古牛の拡大を図るにおいて肥育農家の育成は必要だと考えていますけども、まずはJAの規模拡大は急務であると考えております。

◎砂川辰夫君

私が言っているのは、市長の挨拶の中にね、ブランド化に、ブランド化されているんですよ。宮古牛のブランド化の確立、そういう文言を何で使うのかなど。例えば宮古牛のブランド強化に努める、もしくは取り組む、ブランド化されているんだから、宮古牛のブランドというものに対して強化していくというふうな言い回しならいいんだけど、なかなかよく聞くと何回も何回もブランドの確立とか、そういうふうな話をされるので、その辺は気をつけてですね、強化に取り組んでいくという使い方をさせていただければと。これは、私が農協にいるときに商標登録はしているんですよ。されているにもかかわらずそういう言い回しをするもんだから、おかしいなと思いがらいつも聞いて黙ってはいるんだけど、されているのに何でそういう言い方するんだらうといつも疑問が湧きますので、ブランドの強化をしまいりますというふうな文言を使っていたきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。小さいことなただけでも、毎回毎回同じ挨拶ばかりするもんだから、指摘しておきます。

それから、ブランドの取り組み強化については計画はございますか、市として。強化策みたいな。

◎農林水産部長（松原清光君）

ブランド化の強化という形での話でありますけども、今現在肥育牛を飼育しているのがJAという形で、規模拡大をどういうふうに持っていくかという形のことから、宮古島市と株式会社宮古食肉センターとではJAに対してですね、肥育牛の規模拡大についての要望を行って、肥育牛の増頭に取り組んでもらい、宮古牛のブランド強化ですね、それに取り組んでもらいたいと思っております。

◎砂川辰夫君

ぜひですね、関係機関の皆さんとも連携しながらですね、宮古牛のブランドをぜひとももっともっとPRしていただきたいというふうに思います。出張の際も皆さんもごらんになるかと思っておりますけども、那覇路線の機内誌を見れば石垣牛は必ず乗るたんびに掲載されてございます。最近では、大福牛の宣伝掲載も見受けられるようになっております。そこに宮古牛の掲載は一度もないんですね。私が那覇に行っている限りにおいては、「コーラルウェイ」、コーラル誌の中に宮古牛が取り扱われたのは宮古牛もありますよという、そういう言い回しの記事のものしか載っていません。宮古牛、宮古牛、宮古牛、機内誌をあける

たんに宮古牛という、そういうふうなものというのはインパクトというのはすごく強いと思うんですよ。皆さんは、改良組合にも補助金を出しております。改良組合も組合員から何らかの部会費なりを払って予算もございました。石垣でいえば改良組合が中心になってこの掲載しているというふうなことでもございますので、ぜひ協議をしてですね、宮古牛を機内誌の「コーラルウェイ」、幾らかかるかわかりませんが、調べてですね、宮古牛のPRにも使っていただければというふうに要望して、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで砂川辰夫君の質問は終了しました。

◎平良敏夫君

自由民主党、平良敏夫であります。よろしく申し上げます。

少し前の話にはなりますが、去る3月11日は東日本大震災から8年がたち、テレビはこぞって追悼報道番組を流していました。今さらながらテレビの画面で見る津波の恐ろしさに驚愕しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、いまだ復興されていない方々の一日も早い復興がなされることを願います。

先日は新潟県でも地震があり、多くの方々が被災されましたが、日本は自然災害大国だと改めて思います。この地震で被災された方々の一刻も早い復興を願います。

我が宮古島も1771年4月24日、248年前に明和の大津波を経験しています。この津波は波の高さが30メートルにもなり、宮古島では約2,500名が死亡し、多くの村々が消滅したということです。明和の大津波の周期は、近年東大と東北大の研究チームが150年から400年との研究発表をしました。明和の大津波は248年前に発生しているわけですから、周期内にはあり、いつ来てもおかしくないことになります。この宮古島市はいつ来てもいいように災害に備えなければなりません。災害は時間がたつと忘れがちになるものですが、我が宮古島市は教訓として東日本大震災は風化させるわけにはいきません。3月11日、追悼しながら心にしっかりととどめておきたいものです。

それでは、一般質問を通告に沿って行っていきます。施政方針について、まず初めに施政方針の表紙の副題に「千年先の、未来へ。」とありますが、少し違和感を感じたものですから、なぜ100年先ではなくて1,000年先なのか、市長の思いをぜひお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

◎企画政策部長（友利 克君）

なぜ100年ではなく1,000年なのかということでございますけども、「千年先の、未来へ。」についてはエコアイランド宣言の新しいバージョンにも標語として使用しているところでございます。施政方針におきましてもですね、この1,000年という言葉、標語は恒久的あるいは永久、未来永劫、永遠に、いつまでもというような意味を込めて1,000年という言葉を使わせていただいているところでございます。1,000年という言葉によりまして、50年あるいは100年ではなく、あえて遠い未来に視点を置くことで足元の利害や損得にとらわれず、多くの市民等が一体となって持続可能な島づくりを目指したいという思いでもって表紙のタイトルとして取り入れているところでございます。

◎平良敏夫君

エコアイランドの標語にも使われているということで、恒久的、それと永久的、未来永劫、そういうことが含まれているということで理解することができました。

市長に対する評価を少ししたいと思いますが、市長の能力は私はすごく評価しておりまして、前回答弁の憲法改正に対する考え方ももっともで、納得させていただきました。私も本当に同意見であります。ますます健康に気をつけて宮古島市発展のために頑張ってくださいと思っています。

次に、施政方針4ページ、観光産業と農水産業の振興による地域経済の自立的発展の中に「観光振興による経済効果を島全体で享受できる仕組みづくりを進め」とありますが、仕組みづくりをどのように考えているのかお聞かせください。

◎市長（下地敏彦君）

観光振興による経済効果を島全体で享受できる仕組みづくりとして、まず1つ目です。積極的なプロモーション活動を行うことに加え、地域の魅力を広く発信し、魅力を生かした新たな価値を創造する人材の育成に取り組み、ブームにとられない足腰の強い観光産業を育成していきたいと思っています。2つ目には、観光客に提供する食材を地元産の農水産物で賄うなど、地産地消の拡大を図り、1次産業の所得向上につなげてまいります。3つ目ですが、観光振興により、宿泊業やレンタカー業などの観光関連産業を初めとして、飲食業、卸、小売業従事者の所得の向上、雇用の拡大などにつなげてまいりたいと考えております。

◎平良敏夫君

市長、どうもありがとうございました。別に言うことありません。

次、施政方針の16ページ、地域の支え合いによる健康福祉の宮古の中で、「市民の健康づくりについては、特定健診、長寿健診やがん検診など各種健診の受診率向上に向けた取り組みを強化するとともに、市民一人ひとりの健康に対する意識改革を促し、生活習慣の改善を図るため、関係団体と連携した取り組みを推進します」とあります。具体的な説明をお願いします。特に気になるのが特定健診の受診率向上の取り組みでありますので、ひとつ説明よろしくをお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

市民の全体のさまざまな受診率の向上に向けましては、やはり何といたっても市民の意識改革が重要だというふうに考えております。具体的な取り組みを紹介しますと、例えば市におきましては宮古島市健康増進計画推進会議というのを設けてございます。これは、例えば宮古保健所、それから労働基準監督署、建設業協会、それから商工会議所、さらには医師会、それから小学校の学校長関係、マスコミ、それから行政などが入ってございます。この会議の中で毎年それぞれ具体的にどういう取り組みをするのかということをお話し合っていて、終了後にまた取り組み状況を報告していただくというようなことで、それぞれの団体で連携をして取り組むということで、こういう会議を使いながら取り組みを行っているところでございます。また、市民の意識改革につきましては、まだ連続してございますが、新聞などで今関係団体でリレー掲載を行っておりますけれども、市民の意識改革に向けましてですね、健康に関する情報を今発信をしているところでございます。

それから、特定健診について特にとということでしたが、特定健診につきましては個別健診と集団健診がありまして、個別健診は登録されている県内の医療関係機関で年間を通して受診可能となっております。特定健診の約7割の方が個別健診による受診者となっておりますので、医療機関による個別健診の受診勧奨を積極的に実施をしてきました。加えて、特定健診を受けていない方の約3割が糖尿病、それから高血圧などでの通院治療中の方となっていることから、医療機関での健診受診勧奨の協力依頼も行っ

てきました。これらの取り組みについては、継続して実施をしております。集団健診につきましては、委託先の沖縄県健康づくり財団の宮古支部が撤退するということになりまして、今年度日程調整が難しく、前年度に比べて健診日数が9日間減少するということになりますが、どの会場においても健診時間を午後まで広げるとともに、必要であれば集団健診会場を変更した地域を対象にマイクロバスによる交通手段の確保を検討していきたいと考えております。また、行政連絡員、民生委員、児童委員の皆様への受診勧奨の説明会、医師会への医療機関での受診勧奨協力依頼を行ってきました。さらに、これまでも実施してきました電話、はがき等での勧奨に加えて、今年度から電話催告センター運営事業としてメール送信による受診勧奨にも取り組んでまいります。受診率につきましては、平成29年度は35.5%となっておりますが、平成30年度は5月末現在におきまして39.8%と前年度を上回っております。最終的な受診率の確定は11月ごろとなっております。今後も市民の皆様のご理解を得ながら受診率の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

生活環境部長、ありがとうございます。ただ、もしよければもう少しわかりやすいように短くしてもらえればよろしいんですけどね。いろんなそれぞれの団体と取り組んでですね、現在やっているところありますと、それとやっぱり特定健診のことも頑張っているんですけどということは、私がやっぱりね、知りたいことはこの受診率というのが上がっているのか、そういうことがね、本当に向上しているのかということが知りたいわけでありまして、例えば個別健診している……福祉部長から聞いたのかな、そういうこともあるんですけど、個別健診している医療機関が断る事例があるよという話もあるんですけど、そういうことはあるんですか。また、もしあるんだったら何が原因と思われませんか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平成29年度の受診率がこれまでで最低になった理由の一つには、個別健診を行う医療機関の閉院、病院が閉まったことが2件、それからこれまでの個別健診の実施を断ってきたということが1件ございました。この1件は、かなりこれまでも個別健診を行う人数が多い病院でございましたけれども、断った理由については協力体制がなかなか厳しいという部分があったというふうに理解をしております。

◎平良敏夫君

どうもありがとうございます。ちょっとまたもう少し聞きたい。協力体制が厳しいということは基本的にどういうことなのか。例えば忙しいから、できないとか、もうけが少ないとか、そういう話になるんですかね。まあいいんですけど、協力体制が厳しいと。例えば宮古島のそういう医療機関のですね、全部がやっているとは思えないんですけど、ただ減るということはすごく問題じゃないですか。それで実際の特定健診の受診率が下がっているわけですから、これを改善する努力はぜひやってほしいなと思っております。よろしく申し上げます。要望しておきます。

それと、現在の宮古島市のですね、平均寿命、健康寿命を統計とれるかどうかかわかんないんですけど、それと65歳未満の死亡率、それが沖縄県で数字としてというか、沖縄県で何人になっているか、そこら辺を少し教えてもらえないですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大変申しわけありません。今健康寿命のデータ、それから65歳以上の死亡率に関する正確なデータは持

っておりませんので、後でペーパーで資料としてお届けしたいと思います。

(「平均寿命は」の声あり)

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平均寿命についても今手元に正確な数字を持っておりませんので。

◎平良敏夫君

それ聞いたのはですね、宮古島市が平均寿命とかそういうのが悪いのは、65歳以上の先輩の方々には健康だよと、大丈夫だよという話だけど、その以下の方がですね、病気の疾患もあるし、いろんなことがあって早死にするのが宮古島で多いという話聞いているもんですから、ちょっと聞いたんですけど、そういうことも含めてですね、改善していかないことには健康な宮古島はつukれないかなと思っておりますので、生活環境部長、ひとつよろしくお願いします。

次に行きます。施政方針に入域観光客過去最高の111万人、下地島空港の施設ターミナルが供用開始され、LCC路線または国際線が就航、大型クルーズ船に対応した専用バースが整備され、インバウンド客が大幅にふえる、また新たな観光需要の経済効果を市全体に波及させるため、島の自然環境、住民の生活などに配慮し、各地域の資源、魅力を生かした体験型観光商品などの創出事業に取り組む一方で、入域観光客数の大幅増加により受け入れ態勢の構築が急務となっていると観光関連のことが多く語られています。今宮古島市では観光産業が大いに盛り上がり、これからますます発展することはまず間違いありません。当然そのことにより宮古島市は潤いますが、環境及びインフラ等に大きな負荷がかかることは予想できます。そこで、宮古島市は環境に対する、またインフラ等に対する負荷をどのように捉えているのか、また対策はどうするのか、説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎副市長（長濱政治君）

平良敏夫議員おっしゃるとおり、本市におきましては急速な観光客の増加により、自然環境への影響や、上下水道及びごみ処理施設など生活インフラの強化が求められております。入域観光客は今後とも増加することが見込まれており、市といたしましても第2次観光振興基本計画で200万人の目標を掲げておりますが、観光振興の方向性として、エコアイランドの形成による持続可能な観光振興であることを目指しております。市民向けセミナーの開催や市民と観光客が環境について考える場の創出に向けた取り組みを行うとともに、エコツアーなど自然、景観保全のための啓蒙普及活動を推進してまいります。上水道につきましては、令和8年度を計画目標として福里北流域内の水源開発を予定しており、あわせて緩速ろ過池や配水管を増設し、配水能力の強化を図ります。下水道につきましても、汚水流入量の増加に対応するため、処理槽1基の増設を進めているところです。また、し尿等処理施設整備基本計画を策定し、し尿等の増加に適切に対処していきたいというふうに考えております。加えて、ごみの分別を促すことにより資源化を推進し、施設への負荷を抑制していくことなど、環境に配慮した施策を実施するとともに、必要なインフラ整備に取り組んでいきたいと考えております。

◎平良敏夫君

副市長、ありがとうございます。市としてはいろいろ考えているということはわかりました。多くの観光客が島に来ることによって環境やインフラに負担がかかり、その整備にごみ処理だったり、上水道、下水道、し尿処理、そういうのを含めてですね、そういうインフラに負担がかかり、その整備に宮古島市の

ですね、税金で賄うことは、観光客の増加に伴って恩恵を受けていないと感じている市民は納得しないと思います。その財源は来島する観光客に幾ばくかの負担をお願いしてもいいのではないかと、法定外目的税を早目に導入すべきだと思いますが、宮古島市はどのように考えているのか、答弁をよろしくお願ひします。

◎企画政策部長（友利 克君）

観光入島税、法定外目的税についてでございます。本市においての法定外目的税の導入につきましては、昨年度庁内検討委員会におきまして観光振興に関する課税、つまりは宿泊税でございます。観光振興に関する課税がより導入実現の可能性が高いという決定をいたしております。一方で、沖縄県が法定外目的税としての導入検討を先行していること、また本年10月に予定されている消費税の増税による社会生活への影響も考慮する必要があることなどを踏まえ、今後はこれらの動向を見据えた検討が必要であるとの結論となっております。そのため、本市における法定外目的税の導入につきましては、一旦その検討を中断し、県を含めた他自治体での検討状況の調査や関係者からの意見聴取をするなど、情報収集を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◎平良敏夫君

今少し一旦中断したいと、県が先行しているということでもありますけど、そういうことについてですね、少し法定外目的税について質問してみたいと思います。先日もですね、入島税に対して市の見解をですね、沖縄県が入島税徴収の検討を進めているので、今は状況を見守りたいとの答弁もあったし、今もそういう答弁あったんですけど、そこで聞きますけど、県の入島税導入はいつごろになるのか、価格はどれぐらいで、どこから徴収するのか、例えばホテルとか航空チケットなんか、知り得る範囲でよろしいですから、ちょっと教えていただけますでしょうか。

◎企画調整課長（上地俊暢君）

それでは、沖縄県が検討している法定外目的税についてお答えします。

沖縄県は、平成30年度に有識者及び観光関係団体とで構成した観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会において、導入すべき税目やその制度の詳細について検討を行っております。取りまとめた内容は、平成31年、ことしですね、3月20日付で沖縄県文化観光スポーツ部長へ提言されております。県は、提言の内容を踏まえ、今後の導入に係る効果や課題についてさらに検討することとしており、手始めに各市町村や宿泊事業者に向け提言の内容や使途の考え方など、制度の導入に関する説明会を5月から順次行っております。本市においては、6月5日に宮古合同庁舎にて説明会が開催されております。沖縄県は、その中で税率を宿泊料金1人1泊につき2万円未満の場合は200円、2万円以上の場合は500円としており、宿泊日数に応じて課税することとしております。導入については、那覇空港の第2滑走路の執行もあるので、なるべく早い時期に導入したいということを提言の中で盛り込んでおります。

◎平良敏夫君

ありがとうございます。価格はどのくらいになるのかというのは、大体2万円以下で200円、宿泊2万円以上だったら500円だよと、それ掛ける宿泊数ですか。ただ、検討委員会の中ではまだいつごろということ示されていないわけですか。わかりました。

県の入島税のことなんですけど、もう一つ県の入島税収入はですね、市町村に配分されるようなことを



答弁で言っていたような気がするんですけど、例えば配分されたとしても、県が管轄する施設や道路だけに使えるような規制や縛りは考えられないか、その答弁もできたらよろしくをお願いします。

◎企画調整課長（上地俊暢君）

現在検討されている法定外目的税の税収の市町村配分についての議論の内容でございます。市町村の税収配分に関しましては、県検討委員会の提言書の中で市町村における観光ニーズも踏まえ、効果的に観光目的税を活用することが今後の検討における留意事項として記されており、その具体的な内容は県と市町村で取り組む施策が重複しないように調整を図ること、観光客や地域住民の満足度向上のため、市町村へ税収を配分すること、市町村の取り組みへの充実にあっては施設整備だけでなく維持管理に関する費用にも充てられるようにすることとなっております。県は、この提言を受け、市町村との役割分担を行った後、配分割合等を決定する予定としております。

◎平良敏夫君

配分を決定されるような、配分されるようなことですけど、大切なことはですね、配分されたお金が、財源が一括交付金のように自由に使えるのか、そこが大切なことだと思いますので、そこが少しわかるんだったらちょっと教えてもらえますか。

◎企画政策部長（友利 克君）

今平良敏夫議員からご指摘にあるように、やはり使途がどのようなものになっていくのか、観光をメインとした税でございますので、そういう限定的な使途になっていくのかということについては大変な懸念を持っているところでございます。今後県は市町村と協議を続けていくということになっておりますので、当然担当あるいは担当部署も含めて、そして最終的には市長がですね、先頭に立ってその辺の使い道については県と調整、協議をしていく必要があろうかというふうに考えているところでございます。

◎平良敏夫君

観光メインで、目的税ですから、そういうことに使われていくことは理解できるんですけど、私が言っていることは、例えば道路が汚れている、掃除したいんだけど、県からの助成金は県道しかできないよとか、そういうことにならないのかということに危惧しているわけです。考えは。

◎企画政策部長（友利 克君）

観光のあり方というのは、県内においても各市町村いろいろあろうかというふうに思っております。沖縄本島内の市町村の観光、それから離島の観光、いろいろあろうかというふうに思っております。本市においては、やはり環境を維持、保全するという、それから水ですね、地下水をやはり保全をする、あるいは維持するというのも大きく観光につながる要素だというふうに思っておりますので、そういったところも含めて使途、活用があるような観光税として配分をしていただきたいというふうには考えております。

◎平良敏夫君

現在沖縄県は宿泊税を進めているわけでありまして、その中でちょっとお聞きしたいのは、県が宿泊税を課税したとしても、宮古島市で例えば入島税だったり宿泊税だったり、そういうことを徴収することはできますか。

◎企画政策部長（友利 克君）

県は県の取り組みで、また市町村は市町村の取り組みで同様の課税ができるかというご質問かというふうに思っております。例えば福岡県の場合ですと、福岡県と福岡市の両方の間でそういう議論が今続いているところでございます。県内においても沖縄県、そしてまた宮古島市でありますとか、ほかにも同様に税の導入を検討している自治体はございます。そういった中で、これは宮古島市ではございませんけども、県内において宿泊税を独自に導入する動きのある自治体がございました。総務省は、県が観光税の導入を進めていることから、その自治体に対し冷静に対応するようという指導を行っているところでございます。

◎平良敏夫君

先ほども言いましたけど、観光景気の恩恵に預かっていない市民は一般税金からインフラや環境の整備に充てられるのは不平等だと思うし、納得できないと思う。ここはぜひともですね、法定外目的税の徴収を急ぎ充てるべきだと思いますが、県がやるけど、宮古島もやるというのは全然問題ないですからね、今検討委員会を中止しているところだと聞きましたので、ぜひですね、再開してやってほしいと思います。とめることなくですね、検討委員会で研究しながらぜひ進めてほしいなど。というのは、どうしてもやっぱり環境、インフラ、もちろん観光客たくさん入ったら負荷がかかってあちこちだめになったり、古くなるのが早くなったりするのは当たり前ですよ。そういうのをやっぱり私は自分の友達だったり、本土から来る方とか観光客に積極的に聞くようにしているんですけど、そういうことをやりたいんだけど、どうですかと。1,000円ぐらいだったら全然問題ないんじゃないのと、100%宮古島市の美しさを守るためだったらぜひやってくださいよという、それと応援していますという声までね、聞きますので、ぜひ中断しないでもう一度ですね、立ち上げて研究してほしいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、施政方針の10ページにですね、安全・安心で快適な暮らしが持続する宮古の中で新年度の都市計画マスタープランの見直しに言及しています。なぜ見直すのか、どのように見直すのか、説明をよろしくお願ひします。

◎建設部長（下地康教君）

マスタープランの見直しに関するご質問にお答えいたします。

本市の都市計画マスタープランは、都市づくりの基本的な方針として平成21年3月に策定されております。計画策定から約10年が経過しており、マスタープランに係る関係法令の改正や上位計画の改定などが行われております。また、入域観光客数の急増など、本市のまちづくりを取り巻く環境、社会経済情勢が変化をしていることなどを踏まえ、今年度から次年度にかけて計画の改定業務を今月発注をしております。今年度の作業概要は、基礎的な調査、検討を行い、都市の現況整理と問題点の抽出を行った上で全体構想の策定を実施します。次年度は、全体構想をもとに地域別構想を策定し、構想を実現させるための取り組みなどを検討し、新たなマスタープランの策定を実施していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

建設部長、ありがとうございます。

次に、市政運営についてであります。近年、特にことは宮古島市のアパート、共同住宅の家賃が高騰していて、住民は困っていますが、特に低賃金の若年世帯が深刻な状況にあります。若者の定住にますますブレーキがかかることとなりますが、市長はこのことをどのように捉えているのか、また行政としてで

きることはないのか、本当に悩ましい問題ではありますけど、答弁よろしく願いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この家賃の高騰にかかわることにつきましては市役所の窓口にも相談が寄せられておりますので、その状況はおおむね把握しているところでございます。急激な家賃の値上げにつきましては、借り主となっている市民の皆様の生活に大きな影響を与えることになり、厳しい状況になっている市民がいるということは想定できております。ただ、家賃の額の決定につきましては民間の契約に関することですので、行政が介入することは難しく、現段階で市にできることは限られております。家賃の値上げにつきましては、借地借家法によってその要件が定められておりますので、個別の家賃の値上げに関する状況がこれらの要件に該当するのか、法律等の専門家等に相談することが必要だと考えております。したがって、市としては現段階では相談してこられた市民を弁護士や司法書士等専門家による相談会へつなぐことで対応をしております。

◎平良敏夫君

施政方針の中に市民の相談等について専門スタッフによるくらしの無料消費者相談を開設するとありますが、そこでも家賃に関する相談はできますか。この説明はですね、無料消費者相談でアダルトサイトだとか、架空請求だとか、サラ金だとか、その中で家賃値上げが8件あるよという話がありましたけど、8件でよろしいでしょうかということと、家賃のですね、内容だとか少し説明してもらえればという。さっきも話してもらったんですけど、やっぱり厳しいと思うんですけど、どういう相談の内容になるのか、説明をお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

くらしの無料消費者相談につきましては、これは市民生活課の窓口で毎日10時から午後の4時まで開設されているところでございます。先ほど平良敏夫議員からもありましたとおり、平成30年度でこの相談窓口のほうに家賃に関する相談は8件が寄せられております。そのうち5件が専門的な案件であることから、夜間無料法律相談につないでおります。個別の具体的な内容につきましては、これ守秘義務がございますので、余り詳しいことは申し上げられませんが、家賃の値上げの通知が届きましたけれども、これに更新の拒否をすることはできないとかですね、あるいは近年の公共料金、浄化槽のくみ取りなど、物価の上昇に伴い諸費用が増加してきたので、やむを得ず家賃を値上げせざるを得なくなったので、家賃を上げると、それから同時に家賃保証会社への加入もお願いしますというような家主からの申し出で、対応どうしたらいいかというご相談、それから突然大家から来月、翌月の家賃値上げを告げられたので、納得ができないというような相談内容などが寄せられております。これらの状況につきましては、細かくその相談内容1件1件の状況を聞き取ってですね、市の相談窓口ですぐ解決できるということはなかなか難しいので、法務局への供託制度なども紹介しながら、法律の専門家への相談につないでいるところでございます。

◎平良敏夫君

家賃高騰の原因は、やっぱり観光、経済、また建築がですね、旺盛で、それでそれに関連してアパート足りなくなったりしているということで高騰しているということはわかるんですけど、一番の問題は、もちろん当局のほうが一番心配していると思うんですけどね、そのことによって家賃、金たくさんある人はいいよ。若くて働いている人、家庭持っている人、その人たちがアパートを急に1万円も値上げされて、

どこか行こうかな、高過ぎるから、行こうかなと思っても行く場所もない、そういう子供たちが本当に、多くの議員が話していますけど、宮古島を離れる、本当に寂しいことですよ。Iターン、Uターンで来てほしいという状況の中で宮古島離れていく若者がいる。経済はどんどん、どんどん発展しているけど、観光関係も発展しているけど、それで離れていく。そういうひずみ、そういうのはちょっとやっぱり、難しいかもわからないけど、市長、ぜひどうにか手だてつくって頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

もう一つ、新庁舎が建設されますと、周辺の町並みが一変すると思われれます。計画的な開発が必要かと思いますが、市長はどのように考えているのか、答弁よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

新庁舎の建設に伴う都市計画のご質問だったと思いますけれども、お答えいたします。

新庁舎の建設は、周辺地域の人の流れや土地利用に大きく影響を及ぼすことになります。今年度から改定作業を進める都市計画マスタープランの中で、市民の意見を取り入れながらまちづくりの方針を明確にするとともに、用途地域の適切な指定などを議論し、計画的なまちづくりの検討を行ってまいります。

◎平良敏夫君

新庁舎建設地の付近、例えば腰原とか、あそこら辺は国有地が多く含まれているという話も聞きますので、もちろんそこも自治体に対しては販売もできるという話聞いておりますので、ぜひ買い取ってですね、そこを区画整備してすばらしい町並みにして、みんながまた個人の住宅を持つことができるような、そういう整備も進めてほしいなと考えております。要望です。

次に、道路行政についてでありますけど、平良土建から元先嶋シャッターまでの道路、東環状線の道路工事はどうなっているかということでもありますけど、これは飛ばしてですね、その道路にですね、クリーニング工場前、綿久というんですか、その前が雨水がはけなくて大きな水たまりができる、それは本当に道路半分以上をちょっとした雨で水たまりができてですね、一番心配するのはやっぱり通学路、子供たちが道路の真ん中通らないといけない。もちろん車通ることも大変になっているよ。そういうことでもありますので、そういう対策はできないかということをお願いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

道路行政に関するご質問にお答えいたします。

ご質問の道路はですね、元先嶋シャッターを起点とする市道東環状線でございます、平成30年度末時点での進捗状況は事業費ベースで23%となっているところでございます。ご指摘の箇所につきましてはですね、これはクリーニング工場の前の冠水問題というふうになりますけれども、今年度当該箇所の用地買収を優先し、あわせて道路工事を発注していきたいというふうにご考えております。

◎平良敏夫君

あの道路は本当にね、長い間整備されずに、ちょっと整備の芽が見えているところでもありますけど、もともとの道路狭い上に、その上に水がたまって半分しか通れないということは、さっきも言ったんですけど、車通るのも大変。その中を子供たちどのように通っているのかなと本当に心配するところでもありますので、ぜひ早目によろしくをお願いします。

次に、私も西里通りよく通るんですけど、それときのうも通ったんですけどね、観光客がいっぱい、

本当に宮古島好景気だなんて思って、ありがたいことですよ、宮古島に来てくれるということは。子供連れがたくさんいたり、おじいちゃんやおばあちゃんを連れていらっしゃる方がいたり、本当にうれしいことだなんて思っている中ですね、気になることが、いつもやっぱり観光客が飲食したり、買い物したりする西里通りの下水道のにおいが臭いというのがどうしても私は少し許せなくてですね、臭いのは意外と人間は嫌なものですから、どうにか整備できないかなんと思っているんですけど、少し説明お願いできますか。

◎建設部長（下地康教君）

西里通りに関するご質問にお答えいたします。

西里通りは現在県道で、管理をしております宮古土木事務所に確認したところ、現在のところ改良の予定はないということでございました。西里通りは、平成25年度にですね、宮古圏域道路網の道路移管計画に関する覚書におきまして、県と道路維持管理の協定を交わしております。行く行く市道へ移管されることとなりますけれども、この場合には県のこれまでの方針を踏襲しながら、下水道事業とあわせて側溝の改修を行っていききたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

建設部長、県は改良の予定がないと聞いたんですけど、そういうことですか。そのうち市に移管することだから、市でやってくださいよという、そういうことなんですかね。

◎議長（佐久本洋介君）

両方でのやりとりしないで通してください。議事録に残りませんので。

◎平良敏夫君

ありがとうございます。改良の予定がないということがどうも納得がいなくて、大事な問題と思うんですけど、改良の予定がない。だったらそうかと聞くわけにはいかないと思いますので、もう少し勉強してみたいと思います。

次に、美ぎ島美しや市町村会についてはですね、時間があれば最後にやりたいと思ひまして、上水道行政についてということで、飲料水硬度低減化事業と低減化の仕組みも含めてですね、説明していただけますか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

飲料水硬度低減化事業の説明ということですが、これは導入された経緯と処理方法として説明させていただきます。

本市の水道水は、地下水を原水としておりますが、硬度の値が高く、国の定める水道水質基準の1リットル当たり300ミリ近くあります。そのため、硬度が基準値を超過するおそれや生活関連器具に石灰が付着して不便であるなどの苦情が需要家から寄せられておりました。そういった不便さを解消すべく本事業が導入された経緯がございます。また、本市が採用している硬度低減化処理方式とは原水の硬度成分であるカルシウム等を取り除く方式で、直径約2.3メートル、高さ8メートルの円柱状の処理塔で行います。処理方法としては、処理塔に原水を注入し、攪拌させながら原水中のカルシウムなどを吸着させるための微粉種の投入を行います。微粉種というのはパウダー状のものです。その際、微粉種にカルシウム等を吸着させるためにはpH、pHというのは液体の酸性、アルカリ性を示す尺度です。原水は約pH7.2ということになって中性です。pHを上昇させて弱アルカリ性にする必要があるため、薬品を注入します。このこと

により原水中の硬度成分であるカルシウム等が微粉種に吸着され、ペレットとして成長してまいります。その後ペレットの粒が3から4ミリまで成長しますと、処理塔の中の底部分に沈殿してまいります。その時点で処理塔の中の原水はカルシウム等が取り除かれ、硬度が低減された処理水となります。しかしながら、この状態での処理水はpHが弱アルカリ性とまだ高いため、酸性の薬品注入を行い、原水並みのpH7.2程度の中性に戻します。この一連の過程により原水のカルシウム等が除去されることになり、硬度が約110程度まで低減された水道水として各家庭に届けられております。

◎平良敏夫君

市民はね、硬度低減化されているよ、ありがたいと思いなながらも、その仕組みというのはほとんどわかる方がいないんじゃないかなと、それでちょっと説明していただきましたけど、私もちょっとわからなかったもんですからね。理解できました。

それで、1つ気になったのがですね、市民の中から昔当初ね、低減化がすごくよくて、軟水度がよかったと、しかし現在、近ごろはそれが軟水度が悪くなっていないかと、例えばやかんとかそういうのにたまるぐあいが多くなっているように感じるという話なんですけど、今聞いたんですけど、低減化をリットル当たり300ミリ近いところから110ぐらいまで下げていると。私資料少し読んだときに、一番当初の下がり方が40ミリ、リットル当たりそこまで下げるといふ話があったような気がするんですけど、それは違っていますか。当初と現在と全く硬度低減化は変わっていないのかという、そういう話です。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

当初から現在でも変わっておりません。硬度につきましては、薬品使用量と硬度低減化量の最も効率のよい1リットル当たり100から120ミリを目指して行っておりますので、薬品効率の高い場所でのものですので、そういうことです。

◎平良敏夫君

市民から聞いたことがあるもんだから、ちょっと調べてみようよと、私は真面目じゃないから、簡単にさっとネットを調べただけだったんですけど、そのとき目指すところは1リットル当たり40ミリ、そういうことを書いてあったようなことを思っております。変わっていないというんだったら、もう一度少し調べてみたいと思っております。信じてはいますけど。

次にですね、今説明があったように、硬度低減化事業では大量のペレットが排出されると思いますが、それもネットで調べたところ、1日に大量のペレットが排出されているとありましたけど、そのペレットは現在どのようにして、あの部分、ネットで調べて、昔はペレットを処分するのが大変でストックしておくのが大変だったよということ書いてあったんですけど、現在はどのように処理されているんですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

ペレットの処理方法ですね、硬度低減化でつくられるペレットにつきましては、島内の建設業者に売却をしております。平成30年度実績で年間約1,540トン、トン当たり40円で売却しておりますので、金額としましては約6万1,000円の収益となっております。そして、ペレットの利用法としては、建設資材として品質、性能、環境に対する安全性の評価基準に適する資材、沖縄県のゆいくる材として県に認定されており、島内では石粉にまぜて販売、島外では施設内の透水性舗装などに活用されております。

◎平良敏夫君

建設会社に売却して、それがトン当たり40円で売れていると。素晴らしいことですね。前は多分何か処分に相当困った、十何年ころかな、平成13年か平成14年ごろそういう話聞いておりますので、いいことだと思うんですけど、結局ペレットはさっき話があったようにカルシウムですからね、炭酸カルシウム。それをやらなかったら、考えてみたらみんながそのカルシウムをみんな体に入れて排出してということだったんだろうと思うんですけどね、ちょっとセメント、コンクリート用の資材としての可能性もある、それ研究しているという話もありますので、もしかしたらいい方向に使えていけるかもわかんないですね。

次に、専門学校の誘致についてでありますけど、宮古島市への専門学校誘致事業は現在どうなっているのかということ。

◎企画政策部長（友利 克君）

専門学校の誘致状況についてです。専門学校の誘致につきましては、今定例会におきまして多くの議員の皆様から質問をいただいているところでございます。答弁を繰り返す形になろうかというふうに思いますが、今年度はこれまでの成果を踏まえて実証事業に取り組んでまいります。実証事業は、学生の募集、座学の受講、そして企業実習研修を行います。そして、就職につなげるカリキュラムを行っていくことになっているところです。実際の学校運営に近い形で実施することによって市における学校経営の可能性、そして設置リスクの軽減などについて詳細な検証ができるものというふうに考えているところです。5月17日には沖縄県専修学校各種学校協会と業務の委託契約を締結したところでございます。

◎平良敏夫君

どうもありがとうございます。何度も同じ答弁させてどうも済みません。私たち文教社会委員会ですね、行政視察でI S I学園の視察をさせてもらったんですけど、そのですね、日本語学校を誘致すべきだと考えますが、ちょっとやっぱり見せてもらった限り素晴らしい学園であったものですから、少し考えてみてもいいんじゃないかということで、そういう日本語学校をですね、誘致すべきだと考えますが、見解はいかがでしょうか。

◎企画政策部長（友利 克君）

I S I学園の日本語学校を誘致してはどうかというような質問でございます。確かに、1年ほど前になりますか、I S I学園のほうから宮古島市における日本語学校の設置を検討したいというようなことはございました。いろいろと協議を重ねましたけども、やはり市としましては日本語学校よりも地元の要望の高い専門学校の誘致をまずは進めるべきであろうということで、I S I学園との協議は中断をしているところです。当面はですね、今進めている高等教育機関、つまりは専門学校の設置、誘致というものを優先的に進めていく必要があるというふうに考えているところです。

◎平良敏夫君

理事長、会長とですね、話す機会がありまして、理事長はすごく熱い気持ちの方で、長野県だったか、どこかで自分1代で個人的な塾を始めて、それが現在は東京ですばらしいビルを持っていたり、そういうこと、大成功してやっているんですけどね、その方が何で宮古島市を知ったかということを知ると、やっぱり宮古島市が一番可能性がある、ということも話されておりました。あちこちからの引き合いがあるんだけど、宮古島だったらやってみたいという思いがあったようですね、今話あったんですけど、結構話詰めて話していたようなことを話してまして、最終的には、ちょっと残念ではありますけど、一方

的に中断ということになりました。それから、やっぱり少し残念に思っていますという話もありましたので、それで I S I 学園が日本語学校ばかりやっているわけじゃなくてですね、日本語学校、もちろん日本語学校には外国人がたくさん来ますけど、肌の色の違う方とかね、やって、私らは授業風景も見させてもらったんですけど、やっぱり外国人というのはね、外国から来て日本語学校で学んでいる方というのは本当に真面目な方が多くて、そういう方がいいなと見たんですけど、日本語学校ばかりでなくて、それを終えた方が、結構専門学校もあって、例えば観光関連に特化した専門学校、そういうのもつくることも可能だよという話もしておりましたので、ぜひ、今中断しているという話ですけども、やめたという話じゃなくて、今聞いたところでは中断しているという話でしたので、いろんなところからですね、いろんな方向から見ていって、もう一度検討してみたいなと私としては思っております。

余り時間ないんですけど、もとに戻りまして、美ぎ島美しゃ市町村会ですね、その中で県として要望するところが2つ、共通事項として要望する。それと、宮古島市独自のですね、要望事項として宮古空港横断トンネル整備とありますけど、そこ一度ちょっと説明していただけますか。

(「内容について」の声あり)

◎平良敏夫君

じゃ、いいです。時間がないので、別に行きます。

前もあったんですけど、説明の中で県はまず必要性の議論から始め、必要性が認められれば建設することになるのか、その辺ちょっと答弁お願いします。あったですよ、そういう。

(「何について」の声あり)

◎平良敏夫君

横断トンネルです。地下トンネルについて。

◎建設部長(下地康教君)

空港横断トンネルに関してはですね、宮古空港横断トンネル道整備促進期成会をつくって要請をしているところがございます。それで、美ぎ島美しゃ市町村会においても県にも要望しているというところがございますね。しかしながら、県としてもですね、かなり技術的に高度な技術を要するということと、それとやはり費用対効果ですね、そういったものを勘案しながら検討していく必要があるということですので、これはかなり大きなプロジェクトになってくるはずですから、それはしっかり県としてもその辺を見据えながらやっていくということがございますので、これにはもうちょっと技術的な面、それと調査というので時間がかかるというふうに考えております。

◎平良敏夫君

トンネルを掘ること自体に技術的にはそんな大きな問題ないと私は、金がかかるかもわかんないけど、思うんですけど、私心配していたのは、滑走路の下をトンネル通すことを安全性の上で国がだめだよと言うんじゃないかなと思っていたんですけど、今までの話聞いているといけそうな話ですので、あとは費用対効果がどうなるかという話ですし、その費用対効果も今現状見ていると空港通りの北側の十字路の混みようはすごいことがありますので、ますます、庁舎できるし、サンエーできるしということで、今の2倍も3倍も混むことがはっきりしております。ぜひ頑張ってトンネルを通してほしいなと思っております。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。



◎議長（佐久本洋介君）

これで平良敏夫君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時49分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

一般質問を行います。通告に従って質問してまいりますので、ぜひ当局の皆様の丁寧な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

その前にですね、まず私見をちょっと述べさせていただきますけども、4月19日ですか、県紙にこういう記事が載っておりました。ちょっと気になったものですから、私の感想を述べさせていただきます。表題がですね、吉野海岸の漂着油物除去、廃油ボールのことなんですけども、これは先日栗国恒広議員も触れていらっしゃったんですけども、この中の記事をですね、ちょっと読みますと、自衛隊宮古警備隊が除去作業に参加したと。これが宮古警備隊発足後の初めての災害派遣となったと紹介してあります。自衛隊の災害派遣に関してはですね、どういった手順で、どういった経緯でこれが実現するかと申しますと、当該自治体の市長が、下地敏彦市長ですね、県の知事に要請をして、玉城知事に要請をして、それを受けて玉城知事が防衛省にお願いをして、防衛大臣の許可でもってこれが実現するという形になるわけですね。玉城知事が宮古島市の下地敏彦市長の要請を受けて自衛隊警備隊の派遣を要請したと、ここがポイントで一番重要な点だなと私は思っているんです。つまり各いろいろな自治体がありますけれども、災害派遣とかですね、あるいは海洋汚染に対する防止作業とか、それから環境美化活動とか、どうしても自衛隊の力をかりなければならないときに県知事が防衛省に要請をしてこれは実現すると、それはいいんです。

ところがですね、解説記事を読んでみますと、これおかしいんじゃないかと私は、私なりにですけども、思いました。どういうところがおかしいかと申しますとですね、その前に新聞社というか、新聞社の社は、つまり確固たる報道方針といいますかね、報道姿勢といいますか、それが仮に護憲、反基地、反安保だとしてもですね、これは別に構わない。報道姿勢としては非難されるものでも何でもないと。ところがですね、この記事の書き方といいますか、内容といいますかですね、これがどうしても私にはちょっと理解ができないというか、首をひねってしまうような表現が多過ぎる。1つはですね、まず自衛隊の中距離多目的誘導弾、ミサイルの弾薬を保管した問題があって、この事実が批判を浴びたと。今回の自衛隊の災害派遣活動というのは、地域貢献をアピールすることで挽回を狙う姿勢が透けて見えると。この透けて見えるという表現がですね、私どうも気になる。最近の県紙をいろいろ読んでおきますと、この透けて見えるとか、思われるとか、いぶかるとか、そういう表現が非常に多いんじゃないかと私は思って気にはなっています。もう一つですね、同様のケースでは県や市の職員、漁業協同組合、ダイビング関係者らが除去作業に対応しており、今回のように自衛隊が災害派遣として出動することをいぶかる声もあると。これはどの

程度の人たちのいぶかる声になっているのかというのがはっきりしない。つまりもともと自衛隊の配備そのものに対して反対をしている人たちは、自衛隊の活動に対してももちろん批判的な考え方を持っていると思いますけれども、しかしですよ、自衛隊の配備に関していろんな面から賛成をする人もたくさんいると思う。そういった声をすくい上げることは何ひとつしないで、なぜ反対だけの人の意見を聞いて、それで記事を構成するのか、非常にね、最近不思議に思っています。

もともと新聞社というのは、新聞の活動というのはですね、建前かもしれないんですけども、公正、中立とか、あるいは不偏不党とか、社会の木鐸であるとか、右顧左弁をしないということとか、社会の公器だと、これが新聞社の役割というふうに定義づけされておりますけれどもね、最近の県紙を拝見しますと、私は県紙とっていますから、毎日読んでいますけども、そういった主義主張以前にですね、表現の仕方ですね、何か少し首をひねるようなおかしい表現が多過ぎやしないかと。ちゃんと自衛隊の配備に反対する人の意見は載せるんですね。例えばミサイル基地いらぬ宮古島住民連絡会、この代表がこう言っています。弾薬庫の問題についてもきちんとした説明がない中で自衛隊を容認するための地ならしなのではないかと。この方からいうとそうなんでしょう。でもね、自衛隊の役割、国を守るだけじゃなくて、災害派遣とか、あるいはいろんなところの海洋の汚染の除去作業とか、環境美化活動とか、それから急患輸送へり、こういった活動もしっかりやっているわけです。批判は批判でいいんですけども、なぜ行為自体をこういったうがった見方をしなければならないのかというのは私は不思議でしょうがないですね。

新聞というのは、まず事実は事実としてやったことを報道する、これには説明も解説も私はほとんど要らないと思っています。新聞社の態度とか考え方を載せるのはいいんですけどもね、それが最近私が見ていると沖縄の県紙は非常にこれが多過ぎる。民主主義だ、あるいは民意だ、あるいは世論だと言うんでしたら、確かに辺野古問題にしてもいろんな問題、選挙にしてもオール沖縄を中心とした勢力の皆さんが優勢に立っているのは、これは私も理解をしています。でも、民主主義と言うんだったら、自衛隊に賛成する人の意見、自衛隊を必要としている人たちの意見もですね、少しは載せてもいいんじゃないか、これが公平な報道のあり方じゃないかと私は思いますけど、皆さん、どうですかね。ですから、私宮古島に関することでこの記事が出たもんですから、ピックアップしてみたんですけども、私はこれからもつぶさにこのような形で、このような視点でですね、県紙の記事を分析するなり、あるいは注意して見ていたりしたいと思っています。私の私見でした。

これから一般質問に入りますので、よろしく申し上げます。まず最初に、環境について伺いますけども、県道、あるいは国道でもいいんですけども、市道の植栽の維持管理問題について伺います。このところ街路樹やですね、道路脇の雑草などが至るところで伸び放題となっており、著しく美観、景観を損ねております。特に私が気になったのは、港から国道390号線、バイパスですね、下地方面へ向かう路線がひどい状態で、この道路はですね、よくクルーズ船のお客さんがたくさん通ります。クルーズ船のお客さんが初めて宮古島に到着をして、パイナガマ方面に向かって歩くんですけども、そのときに港の前ですね、今のとみや商会の向かいあたりの植栽ます、それからその向かい側の公園、こういったものがですね、非常にひどい状態になっている。最初に宮古島におり立った観光客の皆さんがこれを見たときに果たしてどう思うかなど。やっぱり第一印象というのは大事ですからね、植栽の手入れもできないのかと、こういう島なのかと思われたら非常に私はですね、観光面にしてもマイナスが大きいと思うんで、これは何とかしても

raitai to shiutteiru nnde su ne.

ところが、県の土木事務所に行って、県道、国道ですから、植栽の伐採とか剪定とかいうのはどうなっているんだというふうに聞いたらですね、これは県の管理であると言って認めておりました。何とかしたいと思っていると、土木事務所の所長ですかね、班長ですかね、その方がおっしゃっていましたがけれども、何とかしたいと。ただ、行政は予算があつて初めて動けるものですから、予算面でどうも弱いと。年に2回ぐらいは剪定とか雑草刈りなんかをやる予定なんだけれども、なかなかそこまで手が回らないと。じゃ、どうすればいいんだと。もちろん県道ですから、市がこれに手を出すことはできないですよ。ところがね、数年前ですか、主立ったロータリーのところの植栽ますとか、今のとみや商会の植栽ますなんかは市が手を挙げてですね、生活環境部の生活環境課だったかな、その辺の職員が手分けしてきれいに植栽ますを管理してですね、花も植えて、本当にいい感じの植栽ますがあつたんですよ。ところが、市役所としても手が回らないと、お返ししますと県に管理をですね、また戻したという話を聞いております。

どうしてもじゃ自分の手で植栽を剪定したり、草刈りをしたいというときはどうしたらいいかと。これ行政財産ですから、勝手に我々が行つて木を切ることはできないですよ。そのときに、県に伺つたところ、森林組合に委託管理をお願いしていると。森林組合に伺つたら、今度はじゃどうしてもやりたいというんだつたら自分たちでボランティア団体を組織して、あるいは地域住民の有志を募つて、そしてこの団体で、この有志で植栽をさせてくださいと、剪定をさせてくださいというふうに森林組合をお願いするそうです。しかし、条件があつて覚書が必要なんですね。覚書というか、申請書みたいなものが。年4回は最低やるという確約がとれないとこれは許可できない。今北西里、漲水、この辺の方たちはですね、非常に高齢化が進んでですね、昔は里親制度みたいなのがあつて、ちゃんとした花を自分たちで植えていたいい時期もありました。ところが、高齢化して、チェーンソーとか、それから草刈り機を持ってきてやる人がいないんで、これできないと。何とかしてくれと行政に泣きつくんですね。でも、行政は予算がないと動けない。人員もないと動けない。県は、聞いたところ人員を減らして、削減してなかなか手が回らない。じゃ、いつごろできるんですかと聞いたら、何とか早くやりたいと、目につくところを早くやりたいんだけれども、いつになるかわからないという話なんですよ。堂々めぐりをしているんですね、今ね。

公園は港湾課の管理ですから、市の港湾課に行つてお願いをしました。公園の周辺だけでも何とかやってくれと。やりますと言つてくれたから、ありがたいんですけども、問題は県道、国道なんですよ。やっぱり予算がないと行政というのは動けませんから、これをどうするかという話。順番待ちで優先順位もあるだろうからということ。そうしているとなかなか前に進まない。ましてや宮古島市は環境モデル都市ですから、環境モデル都市というのは全国的にもすばらしいものですよ。なかなかおいそれと環境モデル都市の認定を受けることはできない。再生可能エネルギーとか、電気自動車とか、二酸化炭素の削減とか、そういったことをやるだけが私は環境モデル都市じゃないと思っている。まず、外観をいかにきれいにして、議長はよくご存じですけども、県とか、いろんな市議会とか県議会とか視察に参ります。ほとんどが、9割ぐらいが環境モデル都市宮古島の実情を知りたいと。そして、勉強して、持つて帰つて自分たちの自治体にも生かしたいと。そのときにやっぱり景観がですね、余りいいものじゃないと、何だ、こんな程度かと私は思われるんじゃないかと思つて心配をしておりますので、どこまで答えられるかわかりませんが、県が絡んでいることですからね、これをぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思つております。

次に、下水道について伺います。最近の建築ラッシュでですね、アパート、マンション、それから民家ですね、こういった建築ラッシュが続いております。当然うちを建てたら、マンション、アパートを建てたら下水道を引かなくちゃいけない。下水道を引きたいんだけど、これも優先順位があって、すぐはい、わかりましたと引いてもらえるものでもない。本管があって、枝線があって、自分の敷地内の工事をやって、自分がお金を払うのは自分の敷地内の下水道接続工事だけにお金を払うんですけども、枝線工事、これがなかなか順番が回ってこない。頼んでも頼んでもいつになるかわからない。そうすると、下水道職員が言うそうです。いつになるかわからないから、合併浄化槽をつくったらどうか、合併浄化槽を設置したらどうですかというようなことを勧めるそうです。それだったらいいねと、合併浄化槽でもいいかと思って調べてみますと、合併浄化槽の経費というのは自分が払いますよね、自腹を。ところが、下水道の公共工事というのは枝線までは公共工事ですから、この工事はやっていると市がお金を出してくれる。自分がお金を出すのは、自分の敷地内の枝線工事の引き込み線だけをやればいいと、こういうことなんです。ところが、合併浄化槽を設置するよりも下水道工事をやってもらったほうが、自分の敷地内の工事をやったほうが経費的に安上がりする。合併浄化槽は高く当たる。経費をてんびんにかけて場合には、合併浄化槽は高いんで、何とか下水道工事をやってもらえないかという話になるそうです。ところが、下水道の職員がいつになるかわかりませんから、合併浄化槽を設置してくださいと、設置したらどうですかという勧め方をします。いや、でも経費がかかるから、やっぱり下水道工事まで待ちますという話になるらしいですね。

私がここで一番聞きたいのは、仮にですよ、建築主がじゃ公共工事待てないから、下水道工事を枝線工事、本来なら公共工事なんですけど、枝線工事を、引き込み工事を業者に頼んで直接自分が払うと、自分がお金払うから、やってくれというケースもあるらしいです。それでもやっぱり合併浄化槽よりは自分がお金出して下水道工事やったほうが安上がりになるそうですから、それをやらせる。問題は、この建築主が業者に直接頼んで下水道工事をやってもらうときに、これが公共工事に当たるのか当たらないのか。市の職員にお聞きしましたところ、下水道工事を民間業者が当然要請を受けてやっていいんだけど、最後の公共ますというのがあるそうですね。公共ますというのは何かというと、このうちだけに引き込む枝線じゃなくて、これがある程度ほかの近くのうちにもいつでも引き込めるような形をとらなければならないという決まりがあるらしいですね。それが公共ますという。役所の職員は何するかといたら、最後に公共ますを設置して、工事も完了して、完了検査を役所をお願いをしてやってもらうということらしいんですけども、完了検査を役所の人間がやって確認をしたら、これは公共工事じゃないのかと。どういう扱いになっているのかなど。じゃ、例えば公共工事じゃなくて、個人的に発注して、業者に。下水道の枝線工事をやってもらっているときに、事故や何かがあったときに、あるいはどこかをほかの公共物を傷つけてやったりしたときに、責任は誰がとるのか。最後に完了検査をやるんだったら、やってオーケーということになるんだったら、これは市の公共工事じゃないのかと。どうなんですかね。その辺は上下水道部長にお聞きをしたいと思います。

次に、道路行政について伺います。この3つの事業が遅々として進まない理由を伺いますとあるんですけども、社会インフラの一番重要な、まちにとって一番重要なインフラは何かといたら道路なんです。道路の整備がきちんとなされていないと、都市計画も何もあつたもんじゃないと。まず道路をきちっとしてから都市計画は作成するものだと私は思っております。全部予算が絡むものですから、公共工事という

のは。聞きにくいんですけども、マクラム通り、これ今虫食い状態で、補償が終わって撤去されて、新しいマンションが建ったりしている、建築をしていたりするところもあれば、全く手つかずの状態が残っている。マクラム通りはずっとサンエーカママ嶺店のところまで行くわけですから、下地線ですね。ところが、今の聖ヤコブ保育園から西側ずっとサンエーV21カママヒルズ食品館では補償も何にもできていない。あの辺通りますとですね、皆さんご存じのように、空き家も結構あるんです。ですから、道路整備をきちっとしてもらわないと市街地全体がですね、どうもきれいなものになっていかないんじゃないかと思っております。わかりますよ。県道ですからね、県の事業ですから、建設部長に聞いても、建設部長だって県に聞くしかありませんからね、よくわからないと思うんですけども、気には非常になっているものですから、これをぜひお願いします。

荷川取線、これは北学区の皆さんから聞いた話なんですけども、なぜ市街地が今アパート、マンションブームで建設ラッシュ、特に南のほうですね、久貝、松原、そして東は鏡原あたり、どんどん、どんどん建設ラッシュでマンションやアパートが建つのに、北学区はいつまでも旧態依然としてなかなか活性化できない、まち全体がですね。そして、今北小学校児童生徒数どのくらいだと思います、皆さん。1学年30人切るんですよ。昔の北小学校からいったら考えられないですよ。何で北学区が急激に市街地の中で過疎化が進んでいるのかと。高齢化が進んでいるのかと。若い人が北学区に住まないから、そうなるんですね。荷川取線の構想が持ち上がったときからですね、これは絶対北学区の起爆剤になると、経済活性化の起爆剤になると私は思っています。ところが、なかなかこれも旧宮古病院の裏のところだけちょこっとやって、あとは何にも進んでいない。これも何とかしてもらいたいと思っています。

それから最後に、大道線なんですけど、今やバイパス車であふれ返っていますね。交通量が物すごいんですよ、バイパスは。そこにアクセスする道路の一つである大道線。坂はあるし、道は狭いし、バイパスに出るときに、車と車がすれ違うときに非常に怖い思いをする。ハローワークのところを皆さんも通ってみたらわかりますよ。それと、大原線との交差点ですね、せっかくならいい道路が途中まで来ているのに、それ以降の工事が全く進んでいないものだから、本当にいびつな形になって、交通事故や接触事故がちょこちょこ起きています。大原線と大道線の交差、特に大道線の拡張工事を急いでもらいたいと思っています。

最後になりましたけれども、宮古島市民の所得について伺います。これ去年の10月の発表なんですけども、県の企画部の発表です。宮古島市は196万円で33位と。ところが、宮古島市ですね、経済の総生産高、これはですね、1,467億3,400万円で県内で8位です。県内で8位の経済の純生産高を持っているのに、何で宮古島市の平均所得が33位かと、どこに原因があるのかと前から気になっていたものですから、また聞くんですけども、つまり産業全体の生産高は非常に高い、高レベルなものを持っているのに、平均所得が低いということは、それだけ宮古島市で働いている人の賃金が、あるいは給与が安く抑えられているんじゃないかと。1次産業の方々の所得が低くて残念なんですけども、それと並行して3次産業、サービス業に従事している特に若い人の給料がですね、安過ぎるんじゃないかと思っています。1,467億円というのはですね、結構いい数字だと思っています。というのはですね、その5年ぐらい前までは1,075億円ぐらいでした。これですね、5年ぐらいで400億円伸びているんです。それだけ宮古島の経済が活性化してきている。ところが、若い人の、今家賃も高騰していますからね、いろんなところでも、物価上がっているか

どうかわかりませんが、とにかく若い人の可処分所得がですね、低く抑えられている。だから、にっちもさっちもいかないような若い人がいて、誰かが一般質問で言っていましたけども、宮古島を捨てて那覇かどこかに行こうと、宮古島じゃ住めないと、平良敏夫議員ですか、言っていましたね。だから、私そのとおりだと思うんですよ。これ行政としての調査は難しいかもしれないんですけども、一度リサーチをやってみたらどうですかね。もっともっと平均所得が上がらないと、特に若い人は非常に苦しい生活を強いられる。私、今役所の非正規職員、臨時職員の日当が6,300円ぐらいですかね、計算してみたら七百六十何円かの最低賃金、これに8を掛けるとですね、大体そのくらいになるんです。6,100円ぐらいになるんです。でも、それでは生活できないんです。どなたかも言っていましたけど、まず役所も賃金、日当をですね、上げる努力をしてもらいたいなど。もうちょっと、6,500円から7,000円ぐらいになったら相当1カ月に、余裕まではいかないんですけど、これはいいものが形として出てくるんじゃないかなと。そうすると、働きがいもあることになるんじゃないかと私は思っています。企画政策部長にはですね、詳しい分析をぜひお願いをして、述べてもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

答弁を聞いてから必要であれば再質問をします。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

宮古島市の市民の所得、市町村所得についてです。眞榮城徳彦議員ご指摘のように、この資料の分析というのは大変難しいものがございます。宮古島市の所得が196万円余りということで、全体的な給与所得が少ないんじゃないかと、低いのではないかとというようなご指摘でございます。それから、ギャップもあるということもございますけども、これが市町村内総生産額と1人当たりの所得のいわゆる整合といいですか、連動性というのを語るのがなかなか難しい。一例としますと、那覇市の場合ですと、沖縄県内の総生産あるいは所得は断トツでございます。群を抜いています。にもかかわらず1人当たりの市町村所得は12位というふうになっているわけです。そこで、沖縄県の説明ですと、この市町村所得の資料は個人の給与や実収入などの所得水準をあらわしているものではないと、ただ市町村の経済動向や、あるいは類似する市町村と比較することによって当該市町村の振興策の参考となる統計資料だというふうな説明がございまして。そこで、類似する市町村との比較ということで石垣市と比較をいたしますと、石垣市の場合は人口は本市よりは少ないです。ただ、総生産あるいは総所得といったようなものは本市を上回っております。その要因の大きなものとしては、やはり宿泊、飲食サービス業、そして石垣の空港を中心とする運輸、この2つの部門が宮古島市を大きく上回っているという現状にございます。そのことからしますと、やはり宮古島市も観光産業を中心とした振興策というものを講じる必要があるということで、長年そういう施策を講じてきたわけでございます。しかし、今回のこの資料と申しますのは平成27年の資料でございます。したがって、市と申しますのは伊良部大橋開通後の急激な大幅な観光産業の伸び、それに伴う建設業の大幅な伸び、そういったものが平成28年度、場合によっては平成29年度以降に反映されてくるものだろうということで今注視をしているところでございます。ただ、残念ながらあと1年、2年待たなければいけないというような状況にあるということ。

それから、給与の話がございました。市町村所得は、3つの体系からの合計値でもって成り立っております。1つが雇用者報酬、これは給与ですね、それからもう一つが財産所得、もう一つが企業所得、この3つの所得の構成でもって市町村所得があらわされるということで、給与だけではなくて、財産所得、

つまりは不動産業でありますとか、そういう不動産賃貸業、そして企業所得、これは企業もやはり所得がしっかりなければ全体の1人当たりの市町村民所得の向上にはつながらないということが言えます。戻りますけども、この3つの仕組み、すくみですね、三すくみの所得といいますのが平成28年度、平成29年度以降はしっかりあらわれてくるのではないかということで今分析、期待をしているところでございます。

◎建設部長（下地康教君）

道路行政に係るご質問にお答えしたいと思います。

まず、国道390号線ですね、これは漲水港といいますか、平良港の十字路からとみや商会を抜けて下地線に抜けるバイパス通りということでございますけれども、植栽の雑草がかなり繁茂しているということで、それを何とか美観を保つ対策をとっていただけないかということでございます。国道管理をする県の土木事務所に問い合わせを行ったところですね、植栽ますを含む除草については今後順次清掃に取り組みたいというふうな回答を得ております。我々としてもなかなか県道ということで、管轄外ということで苦しいところでございますけれども、またいろいろなアイデアを県と話をしながら対応できればなというふうに考えております。

次にですね、マクラム通りと荷川取線、大道線、この3つの事業の進捗についてのご質問がございました。まず、マクラム通りにつきましては、管理者である沖縄県土木事務所のほうはですね、用地交渉において地権者と順次交渉を進めているところでありまして、その調整に時間を要しているという回答を得ております。

荷川取線につきましては、これは我々本市のほうで管理する道路でございまして、事業期間が平成28年度から令和3年度で、総事業費が23億円、現在平成30年度までの進捗率は事業費ベースで7.1%となっております。確かになかなか事業が進まないというような現場で状況が見られるところがございますけれども、昨年度の予算要求ですね、県に予算要求を2億5,000万円ほど要求しておりますけれども、その決定額が340万円というふうになってございます。

大道線のほうもですね、総事業費13億円、平成30年度進捗率、事業費ベースでは65.5%となっております。それで、県に昨年度要望した金額は2億7,200万円、これに対して決定額が何と390万円ですね、そういった形になっております。要するに我々のほうで事業を計画をして、県に要請をするんですけども、なかなか思いどおりに予算がついてこないというようなところで事業が進んでいないというご指摘がありますけれども、その辺が非常に苦しいところでございまして、予算がつき次第ですね、しっかりと事業を進めていきたいというふうに考えております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

植栽ますの管理についてのご質問に関連してお答えいたします。

眞榮城徳彦議員ご指摘の国道390号線の植栽ます、とみや商会前の植栽ますでございますが、実はこのとみや商会前の植栽ますを含む5カ所の植栽ますにつきましては、眞榮城徳彦議員からもご指摘のありましたとおり、平成21年度から宮古島市のごみ袋の収益を充てまして、管理は宮古島市の当時の環境保全課のほうで行うということで管理をしてまいりました。このうち4カ所につきましては民間の団体などに委託をする、あるいはボランティアでやっていただくということで現在も続けているんですけども、とみや商会前の植栽について一時期シルバー人材センターのほうに委託もしておりましたが、その後管理が行わ

れない現状で、現在のような状況になっております。先般、これ多分眞榮城徳彦議員が県のほうに申し入れを行ってからだと思うんですけども、県土木事務所の担当者がいらっしゃいまして、この合意を今回解約してですね、県のほうで390号線のとみや商会の前の植栽ますについては管理をしていきたいという話がありました。ただ、眞榮城徳彦議員からもご指摘のありましたとおり、宮古島市も環境モデル都市ということになっております。その一方で、実はごみ袋の収益というのは7,600万円ほどございますが、これはごみの収集業務とかですね、不法投棄ごみの防止対策とか、いろんな環境保全事業、それから植栽ますの管理事業にも一部充ててございますので、先ほど建設部長からありましたとおり、建設部、それから県の土木事務所といろいろ話し合いしながら、何か工夫のある取り組みができないか話し合いをしてみたいというふうに思っております。

#### ◎上下水道部長（兼島方昭君）

本来公共工事として市が負担するべき枝線工事の費用を市民に負担させているケースがあるか、これは事実かというご質問ですけども、建築主の負担にて下水道枝線工事が行われる場合はございます。その内容としましては、下水道の整備がされていない場所についてのアパート等の建設に際しては合併浄化槽の設置が必要となりますが、一部の市民からは合併浄化槽より下水道枝線工事が安価なので、建設主の負担で整備したいとの申し出がございます。このようなケースが建築主の負担により下水道枝線工事が行われることとなります。なお、このような申し出がある場合は、建築主に対し測量を行うこと、近隣住宅の下水道引き込み、分岐を許可すること、下水道課職員立ち会いの完了検査を受けることなどを条件として整備を許可することとしております。本来は下水道枝線工事は市のほうで行う必要がありますが、国からの沖縄振興公共投資交付金事業の予算減額等で対応できない状態となっております。

また、個人がやると公共工事か、完了検査を行うと公共工事となるのか、工事中の事故の責任はということですけども、これについては今回の場合は公共工事には当たりません。工事中の責任については、市として負うことはできませんが、個人が発注した枝線工事は排水設備指定工事店が責任施工のもと工事を請け負うこととなっております。なお、完了検査時には台帳、マッピング、図面等に記入する必要があるため、提出をお願いしているところです。

#### ◎企画政策部長（友利 克君）

1点説明不足のところがございました。眞榮城徳彦議員から宮古島市の生産額はかつて1,000億円から1,500億円に大幅に伸びているというご指摘ございましたけども、これ数字の捉え方の問題でございまして、平成25年度あたりまでですかね、は市町村内の純生産という捉え方をしておりまして、宮古島市全体でいいますと大体1,000億円前後でした。これですと推移をしてきております。これが平成26年度の市町村民所得の統計からは市町村内総生産ということになりまして、これも置きかえますと大体1,500億円ぐらいで推移をしております。ですから、それほど増減があるということではございません。先ほど申し上げましたように、宮古島市としては経済環境が大きく変わる要素があったのが平成28年の伊良部大橋の開通、その後の観光客の大幅な増加とそれに伴う建設ラッシュなど、さまざまな要因が見られるのが平成28年もしくは平成29年度からというふうに考えているところでございます。

#### ◎眞榮城徳彦君

企画政策部長の分析はやっぱり私がやるより詳しいものでありますから、そのとおりだと私も思います。



ただね、企画政策部長は平成28年か平成29年ぐらいから宮古島市は急激に伸びていると、その数値を待ちたいという話なんですけども、196万円という平均所得出たときに既に石垣市がね、227万円、30万円ぐらい違うんです。平均所得が30万円違うということは、大幅な違いだと私は思うんですよ。石垣市ももちろん観光振興で、観光を中心として発展してきた島ですから、そうなんですけど、宮古島もこれから後追いとか、追いつけ、追い越せでいくと思うんですけどもね、宮古島が果たして平成25年ごろに196万円だったものが、じゃ平成28年、平成29年、平成30年ぐらいになったら30万円ぐらい伸びるのか伸びないのか、この辺私も楽しみではあるんですけども、いずれにせよ宮古島市の平均所得が33位から大きくジャンプアップしないとすね、宮古島の経済、実感として豊かになったなという感じには私はならないと思うんですね。私は、5万円、10万円違うだけで物すごく違うと思うんですよ、肌感覚が。ですから、これ友利企画政策部長にお願いしておきますけれども、緻密にね、この分析はです、続けていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

上下水道部長が話しておりましたけども、これ公共工事じゃない。設計図を引いて、このとおりに幾ら建築主が民間業者に発注してやったとしても、これ宮古島市の公共工事の規格に合わなければならないわけですよ。要するに公共ますもきちんとつくって、それから枝線工事も設計図どおりにやって、そして完了検査は市の職員が行うと、明らかに公共工事じゃないんですか。これで何かあったときは責任はありませぬよということですか。あなた方言ったんでしょ。合併浄化槽が嫌で、あなた方が公共下水道自分のお金でやるというんだったらどうぞやってくださいと、できたら我々としては合併浄化槽をお勧めしますよという言い方しているんじゃないですか。時間がないので、順番が間に合わないの、やりたかったらどうぞ自分たちで自腹を切って民間業者に発注してやってくださいと。だけど、宮古島市がつくった公共工事の規格どおりにやらないとだめですよ。公共ますもきちっと宮古島市が指定した規格内におさめないだめですよ。これもし完了検査のときにだめだったらどうするんですか。やり直しをさせるんですか、新たにお金を出して。私心配しているのはね、民間工事なのか公共工事なのかの違いをどこで線引きをするかという。これをもしいかげんにしておいて、責任の所在を明らかにしないで事故や何かが起こったときに、役所としては責任をとりませぬよと言い切れませんか。どうなんです。その辺は後で答弁をお聞きしたいと思います。

建設部長、いろいろ厳しい予算の話が出ましたけども、宮古島市の道路行政、特に中心市街地の道路行政全て、今私が言っているのは市街地のほとんど中心部の道路の話なんです。それがいびつな形になって、これだけ交通量もふえて、今人口は旧平良市街に集中してきているんです。それから、Iターンの人もふえて、アパートやマンションが建って建築ラッシュになっている。こういう状況の中で道路事情が全く改善されないということはです、私は物すごく危険な状況だなと思っているから、この質問をしているんです。行政として何年までにやりますと、何年までにこういうふうになりますというめどを立てなければです、私は行政の仕事としてはいかがなものかと思えますよ。だから、できるだけまず予算を確保することから始めて、そして工期を設定して、いついつまでにちゃんとこういった形でやりますということをして市民に知らせないと、市民は不満に思っていますよ、建設部長。いつまでたっても何にも変わらない。ましてや荷川取線なんていつできるかわからない。荷川取線は何のために荷川取線を通しますよという工事の発想が出てきたのか。必要だから、やるという話でしょう。ですから、行政の仕事としてもう少し具

体性を持ってですね、やらないと都市計画も何もあったもんじゃない。中心になるべき道路がこの状況では、幾らすばらしい都市計画をつくったって私は絵に描いた餅になると思っていますから、道路行政の重要さをですね、ここで再確認をしていきたいと、議会も行政も含めてですね、やっていきたいと思っています。

生活環境部長、いろいろお話ありがとうございました。そういう事情であなた方は環境保全課が地域住民と一緒に植栽ますの美化活動に取り組んでいたというのはよくわかりました。さっきも言いましたけれども、やっぱり景観というのは大事です。これをね、早目にやってもらいたいというのが私の願いなんですけども、どうしても今すぐはできないというんでしたら、何とか手だてをね、みんなで何とかできないかということを含めてみんなで一緒に考えてみたらどうですか。私も役所任せばかりにしないで、我々でできることは何かあるのかということ含めてをそろそろ考えないといけない形になっている。毎年毎年雑草が繁茂してみてもない景観をさらけ出して、そして1回刈りました、また翌年も同じことの繰り返しというんじゃないかと、もっと計画性を持ってですね、そういった美化運動、美化活動はやっていかなくちやいけないんじゃないかと思っています。

質問はあらかじめ終わりましたけれども、上下水道部長、この辺の線引ききちっともう一回説明お願いしますね。

それから、建設部長に幾ら聞いてもしようがないかもしれませんが、ぜひ土木事務所の皆さんとですね、話し合っ、これを真剣になってやってもらいたいなと思っています。

県はね、皆さんもご存じのとおり、一括交付金は減らされるし、それから県全体の予算も減って行って、なかなか事業に手が回らない状態が続いております。毎年毎年少しずつ減らされて、一括交付金は大幅に減らされましたけれども、県の予算というのは使えるお金というのがどんどん、どんどん減ってきていたのは一番当局の皆さんがわかっていると思うんですけどもね、私気になること1つあるんですよ。これ余計な話かもしれないですけど。一括交付金でつくろうとしたMICE事業がですね、国の試算をやった場合にこれは採算がとれないと。県と真っ向から対立していますね、考え方が。県は、10年以内で黒字に転換するというような試算を出しています。7年ぐらいでしたかね。国は、それでもこの大型事業は絶対採算が難しいと、これは一括交付金を出してやるような事業ではないと言って蹴りました。そうすると、県は単独でやりますと、単費でやりますと、580億円ものね、県税を使ってMICE事業をやらうとぶち上げている。こんな余裕が今沖縄県にありますかね。一丁目一番地と玉城知事が言っているのは貧困対策ですよ。これらの福祉関係見ているとお金が幾らあっても足りない。社会保障費も伸びているし。単独でね、580億円ものお金を使ってやる事業なんて県にはないですよ。身の丈に合った事業をやらなくちゃいけないときに、こんなアドバルーンを上げてもらったら困ると私は思っています。これは沖縄の経済界からの要請があつてという話なんですけど、それでも私から言わせればこれは再考すべき、これは検討すべき、むしろやめるべきと思っています。

ちょうど時間となりましたので、終わりますけども、あとは建設部長と企画政策部長はよろしいですから、上下水道部長にだけ答弁お願いして、私は終わります。

#### ◎上下水道部長（兼島方昭君）

公共工事かということと、規格と合わなかったらどうするかということだと思います。公共工事

かと言われれば、公共工事ではありません。規格と合わなかったらどうするかということについては、施工中は施工業者、つまり排水設備指定工事店でありますけど、と協議を行いながら立ち会いも行っております。その点からしても市の規格に基づくよう指導を行っておりますので、そういうことはないと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

これで眞榮城徳彦君の質問は終了しました。

◎國仲昌二君

一般質問に入りますが、最終日でありますので、これまでの質問と重複しないように一部割愛しながら、また通告書とですね、若干順番が変わる場合もありますけれども、ご了解いただきたいと思います。当局には市民にわかりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。まず最初に、去る3月定例会における市長の言動についてであります。これにつきましては、先日友利光徳議員も同様の質問をしてございましたけれども、その答弁がですね、どうもわかりにくいものでしたので、再度確認したいと思います。去る3月定例会で答弁を拒否したりですね、議長の許可も得ずに職員を促して退場しようとしたりという議場でのですね、市長の言動は、二元代表制のもとで住民全体を代表する機関である議会を軽視する許しがたいものであったと私は考えます。市長は議会に対してどのような認識を持っているのか、なぜそのような言動に至ったのか確認したく何点か質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

3月定例会の本会議を振り返りますと、市長が休憩を求めて、上里樹議員に発言の撤回と謝罪を求めました。そして、議長が再開を宣言して、議場からも答弁、答弁という声もありましてですね、建設部長が議長と挙手をして、議長に指名を求めて、議長が建設部長を指名しました。そのときですね、市長が建設部長に対して「答えなくていい」というふうに制止しているんですね。市長は、何の権限があつて議長が指名した建設部長を制止したのでしょうか。議長の議事整理権は、地方自治法第104条で定められています。これは友利光徳議員の質問にもありましたけれども、議長の権限を侵害しているのではないかと思います。市長の見解を伺います。

◎市長（下地敏彦君）

まず、議場における答弁は基本的には市長がやるべきだと考えております。市長の答弁の細部にわたるのは部長がやるといったのが普通であります。今回の問題については、これは部長で答弁させるよりも、議会に対して答弁するにはやっぱり市長がやるべきであると、だから部長はいいよと、私がやるつもりだというつもりでやったところであります。

◎國仲昌二君

市長はですね、上里樹議員の質問に事実誤認があるということで発言の撤回を求めました。しかし、上里樹議員の発言は事実誤認ではなく、自分自身が体験した見解を述べたものにすぎません。私は上里樹議員の懲罰に対する反対討論でも述べましたが、抗議する住民の立場としては、自分たちを排除するために警察を介入させたとして、自分たちは罪人扱いされたという印象を持ったと。また、港湾施設を管理する市役所あるいは担当課の職員は港湾施設の秩序維持、それから安全保持のために抗議する住民を説得して、それでも危険を察知したから、警察に依頼したというのであって、決して罪人扱いしていないという見解

ですね。これはそれぞれの立場での受けとめ方が違う受けとめ方であって、見解の相違でしかないというふうに私は考えます。そうなると、市長は自分と見解が違う意見は許さない、発言の撤回と謝罪を求めるという認識でしょうか、お伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

上里樹議員はですね、自分が見た感想に基づいて発言したと、そう言っています。しかし、事実は上里樹議員は市民団体の行動はどのようなものか現場で見っていました。市の職員の行動、みずからの道路での座り込みなどから、反対する市民の行動に賛同する行為であることは誰が見ても理解できると思います。上里樹議員の見解は上里樹議員の自身の体験として発言をしていますけれども、國仲昌二議員は現場の確認もせず、上里樹議員の発言が正しいとして質問をいたしています。何を根拠に上里樹議員の見解は事実誤認ではないとしているのでしょうか。見解の相違としての問題ではなく、事実をどう認定するかの問題だと思っております。

（議員の声あり）

（「現場を見ましたか」の声あり）

◎市長（下地敏彦君）

何て。

（「続けてください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

静かにしてください。

◎市長（下地敏彦君）

現場を私は見たかじゃないよ。ちゃんとした記録が残っているんだよ。出しますか。

（「議長、答えさせてください」の声あり）

◎市長（下地敏彦君）

終わりです。

◎國仲昌二君

今の市長の見解もですね、一つの見解だと。これは、私はどちらの立場も自分たちの主張があると思うんですよ。ですから、それはそれで認めて、そして違うなら違うという言論で否定していく、議論していくということが議会でのやりとりに適正かなということ指摘して次に移ります。

上里樹議員が議長に指名されて発言している最中にですね、「私どもは退場したいと思います」と言って、「帰るよ。立て。帰るよ」と職員に退場するよう促すという驚くべき言動をとりました。このご自身の言動をどのように考えるのか伺います。

◎市長（下地敏彦君）

私が発言したのはですね、上里樹議員は事実に基づかない不穏当な発言であり、見過ごすことができない発言であるということから、そのような行動をとったことでもあります。議場での議員の発言は非常に重いものがあるというふうに思います。

◎國仲昌二君

先ほど言いましたように、議長の議事整理権というのは地方自治法の第104条で定められています。この

場合、議長は上里樹議員に発言を許可して、上里樹議員が発言している最中なんですよ。その発言に対してのどういう感情が起きたかわからないんですけども、果たしてそういう行動がよかったのかどうか、私は疑問に思います。

次に行きます。また、市長はですね、その退場しようとしている最中にですね、議運、議会運営委員会ですね、でも開いてやったらいいというような発言もしております。議会運営委員会あるいは常任委員会ですね、それを開催するかどうかは極めて議会が判断する権限です。こういった発言は議会に対する不当な介入ではないかと思うんですが、いかがですか、伺います。

◎市長（下地敏彦君）

私の発言いかにかわらずですね、議会運営委員会を開催するか否かは議会が判断することであります。議会の権限のもとで議会運営委員会が開催されたものと考えております。

◎國仲昌二君

今私が指摘した議場で退場しようとした行動をですね、パフォーマンスとコメントしたことの真意について先日答弁がありました。議員の皆様が市民を罪人扱いしているという発言が事実誤認であるとのことについて気づいていただきたいと思い、行動したものであります。どういう意味なのかよく理解できません。そんな理由でですね、議長の許可もなく職員を促して退場しようとするというパフォーマンスを議場でやるということが許されるとは私には思えません。

今回のですね、上里樹議員の発言をめぐる経緯はですね、重要な課題を浮かび上がらせたとは思いますが、それは、議会と市長の関係についてであります。議会と市長の関係については、これは友利光徳議員の質問に対する答弁でも答えていましたけれども、「逐条地方自治法」によれば、議会の議員も、それから市長も直接選挙で選ばれることから、議会と市長はともに住民の代表機関であるということですね、そして議会と執行機関、執行機関というのは市長ですけれども、それぞれ相互に独立、対等機関であるというふうに述べています。そして、市長は議会とは関係なく、みずからの判断と責任において事務を管理し、執行する義務を負う、そして議会は市長とは一線を画して、市の意思決定機関において政策形成機能を有して、執行機関を監視する役割を担う旨解説されております。この地方自治法の本旨を鑑みれば、3月定例会での市長の言動は二代表制の議会の独立性を脅かすものではなかったか、強く指摘したいと思いません。

次の質問に移ります。次はですね、施設の維持管理について。宮古島市には多くの公共施設がありますが、少なからず施設の維持管理に問題があるように思われます。先日も前里光健議員が宮原水辺公園の木製階段について質問していました。また、以前起きました川満漁港の遊歩道事故にも施設の維持管理の問題があらわれているのかなというふうに考えます。そこで、幾つかの施設の維持管理について伺います。

まず、東平安名崎公園ですけども、草は伸び放題で、それからあずまやもですね、取り壊されていて、残っているあずまやも4カ所ほどですかね、あるんですけども、立入禁止というふうになっています。東平安名崎公園の維持管理の取り組み状況と、それから予算措置をわかれば教えていただきたいと思いません。

◎建設部長（下地康教君）

東平安名崎公園の維持管理に関するご質問にお答えいたします。

同公園の維持管理につきましては、平成30年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき整備を進めて

きております。今年度は、沖縄振興公共投資交付金事業で休憩施設、現在取り壊してある休憩施設でございますけれども、それを整備いたします。また、環境整備につきましては沖縄振興特別推進市町村交付金、これ一括交付金事業ですけれども、それを活用し、公園内の除草及びごみ拾いの清掃等を委託業務で行っております。

◎國仲昌二君

今の説明では、補助事業を導入して整備しているということですが、その以前ですね、事業を入れる以前あるいはこの事業を入れて整備した以降についての維持管理の体制というんですかね、あるいは平成30年度に事業が導入されたというんですけど、それ以前の例えば平成28年度までの維持管理の体制であるとか、予算であるとかというのはわかりますかね、教えてください。

◎建設部長（下地康教君）

以前の体制につきましては詳しい予算構成は今資料手元にありませんので、答えられないんですけども、これはぜひというのであれば後ほど資料を提供したいというふうに考えております。それとですね、以前の管理方法に関してはいろいろな課題があったということで、今の管理方法になっております。それとですね、もう一つ、補助事業のあり方がですね、長寿命化という考え方に基きまして、つまり現在施設を管理をする、要するに施設台帳といいますか、施設のデータですね、それをしっかり管理をして、それで点検をしてですね、評価をして、その後に手を入れて、事業費が必要であるというような計画書をつくることによって補助事業が適用されるというような今補助体制になっておりますので、平成30年度からはそういった長寿命化計画に基づいて点検を行い、それに必要な事業費を補助事業として要求していくというようなスタイルになってございます。

◎國仲昌二君

私が聞きたかったのは、補助事業を入れる前あるいは入れた後にどういうふうな管理体制かなというのが聞きたいんですけども、次に移ります。

次、植物園ですね。私は時々植物園をウォーキングするんですけども、遊歩道ですけども、これは5年ぐらい前ですか、完成してすぐアスファルトに割れ目があるということで指摘されたかと思いますが、それについては今もそのまま残っています。それから、展望台ですけども、何回か行ったんですけども、暴れ放題で、とても上れるような状態ではなかったと。最近ですね、通告を出した後に行ってみたらきれいに掃除はされておりました。私はふだんからどういう維持管理をする体制になっているかというのが気になるんですけども、この事業はたしか平成26年度の事業だったかなと思います。事業費も総事業費で1億円以上かかっているんじゃないかなと思うんですけども、それがわずか5年でですね、このような状況、このような管理状態というのは非常に寂しいし、問題があると思いますので、その管理の取り組み状況ですね、について教えてください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

私からは、植物園の遊歩道に関してお答えします。

植物園の遊歩道につきましては、平成26年度に整備を完了し、その後遊歩道の路面にひび割れ等が確認され、平成27年度にその原因について調査を行いました。調査の結果、ひび割れ等の根本的な原因を解明するに至りませんでした。同年度に当該ひび割れ箇所等の補修を行い、経過観察を行うことになりました。

た。現在の状況としましては、一部で新たなひび割れが確認されていましたが、調査当時の状況とほぼ変わらない状況にあり、利用者には支障はないものと考えております。今後の対応といたしまして、定期的に現場の状況を確認し、補修等の必要があれば対応を行っていきたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

植物園の展望台に関する維持管理でございますけれども、基本的に都市計画課のほうで管理をしております。都市計画課のほうは、いろいろな公園がございますので、その公園を順次ですね、状況を見ながら清掃をしていっています。なので、定期的にとということではございませんけれども、いろいろなご意見等々がありましたらですね、現場に駆けつけて清掃していくという状況でございます。

◎國仲昌二君

アスファルトのひび割れは支障がないというんですけども、これは完成してすぐそういった状況が起きたので、それはきちんと対応するということがあったんですけども、それがそのままです。それとですね、あと遊歩道全体、あそこは階段があって、ずっと上のほうに周回するようなところがあるんですけど、あそこの歩道がですね、雨が降ったときに物すごく滑るんですよ。階段も。ですから、あの辺もう一度ちょっと確認したらどうかなというふうに、これは指摘ですけどね、わかりました。

じゃ、次、市民球場のほうに質問行きたいと思います。市民球場は、以前からですね、指摘されていたフェンスラバーですか、先日見に行ったら3塁側からレフト側にかけては修繕はされているんですけど、センター側から1塁側、ちょっと近づいてみるとですね、修繕じゃなくてカバーをかけただけというような状況ですね。それで、びっくりしたのはフェンス沿いにある側溝ですかね、外野のほう以前から残っているのについてはラバーがついていて、スパイクで走っても問題ないと思うんですけど、それ以外の部分、1塁側とか3塁側あるいはレフト側の部分とかですね、コンクリート打ちっ放しの側溝がフェンス沿いにずっと続いているんですよ。段差も一部には見えます。こんな状態で野球場を使ったら、フェンス沿いに打球が上がったら間違いなくけがをするというふうに思いますけれども、最近新聞に沖縄にプロ野球球団をとということで、宮古島市が準本拠地にとの報道もありましたけれども、こんな野球場だと完全にアウトでしょう。そういう状況ですけども、この野球場の維持管理の取り組み状況は、教育委員会ですかね、よろしくをお願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

今年度4月から指定管理者である宮古島市スポーツ協会へ総合体育館、陸上競技場、市民球場、多目的前福運動場、多目的屋内運動場の5つの施設の指定管理を委託しております。國仲昌二議員ご質問の市民球場の維持管理について、宮古島市体育施設の指定管理に関する年度協定において、指定管理者である宮古島市スポーツ協会に5つの施設の管理運営委託として年額5,200万円の予算で委託しており、その予算に市民球場の維持管理費も含まれております。維持管理に関する職員の取り組み体制としては、委託している全施設を管理する職員として専務理事1人、事務職員4人、陸上競技場常駐職員1人、作業員3人の合計9人で全施設の維持管理を行っております。

◎國仲昌二君

今維持管理費として5,200万円という金額が出てきたんですけど、これは維持補修費だけで5,200万円、委託しているということによろしいですかね。

◎生涯学習部長（下地 明君）

これは、修繕とか補修だけじゃなくて、5つの施設全体の維持管理ということになって、宮古島市スポーツ協会の報酬とかそういうのも皆入っております。

◎國仲昌二君

人件費というか、そういったのも全部含めての5,200万円の中で指定管理を委託しているということによるわけですね。

それじゃ、次に行きます。トゥリバーのですね、防波堤の状況も非常に大変だということ、見苦しいという部分があつてですね、階段もずっと、私もたまにウォーキング行きますので、1年以上前からですかね、階段の草が3分の2ぐらい、木というか、草というかが覆っていて、これも最近行ったらみんな刈り取られてきれいになっていたんですけども、通告のおかげかなと思っているんですけど、防波堤のフェンスもですね、ずっとさびて、中にはないところはロープでやっているような状況があるんですけども、ここについてもちょっと維持管理の状況を教えてください。

◎建設部長（下地康教君）

トゥリバー地区の、これは埋立地のですね、先端といいますか、海浜Ⅱの先端部分だというふうに理解しておりますけれども、ご指摘の護岸周辺のフェンスにつきましては今年度転落防止柵改修工事を行います。既に入札依頼は行っており、10月31日までの工期で発注する予定となっております。また、駐車場から護岸へ上る階段の雑草につきましては、清掃管理をしているというところでございます。

◎國仲昌二君

今私4つの施設の維持管理について質問してきましたけれども、一部は一括交付金入れるとかいうことで、改修工事というんですかね、行うということですが、全体的に見ると、やっぱり継続的にきちんと管理されているかという、なかなかそうじゃない施設がかなり多く見受けられる。これは予算が不足しているのか、あるいは維持管理体制ができていないのかといういずれかだと思っておりますけれども、これもちょっと後でまたその辺についての指摘しますけれども、そういうことかなということと理解しました。

それでは次にですね、今後建設が予定されている大型公共施設の今後の見通しについて伺いたいと思います。いろいろこれまでも出てきてはいますが、まず伊良部野球場のほうはどういう見込みになっているのか、事業費なども含めて教えてください。

◎建設部長（下地康教君）

伊良部野球場のご質問にお答えいたします。

これは、平成の森公園野球場を再整備をして活用する事業でございます。平成30年度から実施設計を行っております。事業年度は平成30年度から令和3年度までで、メインスタジアム、これは現在ある野球場の再整備を行います。事業費は、債務負担行為を設定しております、16億円を計上しています。今後施設計画として屋内練習場、サブグラウンド、ブルペン等を整備する計画で、それにつきましては関係機関と協議を進めている最中でございます。事業費はですね、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用していきます。補助率が3分の2というふうになってございます。

◎國仲昌二君



それでは、総合博物館についてお願いします。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

新たに建設いたします宮古島市総合博物館の整備計画についてお答えいたします。

新総合博物館につきましては、平成29年度におきまして基本構想並びに基本計画を策定いたしました。これを踏まえまして、今年度は用地選定委員会を設けまして建設用地の選定を行い、来年度の令和2年度に用地を取得する運びでございます。その後、令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計、そして令和5年度に工事に着手しまして、2年後の令和7年度にオープンする計画でございます。事業費は約30億円程度を予定しておりまして、補助メニューはまだ決まっておりませんが、高率補助事業などを活用したいと考えております。

◎國仲昌二君

それでは、総合体育館についてはいかがでしょうか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

総合体育館につきましては、今年度に改修事業の実実施設計委託料として3,524万8,000円を計上しております。年度内に設計委託業務を発注し、工事費の積算を行い、工事費を確定し、令和2年度以降の着工に向け取り組む予定としております。今後の予定といたしましては、設計委託と並行して補助金の適用も視野に取り組む予定としております。

◎國仲昌二君

次は、ごみの最終処分場、これは関連しますかね、し尿等処理施設もし関連するのであればお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

まず、最終処分場につきましては、平成30年度の調査で残容量が36%となっております。平成30年度時点での処分場搬入から推計しますと、7年程度で残容量が超過することが見込まれております。ただ、リサイクル施設の稼働によって処分場への搬入量が減少しております。残容量の調査につきましては、今年度も調査を入れておりますので、平成30年度の調査結果、それから今年度の調査結果を比較することで正確な残容量が推計できるものと考えておりますので、これによってスケジュールは作成してまいりたいと思います。今年度最終処分場施設整備基本構想を策定するという予定になっておりますので、この中で建設スケジュール、事業費、補助メニュー等を検討していくことになります。ちなみに、現在野田、それから川満に最終処分場がございますが、両方合わせますと事業費は18億円程度になっております。

次に、し尿処理施設についてお答えいたします。今年度策定予定のし尿等処理施設整備基本計画で外部委員を含めた検討委員会を立ち上げて、し尿処理方針、施設規模、建設場所、補助メニュー等の施設整備手法を検討することになっております。施設の種類や規模によって事業費も大きく違ってきますので、現段階で具体的な事業費等についてお答えすることはできません。早期の事業着手を図り、5年から6年程度で完成を目指していきたいと思っております。昨年度策定いたしました宮古島市し尿等処理施設整備基本構想の中では、下水道投入施設、これは1日当たり40キロリットルから30キロリットルの搬入施設規模で、事業費は概算で15億円から20億円程度、それから汚泥再処理センター、これも同じく1日当たり40キロリットルから30キロリットル程度の施設になりますと、事業費が概算で30億円から35億円程度というふうに見

込まれております。補助メニューにつきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金、それから防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金などが予定としては挙がっております。

#### ◎國仲昌二君

ありがとうございました。やはりかなり大きい事業費の公共施設も次々と計画されているということで、これについてはまた後でお話はしたいと思います。

次に、宮古島市の財政について伺います。この財政についての中、ちょっと順番変えましてですね、2019年度の当初予算についてから先に伺いますので、よろしく申し上げます。宮古島市の今年度の当初予算は約400億円ですね。お隣の比較的宮古島市と同規模の石垣市は約320億円で、80億円程度の開きがあります。この差額の主な要因というのは何なのかというのを性質別の内訳で教えていただきたいと思います。

#### ◎総務部長（宮国高宣君）

宮古島市と石垣市の当初予算のですね、開きということでございます。2019年度当初予算において比較的人口規模の類似している石垣市との一般会計予算総額の差異の要因ですが、石垣市と本市との2019年度当初予算を比較しますと、約85億円となっております。歳入での比較から申し上げます。歳入において本市が石垣市を上回っている主な費目として、県支出金が約23億円、地方交付税が約48億円で、そのうち普通交付税で約42億3,000万円、特別交付税で約5億7,000万円、繰入金は約15億2,000万円、そのうちその他特定目的基金繰入金が約16億5,000万円ほど上回っておりますが、財政調整基金繰入金は約8,000万円、減債基金繰入金は約5,000万円下回っております。その他、地方債が約4億5,000万円上回っております。国庫支出金は、約11億7,000万円石垣市を下回っております。歳出では、性質別に見ますと、人件費が約11億円、物件費が約28億円、繰出金が約7億2,000万円、公債費が約19億4,000万円、普通建設費が約29億2,000万円石垣市を上回り、維持補修費では約9億6,000万円石垣市を下回っております。歳出の目的別に見ますと、総務費で約42億7,000万円、農林水産業費で約25億9,000万円、消防費で1億8,000万円、教育費で約10億3,000万円上回っております。衛生費で約3億9,000万円、商工費で約1億6,000万円、土木費で7億8,000万円下回っております。

#### ◎國仲昌二君

ありがとうございます。実はこれ財政課のほうから歳出のほうの性質別の資料をもらってですね、ちょっと自分なりに比較してみました。ざっくりと大まかに分析すると、宮古島市が石垣市を上回っている経費というのがまず人件費ですね、約10億円、これは職員数の差ですかね。物件費、これが約30億円、公債費、公債費というのは借金返済ですけども、これが約20億円、かなり大きいですね。そして、普通建設事業費、いわゆる公共施設の建設ですね、事業費で約30億円、この4費目で大体90億円上回っているんですね。職員の給料なんかで約10億円上回って、借金返済は20億円ぐらい多いと。公共施設の建設費が30億円ぐらい多いと。その他で30億円ぐらい多いというふうな予算編成になっています。ところがですね、石垣市を下回っている費目もあるんですね。それが維持補修費です。私がさっきからしつこく維持管理について質問している維持補修費。石垣市は10億円余りですね、計上しているんですけど、宮古島市はわずか6,500万円、15分の1以下になっているんですね。

先ほど私4つぐらいですか、公共施設の維持管理についても質問しました。また、今後大型公共施設がどれぐらいあるかという予定の話も聞きました。ただ、今石垣市と比較した予算計上を見るとですね、宮

古島市は新たに施設をつくってもその維持管理費についてはほとんど考慮されていないような予算編成をしていることになりませんか。今ある施設、それすら満足に維持管理できていないのに、例えば先ほど私出したんですけども、市民球場もさっき言ったような危険な状態のような補修のやり方しかできていないと。そうなってくると、また新しく伊良部島に野球場をつくったとしても維持管理大丈夫なのかというふうに考えます。いろいろ施設はあって、1つだけ特徴的な球場の比較をしているんですけども、伊良部島に野球場をつくるということよりも、例えば雨漏りが指摘されている学校の体育館などですね、ああいったところなんかは考慮したらどうかというふうには私は考えますね。新たに公共施設を建設する、必要なものもありますよ。でも、それよりもまず今ある施設をどうやって適正に管理して、効率的に有効利用していくか、これを優先的に考えることが宮古島市が今やるべきことではないかなとこの資料を見て思いましたので、そこを指摘して次に移ります。

次は、戻りましてですね、同じ宮古島市の財政について、大型事業後の元利償還金の推移について伺います。宮古島市では、この5年ほどの間に次々と大型公共施設が計画され、建設されています。1つはスポーツ観光交流拠点施設、2つ目に一般廃棄物処理施設、それからリサイクルセンター、リサイクルプラザ、宮古島市未来創造センター、総合庁舎、伊良部野球場、これ今現在建設中あるいはいろいろ進められている7つの大型施設ですけれども、これだけの事業費がかかるということは、それだけ借金もですね、かなりの額になるんじゃないかということで、この事業が終わった後にどんなふうな元利償還、いわゆる借金返済になるのかがちょっと気になります。そこでですね、この7つの大型事業の事業後のですね、元利償還金、いわゆる借金返済ですね、の推移についてちょっと伺いたいですけれども、この7つの事業の返済が今年度どうなっているか。これピークとなる見込みが2022年度というふうに伺っていますので、そのときの元利償還金、これは7施設トータルでいいですので、教えていただきたいと思えます。

◎総務部長（宮国高宣君）

7つの事業に係る元利償還金の試算です。2019年度で約4億6,230万円と見込んでおります。ピークとなる2022年度は約10億9,740万円と見込んでおります。試算に当たっては、現時点で実施している事業が令和2年度までを最終年度と見込んで試算しており、事業の進捗状況に応じて借り入れる年度がですね、ずれ込んだ場合にはピークとなる年度も変化することが想定されますので、申し添えておきます。

◎國仲昌二君

今年度は4億6,000万円程度がピーク時には約11億円近くになるという説明でした。それではですね、財政指標というんですかね、実質公債費比率というのがありますけれども、これのピークとなる年度、それから率をですね、教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

財政健全化指標の一つであります実質公債比率の試算は、ピークとなる年度を令和5年度で11.9%と試算しております。これも先ほど述べたとおり、事業の進捗状況に応じて借り入れる年度がずれ込んだ場合にはピークとなる年度も変化することが想定されますので、申し添えておきます。

それと、先ほどのですね、石垣市との維持補修費が非常に少ないということについて一言だけ。市町村によっては大規模な改修等については普通建設費として捉えているケースもあり、石垣市において大規模な修繕についてどのような取り扱いをしているかは確認しておりませんが、宮古島市では大規模な維持に

係る改修は普通建設費として捉えておりますので、申し添えておきます。

#### ◎國仲昌二君

当初予算での比較で維持補修費は単純に比較できないよという指摘でしたけれども、ただ現状としてですね、宮古島の施設が維持管理が非常に問題があるという指摘だけは私のほうもさせていただきたいと思っております。

今実質公債比率についても教えていただきました。これも資料をもらいましたので、それをもとにして私なりにちょっとお話ししたいと思いますけれども、この7事業ですね、かなり大きい事業でこれ7つで300億円の総事業費なんですね。かなり大型事業が続いているということですけども、これがさっき説明ありましたように今年度元利償還は7億6,000万円ですけども、3年後には10億円を超えると。その後そのまま横ばいで推移していくこととなります。ピークと説明している2022年度のトータルのですね、全体の借金返済の額は45億円ですから、この7事業だけで約4分の1を占めることとなります。それから、先ほど説明があった実質公債比率ですね、これは2023年度が11.9%がピークで、その後は下がっていくことになるという見込みであります。借金残高ですね、起債残高、これは2020年度、ですから来年度末の450億円をピークにして年間20億円程度下がって行って、10年後には約150億円減の300億円程度になるという見込みがこの私がもらった資料です。

ただですね、この見込み、私はすごく見通しが甘くないかなと。さっき新しい事業をですね、計画しているのを聞いたんですけども、伊良部野球場、それから総合博物館も30億円程度、最終処分場も18億円程度、し尿処理施設も30億円から35億円程度、多くてですね、総合博物館も補助事業を導入しようとして検討をしていると、こういった事業が入ってくる。今私が示したの以外にも今定例会でまた一般質問で出てきたのが城辺庁舎跡の福祉施設もありますね。それから、伊良部大橋のたもとの橋詰広場ですか、向こうでも大型施設の計画がある。そういうのは、あと港湾特別会計ですけども、平良港総合物流センターにC I Qの施設もあるという、これは特別会計ですけども、これも市の借金に変わりはない。今計画しているような事業を控えていて、それで特にごみ処理関係とかはやらなくちゃいけないような事業がある中でですね、本当にこの見込みのように毎年20億円ずつ残高が減って行って、それから元利償還金も減っていくのか、実質公債比率も減っていくのかというのが私はどうしても思えないんですよ。

私は、3月定例会で市が以前に公表した財政計画をですね、取り上げて、平成31年度の予算額を比較してみたということで指摘したんですけども、普通建設事業費で計画より35億円ふえていますよ、物件費が25億円ふえていますよ、それから市債、いわゆる借金ですね、が18億円ふえていますよということで、計画との整合性がないんじゃないかというふうに指摘したんですけども、この財政の見通しもこれと同じじゃないかなというふうに私は指摘したいと。見込みについてはですね、もっと厳しく見込んで見通しを立てるべきじゃないかなと思います。

3月定例会で計画と余りにも大きい乖離ということで指摘したら、毎年予算編成でローリングしているんだということだったので、それを出してくれということでもらったらですね、これ今ある中期財政計画というのは来年度までしかないんですね、計画が。ですから、結局資料をもらってもよくわからない資料になっていました。これだけの大型事業がまた計画されている。過去5年間でもこれだけの300億円を超えるような大型施設をつくってきたというのがあるんであればですね、ぜひ早目に10年後、5年後までで

もいいですよ。そういったきちんと財政計画を市民に公表してですね、今市の状況はこうだ、だから大丈夫だ、あるいはだから厳しいんだというような議論をですね、ぜひ市民の皆さんに公表して議論を深めていただきたいというのを要望したいと思います。

次に移ります。宮古島市の組織についてですね、伺います。宮古島市の組織の職制には部長、課長、係長などがあります。その中で次長または調整官といった役職は、上司の命を受けて特に命ぜられた事務を、特命事項ということですね、担当するということが定められています。そこで、伺いますけれども、次長の部分は飛ばしまして、市全体ですね、調整官の数について、平成25年度からの推移を教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

平成25年度から今年度までの7年間の推移でございます。調整官の数でございます。平成25年度44人、平成26年度69人、平成27年度73人、平成28年度61人、平成29年度75人、平成30年度78人、今年度87人となっております。

◎國仲昌二君

平成31年度は87人ですか、86人ですか。

（「7」の声あり）

◎國仲昌二君

私がもらった資料は86人だったんで。ちょっと時間がないので、急ぎますけれども、平成25年度には44名だったんですね、調整官。先ほども言ったんですけども、調整官とはいわゆる上司の命を受けて特に命ぜられた事務ということで、特命事項を担当する職制ですね。そういう特命事項を担当するのが44名というのも多いかと思いますが、今年度は87名ということでびっくりしております。特命事項が87事務もあるとはちょっと考えられませんが、これは端的に伺いたいですけれども、調整官に昇格することによって期末手当の加算率が加わるのか、また特別昇給があるのかどうか、これは別に細かい数字はいいです。そういうのが発生するかどうかだけを教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

調整官の昇任に伴う期末手当加算率が1%アップになり、年間で約6,400円程度の増額となります。先ほどの87人が多いという話でございましたけど、今年度は、今女性の地位もですね、向上させないといけない部分がございます、女性の職員をですね、多目に係長、係長補佐、課長という形で段階的にとっていかないとなかなか人材もですね、育たない部分がありますので、今年度はそういう狙いのもとで登用しております。

◎國仲昌二君

いろいろ理由があるということですが、やはり87名というのは多いんじゃないかなというのが私の印象です。

ちょっと時間がないので、進みます。次に、沖縄振興特定事業推進費について、これは質問ではなくて、通告では検討しているのかという質問ですけども、質問じゃなくて、私は提案ということだと思います。この事業については、何名かの議員も質問していますが、今年度から制度化された新たな制度で、主に突発的な財政の捻出が困難な市町村に直接配分するという補助金ですね。私も総務財政委員会の視察で内閣府の担当者から説明を聞いたんですが、新たな制度だけにですね、内閣府の担当も現場の知恵

をどんどん出してくれ、具体的なアイデアをどんどん出してくれということでした。そこでですね、私が今考えているのが宮古島市でタイムリーな課題について適用できないかということで、何名かの議員からも出ているように、今いわゆるバブルと言われる宮古島市ですね、家賃高騰に見られるように市民生活に大きく影響が出て、若い人たちも島を出るといった話も出ているというふうな、そういった話が出ている中でですね、そういう状況に対応できる何らかの活用が検討できないかということですね。今の宮古島の状況というのは、伊良部大橋、これは国の事業です。これの開通が端緒になっていること、それから通常では予測できないような、例えば土地の高騰ですね、500倍とも言われるような土地の高騰あるいは建設ラッシュ、こういったのはですね、まさに予測を超えた突発的と言ってもいい状況ではないかなという、そういうことを踏まえて、内閣府の担当者と協議する意義は大いにあるんじゃないかなと思います。今の状況は民間のことだからというのでなかなか難しい。行政としては、弁護士を紹介する、あるいは消費者センターでの対応ということを行っていますけれども、もっと踏み込んでですね、検討できないかなというのが私の考えです。やっぱり今この状況を打破するためにこの補助金を活用するというのは宮古島市職員の知恵の出どころ、腕の見せどころではないかなというふうに考えます。ぜひ内閣府の担当者としてですね、協議してもらって、この制度を宮古島市が牽引者となってですね、県内のほかの市町村をリードするように期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは最後にですね、私見をといたしますか、当局に対してですね、苦言といたしますかね、ちょっと意見を述べたいと思います。先日配付された第2次宮古島市観光振興基本計画ですね、これを読みまして、また濱元雅浩議員との一般質問でのやりとりを聞いていましてですね、この計画の中に本当に市として魂が入っているのかという疑問が湧いてきました。第2次とうたっているのに、第1次からレベルアップはしているんですけども、何がレベルアップしているのかと。一般質問聞いていますと、市民主体による観光まちづくり、あるいは観光と農業、水産、地場産業との連携ということで具体的な取り組みについて質問していたんですけども、答弁がこれまで繰り返してきた計画や指針でうたわれていたことしか答弁できないということで、これまで行ってきた域を超えていないんじゃないかということで指摘を受けていました。計画の中に推進する、あるいは検討を行うという表現が出てきます。ここまで来たら具体的に何をどのように推進して、何をどのように検討していくのかということまで踏み込んでいってほしいなというのをあの一般質問のやりとりを見ながら聞いていました。

さらに驚くべきことは、住民のアンケートの結果ですね、観光関連産業に対するよい印象を持っている住民というのは16.9%しかいない。市民との連携がややよいと考えている住民は10.3%しかいない。観光関連産業と農業との連携をよいとする住民は14.2%、漁業との連携は13.6%と。本当これ絶望的というか、残念な結果ですよ。ただ、このことを一般質問で指摘されても当局に危機感が感じられないんですね。この計画の中では市民主体による観光まちづくりというのを強調しているんですけども、このアンケートの結果が正しければこんな計画どころではないと思うんですよ。何でこのような結果が出たのか、どのような調査方法だったか、調査対象はどういった住民なのか、そういったところまできちんと分析して取り組まないで計画どころではないんじゃないかなというふうに危機感を持ちました。市民全体ではもちろん、議会ももちろんですけども、全体を取り込んでですね、今後この計画に取り組むことが必要かと考えますので、職員の皆さんの今後のご奮闘を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

しばらく休憩し、3時50分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時35分）

再開します。

（再開＝午後3時50分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎山里雅彦君

質問の前に、先ほど午後一番の眞榮城徳彦議員もちよっと私見をですね、県紙の報道の捉え方みたいな形で話をしておりました。私もですね、3月定例会から今定例会に至るまでの議会対応といいますか、議会の改革について少し私見を述べたいと思います。

今定例会も6月13日から始まりまして、議案上程、質疑、委員会等、そしてきょう一般質問最終日です。その間やはり宮古島の行政運営、市政運営に対する事業であり、条例改正であり、もろもろの必要な宮古島の議論をしてきました。その中で今定例会冒頭でもありました。3月定例会からの上里樹議員の発言をめぐる先ほど國仲昌二議員も話をされておりましたが、そういった意味では3月定例会、なぜこのようなことが起きたのかということですね、みんなで少しここで考えてみたいと思います。

発端は、自衛隊の隊舎に車両を搬入する港湾施設での出来事がスタートだったというふうに思っております。その中で上里樹議員は自分の考えを一般質問の中で述べました。その中でですね、市長は市長なりにその述べたことに対していろんな動きもありましたが、私は冷静な判断で見るとですね、どっちもどっちだというふうに思っておりましたが、今定例会においても野党議員の皆さんはやはり二元代表制の話をしておりました。議員と市長は同じ選良であって対等だという話をしておりました。それであつたらですね、今回の上里樹議員の発言をめぐる市長、また議会の対応もですね、私はこう考えるんですよ。上里樹議員の発言に対して市長がもし反問権があれば、その場で私は解決できたんじゃないかというふうに思っております。市長と議員が対等であれば、私は今のこの宮古島の中では一方通行で、議員の立場が少し強いのかなというふうに私は逆に感じております。そういう意味では、これからはないとは限りません。そういったもろもろのことをこれからも議会で審議していくためには、私はですね、今回の件を教訓として、ぜひ反問権市長にも、これもでも5市町村が合併して、いろんな場面で議会の議員の間で反問権については議論がありました。議会改革もされてですね、議会改革は1回やったから、終わりじゃないんですよ。これ一つ一つやっていって、どうすれば宮古島市を建設的に前へ進めていけるかということが私は大事だと思っておりますので、今回の上里樹議員の発言をめぐることにしましてはですね、ぜひ議員の皆さんにもですね、考えてもらって、ぜひ反問権についてですね、上里樹議員、議論の行き違いというのをみんな感じているんですよ、お互いの立場で。立場の相違もありますが、だから、そういう意味ではそれを正して、國仲昌二議員も、議論していきましょうという話をしておりましたが、賛成、反対だけじゃな

くて、相手の意見を聞くということが大事だということをお話しておりましたので、ぜひですね、そういうものを前提に議会が前面に出すことによって、私はこれからの宮古島の議会の活性化というのがもっともよくなっていくんじゃないかというふうに思っております。どうですか、議員の皆さん。そういう意味ではですね、ぜひこれからの全員協議会であり、議会運営委員会であり、話をしていればどうかというふうに思っておりますが、そのことがそういう議論を長引かすことがない一つの要因だというふうに思っております。

次にですね、もう一点だけ。今定例会冒頭でも懲罰委員会の報告を受けました。拒否をして上里樹議員は懲罰委員会の結果には従いませんでした。そういう流れがあつてですね、3月定例会から今定例会に至るまで費用対効果といいますか、費用がかかっているんですね、そういう意味では、人的費用。かかっているでしょう、人的費用。報告書もつくりたくないかんじ。そういった意味では、私はですね、懲罰委員会の結果には反対しましたが、謝罪はしませんでした、謝罪じゃなくしてですね、3月定例会からそういった一連の流れを経て、職員もそう、議員もそう、そういった流れをつくって懲罰委員会をつくった。謝罪じゃなくてですね、今定例会に至るまでこの案件が延びたということは、市にとってですね、費用対効果も何もないんですよ。費用しかないんですよ。そういう意味では、上里樹議員のこと以外でもですね、もし今後もそういうことがあるようであれば、謝罪じゃなくしてですね、何がしかの形で市民に対して議会で、職員に対してもそうです。議会がしっかり個人がそうだったと意思を示すことが私は大事だと思いますが、別に上里樹議員だけじゃないですよ。そういった意味では、混乱させたということは、これは議会にあるまじき私は行為だと思いますので、これからお互い戒めるためにはぜひ、3月定例会から今定例会まで延びて、そうやって議会の対応が、また費用だけ、効果がなく、あつたということですね、私は議員我々もちょっと考えるべきだというふうに思っておりますので、上里樹議員、何か一言ありますか。

◎議長（佐久本洋介君）

質問に入ってください。

◎山里雅彦君

そういうことで、眞榮城徳彦議員も県紙の報道を取り上げ熱く話をしておりましたので、私もちょっと熱くなりましたが、それでは質問を行います。

まずですね、市長の政治姿勢についてであります、6点ほど通告しておりますが、まず、来年7月24日に開会式を迎える東京オリンピック2020聖火リレーについてお伺いします。本市で初めてオリンピックの聖火リレーが行われるという発表が今日1日、東京オリンピック組織委員会からありました。宮古島で初めての聖火リレーということで、議員の皆さんも関心を持って質問するのかなと思って、質問最後でありますので、割愛しておこうかなと思いましたが、ありませんでしたので、私はしっかり取り上げていきたいと思っております。

県紙のほう、琉球新報に載っております、紹介したいと思っております。2020年東京オリンピック・パラリンピック組織委員会は1日、来年3月26日から47都道府県をめぐる五輪聖火リレーのルート概要を発表しました。沖縄は、5月2日から3日の日程で離島を含めた県内14市町村、12区間をめぐるという予定であります。そこで、お伺いしますが、聖火リレーのですね、本市における事業計画、内容説明をまずお伺いしたいと思っております。よろしくお祈りいたします。



◎市長（下地敏彦君）

私も県内の聖火リレーのどこをどう回るかという委員会の委員を今やっているところです。聖火リレーは、2020年3月26日に福島県を出発し、全国各地をリレーし、7月24日、オリンピックの開会式で聖火台に点火されることになっております。沖縄県内では那覇市の首里城公園を出発し、糸満市の平和祈念公園を終着点として、2020年5月2日から3日にかけて聖火リレーが行われます。宮古島市は、5月3日に実施される予定となっております。詳細については東京2020組織委員会で調整中となっております。詳細については後日公表されると聞いておりますが、宮古島市では平良庁舎を起点に宮古事務所を終点とする、この方向で調整が行われているところです。

◎山里雅彦君

市長、いろんな聖火リレーの各市町村でイベントをやるそうですね。聖火ランナーの最終到着地点の名護市と糸満市では、聖火を披露するイベント、セレブレーションというんですか、行われるということだそうであります。通過する全市町村でもやるという話は県のほうで発表されておりますが、まず市長、どんなふうなイベントになるのかな、かじりでもいいですから、もし答えられればぜひよろしく願います。

◎市長（下地敏彦君）

今申し上げましたとおり大まかなコースは決まりました。最初の平良庁舎でやるか、最後の宮古事務所で行うか、どちらがいいかというふうなことをこれから検討していくという形になります。

◎山里雅彦君

聖火の出発式の後ですね、1区間当たり宮古島の場合でも大体13人程度の走者が1人当たり200メートル程度ということですが、オリンピックのいろんなところでランナー募集したり、もう決定したところもあります。宮古島市はそこら辺まだ予定はされていないんですか。

◎市長（下地敏彦君）

大体200メートルから300メートルを1区間としてやるというぐらいまでなんです。具体的に何区間と決まったら、ではどういう形でランナーを配置するかという形になりますが、これは公表された後という形になります。

◎山里雅彦君

その聖火リレーなんですが、前回の東京オリンピック、1964年の開催時にはですね、いろんなところでこの聖火に関係する碑が建てられました、各都道府県、市町村に。それでですね、我々宮古島市にも、市民の声がありましたので、聖火リレーの記念碑を設置してですね、身近にオリンピックを感じたり、またいろんなイベント等将来に向けて、必要ではないかという声もありました。この聖火リレーの碑を建てるにはどういう思いがあるのか聞かせてください。

◎市長（下地敏彦君）

記念碑を建立するかどうかということは、まだ検討しておりません。今そういうのをやったらどうかというご提案ですけども、それも宮古島のですね、関係者の意見を聞いて、じゃどこにするのかと、資金はどうするんだというのも含めて少し論議をしてみたいと思います。

◎山里雅彦君

市長、まさしくそのとおりだと私も思っております。でもですね、ぜひ市長、これは記念碑を建てた地域のいろんなイベントの中で、本当に聖火ランナーになった人、聖火の碑があるところとないところでは非常にオリンピックに対する取り組みと違いますかね、違うように今報道されております。ぜひですね、市長、聖火リレーの記念碑をですね、つくっていただきたい。市でつくるのか、期成会つくってつくるのか、ぜひですね、私もそういうふうに思っております。

市長が場所の話もしていましたが、私もですね、私なりにゆうべ一睡もしないで、寝ないで4カ所ぐらい考えてきました。ちょっと提案したいと思います。まずはですね、総合グラウンド、総合体育館周辺、1点目。4つぐらい言いますから。2つ目にカママ嶺公園の周辺、3つ目にJ T A ドーム宮古島周辺、4つ目に、後ろからもありましたが、総合庁舎の新庁舎の周辺。

(議員の声あり)

#### ◎山里雅彦君

平安名崎という声もありますが、もう一つは植物園も考えたんですが、この4つぐらいでいいのかなというふうに思っております。市長、ぜひですね、このオリンピック市を挙げて盛り上げていかなければなりませんので、ぜひこの記念碑もつくるということも発表しながら、場所もある程度選定しながら、場所を選定するにはですね、選定方法も私は私なりに考えてきましたので、提案したいと思います。市で場所選定委員会もしくはパブリックコメント、市民の意見等も大事であります、私はですね、宮古島の小中学校の子供たちが私が言ったこの4点で投票するのはどうかなと思っているんですが、ぜひ提案したいと思いますので、教育長、これもやっぱり将来の子供たちがオリンピックに対して身近に感じ、将来選手が出るかもしれませんからね、そういうことでも教育関係でも必要かなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。余りこればかりやると時間がなくなりますので、次に移りたいと思います。

次に、総合市民プール設置についてであります、これについても同僚議員も話をしておりました。この市民プールの事業計画についてはですね、前段の議員に説明がありましたので、1点だけ質問したいと思いますが、この市民プールの事業計画について、今後市はこの管理運営、指定管理ですね、どう考えているのかなということもありますが、その辺いかがでしょうか。

#### ◎教育長(宮國 博君)

市民プールが具体化してですね、建設をされれば、私ども宮古島市スポーツ協会という組織がございますので、ここに体育施設の指定管理をお願いしているところでございます。これはこれからの宮古島市スポーツ協会の実績を見ながら、ほかの施設も指定管理の中にどんどん入れていくというふうな方針がございます。したがって、今山里雅彦議員がおっしゃる市民プールも実現したときには指定管理の方向に考えていくのが筋だろうと考えているところです。

#### ◎山里雅彦君

教育長、場所はですね、私がここに来るとき、隣の平良敏夫議員が宮古島のクリーンセンターの横で年中使える施設としてよろしくお願ひしますということでありました。よろしくお願ひします。

次にですね、本市の各幼小中学校のですね、1年間の子供たちのプールの利用状況と各学校のですね、維持管理について説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ◎教育部長(下地信男君)

学校プールの利用状況ということでございます。学校水泳プール、主に5月から7月にかけて幼稚園、小学校、中学校で体育の授業として利用されています。幼稚園では水遊び、運動として年間平均5日間程度、小中学校では低学年の水遊び、中高学年の水泳、運動、中学校においては水泳という、これは学習指導要領に基づく学習内容となっております、年間おのおの10時間程度の授業に利用されています。そのほかに一部の学校におきましては、夏休み期間中に学校職員あるいはPTA、それからスポーツ少年団の指導者の管理のもとに、児童生徒の泳力の向上のため、あるいは健康増進のために水泳教室などを開催して利用されています。

1年間のプールの維持管理につきまして、山里雅彦議員は各学校という話でしたけれども、全体で申し上げたいと思います。プールの維持管理に係る費用としましては、まず水のろ過装置の管理委託業務、それからプールに使用する薬剤、それから水質検査の手数料等、これはいろいろ修繕、それから工事費がかかっております。それから、大きいのは光熱水費ですね、水道料です。これは平成30年の例でとりますと、年間に約4,000万円の費用を要しております。ちなみに、学校にあります学校プールは小学校で15校、中学校で5校、20校にプールが設置されている状況でございます。

#### ◎山里雅彦君

おおむね利用状況は5日から10時間程度ということでありますね。20校で約4,000万円ということは、単純計算して1校約200万円ぐらい。そういう10時間程度を利用するために200万円使うのかということも考えてですね、やっぱり私は思うんですよね。5市町村が合併して14年目でようやく総合庁舎が今建設がスタートしております。合併後、教育委員会においては教育環境の整備、子供たちのためにということで統合が進められております。教育長、何もこういう大まかなものだけじゃなくて、中のことも、統合だけが教育環境の整備ではないと思いますが、一つ一つのいろんな宮古島市の施設の整備の話もしておりますが、学校の中の一つのプールというものをとってみてもですね、やっぱり何のために合併したかということを考えながら、より専門性の高いプール、指定管理の話もしてございました。インストラクターが教える授業内容、市民も気軽に利用できるという形では、やっぱりプール建設については近いうちにやらないといけないんじゃないかなというふうに思っておりますが、最後に教育長、この点少し。

#### ◎教育長（宮國 博君）

学校の施設等々はですね、基本的には学習指導要領に示される教育課程を実践していくための施設でございます。したがって、教育課程を展開していく中において支障がなければ、必ずしも学校の中にそういう施設がなければならないということではないんです。ですから、教育課程をしっかりと先生方が展開していく最もいい方法は何かと、教育の中で費用対効果という話になってくると、極めて議論が別の問題が展開される可能性もございますけれども、しかしながらやはり費用と教育的効果というのはしっかりと議論されていかなければならない話なので、今山里雅彦議員がおっしゃるような方向性でのプールの問題をですね、私ども教育委員会と山里雅彦議員の意見の中ではほとんど一致しているというような感触を受けております。教育委員会の中で教育委員会の先生方と色々なお話ししますが、やはり私どもが市民プールの構想の中で教育課程もそこで展開していくような方法はないのかというような議論をしますと、全員の委員の先生方がそのような方向でいきましょうという、決定まではまだ至っていないけれども、そういう方向性の意見は交換されているところでございます。

時期的に早めるというふうなお話でございますけれども、大変多額の予算がかかる事業でございますね。ですから、これはですね、市のプロジェクトの計画がございますから、その中にどういう形で教育委員会からの事業を取り込んでいくかというふうなものはこれから市長部局としっかり議論しながら、できるだけ早い時期にお示しできればいいなと、こういうふうな思いはしております。

#### ◎山里雅彦君

教育長、ありがとうございます。そのとおりだと思っております。やっぱり予算というのはいつの時期にどれぐらいというのは教育委員会としても当局との調整が必要だと思っておりますが、最近オリンピック関係で見ると、直近の大会で瀬戸大也選手が400メートルメドレーで今期世界最高のタイムを出したということで新聞報道もありましたが、ぜひですね、この市民プール設置することによって宮古島市の子供たちも将来そういうことになるように教育長、早目の設置対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。内閣府の事業である沖縄振興特定事業推進費についてであります。先ほどの國仲昌二議員もありましたが、本市における取り組み状況ということでありましたが、これについては、企画政策部長、これまでは6個出したら全部切られたという話でありました。

その前に少しだけ。先月末に総務財政委員会で衆議院会館の第4会議室でですね、約3時間に及ぶ勉強会といいますかね、いろんな方々に対応していただきました。1時間目、1点目はクルーズ船のさまざまな取り組み、インバウンド効果等ということでですね、国土交通省の、栗国恒広議員も取り上げておりましたが、港湾局の担当課長が来ておりました。その中で資料もいただきました。資料は国土交通省、「我が国のクルーズ船」というタイトルありますが、いろんなものがあるんですよ。その中でたくさん勉強してきましたが、少しだけ紹介したいものがありましたので、紹介したいと思います。クルーズ船の寄港する港湾、国内のですね、2018年度にクルーズ船が寄港した港湾の数は全国で139港だそうであります。そのうち大型クルーズ船、10万トン数以上が寄港した港湾は37港だそうであります。その中で2018年度にクルーズ船の寄港回数、上位10港ということであります。下からいきますかね。10位、鹿児島港、100回、9位、隣の石垣港、107回、8位が長崎県の佐世保港、108回、7位が広島県のペラビスタマリーナ、122回、6位が神戸港、135回、5位が平良港、143回、我々の宮古島市の平良港ですね、横浜港168回、長崎港220回、那覇港243回、1位が福岡、博多港が279回ということであります。そういういろんな話も聞きながら研修しました。

そこでですね、2つ目は下地島エアポートマネジメント株式会社社長、伴野賢太郎さんから空港の施設の取り組み、今後のいろんな話も約1時間ほどしていただきました。本当にありがとうございました。

3点目のですね、3時間目といいますか、3番目には、内閣府の沖縄振興特定事業推進費の話がありました。沖縄政策担当の参事官の方が見えてですね、約1時間ほど話をしていただきまして、本当にいろんな形でいろんな流れで予算はありますよという話をしておりましたので、確かにですね、農林水産部長がサトウキビのトラッシュの件で栗国恒広議員に該当しないという話をしておりましたが、そうではないんですよ。多分勘違いしていると思うんですが、この事業にはいろんな種類がありまして、ここにこの事業のいろんな考え方とか、いろんな資料あります。その中にですね、この予算は、平成31年度予算は30億円、県を通さずに国からいただく事業ということであります。その中で、多分勘違いされていると思われるのは、いろんな項目のある中で、補助事業、補助メニューができるのとできないのがあるんですよ。

多分そういう意味での解釈だと思っていたんですが、ぜひですね、この中には、國仲昌二議員もありましたが、ちょっと紹介したいと思います。補助事業対象の考え方ということですね、沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の特殊性に起因するもの、もしくは連携する民間事業者が実施する事業等であるものとかですね、結構いろんなことが書かれているんですよ、これ。交付の目的とかですね、第2条にはいろいろあって、国が沖縄県内の市町村に対して補助金を交付することにより、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とするとあります。もろもろあるんですよ、いっぱい紹介したいんですが、この事業ですね、ぜひ当局の皆さんにはいろんな各部署で勉強会なり開いてですね、この事業に対して。30億円あるんですよ。補助率が10分の8でしたかね、非常にやってほしいというたくさんの議員、総務財政委員の皆さんもありましたが、ぜひですね、各部署でこの事業について勉強会をしていただきたい。取り組みについてですね。これについて企画政策部長はどうでしょうか。

◎企画政策部長（友利 克君）

今定例会におきましては、沖縄振興特定事業推進費の活用についてたくさんの議員の皆様から質問をいただいているところです。宮古島市が申請、提案をしました事業については、残念ながら採択に至っておりません。いずれの案件もクルーズ船、そして下地島空港の活用に関連する事業でございました。市としてもですね、この30億円の推進事業の創設を受けてですね、強い意気込みでもってヒアリングに臨んだところですけども、残念な状況でございます。これまで上げた事業も含めて、また新たな事業をですね、今後検討していくことになるわけですけども、当然全庁的な取り組みが必要になるかというふうに考えているところです。頑張ります。

◎山里雅彦君

企画政策部長、ありがとうございます。それを踏まえてですね、最後に1点だけ。農林水産部長、改めてですね、農家所得向上のためサトウキビの残渣、バカス等ですね、対策事業に沖縄振興特定事業推進費の利活用を改めてお願いしたいと思いますけど、一言お願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

農林水産業振興のために沖縄振興特定事業推進費の活用という形でいろいろな議員の方から指摘を受けております。その中で栗国恒広議員への答弁でこの事業には該当しないとの答弁をしましたが、もっと勉強してできるような体制をとるような形で叱咤激励を受けたところであります。そのことから再度ですね、いろんな視点から確認をして、その事業を活用できるかどうか取り組んでみたいと思っております。

◎山里雅彦君

次に移ります。次に、平良港臨港地区の事業計画についてであります。この件についても質問2日目に、栗国恒広議員とかぶっているのが多いな。確認しながら再質問以降で角度を変えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。市民生活を支える海上物流の拠点となる平良港総合物流センター、物流倉庫ですね、この設置事業についてまず説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎建設部長（下地康教君）

平良港総合物流センターのご質問にお答えいたします。

この物流センターの整備につきましては、今年度の実施設計を行い、令和3年度供用開始を目指してお

ります。当該物流センターは、冷凍冷蔵機能、荷さばき機能、台風など低気圧による荒天時の物資供給不足に対応するための機能を持つものでございます。施設の運営は賃貸借を予定しており、市が施設を提供し、冷凍冷蔵施設等の設備設置及び維持管理等は物流センターを利用する事業者が行うということになってございます。

◎山里雅彦君

この物流センターはですね、令和3年ということでありましたが、オープンが。そういう意味では、これまでの当局の要請、要望が実った一つの大きな案件ではないかなというふうに思っております。粟国恒広議員もこの物流センターについては、建設部長説明のように、台風災害時のスーパー、コンビニ等の品薄等に対応できるようなということで取り上げておりました。私も同感であります。

これはセンターとしては当たり前のところではありますが、那覇のほうでですね、沖縄の那覇港に物流センター5月からオープンしておりますが、ちょっと紹介したいと思います。那覇港総合物流センターは、冷凍や冷蔵、ドライなど複数の温度帯に対応しており、黒糖や生鮮食品などを保管できる、沖縄の食材を一定量ストックして、ニーズに応じて国内外へ出荷することが可能になる、センターに集約した製品のこん包などを行い、付加価値の高い貨物として出荷することも目指す、沖縄発の貨物が増加して、物流コストの削減につながり、県民や県経済にとってプラスになると期待したということであります。この施設はですね、一括交付金事業でできております。そして、公設民営方式で今しておりますが、関連してですね、北部の本部町にある本部町物流センターも見してきました。そこにもですね、中に入れてもらいましたが、島外出荷用としてですね、シークワサー等もありましたが、数多くの地元産品備蓄されておりました。本市においてもですね、やはり地元産品の島外出荷というような考えのもとですね、守りじゃなくて攻める形の農家の、下地島空港の農業的利用ゾーンもあります。そういった備蓄できる、ある程度宮古島でしかとれない時期に置いていて、また向こうでといういろんな取り組みができると思うんですね。そういう設備がまだまだですから、ぜひそういう設備のあり方もどうでしょうかね、ぜひ。その点についてどうですか。

◎建設部長（下地康教君）

物流機能の確保であったり、やはり物資の備蓄という考え方は非常に大切なことだと思います。これは、災害などにおいてもそうだと思います。しかしながら、やはりそれだけの施設を整備するということは、守るだけではなくて、やはり出すという考え方も非常に必要になってくると思います。したがって、やはり基本はいろいろな災害等、また不足に対応する設備を整えながら、それとやっぱり特産品を出していくという考え方に切りかえるということは非常に大事なことだと思いますので、その辺もいろいろと参考にしながら物事をつくっていく必要があると思います。

◎山里雅彦君

最後に1点だけ。この平良港臨港地区の事業ですね、その中でこれまで臨港地区の地区指定見直し等が去る3月定例会の後かな、できていたと思うんですが、トゥリバー地区の1,000ヘクタールとあの埋め立ての、この幾つでしたか、漲水地区の。あの改定の報告等はないんですが、県に出して、県がまだ指定していない、決定していないということですか。この辺最後に1つ。

◎建設部長（下地康教君）

今のご質問は臨港地区の都市計画の指定というご質問だと思いますけれども、まず臨港地区を指定する場合は港湾管理者の意見に基づいて都市計画の決定を行います。それで、その決定がされたらですね、県の公報によって臨港地区の指定が告知されるという形になりますので、県の公報に告知されることになると思います。

◎山里雅彦君

まだまだ県に答申して、県からの決定は来ていないということで理解していいですか。

◎建設部長（下地康教君）

都市計画審議会で決定されると県の公報に載るということですがけれども、私もそれを確認はしておりませんが、確実に公報に載ってくるというふうに考えております。

◎山里雅彦君

聞いたのはですね、実は3月定例会に準備してあったんですよ。もろもろのことがあって、今定例会でいえばあした、最終本会議のときに時間がないということで、私30分しかしなかったんで、半分以上残っていた中の1つであってですね、指定に関しては委員会からは答申されたとおりの同意や地区指定変更のですね、同意があったという話でありましたので、取り上げたんですよ。ぜひじゃこれはまた確認しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次は、福山自治会の集落環境整備要請についてであります。宮古島市葬斎場建設に伴う福山自治会の要請事項に対する取り組み状況について、まず現在の状況を説明していただきたいと思ひます。

◎農林水産部長（松原清光君）

福山自治会の集落環境整備要請についての取り組みについて答弁いたします。

要請内容9項目ありました。その中で農林水産部2項目のほうでまだできていない分がありましたので、お答えをいたします。要請事項にあった山川圃場整備地区に隣接する県道保良西里線を結ぶ農道の整備については、令和2年度採択予定のこの道路に隣接する市営ウブドウ地区土地改良事業で対応してまいります。それから、集落内街路灯の電気料の助成を市が管理することについては、ことし5月から市で対応することを自治会長と調整済みであります。

◎山里雅彦君

農林水産部長、ありがとうございます。この葬斎場建設についてはですね、市町村合併前から宮古広域圏事務組合の中で各地域で8カ所の候補地がありましたが、どの場所も、どちらもですね、地域住民の反対で断念をしております。その中での福山自治会の協力といいますかね、英断がありまして現在の葬斎場建設に至っております。合併直後は、議長もわかると思ひますが、各地域に1カ所ずつでもいいから、出してくれと各5市町村の議員にお願いした経緯も、たくさんの議員も一緒になってやる、ありました。その中での福山地域でありましたので、ぜひですね、このことはやらなければいけないと思ひますよね、しっかりと。よろしくお願ひしたい。

これはもう一点だけ、これ副市長にお願いしようかな。副市長、副市長が前回答弁してくれた福山の集会所でのトイレとか、いろんな修繕もしてくれたということでありますが、その中でですね、10年ほど前はクーラーの話もちょっとぜいたく品ということで、入れるか入れないかという話もあったという話も聞いておりますが、クーラーの話をね、自治会長がされておりました。この事業でなくても新しい事業でも

ですね、ほかの事業でもいいですから、この集会所におけるクーラー設置をお願いしたいんですが、どうでしょう、副市長。

◎副市長（長濱政治君）

クーラーの設置ということでございますけども、これ補助メニューにあるかどうか少しよくわからないんですけども、一応探してみたいと思います。

◎山里雅彦君

副市長、ぜひよろしくをお願いします。

次に移ります。漂流、漂着ごみ等環境対策についてです。自然環境、生態系、海洋汚染につながる発泡スチロール、ペットボトル等、プラスチックごみ対策、これも栗国恒広議員やっていたような気がしますが、本市の状況、取り組みについてまずお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

プラスチックごみ、漂着ごみの対策についてでございますが、宮古島市のクリーンセンターのほうで漂着ごみを回収したのについては処分をしているところでございます。クリーンセンターに搬入される発泡スチロール、プラスチックごみ等については、焼却処分をしております。きれいに分別されたペットボトルについてはリサイクルして資源化しておりますけれども、漂着ごみのペットボトルについては汚れがひどいものですから、リサイクルができずに、焼却処分という形になっております。それから、海岸の漂着ごみにつきましては、その海岸の管理者が対応するというようになっておりますが、その量が多く、対策に苦慮しているのが現状でございます。ボランティアによって収集された海岸漂着ごみについては、市のクリーンセンターまで運んでもらい、クリーンセンターで無料で処理を行っておりましたが、今年度は沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業を活用いたしまして、海岸漂着物をボランティアの皆さんが集めたごみにつきましても、回収、搬入のためにクリーンセンターに職員を配置して支援を強化しているところでございます。

それから、ボランティアで回収されたごみの重量なんでございますけれども、平成29年度は3万6,380キログラム、それから平成30年度が2万8,810キログラムとなっております。ボランティアにより回収されたごみはいろいろございますけれども、そのほとんどは海岸漂着ごみということになっております。

◎山里雅彦君

ここにですね、資料がありますが、この宮古島や八重山の海岸で漂着ごみの調査を長年行う防衛大学校名誉教授の山口晴幸教授が調査結果を今回明らかにしておりますが、その中で漁業用ブイやトレーに使用される発泡スチロールの大量漂着が深刻化、有害化学物質の吸着性が高いため、動植物生態系に甚大なリスクを与えるということでもあります。その中で教授はボランティアによる清掃活動には限界がある、国が特定監視海岸域を設定し、国策として除去や処分体制の強化を図ることが求められると警鐘を鳴らしたということでもあります。私も本当にこの漂着ごみはですね、我々の市の予算では難しい、無理だというふうに思っております。毎年毎年国際的な機関の調査ではふえているそうであります。1位が中国ということでもあります。東南アジアが多いですね。やっぱり国策でですね、除去すべきだと思っておりますが、そのための行動といいますかね、今G20のほうでも海洋漂流、漂着ごみのごみ問題も取り上げられようとしておりますが、その行動といいますかね、我々の宮古島市は周りが海でありますので、特に北海岸、本



当に大変な思いであります。市長、こういったことに対して国に対して国策としてやってほしいということをごすね、ぜひ県やいろんなところで国に対してもごすね、アピールする必要があると思いますが、その点についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

海岸漂着物の対策につきましては、山里雅彦議員もご指摘のとおり、ボランティアで片づけても二、三カ月後にはまたすぐ同じような状況になるというような厳しい状況が続いております。この辺につきましては国のほうでもやはり政策として重要視しておりまして、沖縄県が実施しております沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業、これも国の補助金を活用して実施している事業でございます。ただ、まだまだやはり量的にも対応できていない部分がたくさんありますので、この辺についてはいろんな機会を通してごすね、県、それから国のほうへも要望していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

やはりごすね、これは本当にいろんな生態系に影響があるということでもあります。国頭のほうではごすね、散歩途中で頭からビニールをかぶった状態で死んでいるウミガメを見つけたということも載っております。やっぱりそういう意味ではごすね、プラスチックごみ、世界規模でG20の中で話し合われるということでもありますので、この沖縄の離島全部網羅してごすね、プラスチックごみ関係にはぜひやっていただきたいというふうに思います。そしてごすね、このごみの影響はごすね、その教授によりましてマイクロプラスチックを口にした小動物は生態系で上にいる鳥や魚に食べられ、それがいずれ人間に戻ってくるブーメラン汚染だと言えると強調したということで、まさにそのとおりだと思っております。我々人間の体内にも、そういった意味では魚でも鳥でも体内に入りますので、ある研究機関ではごすね、海鳥の約9割には海洋プラスチックごみが小さなごみ、マイクロごみが入っているという調査報告もあります。ぜひごすね、そういう意味ではしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そして、この点では最後にもう一点、この海岸線漂流、漂着ごみ対策にごすね、ぜひ市長、自然環境保全や観光振興の面においてもごすね、漂流、漂着ごみに対応する部署といいますか、職員の配置が必要だと思っておりますが、この点についていかがでしょうか。

◎市長（下地敏彦君）

漂着ごみというのは、ふえることはあっても減ることはないだろうなというふうに思います。誰が処理するかとなると、海岸を管理している者、誰か、沖縄県という形になります。沖縄県も今一生懸命やっているんだけど、やっぱり予算が足りない。ということは、これは一市町村でやるというよりも、沖縄県全体としてごすね、この予算を確保して体制を強化するというのが必要であるというふうに思います。したがって、漂着ごみの問題についてはごすね、県政の問題として取り上げるよう要望してまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

時間がありませんので、次に移ります。教育行政について。西辺中学校校舎整備計画についてであります。老朽化が進む西辺中学校校舎整備に向けた取り組みについては、これまで耐力度調査を行い、学校施設整備計画の中で整備を行うとしておりました。校舎整備に向けた取り組み、事業計画についてまずお伺いしたいと思います。短目をお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

西辺中学校の校舎整備につきましては、令和2年度に実施設計を行いまして、整備工事、令和3年度、令和4年度に行うことで今県と調整を進めております。

◎山里雅彦君

教育部長、まだ県と調整中ということ。令和2年度から始まるということじゃなくて、県と調整中。何のために、学校施設整備計画の中で整備を行うという話を何度か聞いているんですが、これについても一度。

◎教育部長（下地信男君）

学校の校舎等の整備につきましては、山里雅彦議員ご指摘のように、公立学校施設整備計画に基づいて行っております。この計画の見直しをですね、平成30年度に行いました。計画見直しの背景には、平成30年度から平成32年度にかけて伊良部地区小中一貫校でありますとか、学校への空調機の設置事業でありますとか、城辺地区統合中学校の校舎の整備でありますとか、それから老朽化による学校体育施設などの修繕等、大規模な工事が集中するために、事業費の負担の面、それから事業執行体制の面からその平準化を図るということをございました。この見直しによりまして、城辺中学校の校舎整備につきましては、これは職員室等、それから技術室とか理科室等の特別教室がありますけども、2階の校舎があります。それを改築するというので進めております。沖縄振興公共投資交付金を活用してまいりますので、その調整を今行っているということをございまして、当初計画から1年ほどずれ込みまして、令和2年度に実施設計を策定して、令和3年度、令和4年度に整備するというのでございます。

◎山里雅彦君

ぜひ来年度からよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農業振興について、サトウキビ栽培対策事業、アオドウガネ対策についてであります。これまでもアオドウガネについてはご説明がありましたので、ちょっとこれ要望で。アオドウガネはですね、平良和彦議員も話しておりましたが、やっぱり夏植え用のすきを入れる、耕すことによってトラクターの後ろからシラサギ回っていますよね。あれはアオドウガネの幼虫食べているんですよ、大体ね。伊良部島のほうではシラサギ以外にもカラスも食べているという担当課長の話もありましたが、アオドウガネ対策についてはぜひしっかりサトウキビの増産のためにもですね、取り組んでいただきたいというふうにお思ひしております。

最後になります。道路行政について2点ほど。大道線についてはですね、眞榮城徳彦議員も話をされておりました。ことしは340万円の予算編成ということで、中心市街地の道路整備についてはちょっといかなんもかなと思ひますので、これはしっかりですね、予算をとって頑張りたいというふうにお思ひしております。

最後に、宮古地区トラック事業協同組合前から下地線に抜けるA—56号線整備について現在の取り組み状況を聞かせてください。建設部長、短目をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

本路線につきましては、新庁舎建設に伴い交通量の増加が予測されますので、概略設計を今年度実施し、令和2年度に新規要望として県に認可申請を行う準備を進めております。

◎山里雅彦君

最後に、スムーズな総合庁舎のスタート、船出についてもですね、周辺整備というのは、関連する道路は私は大事だと思うんですよね。渋滞が予想される地域や市街地の道路の渋滞緩和、渋滞解消、これを目指すことが一番大事だと思いますので、この道路整備についてはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会＝午後 4 時56分)

令和元年

# 第4回宮古島市議会(定例会)会議録

6月25日(火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第6号

令和元年6月25日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第55号 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 〃 第2 〃 第56号 宮古島市介護保険条例の一部改正について (〃)
- 〃 第3 〃 第57号 宮古島市火災予防条例の一部改正について (〃)
- 〃 第4 〃 第53号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第2号) (〃)
- 〃 第5 〃 第54号 令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号) (〃)
- 〃 第6 〃 第58号 財産の取得について (〃)
- 〃 第7 〃 第59号 伊良部池間添市営住宅新築工事(建築・屋外整備)請負契約について  
(〃)
- 〃 第8 〃 第60号 字の区域の変更について (〃)
- 〃 第9 〃 第61号 字の区域の変更について (〃)
- 〃 第10 〃 第62号 字の区域の変更について (〃)
- 〃 第11 〃 第63号 字の区域の変更について (〃)
- 〃 第12 〃 第64号 字の区域の変更について (〃)
- 〃 第13 〃 第65号 損害賠償請求調停事件の調停について (〃)
- 〃 第14 〃 第66号 損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第15 〃 第67号 財産の取得について (〃)
- 〃 第16 陳情書第9号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書  
(〃)
- 〃 第17 〃 第10号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 (〃)
- 〃 第18 〃 第13号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 (〃)
- 〃 第19 〃 第11号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める陳情 (〃)
- 〃 第20 〃 第14号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情 (〃)
- 〃 第21 〃 第15号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情 (〃)
- 〃 第22 〃 第12号 公契約条例の制定を求める陳情 (〃)

- 日程第 23 意見書案第 4 号 全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を 1,000 円に引き上げることを求める意見書 (総務財政委員会提出)
- 〃 第 24 〃 第 5 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書 (〃)
- 〃 第 25 〃 第 6 号 沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書 (文教社会委員会提出)
- 〃 第 26 〃 第 7 号 沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書 (〃)
- 〃 第 27 〃 第 8 号 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書 (議員提出)
- 〃 第 28 決議案第 4 号 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議 (〃)
- 〃 第 29 意見書案第 9 号 米軍 CH53 大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書 (〃)
- 〃 第 30 決議案第 5 号 米軍 CH53 大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議 (〃)
- 〃 第 31 〃 第 6 号 沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議 (〃)
- 〃 第 32 派遣第 1 号 議員の派遣について

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

令和元年6月25日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会  
委員長 山 里 雅 彦

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第53号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第57号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	〃
議案 第58号	財産の取得について	〃

令和元年6月25日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会  
委員長 山 里 雅 彦

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第10号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択とすべきもの	
陳情書 第11号	全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げをを求める陳情	採択すべきもの	
陳情書 第13号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択とすべきもの	
陳情書 第14号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	採択すべきもの	
陳情書 第15号	米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情	不採択とすべきもの	

#### ◎採択の理由

陳情書第11号については、「最低賃金は上げたいが直ちに上げるのは無理がある。期間をもって理解を得ながら上げていくべきと思うので反対」、「日本各地、いろいろな地域で労働条件が違う。経営者としておのおの労働条件に関係した最低上限があってもいいと思うので反対」との反対意見と、「同じ国で同じ労働に携わった場合、格差が生じることは地域を疲弊させ、地域の成長を阻害させていく要因。一日でも早く同じ国民の権利として国は検討すべきだと思うので賛成」、「安心して最低賃金を引き上げることができるよう、中小企業支援策を拡充することを要請するのがこの陳情書の趣旨。支援策を拡充するように意見書を



出すのは必要だと思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

陳情書第14号については、「辺野古先キャンプ・シュワブへの移設・統合が必要云々は関係なく、普天間飛行場は一日でも早い返還が求められている。普天間飛行場は無条件返還を求めるべきだと思うので反対」との反対意見と、「普天間飛行場を即時に閉鎖するのは理想だが現実的ではない。現実的な辺野古先キャンプ・シュワブへの移設・統合に進んでいくほうが、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながると思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

#### ◎不採択の理由

陳情書第10号、陳情書第13号については、「この陳情書の資料の部分に、憲法41条、憲法92条、憲法95条に違反をしている。人権侵害及び法もとの平等に違反をしているという前提になっている。この陳情書を採択し意見書を議会として提出するのはそぐわないと思うので反対」との反対意見と、「陳情書の趣旨として、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。全国の市民が国民的議論を行うこと。一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。まさにそのとおりだと思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第15号については、「この陳情書が日米両政府に対してどのような対応がとれるか、という提案であれば理解ができるが、米軍というものに特別に注視した意見と捉えてしまう。日本自体でも事件を食いとめられないという中で、日米両政府はこの対応はかなりやっていると思う。このような形で抗議決議を出すのは議会において必要ないと思うので反対」との反対意見と、「沖縄県民が怒っていると感じる。抗議決議の中で感情的になっているような表現はあるが、感情的にならざるを得ないほど怒りを持っているというのがにじみ出た文案だと思う。こういった陳情を求める沖縄県民としての心情があると思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

令和元年6月25日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会  
委員長 山 里 雅 彦

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第12号	公契約条例の制定を求める陳情

2. 理 由

陳情書第12号については、閉会中も慎重審査を要する。

令和元年6月25日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会  
委員長 平 良 敏 夫

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第54号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第55号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃
議案 第56号	宮古島市介護保険条例の一部改正について	〃
議案 第65号	損害賠償請求調停事件の調停について	〃
議案 第66号	損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第67号	財産の取得について	〃

令和元年6月25日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会  
委員長 平 良 敏 夫

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第 9 号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書	採択すべき もの	

◎採択の理由

陳情書第9号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和元年6月25日

宮古島市議会  
議長 佐久本 洋 介 殿

経済工務委員会  
委員長 高 吉 幸 光

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第59号	伊良部池間添市営住宅新築工事（建築・屋外整備）請負契約について	原案可決
議案 第60号	字の区域の変更について	〃
議案 第61号	字の区域の変更について	〃
議案 第62号	字の区域の変更について	〃
議案 第63号	字の区域の変更について	〃
議案 第64号	字の区域の変更について	〃

令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和元年6月25日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午後零時22分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1 〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2 〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3 〃）	仲 里 夕力子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4 〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5 〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6 〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7 〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8 〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9 〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24 〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	総 務 部 長	宮 国 高 宣 君
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	教 育 長	宮 國 博 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第55号から日程第22、陳情書第12号までの計22件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第57号、宮古島市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第58号、財産の取得について、原案可決。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第10号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第11号、全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める陳情、採択すべきもの。

陳情書第13号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第14号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第15号、米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情、不採択とすべきもの。

採択の理由。陳情書第11号については、「最低賃金は上げたいが直ちに上げるのは無理がある。期間をもって理解を得ながら上げていくべきと思うので反対」、「日本各地、いろいろな地域で労働条件が違う。経営者としておのおの労働条件に関係した最低上限があってもいいと思うので反対」との反対意見と、「同じ国で同じ労働に携わった場合、格差が生じることは地域を疲弊させ、地域の成長を阻害させていく要因。一日でも早く同じ国民の権利として国は検討すべきだと思うので賛成」、「安心して最低賃金を引き上げることができるよう、中小企業支援策を拡充することを要請するのがこの陳情書の趣旨。支援策を拡充するように意見書を出すのは必要だと思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で採択

すべきものと決した。

陳情書第14号については、「辺野古先キャンプ・シュワブへの移設・統合が必要云々は関係なく、普天間飛行場は一日でも早い返還が求められている。普天間飛行場は無条件返還を求めるべきだと思うので反対」との反対意見と、「普天間飛行場を即時に閉鎖するのは理想だが現実的ではない。現実的な辺野古先キャンプ・シュワブへの移設・統合に進んでいくほうが、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながると思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

不採択の理由。陳情書第10号、陳情書第13号については、「この陳情書の資料の部分に、憲法41条、憲法92条、憲法95条に違反をしている。人権侵害及び法のもとの平等に違反をしているという前提になっている。この陳情書を採択し意見書を議会として提出するのはそぐわないと思うので反対」との反対意見と、「陳情書の趣旨として、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。全国の市民が国民的議論を行うこと。一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。まさにそのとおりだと思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第15号については、「この陳情書が日米両政府に対してどのような対応がとれるか、という提案であれば理解ができるが、米軍というものに特別に注視した意見と捉えてしまう。日本自体でも事件を食いとめられないという中で、日米両政府はこの対応はかなりやっていると思う。このような形で抗議決議を出すのは議会において必要ないと思うので反対」との反対意見と、「沖縄県民が怒っていると感じる。抗議決議の中で感情的になっているような表現はあるが、感情的にならざるを得ないほど怒りを持っているというのがにじみ出た文案だと思う。こういった陳情を求める沖縄県民としての心情があると思うので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第12号、公契約条例の制定を求める陳情。

理由。陳情書第12号については、閉会中も慎重審査を要する。

#### ◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第54号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第55号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第56号、宮古島市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第65号、損害賠償請求調停事件の調停について、原案可決。

議案第66号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。



議案第67号、財産の取得について、原案可決。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第9号、沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第9号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎**経済工務委員会委員長（高吉幸光君）**

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。経済工務委員会委員長、高吉幸光。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第59号、伊良部池間添市営住宅新築工事（建築・屋外整備）請負契約について、原案可決。

議案第60号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第61号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第62号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第63号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第64号、字の区域の変更について、原案可決。

◎**議長（佐久本洋介君）**

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎**議長（佐久本洋介君）**

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第55号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎**議長（佐久本洋介君）**

これにて討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎**議長（佐久本洋介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第2、議案第56号、宮古島市介護保険条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第3、議案第57号、宮古島市火災予防条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第4、議案第53号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第5、議案第54号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第6、議案第58号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第7、議案第59号、伊良部池間添市営住宅新築工事(建築・屋外整備)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第8、議案第60号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第9、議案第61号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第10、議案第62号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第11、議案第63号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第12、議案第64号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第13、議案第65号、損害賠償請求調停事件の調停についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第14、議案第66号、損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第15、議案第67号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第16、陳情書第9号、沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第9号は採択されました。

休憩します。

(休憩＝午前10時20分)

再開します。

(再開＝午前10時20分)

次に、日程第17、陳情書第10号及び日程第18、陳情書第13号の計2件の辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情に対して一括して討論の発言を許します。

◎島尻 誠君

委員会……

(「ちょっと待ってください。別に文句じゃないんですけど……」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前10時21分)

再開します。

(再開＝午前10時23分)

◎島尻 誠君

委員会は、不採択とすべきものということですが、私はやはり採択すべきものとして賛成の立場で討論させていただきます。

この2件の陳情書を一括してですが、沖縄県に過剰な基地負担を強いられている現状解決に、2019年2月、ことし2月に沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票は、投票総数の7割以上が反対の意思を示しました。戦後74年たった現在においてもなお残る基地負担は、沖縄県に対する差別としか言いようがありません。政府は、そして安倍総理は、沖縄県の心に寄り添うならば、二度

と戦争の悲惨さを繰り返さないためにも、沖縄の民意と向き合い、沖縄県の心に寄り添っていただきたい。あの沖縄戦で20万人余のとうとい命が奪われた現実を、事実を風化させることなく、その教訓を後世に伝え、正しく継承していくことが世界の恒久平和を祈念することになるのではないのでしょうか。

沖縄には440もの慰霊の塔が存在します。この宮古島市においても多良間村を含め、28の慰霊の塔が存在します。この碑こそが後世に残した役割です。そして、その役割が次は私たち、私たちが子供たちに伝えていく番なのです。この陳情書は国民的議論をより深める、そういう意味でも出されている陳情書と思います。よって、この陳情書第10号及び陳情書第13号の2件の辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に関しましては、賛成の立場として採択すべきものと討論いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎前里光健君

この陳情書第10号及び陳情書第13号の2件の辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に不採択すべきものの立場で討論いたします。

まず、この陳情書の要旨のほうに、全国の市民が責任を持って米軍基地が必要か否か普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこととありますが、全国市民が当事者意識を持って議論を行うことは余りに現実的ではなく、具体性がありません。さらに、どのようにこの作業を行うのか提案資料もございません。そして、陳情書資料には憲法第41条、憲法第92条、憲法第95条違反、さらに憲法第13条、幸福追求権、平和的生存権を侵害している、憲法第14条の法のもとでの平等に反するとされており、5つの日本国憲法に違反という前提のもとでこの陳情書は記載がございますので、この陳情書を認めるわけにはいきませんので、よって反対といたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎仲里タカ子君

私も陳情書第10号、陳情書第13号の2件の辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を採択する立場から賛成討論いたします。

この陳情書の要旨は、辺野古の移設に県民投票もした、陳情書の要旨は新基地の建設は必要か、であればどこにどのようにするのがいいのかを民主的に話し合うことが筋だろうというふうに言っているんだと思います。憲法が幾つも引き合いに出されていますが、沖縄県民は自分たちの意思を少しも顧みることがなく無視されていると感じている。沖縄県では、さまざまに論議をされて住民投票も行ったけれども、本土の皆さんはほとんど無関心で、沖縄県はまるでリゾートの青い海、遊びに行きたい場所としか認識がないというふうな感じがするわけです。基地あるがゆえに事件、事故が日常的に起こり、基地にまつわるニュースのない日が珍しい沖縄県とは格段の温度差です。

この陳情書にある憲法第41条、憲法第92条、憲法第95条は、沖縄県はこの憲法の名のもとに自分たちは

権利を守られていない、SACO合意の基本的理念違反、SACOの理念は実現されていない、そして沖縄県にだけ押しつけるということは民主主義の2つの大原則に反する。そして、人権侵害及び法のもとの平等にも違反する。そして、求められているのは民主主義及び憲法に基づいた公正な解決であるという理由が詳しく述べられております。日米安保条約に守られているから日本は安全なんだということであれば、国民全体がそのことについて考えてくださいという意見書が沖縄から発信されて当然だと思います。

トランプ大統領が最近日本を訪問しました。安倍政権は、武器を2兆円分買ってくれないかなと言われてみると、わかりました。参議院議員選挙後までにはないしょにしようねとかね、普天間基地を返還するには新基地をつくってくれないと無理、普天間基地と同じ滑走路の提供もお願いしますとアメリカに言われていると。今度グアムに移転するから、また日本が移転費用を負担してくださいね、そんな状況であることが報道されています。危険なオスプレイ、ステルス戦闘機など次々と沖縄県に持ってこられて、オスプレイの重低音の騒音についても夜間の飛行差しとめすらも守られていない状況です。日米安全保障も地位協定もみんなでしっかり話し合ひましょう、そうしてください、そうしてくださいという陳情書です。ぜひ採択すべきものと考えます。

◎議長（佐久本洋介君）

討論は、もう少し簡潔にお願いします。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

日程第17、陳情書第10号及び日程第18、陳情書第13号の計2件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、同2件は一括して挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

日程第17、陳情書第10号及び日程第18、陳情書第13号の計2件は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第10号及び陳情書第13号は不採択されました。

次に、日程第19、陳情書第11号、全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引上げることを求める陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第11号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）



◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第11号は採択されました。

次に、日程第20、陳情書第14号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情に対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、陳情書第14号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は不採択とすべきものという立場からの討論をいたします。

この陳情書の中に、一日も早い宜野湾市民の普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っているというのについては大賛成であります。しかし、この中で普天間飛行場の一日も早い危険性除去のために辺野古先のキャンプ・シュワブの移転、統合を推進することとあるんですけども、現実問題として、その後辺野古周辺での高さ制限の問題、あるいは軟弱地盤の問題が出てきて、いつその辺野古の新基地が完成するかわからないというような状況になっている中で、一日も早い危険性除去というならば別の選択肢を考えるべきじゃないかなというふうに私は考えまして、反対といたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎平良和彦君

私は、陳情書第14号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は採択すべきだという討論を申し上げたいと思います。

普天間飛行場の危険性を除去し、宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すべきだということと、普天間飛行場の危険性を除去する対案というのはですね、これは沖縄に関する特別行動委員会のほうでですね、対案なしには米軍のほうで閉鎖することはできないというふうなものも決定されておりますし、また知事を含めてですね、代替施設についてはですね、具体的な例、いわば施策ですか、そういうものがないというのがありますので、私としましては賛成討論といたします。よろしくお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第14号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、陳情書第14号は採択されました。

次に、日程第21、陳情書第15号、米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情に対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

陳情書第15号、米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情に賛成の立場から討論をいたします。

この米海軍兵は、被害女性の接近禁止命令の対象者であったと報道されています。にもかかわらず、米軍は外出、外泊許可を出しています。そのような中でこんな残虐な事件が起きています。怒りと悲しさとむなしさを感じる事件です。DV、ドメスティック・バイオレンスである場合、危険が大きいから接近禁止命令を出して警察が保護、警護するのは、これは今常識です。特に相手は兵士です。退役軍人自身が戦場での殺人の訓練を受けた軍人は危険な存在だと彼ら自身が述べていますから、なおさら危ないわけです。みずからもレイプの被害者であったキャサリン・フィッシャーさんという方が、日本政府は怒っているふりをして、アメリカ政府は再発防止を約束するふりをするが、実際の行動には結びついていないのではないかというふうに発言しています。さらに、ワシントン・ポスト紙、1990年以降こうした犯罪が後を絶たないため、米国防相関係者がロールプレイング集のようなものをつくった、マニュアルに従って彼らは行動を規制し、司令官は遺憾の意を表します、そしてまた日常生活に戻っていくのですというふうに報じています。何度でも抗議をしたい。抗議をするのは当然だと思います。ぜひとも宮古島市議会からも抗議を出していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

この問題ですね、女性が殺害されたという事実においては、本当に憤りと深い悲しみを覚えます。本当にこれはあってはならない事件だと思っております。世の中において、命というものは平等でありますから、お互いに尊重して、お互いに守り合わなければならないというのは事実だと思っております。その上で考えると、米軍だからこうなったと言いますけれども、米軍人も人間です。そういう意味においては、やはりお互いの人権も尊重されなければいけないと思っております。そうすると、こういう米軍人、軍属による事件、事故は後を絶たずと、平和憲法の保護を受けることなく、県民の命は危険にさらされ、人権はじゅうりんされ続けているということはですね、そこまで、本当に米軍だからという焦点を当てて、そこに的を絞ってやるというのはですね、ちょっとおかしいなと思っております。私たちは、これを人権問題として取り扱うならば、やはりちゃんとそういう観点から抗議はするべきものだと思っております。今回のですね、こういう米軍を的に絞った賛同団体というところもですね、あって、政治利用はするべきではないと思う観点から、またそうすることによってこの女性ですね、命の重み、またこの事件の重みがやはり伝わってくるのかなと思っておりますから、今回陳情書第15号、米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情は不採択とすべきものだと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎島尻 誠君

私は、陳情書第15号、米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情は採択すべきものとして討論させていただきます。

この陳情書はですね、日米両政府に物申す、要するにこういう事件がこれまでも何度も繰り返されてきたことに、やはり当事者を含め、地域の方々それぞれが出している陳情書だと思います。この事件は、沖縄に基地があるゆえの残虐な事件、先ほど新里匠議員もその気持ちに伝えていました。やはり沖縄県民は強い怒りを隠し切れません。悲惨なことにこの事件の第1発見者が幼い子供だったということです。一生残る心の傷は、我々大人としても言葉に表現できません。日米両政府が何ら再発防止を講じないまま時間だけが過ぎていくことに懸念さえ持ちます。速やかな両政府の対応、それを求めていく、やはりそれが一番の陳情書の目的です。早い解決には、やはり両政府の対応が早く求められる。

よって、このことをもとに私はこの陳情書を採択すべきだと討論いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第15号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第15号は不採択されました。

次に、日程第22、陳情書第12号、公契約条例の制定を求める陳情については、総務財政委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りします。日程第22、陳情書第12号については、総務財政委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第12号は総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することと決しました。

これで、市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時40分）

（市長、教育長、企画政策部長、総務部長、退席）

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午前10時41分）

次に、日程第23、意見書案第4号及び日程第24、意見書案第5号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

意見書案第4号、全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める意見書

最低賃金は、例年7月末の中央最低賃金審議会（中賃）の目安を受けて、7月末から8月上旬にかけて各都道府県の最低賃金審議会（地賃）で審議・答申がなされ、本県の場合は、沖縄労働局長が公示して10月上旬に発効する手順で行われる。

中賃目安は47都道府県をA～Dの4つのランクに区分して答申するため、ランクごとの格差は広がる一方となっている。最低賃金が最も高いAランクの東京と比べると、2008年から2018年の10年間で、東京は766円から985円へと1.286倍になり、Dランクの沖縄は627円から762円へと1.215倍となっている。2008年に139円であった格差は、2018年には223円に広がっている。同じ企業に雇用され、同じ業務に従事していたとしても、住んでいる地域によって賃金に格差をつけるランク制を廃止し、全国一律の最低賃金制度に改善することが必要である。

本県における現行の最低賃金額762円は、148.8時間（2017年の沖縄県の月平均就労時間）働いて11万3,386円、年収で136万632円にしかならず、公租公課を考慮すれば、可処分所得はさらに低下する。子どもの貧困が社会問題となっている本県において、子どもの貧困問題を抜本的に解決するには、子育て世代が「安心して生活を送ることができる賃金」を得ることが不可欠であり、法の規制を受ける最低賃金を大幅に引き上げることが有効である。

時給1,000円に引き上げたとしても、月額14万8,800円、年額178万5,600円であり、単身者でも生活を維持するには厳しい額と言わねばならないが、政府目標に掲げられている時給1,000円の実現を早急に図るべきである。

これを実現するためには、国の中小企業支援策を拡充することが必要となっている。

よって、本議会は下記の事項について、その実現を強く求める。

記

1、厚生労働省は、地域間格差を広げ、人口流出の要因ともなっている、ランク制を廃止し、全国一律の最低賃金制度とすること。

また、中小企業においても安心して最低賃金を1,000円に引き上げることができるよう、中小企業への支援策を拡充すること。

2、沖縄労働局長は、働く者が“働いても貧困”の状態から脱するために、最低賃金を早期に時給1,000円

に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、厚生労働大臣、沖縄労働局長。

意見書案第5号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書

宜野湾市民は戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、すでに限界に達している。一日も早い、宜野湾市民の普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワブへの移転・統合が日本政府によって進められているが、私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、この方法こそ、普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法であると、心から確信している。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が2016年10月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3ヶ月間の短期間で7万3,491名集まったことに現れている。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワブへの移設・統合が必要である。

よって、沖縄県宮古島市議会は下記のことを強く要請する。

#### 記

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること。
- 2 その具体的方法として現在、唯一、示され実行されている辺野古先キャンプ・シュワブへの移転・統合を推進すること。
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣。

#### ◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第23、意見書案第4号及び日程第24、意見書案第5号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第23、意見書案第4号、全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は可決されました。

次に、日程第24、意見書案第5号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、先ほど陳情書のところでも言いましたけれども、一日も早い普天間飛行場の返還には大賛成ですけれども、先ほどと同じように、一日も早い危険性除去というのからすれば、周辺の高さ制限、それから軟弱地盤の問題、さらには国会の防衛大臣の答弁で、条件が整わなければ普天間飛行場が返還されるかわからないというような答弁もあったということを考えれば、本当に別の選択肢があるのではないかと私は思いまして、この意見書案第5号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書には反対します。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

◎平良和彦君

私も先ほどと一緒にございますけれども、意見書案第5号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に賛成の立場から討論を述べたいと思います。

普天間飛行場はですね、危険性を宜野湾市民の74年の長きにわたる苦勞を一日も早く解消すべきだという意見とですね、先ほども申しましたが、本当に沖縄に関する特別行動委員会では、代替の提供なくして閉鎖することはないという日米で決定されていることもありますし、また先ほど言いましたように、知事

も含めて、何の具体的な提案もないですので、これは反省すべきだと私は意見を述べたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎仲里タカ子君

私は、この意見書案第5号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に反対の立場で討論いたします。

先ほど國仲昌二議員も言っていましたが、普天間基地の返還については、普天間基地をキャンプ・シュワブに持っていく、辺野古に新基地をつくることのほかにもアメリカ軍が出している条件があると言われておりまして、当時の稲田朋美防衛大臣がそれを答弁で行っています。だから、これは移設ではない。そして、辺野古新基地は実は移設ではなくて、基地の強化、新基地だというふうに言われています。軍事評論家によると、日本版海兵隊とも称される水陸機動団が佐世保市に2つほどあります。もう一つは、辺野古に置かれると言われております。この辺野古に置かれる水陸機動団がいずれ宮古島離島奪還作戦のために来るのだというふうに言われております。大変危険な基地が新しくつくられることになる。そのことから、私は普天間の基地の閉鎖は普天間の基地の閉鎖として行われるべきであり、辺野古の新基地に統合されるべきものではないと考えます。以上、反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、意見書案第5号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に賛成の立場で討論いたします。

この普天間飛行場の一日も早い閉鎖、撤去というものを現実的に見た場合に、現状ではキャンプ・シュワブへの移設、統合しか動いておりません。ほかの案とは聞こえますが、それが何なのかを示された事実は今のところ私はないと感じておりますので、この陳情書の趣旨、また意見書の趣旨、一日も早い撤去のためには現状はこの手法が最適だというふうに思って賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第5号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、意見書案第5号は可決されました。

次に、日程第25、意見書案第6号及び日程第26、意見書案第7号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

意見書案第6号、沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる2018年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多数でした。しかし、2018年に県が定めた国保運営方針では「6年以内の赤字解消」が明記されており、もし、国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料（税）の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の7割の平均所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料（税）の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料率が高く、負担が重くなっていることこそ「市町村国保の構造的問題」とであると認識していたはずで

す。無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が増えている（2018年全日本民医連「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」2019年3月6日発表）という深刻な事態も起こっています。

このように、高すぎる国保料（税）は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民の受療権を守るという皆保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導特に「収納率アップ」をめざす取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政上からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとはいえなく、沖縄県民の生活を守る立場から、このまま、地方に責任をおしつけたまま「赤字解消計画」を突出させて先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で、国保の改善を進めていただくよう求めるものです。

①住民生活を守る立場で、県知事会などが求めている「1兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現すること。ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料（税）の抑制、引き下げをめざすこと。

②国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること、とりわけ「こどもの保険料均等割



り」については廃止すること。

③滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決（鳥取県児童手当差押え事件広島高裁判決2013. 11. 27）（前橋市給与振り込み差押え事件前橋地裁判決2018. 1. 31）にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。国保法44条や77条による減免制度を拡充すること。

④「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、必要な範囲で「繰り入れ」を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時04分）

再開します。

（再開＝午前11時04分）

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

意見書案第7号、沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる2018年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多数でした。しかし、2018年に県が定めた国保運営方針では「6年以内の赤字解消」が明記されており、もし、全国知事会や国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料（税）の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の7割の所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料（税）の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料率が高く、負担が重くなっていることは「市町村国保の構造的課題」とであると認識してははずです。

無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために

死亡した事例が増えている（全日本民医連「2018年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」2019年3月6日発表）という深刻な事態も起こっています。

高すぎる国保料（税）は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民皆保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保を持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」をめざす取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政面からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、「赤字解消計画」を先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で国保の改善を進めていただくよう求めるものです。

- ①住民生活を守る立場で、全国知事会などが求めている「1兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現するよう引き続き強く求め、ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料（税）の抑制、引き下げをめざすこと。
- ②国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること、とりわけ少子化対策に逆行する「こどもの保険料均等割り」は廃止を求めること。
- ③滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決（鳥取県児童手当差押え事件広島高裁判決2013. 11. 27）（前橋市給与振り込み差押え事件前橋地裁判決2018. 1. 31）にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。国保法44条や77条による減免制度拡充を市町村に指導すること。
- ④「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、必要な範囲で県も含めて「繰り入れ」をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎濱元雅浩君

文教社会委員長にお尋ねいたします。

これ意見書ですけれども、意見書案第6号、沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書、

意見書案第7号、沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書、今聞いていても3カ所程度、それも微妙な表現の違い程度の差しかありませんが、なぜこれを委員会で1つにまとめて、宛先ももちろん含めて調整をして一本で出さなかったのか、その理由についてお聞かせください。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

委員からのそういう話がなかったということと、私がちょっとそこに気づかなくてですね、ということでそういう状況になりました。

◎濱元雅浩君

今後このような軽微な差というものの意見書の場合には、委員会としてしっかりと精査をしてまとめていただけるように要望して終わりたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

県内で、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多数でしたというふうな表現になっておりますけれども、県内で保険料を徴収している市町村は何カ所ありますか。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

県内で据え置いている自治体について、問い合わせがなかったように、私の記憶としては質疑がなかったように覚えております。

（「私の質疑は、国民健康保険税と保険料の2つありますけれども、保険料として徴収している市町村は……」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時12分）

再開します。

（再開＝午前11時37分）

◎上地廣敏君

この意見書の中で、沖縄県内において保険料率を据え置く市町村が多数でしたというふうな文言になっておりますが、県内において保険料と保険税と両方徴収することができるわけですから、保険料として徴収している市町村は何カ所ありますかということです。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

沖縄県の市町村では、国民健康保険税のほうで徴収しているところが多数でありまして、保険料で徴収は沖縄市の1カ所です。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第25、意見書案第6号及び日程第26、意見書案第7号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第25、意見書案第6号、沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は可決されました。

次に、日程第26、意見書案第7号、沖縄県民の生活を守るために国保制度改善を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は可決されました。

次に、日程第27、意見書案第8号から日程第30、決議案第5号までの計4件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎國仲昌二君

意見書案第8号、在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。提出者議員、國仲昌二、賛成者議員、上里樹、友利光徳、仲里タカ子、島尻誠。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書

去る4月13日、北谷町において在沖海兵隊所属の米海軍兵が日本人女性を殺害し、自殺したとみられる事件が発生した。2016年に起きた米軍属による女性殺人事件に続いて繰り返された凶悪事件は、県民に大きな不安と衝撃を与えた。

事件は、深夜外出・基地外飲酒を制限する公務時間外行動規制（リバティ制度）を緩和した後に発生したものであり、また、今年1月に米海軍兵に対し、被害女性への接触禁止令が出ていたにもかかわらず、外出許可を与えた米軍の対応は監督責任が問われるものである。

さらに、その後も嘉手納基地所属の空軍兵による飲酒絡みの交通事故や脱走事案等も立て続けに起こっている状況である。

国土面積のわずか0.6%の本県に約70.3%の在日米軍専用施設が押し付けられている現状があり、これらは米軍基地があるがゆえの事件・事故だと言わざるを得ない。

本市議会は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀肅正・再発防止及び関係者への人権教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れてきたところであるが、またしてもこのような事件が発生したことは、米軍における軍人・軍属等に対する人権教育等の実効性に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、県民の人権・生命・財産を守るために、今回の事件に対し、厳重に抗議し、今後、国・県・警察及び米軍等の関係機関の連携強化を求めるとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1 日米両政府は、県民に対して改めて謝罪し、遺族に完全な補償を行うこと。
- 2 日米両政府は、米軍人・軍属等による事件・事故の根絶及び再発防止のための抜本的な対策を講じること。
- 3 日米地位協定を抜本的な見直しを行うとともに、米軍基地の大幅な整理縮小を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

決議案第4号、在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。提出者議員、國仲昌二、賛成者議員、上里樹、友利光徳、仲里タカ子、島尻誠。

決議案第4号の本文は、意見書案第8号と同じでありますので、提案理由の説明は省略させていただきます。

宛先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事。

意見書案第9号、米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。提出者議員、國仲昌二、賛成者議

員、上里樹、友利光徳、仲里タカ子、島尻誠。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書

去る6月4日午後3時30分ごろ、浦添市立浦西中学校のテニスコートに米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから重さ20グラムほどのゴム製の部品が落下する事故が発生した。事故当時、テニスコートには20人余りの生徒が部活動中で、生徒の足元近く約30センチメートルに落下しており、生徒や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。

米軍は、落下物がゴム製のブレードテープであったことから、人や物に脅威をもたらすものではないとしているが、今回はたまたま人的被害がなかっただけであり、航空機からの落下物は、一歩間違えば人命にかかわる重大事故につながりかねず、普天間飛行場の危険性を再認識させるものである。

普天間第二小学校への部品落下など事故が起きるたびに再発防止及び事故原因の究明を求めてきたが、事故原因の説明もなく飛行を再開させ、再び事故を繰り返す米軍の姿勢は断じて容認できるものではない。また、米軍機の飛行に関しては、学校上空を飛ばないとされているはずなのに、今回の事故で日常的に飛行していることが明らかとなった。

さらに、政府が約束した2019年2月末までの普天間飛行場の運用停止の期限がすぎているにもかかわらず、運用が続けられていること自体が問題である。

米軍及び日米両政府においては、空からいつ何が落ちてくるかわからない本県の異常な日常を危機感を持って受け止め、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本市議会は、県民の生命・財産を守るために、米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1 事故の原因及び経緯を徹底的に検証し、その結果を速やかに県民に明らかにするとともに、具体的な再発防止策を講じること。
- 2 保育園・学校・病院・住宅など民間地上空での米軍機の飛行・訓練は中止すること。
- 3 直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖・撤去すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を順守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

決議案第5号、米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。提出者議員、國仲昌二、賛成者議員、上里樹、友利光徳、仲里タカ子、島尻誠。

決議案第5号の本文は、意見書案第9号と同じでありますので、提案理由の説明は省略させていただきます。

ます。

宛先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新里 匠君

意見書案第8号、在沖海兵隊所属米軍兵による女性殺人事件に関する意見書について質疑をします。

この本文は、米軍だから起こした事件という内容でありますけれども、それを認定する客観的根拠は何でしょうか。

◎國仲昌二君

私は、この本文がそのように限定しているものとは考えておりません。この本文の内容は、沖縄県議会において全会一致で採択された意見書でありますので、私もこの文案でよろしいかと思って提案しております。

◎新里 匠君

陳情書の中でも言ったんですけれども、この事件というのは一般的に米軍以外でも、米軍属とか米兵じゃなくてもですね、日常的に、日常的にと言ったらおかしいですけども、起き得る事件でありますし、米軍じゃなくても起こしている事件であると思います。確かに女性殺人事件というのはやはりあってはならないことではありますけれども、これを人権的事件として、ものとしてですね、扱って抗議をしていく、それでそういう事件が起こらないようにするというのは大事だと思いますけれども、それに加えてこの日米地位協定を抜本的に見直すを書いてありますけれども、報道によると交際関係にあったと。ただ、交際関係にあったからこういう事件が起こったかもしれないけれども、交際関係があつて幸せになるというものも私はあると思います。これは、日常的な社会の営みの中で起こってしまったということだと思っておりますから、日米地位協定のですね、ものまでいくというのは、この意見書を出すのは余りそぐわないのかなと思っておりますので、どうなのかなと思っておりますけれども、これ意見です。

◎國仲昌二君

今質疑といいますか、いろいろあつたんですけども、私どもがこれを提出した理由というのが、この公務時間外行動規制というものがまず緩和されて、リバティー制度というんですか、それが緩和されて発生したもの、さらにこの海軍兵に対しては被害女性への接触禁止令が出ていたという事実がある。そして、その後も嘉手納基地所属の空軍兵による飲酒絡みの交通事故、あるいは脱走事案等もあるということでの米軍、それから軍属による事件が頻発しているというのがあります。それともう一つ、沖縄県議会だけではなくて、これは全体ではないかもしれないんですけど、私が調べた限りでは、北谷町、読谷村、うるま市、北中城村でもこれは意見書として可決されているし、6月定例会が今行われている県内の市町村でも少なくない市町村で意見書が出てくるだろうということも鑑みまして提出しております。

◎新里 匠君

記に書いてある日米両政府は米軍人、軍属等による事件、事故の根絶及び再発防止のための抜本的な対策を講じることとありますけれども、この抜本的な対策とは何と考えますか。

◎國仲昌二君

この抜本的な対策というのは、まさに日米両政府がとるべき対策だと考えます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第27、意見書案第8号から日程第30、決議案第5号までの計4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第27、意見書案第8号、在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は可決されました。

次に、日程第28、決議案第4号、在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）



◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第4号は可決されました。

次に、日程第29、意見書案第9号、米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第9号を採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は可決されました。

次に、日程第30、決議案第5号、米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議に対する討論の発言を許します。

◎栗国恒広君

決議案第5号、米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議に対して反対の討論を述べたいと思います。

抗議決議文の文面ではですね、記の中に、直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖、撤去を求めるという文言がうたわれているんですけど、この文言に関してはやはり移転先がまだ見えない、そして今国が進めている辺野古への移転先、これは1996年、橋本龍太郎元首相、ウォルター・モンデール元駐日米国大使との沖縄県内に移設するという条件のもとで進めている普天間飛行場の移転先だと思います。この普天間飛行場から要するに米軍飛行機が離発着している中で、そういった事故がたびたび起こるのはもう何回も、皆さんご存じのとおり、この文言に関して、全文の中では私も共感する文面も多くあります。しかしながら、この抗議決議文の直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖、撤去という文言がうたわれている以上、非現実的な抗議決議だと思っていますので、これに対して私は反対をいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎上里 樹君

決議案第5号、米軍CH53大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議に賛成の立場で討論します。

ただいま反対討論がありましたけども、反対の理由に、直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖、撤去することが現実的じゃないと、その移転先がないということをおっしゃっていますけども、先にもう既に可決されました意見書の中の3項目に、直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖、撤去することと、これが全会一致で可決されました。何ら矛盾はないと思いますけども。

以上で討論を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第5号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、決議案第5号は否決されました。

（「どう理解したらいいんですか、これ」「国には出すけど、米国には出さないということでしょう」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

次に、日程第31、決議案第6号、沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎平良敏夫君

決議案第6号、沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和元年6月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。提出者議員、平良敏夫、賛成者議員、我如古三雄、下地勇徳、下地信広、山里雅彦、棚原芳樹、栗国恒広、平良和彦、平百合香、新里匠、前里光健。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議

沖縄県石垣市の行政区域である尖閣諸島は、明治28年（1895年）日本政府が国際法上正当な手段で日本の領土に編入し、歴史的にも日本固有の領土であることは明らかであり、現に我が国はこれを実効支配している。

平成24年（2012年）の国有化以降、尖閣諸島の海域に中国公船による領海侵犯や接続水域内への侵入が激増し、最近では中国海軍の軍艦が尖閣諸島接続水域に入域していて、このことは沖縄県民はもとより日本国民に強い衝撃と不安を与えている。

今回石垣市民が5月23日に尖閣海域に出漁し、石垣島への帰路約1時間にわたって中国公船に追尾されるという事態が発生した。

このような事態は日本国領海内の尖閣周辺で漁労を行う漁業者と沖縄県民に大きな不安を抱かせるとともに、大きな怒りを覚えさせるものである。

玉城知事は5月31日の記者会見で、尖閣諸島海域に出漁した石垣市民の漁船が中国公船に追尾されたことの見解を問われ「中国公船がパトロールしているので、故意に刺激するようなことは控えなければならない」と述べている。

尖閣諸島は日本の領土であり、その周辺海域は日本の領海であることから漁業者が漁労をすることには何の問題もない。

しかし今回の知事の発言はあたかも尖閣が中国の管理下にあつて、出漁した市民に非があるかのような発言で本末転倒だと言わざるを得ない。

6月17日石垣市議会での「尖閣諸島を巡る玉城デニー知事の発言に対する抗議決議」を受け、同日知事は発言を撤回したが、海上保安庁巡視船から「中国公船を挑発しないで下さい」との呼びかけがあつたからだとの弁明になつていて、責任転嫁だと言わざるを得ない。

中国公船の尖閣諸島海域でのパトロールと称した航行に対し中国に強く抗議し、沖縄県の漁業者が尖閣領海で安心して漁ができるように知事として尽力するよう提言して、本市議会は今回一連の発言に強く抗議する。

以上、決議する。

令和元年（2019年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

この玉城デニー知事の発言ですけれども、これは石垣市の抗議決議を受けて、発言を撤回しているはずなんですね、知事は。発言は、撤回したというふうに抗議決議文にも書かれているんですけど、この撤回した発言に強く抗議するという事なんじゃないかな。これお聞きします。

◎平良敏夫君

私の考えとしては、まず撤回ということはしたんですけど、そのときのあの発言した言葉は重いということと、もう一つ、撤回したときの記者会見で海上保安庁巡視船から中国公船を挑発しないでくださいという呼びかけがあつたからだとの弁明になつていて、これは完全な責任転嫁だと私は思っているんで、その一連に対して抗議するという事でございます。

◎國仲昌二君

玉城デニー知事は、自分の発言が尖閣諸島周辺海域が日本の領域ではないという誤解を与えかねないものであり、尖閣諸島に関する私の認識とは異なるものであるとして発言を撤回しているんですね。今その記者会見で海上保安庁巡視船から中国公船を挑発しないでくださいとの呼びかけがあつたと、これは呼びかけがあつたという事実はあるんじゃないかな。それとも事実ではないんじゃないかな。

◎平良敏夫君

この発言に対する事実、そうでないということは、玉城デニー知事が記者会見で言ったことであるので、それを引用させてもらいました。

◎**國仲昌二君**

玉城デニー知事が発言を撤回しているというのは認めておりますよね。それから、海上保安庁巡視船から中国公船を挑発しないでくださいとの呼びかけがあったかどうかは、事実かどうかはわかんないけれども、それを弁明とここで明確に言っているんですけども、事実も把握しないでこれが弁明になっているかどうかという判断がどうやってできたかどうか。

先ほどの話では、この発言と、それから撤回した発言とこの一連の発言に抗議するものという話がありましたけれども、一つは撤回している、一つは事実かどうかわからないというのに対してのこの抗議がどうも対象がよくわからないんですけども、もう一度お願いします。

◎**平良敏夫君**

海上保安庁から中国公船を挑発しないでくださいとの呼びかけがあったからだと言ったのは、玉城デニー知事が言ったわけですよね。だから、そういう言い方自体が違うんじゃないのと、そういう言い方で自分の正当性をあらわそうとしているような雰囲気聞こえるところがありまして、責任転嫁だと、海上保安庁があんなに言っているからね。知事だったら、もっと別の言い方しても当然じゃないですか。海上保安庁からそういう発言があったから、私は聞かなくても知事が言っているんですからね、そういうことを。そういうことであります。

◎**議長（佐久本洋介君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎**議長（佐久本洋介君）**

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第31、決議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎**議長（佐久本洋介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第31、決議案第6号、沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議に対する討論の発言を許します。

◎**眞榮城徳彦君**

この決議案第6号、沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議に対して賛成の立場から討論をしたいと思えます。

尖閣は、紛れもなく日本の固有の領土であり、その周辺は領海でもあります。その行政区は、石垣市が持っているかもしれませんが、沖縄県はやっぱり行政区、あるいは管理権、こういったものを私は維持していると思っています。そのトップである知事が、撤回したとはいえ、最初に中国公船がパトロール

しているので、故意に刺激するようなことは控えなければならないと述べたことは、これは政治家のトップとして、沖縄県トップとして非常に重要な発言だと思って、許しがたいと思っております。海上保安庁の職員が、海上保安庁から中国公船を挑発しないでくださいと仮に言ったとしても、私はこの海上保安庁の発言というのも問題にすべきだと思っているんですよ。なぜ自分は漁を領海でやっているのに、漁船がですね、自分の領土、領海にいるのに、中国海警の船なんかはね、そういったことを追尾されたり、またそういうことをしたことを事実として認めた上で、玉城デニー知事がパトロールしているので刺激するなと。どこの目線で、どこの国のどこの県のトップがそういうことを言うんですかね。私は、断固としてこの玉城デニー知事ですね、撤回したとはいえ、この最初の発言は許しがたい。それと、海上保安庁の職員にもなぜこのようなことを知事に言ったのかどうか、その事実確認と中身を私は検証してみたい。そうすべきだと思っています。それは、マスコミの皆さんが責任としてこれは事実関係を明らかにすべきだと思うし、そうしなければ我々沖縄県民は尖閣諸島を本当に自分たちの領土、領海として守っていけるかどうか、また玉城デニー知事はこの決意が本当にあるのかどうか、今それが問われていると思いますので、この決議案に対しては断固として賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎國仲昌二君

玉城デニー知事の発言が尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないような誤解を与えたということは、まことに私も遺憾だと思えます。ですから、石垣市の抗議決議を受けて発言を撤回したものだというふうに思っております。

あともう一つですね、海上保安庁巡視船から中国公船を挑発しないでくださいとの呼びかけがあったかどうかというのは、私もあったかどうかわかりませんが、あったとしてもなぜその巡視船がそういう呼びかけをしたのかというのもよくわからないところですね。この抗議決議そのものがその発言に対するものであれば、その撤回した発言に対して抗議する、あるいは事実かどうかちょっとよくわからない海上保安庁の巡視船からの呼びかけに対しての抗議決議だとすると、これは事実かどうかまだはっきりしないというところがありまして、私はこの抗議決議そのものがちょっとあやふやだなという受けとめ方をしますので、私は決議案第6号、沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議に反対というふうに討論します。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、決議案第6号、沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議に賛成の立場で討論いたします。

今問われているのは、玉城デニー知事の最初の発言が5月31日でありました。この撤回したのは、6月17日の石垣市議会から抗議決議を受けてからであります。ということは、玉城デニー知事はこの抗議決議がなければ今の発言を撤回せずに、その信条のもとで県政を進めていった可能性も大いにあります。この発言を問題視して、しっかりとこれの裏をとる作業をマスコミがやっていけばもっと早かったかもしれないし、多くの議会がこの発言に対してしっかりと抗議をすることで玉城デニー知事の今後の県政運営を支えてい

くというのも大事なことだと思います。この発言に対しては非常によろしくないとは思っておりますので、賛成をいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎仲里タカ子君

私も決議案第6号、沖縄県知事の尖閣問題発言に対する抗議決議に反対の立場で討論をいたします。

尖閣諸島が日本の領土であるということに関して、玉城デニー知事はそれを全然そうではないとか、どちらでもないとか、そういうことを言っているわけではなくて、この中にあるように海上保安庁の巡視船から中国公船を挑発しないでくださいと……

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

静かにしてください。

◎仲里タカ子君

中国公船を挑発しないでくださいと。挑発したかしなかったかということは私はわかりません。ですが、あの中国と中国公船が出入りしている何かいろいろ問題が起ころうなところに海上保安庁が出かけていって沖縄の漁船を守っているわけですね。そこで小競り合いとか、そういうことが起きたりして事件が大きく拡大することはやっぱり海上保安庁も望まないだろう。平和な海で平和に漁業をしてもらいたい、そのために海上保安庁は一生懸命お仕事をされているし、そういうことを言ったのであれば、それを玉城デニー知事がそういうことにならないようにという配慮した可能性があると考えます。

そして、玉城デニー知事は自分の発言が誤解を与えたことに関してはしっかりと謝罪をして、自分としてはそういうつもりで言ったのではないですよというふうにちゃんと記者会見をしているわけですから、これは抗議に値しないと考えます。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第6号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、決議案第6号は可決されました。

次に、日程第32、派遣第1号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第1号のとおり、世田谷区で開催される第42回せたがやふるさと区民まつり参加のため、8月2日から8月5日までの4日間、平百合香君、前里光健君、それに私、佐久本洋介の3名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

お諮りします。今定例会に付議された案件は全て議了しました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することと決しました。

これをもちまして令和元年第4回宮古島市議会定例会を閉会します。

（閉会＝午後零時22分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和元年6月25日

宮古島市議会

議長 佐久本 洋 介

議員 仲 里 タカ子

〃 新 里 匠